

令和5年第1回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月24日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
説明のための出席者	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
施政方針表明	17
議案第19号～議案第24号の上程、説明、質疑	24
予算特別委員会の設置、委員会付託	40
予算特別委員会委員の選任	41
予算特別委員会正副委員長の互選結果報告	41
議案第25号～議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託	42
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	49
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	51
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	68

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
休会の議決	7 9
散会の宣告	8 0

第 2 号 (2月28日)

議事日程	8 1
出席議員	8 2
欠席議員	8 2
本会議に出席した事務局職員	8 2
説明のための出席者	8 2
開議の宣告	8 3
諸般の報告	8 3
比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について	8 3
一般質問	8 4
1 1 番 松 本 美 子 議員	8 4
6 番 大 野 敏 行 議員	1 0 6
3 番 狛 守 勝 義 議員	1 1 9
1 番 小 林 智 議員	1 4 0
追加の答弁の申出	1 4 8
休会の議決	1 5 4
散会の宣告	1 5 4

第 3 号 (3月2日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 6
欠席議員	1 5 6
本会議に出席した事務局職員	1 5 6
説明のための出席者	1 5 6
開議の宣告	1 5 7
諸般の報告	1 5 7
一般質問	1 5 7
7 番 畠 山 美 幸 議員	1 5 7

発言の訂正	172
8番 長島邦夫議員	181
発言の訂正	186
10番 川口浩史議員	198
散会の宣告	221

第 4 号 (3月3日)

議事日程	223
出席議員	224
欠席議員	224
本会議に出席した事務局職員	224
説明のための出席者	224
開議の宣告	225
諸般の報告	225
一般質問	225
9番 青柳賢治議員	225
4番 藤野和美議員	242
12番 渋谷登美子議員	263
休会の議決	289
散会の宣告	289

第 5 号 (3月7日)

議事日程	291
出席議員	293
欠席議員	293
本会議に出席した事務局職員	293
説明のための出席者	293
開議の宣告	295
諸般の報告	295
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	296
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	297
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	299
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	300

議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 3
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 4
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 9
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 0
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 1
発言の訂正	3 1 5
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 5
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 8
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 4
議案第 1 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 7
議案第 2 0 号～議案第 2 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 3 7
議案第 2 5 号～議案第 2 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 4 2
嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	3 4 4
議員派遣の件について	3 4 5
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 4 5
日程の追加	3 4 5
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 6
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
延会の議決	3 5 1
延会の宣告	3 5 1

第 6 号（3月17日）

議事日程	3 5 3
出席議員	3 5 4
欠席議員	3 5 4
本会議に出席した事務局職員	3 5 4
説明のための出席者	3 5 4
開議の宣告	3 5 7
諸般の報告	3 5 7
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 7
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 0
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 6
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 8

町長挨拶	3 7 3
議長挨拶	3 7 4
閉会の宣告	3 7 4

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第48号

令和5年第1回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月15日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和5年2月24日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	小 林	智 議 員	3 番	狛 守 勝 義 議 員
4 番	藤 野 和 美 議 員		6 番	大 野 敏 行 議 員
7 番	畠 山 美 幸 議 員		8 番	長 島 邦 夫 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員		1 0 番	川 口 浩 史 議 員
1 1 番	松 本 美 子 議 員		1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	森	一 人 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

2月24日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
（行政報告 奥田教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 施政方針表明（佐久間町長）
- 日程第 7 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第 8 議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第 9 議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第10 議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第11 議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第12 議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定について
- 日程第13 議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）
- 日程第14 議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）
- 日程第15 議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第16 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第17 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第18 同意第 1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第 1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第21 議案第 2号 嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて
- 日程第22 議案第 3号 嵐山町情報公開条例の全部を改正することについて
- 日程第23 議案第 4号 嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正することについて
- 日程第24 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を改正することについて

日程第 25 議案第 6 号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについて

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福島	啓太	技監
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
田畑	修	税務課長
贄田	秀男	町民課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長

中 村

寧

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しております。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、新型コロナウイルスの感染も少し落ち着いてまいりましたが、今回の定例会も新しい生活様式にのっとった上での議会運営を心がけ、発言は全て自席で着座にて行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 狛 守 勝 義 議員

第4番 藤 野 和 美 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にいたしまして、2月16日、議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者といたしまして佐久間町長、高橋副町長、杉田総務課長に出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、承認2件、人事2件、条例14件、予算10件、その他3件、計31件ということでございます。このほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は本日2月24日から3月17日までの22日間とすることに決定をいたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は、受付順として、2月28日に1番、松本美子から4番の小林智議員、3月2日に5番の畠山美幸議員から7番の川口浩史議員、3月3日に8番の青柳賢治議員から10番の渋谷登美子議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことを報告いたしました。

○森 一人議長 お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日2月24日から3月17日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月17日までの22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議員の異動について報告いたします。令和5年1月31日をもって山田良秋議員の辞職を許可いたしましたので、ご了承を願います。

既に皆様ご承知のとおり、山田氏は、去る2月20日にご逝去されました。同氏が地方自治の進展と住民福祉の向上に尽くされました功績をたたえるとともに、改めまして衷心よりご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思っております。

では、ご起立を願います。

黙祷。

〔黙 祷〕

○森 一人議長 黙祷を終わります。

お直りいただき、ご着席願います。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、承認2件、人事2件、条例14件、予算10件、その他3件、計31件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、このほか議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付

しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、令和4年12月から令和5年2月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和5年1月27日、吉見町のフレサよしみにおいて、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員11名が出席いたしました。

令和5年2月3日、さいたま市の県民健康センターにおいて、埼玉県町村長・町村議会正副議長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発委第2号「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書の提出についての件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第9号 思想・良心の自由、請願権等を守る為の陳情書、陳情第10号 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、陳情第1号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和5年嵐山町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和5年度予算案をはじめ、町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、承認2件、人事2件、条例14件、予算10件、その他3件の計31件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申

し上げる次第でございます。

さて、このたび比企丘陵地域に伝わるため池を利用した伝統農法が日本農業遺産に認定されました。農林水産省が伝統的で持続可能な農林水産業を営む地域を認定する遺産として、比企丘陵地域が埼玉県内で武蔵野の落ち葉堆肥農法に続いて2例目というすばらしい評価を受けました。近年は、農業従事者の高齢化や後継者不足が課題とされておりますが、日本農業遺産に認定されたことが、ため池の維持に努める農業者の方々にとって励みになると同時に、嵐山町全体の農業の活性化につながりますことを祈っております。

なお、令和4年11月から令和5年1月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

以上をもちまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料36から42ページをご高覧いただきたいと思います。

なお、資料に2点ほど付け加えさせていただきます。1点目は、資料37ページ、3、幼稚園関係でございますが、来年度から開始します3歳児保育ですが、現時点で19名の入園予定となっております。なお、4歳児入園が15名、5歳児に進級する園児は26名で、現時点で園児合計60名になる予定でございます。

2点目は、先週から今週にかけて、町内の小中学校でコロナウイルスまたはインフルエンザウイルス感染症による欠席者が増加傾向にあり、今週の火曜、水曜日と七郷小学校の1年生がコロナウイルス感染症により、また志賀小学校の6年生がインフルエンザによる学級閉鎖の措置を取ったところでございます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

伏守総務経済常任委員長。

○伏守勝義総務経済常任委員長 それでは、総務経済常任委員会の報告をさせていただきます。

読み上げる形で報告いたします。

令和5年2月24日

嵐山町議会議長 森 一人 様

総務経済常任委員長 狩 守 勝 義

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事項

「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

「今後の観光振興のあり方について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について1月13日、2月1日及び8日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1月13日の委員会について

(1) 「今後の観光振興のあり方について」

北部地域の観光振興への提言（案）について意見交換を行った。

○主な質疑応答と意見

(問) 町から冷凍庫を補助できる見通しはあるのか。

(答) 農政課としては事前に調査をして、補助する方向で考えたいとのことだ。

(問) らんざん営農は米作り体験をやっているのか。

(答) 1組5名まで、費用1万円、15組まで受け入れていて人気がある。農泊をしてみたいという希望もあるようだ。

(意) グループが高齢化していることについても提言に含めたほうがよい。

(意) 古里にあるスキー・スノーボードジャンプ施設（埼玉クエスト）とコラボするなど、芋掘りのついでに体験できるような企画はどうか。視察してみてもよい。

(2) 「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

前回委員会（令和4年11月10日）に引き続き、資料「雫石町地域づくり計画」に対する意見交換を行った。さらに、「その他の自治体におけるまちづくり取り組み事例」についても資料を基に検討し、今後のまちづくりの方向性について意見交換をした。

①資料：「雫石町地域づくり計画」について

○主な感想や意見

・雫石のまちづくりは、いかにして若者を地元に残らせるための地域づくりをするかがコンセプト。町でも若い人がどのように発言し、まちづくりに参加していけるかが重要だと思う。

・住んでいる人が地元のよさを知らないと外に発信できない。ちかいなか（都心から近くてちょうどいい田舎）を生かせるようなまちづくりは魅力になると思う。

・雫石は、まずは集うことから始め、課題を解決するよりも何か楽しいことをしようということで、地区ごとにやっていることが全然違う。

・七郷小でもコロナ以前は田植え、収穫祭など地域行事をしていた。そういったものが復活できれば、地域コミュニティにもつながる。

②資料：「その他の自治体におけるまちづくりの取り組み事例」について

○主な感想や意見

・はちおうじ若者会議は、取りかかりやすいと思う。学生、社会人、親が中心となってまちづくりの意見交換をしていることが魅力的だ。

・町は大妻嵐山が協力してくれる。シャッターアートもメディアに取り上げられた。

・二十歳の集いは実行委員会方式だった。そこに携わった方々に声をかけて協力してもらう方法もよいと思う。子ども議会は事前準備が大変と聞いたことがある。

・これからは若者の意見を取り入れていかないと町が衰退してしまう。もう一度、若者会議を提言の中に入れる必要があると思う。

今回は、「今後の観光振興のあり方について」は「北部地域の観光振興への提言（案）」を整理した上で引き続き検討することとし、「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」も、今回の議論を踏まえ引き続き検討することとした。

2月1日の委員会について

(1)「今後の観光振興のあり方について」

北部地域の観光振興への提言（案）について引き続き検討、意見交換を行った。

○主な質疑応答と意見

(問) 2月8日の視察後提言することがあった場合、その取扱いはどうするのか。

(答) 重要案件があれば入れてもよいと思っているが、この4点を中心にした。

(問)「ブルーベリー」のことはしっかりやってきたが、「観光芋掘り」についてはあまり協議していないと思う。しっかり把握してから提言すべきだ。

(答) 視察等はしていないが、担当課長からの説明は受けているので提言に盛り込んだ。しかし、まだ勉強不足という指摘は大事なことなので、もう少し協議してもよいと思う。

(問) 町のどこかに1か所、拠点があればよいと思うがどうか。

(答) 北部の拠点は「観光果樹園ふるさと」になると思う。らんざん営農にも話を聞く必要がある。

(意) 拠点づくりのことも捉えて提言できればより一層よいものになると思う。

(2)「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」

前回は引き続き、「雫石町地域づくり計画」や「その他の自治体におけるまちづくりの取り組み事

例」を参考にしながら意見交換を行った。

○主な意見

・まちづくりについてはトップダウンが定着していると思う。下から意見を出していくシステムをつくるのが大事だ。

・中学生など子どもの意見を聞く場をつくり、持続的に大学生まで続けられたらよい。

・地域ごとに議員が分かれて出向き、地域での話や若者会議についてまとめて提言できたらよい。

次回の「今後の観光振興のあり方について」は、芋はん（飯能市）と山口農園（越生町）への視察研修を行う。「ウィズコロナ時代におけるまちづくりについて」は、所管外の内容もあるので、3月定例会で所管を超えて調査したい旨を申し入れた上で、教育委員会に聞き取り調査をすることとした。

2月8日の委員会について

「今後の観光振興のあり方について」

芋はん（飯能市）と山口農園（越生町）の視察研修を行った。

(1) 視察研修先

「芋はん」：飯能のお芋屋さんで、紅はるかやベニアズマなど10品種を阿須丘陵の水はけのよい自然豊かな地域で栽培している。

直売所を併設。

「山口農園」：越生特産の「梅」を300本以上ある梅林で、安全安心の自家農園栽培をしている。「梅で人と人をつなぎたい」と始めた梅凜カフェを併設。各種コラボイベントも実施している。

(2) 視察研修の内容：資料を基に活動内容等説明を受けた後、質疑応答、畑（梅林）と施設見学。

(3) 主な質問事項：ア 始めたきっかけは

イ 運営について（畑や店舗の規模、収穫量、従業員数）

ウ 委員会では農業と観光を組み合わせることを考えている。そのことについてどう思うか

エ 来店するお客の比率（市民や町民・それ以外）、客層は

オ どんなことが課題か

カ 始めるに当たり市や町、県からの補助（補助金、指導等）は

次回以降の「今後の観光振興のあり方について」は、ブルーベリー園隣接の「観光芋掘り」、らんざん営農の「米作り体験と農泊」、勝田の梅林周辺等の調査研究を進めることとした。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 それでは、議長の指名いただきましたので、所管事務の調査報告申し上げます。

令和5年2月24日

嵐山町議会議長 森 一人 様

文教厚生常任委員長 青 柳 賢 治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「人口減少対策について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について12月16日、1月31日及び2月9日に委員会を開会し、調査研究を行った。

12月16日の委員会

今後の調査研究を進めるに当たり、大正大学准教授大沼みずほ氏に『人口減少対策について』～地方における少子化対策と地域づくり～をテーマに講演を依頼することに決定した。

1月31日の委員会について

文教厚生常任委員6名、委員会外議員5名、執行4名の出席の下、大沼みずほ氏の講演『人口減少対策について』～地方における少子化対策と地域づくり～を拝聴した。講演内容概要を添付してありますので、ご高覧いただきたいと思います。質疑応答の時間を含めて充実した研修会になった。

2月9日の委員会について

1月31日の講演について、委員より意見感想を出し合い、意見交換を行った。

【委員の意見・感想】

- ・地域づくりにおいてビジョンを共有し、無理のない実態に即した社会をつくる。
- ・近隣自治体との連携、図書館等の共有インフラを構築することで、町村による役割分担をもって補完する。
- ・学校問題や事務連携なども広域な視点で考える。幼稚園・保育園は、より利用者目線を大切にしたいサービスを提供する。
- ・経済的に不安定な状況に自治体がどう取り組むか、移住対策やふるさと納税など自治体間競争に

なっている、町の目指すべき人口をいかに共有するか。

- ・若い女性の流出の原因を把握する。女性が働きやすい職場、女性が活躍している企業を視察し自治体行政に生かす。
- ・伊那市は各学校の特色を生かしているなので人が流入してくる。町で何ができるか総合的な視点で考える。
- ・人口減少で地域活動が縮小しているので特色持つことが必要。
- ・若い人や働く場所が少ないので地域で活躍できる人を取り込む。
- ・結婚支援を町全体で盛り上げる。
- ・ある程度の流出はやむを得ない。女性たちの活躍できる場の提供や対策を図る。
- ・Uターンで戻れる、嵐山町でよかったというストロングポイントを持つ。
- ・教育環境の充実、他が追いつけないような教育の実施が何よりの少子化対策になる。
- ・立地整備計画を再検討する。
- ・町ホームページを活用し、「子育て支援」に特化した発信を重視する。
- ・DXの人材を広域で活用。
- ・女性が戻ってくるまちづくり。

【意見発表後の意見交換】

- ・生産年齢人口を増やし中長期でバランスを取る。
- ・町内において、北部、中部、南部の交流を図る。
- ・近隣市町村の観光資源を比企全体で共有し、さらなる関係人口を増大する。
- ・雇用があり、住みやすく、生きやすい地域づくりを進めて、自然に人を呼び込む力を持つ。
- ・0～2歳のいる世帯や多子世帯への経済的、人的支援を拡充する。
- ・子育て世代からの意見を聞き、実績のある自治体に視察へ行く。
- ・広報紙とホームページやSNSによる効果的な情報発信を考える。

3月定例会後も、継続して調査研究を進める。

以上、中間報告とします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

○藤野和美広報広聴委員長

令和5年2月24日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 藤野 和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和4年12月21日、令和5年1月10日及び17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

- ・議会だより189号発行について

令和4年12月21日入稿、令和5年1月10日初校、17日再校、2月1日発行の予定で準備を進めた。第21回議会報告会・意見交換会及び議会モニターとの意見交換会を特集し、第2回臨時議会及び第4回定例会の議案や一般質問、常任委員会報告、町への提言などで構成し、表紙はタイトルロゴを一新するなどしてイメージ転換を図った。今号もページの適正化に取り組み、全20ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

- ・第22回議会報告会について

5月13日（土）午後2時から1回のみ開催とした。

- ・議会モニターとの意見交換会について

4月15日（土）の午前または午後に議員全員参加で1回のみ開催とした。

- ・議会動画配信について

第1回定例会一般質問の動画配信に向けて、機材調達を含め準備を進めることとした。また、初の試みとして第21回議会報告会の動画配信をした。

- ・意見交換会やご意見箱の意見について

各委員会で検討された内容を確認し取りまとめ、ホームページに掲載した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終わります。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎施政方針表明

○森 一人議長 日程第6、町長の施政方針表明を行います。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 令和5年度施政方針。本日ここに、令和5年第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご参集を賜り、心から感謝申し上げます。

本議会におきましては、令和5年度の当初予算をはじめ、町政の重要な諸案件につきましてご審議いただくこととなります。それに先立ちまして、令和5年度に臨む町政運営に関する基本方針と施策の概要を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高、エネルギー価格高騰の波が押し寄せた1年でした。町では、町民の生命と健康、暮らしを守り、誰一人取り残さないことを第一に、町独自の対策を実施し、町民、町内事業者の皆様の支援に取り組んでまいりました。

また、一方で、ウィズコロナへ向け歩み出した1年でもありました。新型コロナウイルスの感染拡大により中止されていたラベンダーまつりや嵐山まつりなどのイベントを、感染防止対策をしっかりと行った上で、3年ぶりに開催いたしました。さらに、NHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放映に合わせて、「嵐山重忠まつり」も開催し、イベント会場には、たくさんの笑顔と喜びがあふれ、コロナ禍で薄れていた人と人とのつながりのすばらしさを改めて感じました。

さて、私は、町長に就任して以来、「人が宝のまちづくり」を信条に、まちづくりに全力で取り組んでまいりました。おかげさまをもちまして町政は一步一步、着実に前進し続けております。これもひとえに、町民の皆様をはじめ関係各位のご理解とご支援のたまものであり、心より感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中におきましては、独り親家庭への支援などに対し多額のご寄附をいただきました。温かいお心遣いに、改めて心より厚く感謝申し上げます。

令和5年度は、これまで町の主要プロジェクトとして取り組んでまいりました武蔵嵐山駅西口地区整備事業や花見台工業団地の拡張事業が完成を迎えます。一方、長年、懸案となっておりました町立嵐山幼稚園の3年保育などがスタートいたします。また、学校再編につきましても、昨年7月に提出された答申に基づき、様々な検討が始まってまいります。

このような新たな事業がスタートする中で、事業の実現に向け、様々な課題にしっかりと向き合い、全力で取り組んでいくことは、私たちの責務であります。10年後、20年後の嵐山町の未来のために全力を尽くしてまいります。

初めに、令和5年度予算の概要を申し上げます。

令和5年度の一般会計当初予算は、64億6,300万円と前年度比4.7%増の予算といたしました。

国民健康保険特別会計は、18億3,560万円の前年度比5.3%減、後期高齢者医療特別会計は、2億9,970万円の前年度比10.8%増、介護保険特別会計は、15億6,200万円の前年度比5.2%増、水道事業会計は、8億5,803万7,000円の前年度比32.8%増、下水道事業会計は、7億2,828万5,000円の前年度比10.3%増、全体予算規模で、117億4,662万2,000円の前年度比5.1%増としております。

次に、一般会計の歳入についてご説明申し上げます。

政府の令和5年度予算案は、約114兆4,000億円と11年連続で過去最大を更新し、税収については、引き続き企業の業績が回復傾向にあることから前年度比6.4%の増としております。また、地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和4年度地方財政計画を上回る額の確保が図られました。

令和5年度嵐山町の一般会計の町税は、町民税、固定資産税の主要税目について、前年度に引き続き増収が見込まれるため前年度比5.6%増と見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方交付税の法定率分となる国税の増加に伴い、前年度比3.5%増と見込んでおります。

国庫支出金は、事業の終了に伴う地方創生推進交付金、都市再生整備交付金等の減少により、約2,900万円減の前年度比3.4%減で計上いたしました。

県支出金は、埼玉県ふるさと創造資金等の増額に伴い、約1,900万円増の前年度比4.1%増で計上いたしました。

町債につきましては、町道1—23号整備事業等により、建設債は、前年度と比較し1,000万円の増となりました。一方、臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において財源不足額が縮小したことにより、7,800万円の減少となり、町債全体としては、6,800万円減の前年度比21.1%の減となりました。

これにより、町債の令和5年度末現在高見込額につきましては、60億1,450万円となり、令和4年度末と比較し、およそ4億3,200万円の減となり、財政の健全化を図ることができました。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明申し上げます。

歳出の性質別では、人件費が約1,600万円、扶助費が約6,600万円、公債費が約3,800万円それぞれ増加し、義務的経費全体では約1億2,000万円の増加となりました。

投資的経費では、全体で約4億4,200万円を計上いたしました。高規格道路整備事業補助金や埼玉県ふるさと創造資金等の補助金を活用し、町道1—23号整備事業、駅西公園改修事業等を行ってまいります。

さらに、国において策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、町管理河川の浚渫等を実施し災害の発生予防、拡大防止に取り組んでまいります。

物件費では、エネルギー価格の高騰の影響を受け各公共施設の電気料の増加等により、約2,900万

円増の前年度比2.9%の増、補助費等は、観光協会への補助金8,000万円を1,810万円とし、大幅に減額したことにより、約700万円減の前年度比0.5%の減、繰出金は、後期高齢者医療特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の増により、約1,000万円増の前年度比2.8%の増といたしました。

それでは、令和5年度の主な事業につきまして、第6次嵐山町総合振興計画の各種施策に基づきまして、説明させていただきます。

初めに、「協同のまちづくり」でございます。

地域コミュニティの中には、まさしく「まちの宝」と呼ぶにふさわしい多くのすばらしい人材がいらっしゃいます。新型コロナウイルスの感染拡大により地域力が低下した中で、今後、地域コミュニティを維持し、活力のある地域づくりを進めるためには、こうした人材の力は、欠かすことができないものであります。引き続き、まちづくりの担い手が、自主的な活動に取り組めるよう積極的に支援を行ってまいります。

町では、これまで、多方面からのアプローチにより、定住人口の増加を図る取組を行ってまいりました。人口減少は、続いています。令和5年1月1日現在では、社人研推計人口を429人、目標人口を138人上回っております。今後ともこれに甘んじることなく、様々な取組をより一層推進し、選んでもらえる、住んでもらえるまちづくりに粘り強く取り組んでまいります。

インターネット等による差別的な書き込み、性的マイノリティへの偏見や差別、誹謗中傷などが深刻な問題となっております。差別のない住みやすい町を目指して、関係機関と連携し、人権教育・啓発に関する様々な施策を推進してまいります。

また、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入し、性の多様性への理解促進を図り、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指してまいります。

ロシア軍によるウクライナへの軍事進攻により、ウクライナでは、多くの貴重な命が犠牲となっており、国際法に反したロシア軍の攻撃や、人権侵害は決して許されるものではありません。嵐山町非核平和都市宣言にうたわれている世界の恒久平和の確立と平和な社会の実現のため、平和の尊さを啓発する事業を推進し、平和意識の醸成に取り組んでまいります。

次に、「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」でございます。

私は、町長就任以来、こども医療費の18歳までの助成の拡大、第2子以降への学校給食費の助成を行い、子育て世代への支援を最重要課題の一つと位置づけ積極的に行ってまいりました。

核家族化が進み、さらにコロナ禍により地域のつながりも希薄となり、孤立感や不安感を抱く妊婦の方や子育て世代も少なくありません。

妊娠期から出産・子育て期まで伴走型の相談支援と給付金の支給など経済的な支援を一体的に行い、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、子育てしやすい環境づくりとして、駅西公園を、幼少期の子どもたちが安心して遊べ、同じ世代の子を持つ親同士が集い、交流できる場としてリニューアルいたします。

町立嵐山幼稚園の3年保育につきましては、子どもたちが毎日元気に登園できるよう、受入れの準備をしっかりと行ってまいります。

また、子どもたちが健やかに成長するためには、安心して過ごせる居場所が不可欠です。引き続き、子ども家庭支援センターにおいて、子どもの居場所づくりに取り組んでまいります。

学校の教育環境につきましては、昨年より校務支援システムを導入し、学校における業務改善を進めてまいりました。本年度は、すべての小・中学校へスクール・サポート・スタッフを配置し、教員の業務改善を進め、教員が児童生徒一人一人と向き合う時間の確保に向け取り組んでまいります。

学習環境面につきましては、GIGAスクール構想を円滑かつ本格的に推進するため、前年度に引き続き通信環境の整備を行い、効率的な活用を進めてまいります。

また、菅谷小・中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の方が学校運営に参画し、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

老朽化が課題となっております学校施設につきましては、七郷小学校の屋内消火設備などの必要な改修を行い、子どもたちが、安心して学ぶことのできる教育環境を整えてまいります。

また、老朽化の進む学校プールにつきましては、維持管理費等を考慮し、玉ノ岡中学校に加え、菅谷中学校においても民間委託を実施してまいります。

学校の再編につきましては、審議会からの答申を受け、役場内にプロジェクトチームを立ち上げ、諸課題の調査研究を進めております。本年度は、基本計画の策定を行い、次世代を担う子どもたちが、笑顔で、安心して学ぶことができる環境の早期実現に向け全力で取り組んでまいります。

生涯学習につきましては、様々な学習機会の場の提供や文化・芸術活動の支援に努め、生涯にわたって学び続けられる環境づくりを推進してまいります。また、教育委員会事務局組織を改編し、生涯学習課を設置することにより、生涯学習の推進体制の充実を図ってまいります。

次に、「健康で互いに支えあうまちづくり」でございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、関係医療機関の協力の下、接種を希望される方全てに、無事に終了することができました。今後のワクチン接種につきましては、国の方針に基づき、対応を行ってまいります。

健康のまちづくりを進めるためには、一人一人が、健康に対する意識を高め、健康的な生活習慣に取り組んでいくことが大切であります。

引き続き、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図り、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予防のための相談、教室を実施し、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

また、新たな取組として、歯の健康が全身の健康につながることから、歯科口腔疾患の予防や疾病の早期発見・早期治療につなげるため、成人歯科健診を実施してまいります。

疾病の予防対策につきましては、これまで実施してまいりました、おたふく風邪・中学3年生へ

のインフルエンザ等の予防接種の助成に加え、満18歳を迎える方へのインフルエンザ予防接種の助成を新たに行ってまいります。

母子健康づくりにつきましては、乳児家庭訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査を実施し、健やかな成長を支える支援や育児不安の解消に努め、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した伴走型相談支援を実施してまいります。

団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」を間近に控え、介護予防・フレイル対策など、介護が必要な状態とならないための取組が重要となっております。

町では、これまで、「高齢者の保健事業」と「介護予防」を一体的に実施し、高齢者への支援を行ってまいりました。引き続き、身体づくりを応援する教室や講座を実施し、高齢者の皆様が、住み慣れた地域や家庭で安心して住み続けることができるよう支援してまいります。

介護保険事業の運営につきましては、令和6年度から8年度までを期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、効率的、効果的な運営に努めてまいります。

新たに、結婚60年を迎えられたご夫婦の方々に、ダイヤモンド婚式を開催してまいります。

障害者の支援につきましては、障害のあるなしにかかわらず、自らが望む地域で、自分らしく自立した生活ができるよう、嵐山町障害者福祉計画に基づき、各種サービスや相談対応の充実を図り、それぞれの状況やニーズに応じた支援を継続してまいります。

また、新たな取組として、手話奉仕員養成事業を開始し、手話に対する理解の促進、手話の普及に努めてまいります。

次に、「自然とともに生きるまちづくり」でございます。

地球温暖化による気候変動は、地球規模で異常気象をもたらし、その対策が、世界的に課題となっております。町におきましては、昨年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロのまちを目指す「嵐山町ゼロカーボンシティ宣言」を表明いたしました。

本年度は、嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画の見直しを行い、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた具体的施策を位置づけた計画を策定してまいります。

また、取組の一つとして、新たに、公用車への電気自動車の導入を図り、二酸化炭素排出量削減に努めてまいります。

ごみの適正管理につきましては、町民の皆様や事業所の方々に、再資源化に積極的に取り組んでもらえるよう、生ごみの水切りやごみの分別方法について、一層の周知を行い、ごみの減量化に努めてまいります。

また、町民の皆様からご要望の多い生ごみ処理機の補助金につきましては、予算を拡大し、ごみの減量化の支援を行ってまいります。

水道事業につきましては、「嵐山町第2次地域水道ビジョン」に基づき、老朽化した管路の更新や主要管路の耐震化を実施し、引き続き、安心で安全な水の安定供給に努めてまいります。

生活排水対策では、公共下水道事業につきましては、老朽化が著しく進んでいる路線について、カメラ調査、管渠の布設替えを実施し、適正な維持管理に努めてまいります。町管理型浄化槽整備促進事業につきましては、単独処理浄化槽やくみ取りからの町管理の合併浄化槽への切替えを促進し、河川等の水質向上に努めてまいります。

また、人口減少が進む中で、持続可能な運営が図れるよう、上下水道事業それぞれの経営戦略の見直しを行ってまいります。

次に、「安全・安心で活力あるまちづくり」でございます。

昨年7月に発生した集中豪雨では、嵐山町でも、これまで経験したことのない雨量となり、災害は、いつ、どこで起きてもおかしくはないことを改めて痛感いたしました。

様々な災害で被害を未然に防止し、最小限にとどめるには、日頃からの備えや住民同士の助け合いが非常に大切であります。

本年度は、町内全域を対象に、地域の自主防災会を中心とした避難訓練や避難所開設・運営訓練、安否確認訓練等を実施し、地域防災力の向上を図ってまいります。

さらに、日頃から防災意識を高めてもらうために、気象防災アドバイザーによる研修会を実施してまいります。

町における犯罪につきましては、高齢者を狙った特殊詐欺の発生件数が、増加傾向にあります。警察などの関係機関・団体との連携を強化し、犯罪の抑制に努めてまいります。また、引き続き、防犯ボランティアによるパトロールや児童の見守り活動など自主的な活動への支援を行い、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全教育や事故防止の啓発活動に取り組むとともに、カーブミラー・防護柵など交通安全施設の整備を行い、交通事故の起こりにくい環境づくりに努めてまいります。

計画的なまちづくりににつきましては、人口減少や少子高齢化など社会変化に対応し、これまで以上に持続可能なまちを構築していくために、立地適正化計画の策定に着手してまいります。

平沢土地区画整理事業につきましては、昨年、換地処分が終了し、本年度は、清算事務を行うことになるとのことです。清算事務が、滞りなく進むよう、資金の貸付けを行い、引き続き、組合を支援してまいります。

幹線道路の整備につきましては、事業の早期実現に向け、都市計画道路町道1—23号の用地取得、物件補償を進めてまいります。

また、舗装が著しく老朽化している幹線道路につきましては、舗装の修繕や側溝の整備工事を実施し、安全に通行できる道路環境の整備に努めてまいります。さらに、舗装構成調査を実施し、舗装の維持管理を計画的に行ってまいります。

生活道路では、昨年着手した根岸10号線について、用地取得を進めてまいります。また、地区か

ら出されている様々な要望につきましても、可能な範囲で対応してまいります。

公共交通につきましては、高齢者や妊産婦へのタクシー券助成を継続しながら、立地適正化計画の策定に合わせ検討を進めてまいります。

町の産業を発展させることが、地域経済の活性化や地域全体の活力アップをもたらす、町を持続的に発展させることにつながります。

農業につきましては、農業従事者の高齢化が進む中、担い手不足等の問題はありますが、若手新規就農者も順調に育っております。引き続き、新規就農希望者に対し、就農から定着まで切れ目のない支援を行い、次世代の農業を担う人材の育成・確保に努めてまいります。

スマート農業につきましては、昨年、農業用ドローンによる実証を行い、大変よい結果が得られたことから、らんざん営農において、本格的に導入する予定です。生産性の向上や労働力不足に対応するために、引き続き、スマート農業の取り組みを推進してまいります。

嵐山町産のラベンダーや農林61号を利用した加工品や特産品は、ふるさと納税の返礼品として提供を開始いたしました。さらに、ため池を利用した伝統農法が「日本農業遺産」に認定されたことを最大限に生かし、商品のPRや販路拡大を行い、6次産業化を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、本年4月より施行される「嵐山町中小企業・小規模企業振興条例」を踏まえ、地域社会の経済や雇用を支える担い手として重要な役割を果たしている中小企業等を支援してまいります。

昨年度より開始した住宅リフォーム補助事業につきましては、大変ご好評をいただいております。引き続き、町内事業者への支援を行ってまいります。

花見台工業団地の拡張につきましては、埼玉県企業局による造成工事が本年度完了する予定です。また、川島地区産業団地の整備につきましては、土地区画整理事業の業務代行予定業者が決定し、産業団地の整備に向け、関係機関との調整を進めております。

引き続き、町民の雇用の確保、税収の確保につながる企業誘致に取り組み、町の活性化に努めてまいります。

観光の推進につきましては、引き続き、観光協会を支援し、嵐山溪谷やラベンダー園などの観光資源を有効に活用し、誰もが訪れたいくなるような魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

町では、これまで、情報通信技術の進歩や国が推進する自治体DXに対して適切に対応するため、情報セキュリティ対策を含めた情報システムの更新・整備を行ってまいりました。

本年度は、将来的なガバメントクラウドへの移行を見据え、住民記録など、基幹系20業務のシステムを、国の策定する標準仕様に準拠したシステムに入れ替える「自治体情報システムの標準化・共通化」に向けた取組を開始し、自治体DXを推進してまいります。

マイナンバーカードにつきましては、スマート自治体を推進するための基盤となることから、引き続き特別開庁などを行い、普及促進に努めてまいります。また、マイナンバーカードを利用した

転入・転出ワンストップ申請支援サービスを導入し、町民の利便性向上を図ります。

自主財源の根幹となる町税につきましては、インターランプ内や花見台工業団地内における新たな企業の操業開始による固定資産税の増加により増収となる見込みです。引き続き、企業誘致を積極的に行い、自主財源の確保に努めてまいります。

また、新たな自主財源の確保対策として進めております、ふるさと納税につきましては、全国の皆様から温かいご支援をいただき、令和4年度は、5,000万円を超える見込みとなっております。引き続き、嵐山町を応援していただけるよう、魅力ある返礼品の開発や、情報の発信を行い、ふるさと納税を推進してまいります。さらに、企業版ふるさと納税制度の活用を開始してまいります。

令和5年度当初予算編成においては、公債費など義務的経費が増加する中でも、今後見込まれる財政需要に対応するため、財政調整基金残高の確保や町債残高の抑制を図ったところであります。町の財政状況は、改善傾向にありますが、この状況に決して油断することなく、計画的な財政運営を進めるとともに、事務・事業の効率化、改善などに取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

大野元裕埼玉県知事は、新年の挨拶の中で、「本年はポストコロナを見据え、様々な改革に取り組んでいく」とのメッセージを發しました。また、国においては、本年5月8日に新型コロナウイルスの感染症分類を2類から5類に変更する予定であります。町といたしましても、この動向に遅れることなく、一つ一つの事業を着実に進展させ、町民の皆様の健康増進、福祉の向上に全力で取り組んでまいりたい所存であります。

議員各位をはじめとする町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

令和5年2月24日。嵐山町長、佐久間孝光。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

これにて施政方針表明を終わります。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号～議案第24号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第7、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第8、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第9、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第10、議案第22号

令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第11、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、日程第12、議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上6件を一括議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 初めに、議案第19号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第19号は、令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。

令和5年度の町政を執行するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,300万円と定めるものであります。このほか、債務負担行為2件、地方債10件の設定並びに一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第20号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第20号は、令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。令和5年度の国民健康保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,560万円と定めるものであります。このほか、一時借入金の借入れの最高額等について定めるものであります。

次に、議案第21号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第21号は、令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。令和5年度の後期高齢者医療特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,970万円と定めるものであります。

次に、議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。令和5年度の介護保険特別会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,200万円と定めるものであります。

次に、議案第23号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。令和5年度の水道事業会計は、業務の予定量を給水戸数8,100戸、年間総配水量285万2,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額については、事業収益5億4,769万7,000円、事業費用4億9,760万9,000円、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入4億9,370万1,000円、資本的支出5億3,189万5,000円とするものであります。このほか、債務負担行為1件、企業債2件の設定並びに一時借入金の限度額等について定めるものであります。

最後に、議案第24号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件でございます。令和5年度の下水道事業会計は、業務の予定量を公共下水道事業の水洗化戸数5,209戸、年間有収水量168万

152立方メートル、浄化槽事業の町管理型浄化槽戸数829戸、年間有収水量20万6,000立方メートルと定め、収益的収入及び支出の予定額については、事業収益6億424万7,000円、事業費用5億9,045万1,000円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入2億8,657万7,000円、資本的支出3億5,092万6,000円とするものであります。このほか、債務負担行為4件、企業債5件の設定並びに一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

初めに、議案第19号について細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第19号の細部につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

説明に入る前に、大変恐縮でございますけれども、訂正をお願いできればと存じます。当初予算書の187ページをお開きいただきたいと存じます。一番下段、10款教育費、第3項中学校費の一番下段でございます。(2)菅谷中学校管理事業の備考欄でございます。事業概要といたしまして、新規事業でございますけれども、「水道授業委託に関する経費」とございますけれども、「水泳授業委託に関する経費」の誤りでございます。おわびして訂正を申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第19号の細部につきましてご説明させていただきたいと存じます。初めに、令和5年度予算案の参考資料を御覧いただきたいと存じます。まず最初に、参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度嵐山町の予算一覧でございますが、一般会計から各特別会計、公営企業会計別にそれぞれの予算規模を前年度対比で記載させていただいてございます。令和5年度の総額といたしまして117億4,662万2,000円であり、前年対比で5億7,425万3,000円、5.1%増の予算となっております。

次に、3ページ、4ページをお願いいたします。4ページにつきましては、一般会計の歳入の財源別内訳を記載させていただいてございます。まず、歳入のうち自主財源でございますが、令和5年度予算額が34億3,082万2,000円でございますが、前年度対比10.2%の増と見込んでございます。歳入全体の構成比でございますが、前年度と比較いたしまして2.7ポイント増の53.1%でございます。主なものといたしまして、町税27億5,434万5,000円で、前年度対比0.3ポイント増の42.6%でございます。一方、依存財源でございますが、30億3,217万8,000円で、前年度比0.9%の減と見込んでございます。依存財源の大きなものといたしましては、町債でございますが、前年度比6,800万円、21.1%の減でございます。この主たるものといたしまして、臨時財政対策債7,800万円の減ということで見込んでございます。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは、歳出の性質別の内訳でございますが、義務的経

費、投資的経費、その他の経費の3つに区分してございます。義務的経費につきましては、人件費等でございまして32億774万9,000円で、前年度比3.9%の増、また投資的経費につきましては4億4,203万1,000円で、前年度比15%の増で見込んでございます。また、その他の経費につきましては28億1,322万円で、前年度比4.1%の増であります。この増の大きなものでございますが、物件費といたしまして、前年度比2,941万1,000円、2.9%の増で見込んでございます。この内訳といたしましては、電気料の高騰による各施設の光熱水費2,893万1,000円の増というものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、基金の状況を表してございます。積立基金、定額運用基金としてそれぞれの額を記載させていただいてございます。積立基金につきましては、財政調整基金、減債基金等を記載させていただいております。令和5年度末現在高見込みといたしまして10億5,456万9,000円を見込んでございます。

それでは、当初予算書をお願いいたします。当初予算書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。まず、8ページでございますが、第2表、債務負担行為でございます。令和5年度に新たに設定するもの2件ございまして、農業近代化資金利子補給及び特別小口融資制度に係る損失補償の2件でございます。

9ページにつきましては、第3表、地方債でありまして、普通債といたしまして防災・安全事業ほか8事業、1億9,170万円及び臨時財政対策債6,200万円につきまして据付けをさせていただくものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。2の歳入でございます。こちらにつきましても主なものにつきましてご説明させていただきたいと存じます。

まず、1款1項1目個人でございまして、こちらの1節現年課税分、所得割でございますが、前年度比1,382万9,000円増、7億7,707万2,000円で、2目法人の課税分でございますが、うち法人税割につきましては、前年度比405万2,000円の増で、1億4,601万1,000円で見込んでいるところでございます。

2項1目固定資産税の1節現年課税分でございますが、土地、家屋、償却資産の合計をいたしますと前年比1億2,340万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、花見台工業団地内の企業の工場増設に伴う家屋、償却資産の増を見込んでいるところでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税の1節現年課税分でございますが、前年度比299万3,000円の増でございます。加熱式たばこの紙たばこ本数に換算する課税方式が令和4年10月から0.8から1.0に変更されたことに伴い、増を見込んでいるところでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。11款1項1目地方交付税でございます。このうち普通交付税でございますが、地方財政計画を勘案いたしまして、前年比2,900万円増の7億7,500万円で見込んでいるところでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。中ほどでございます。15款1項1目民生費国庫

負担金の障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、障害児通所支援事業負担金でございますが、令和4年10月より、福祉・介護職員の処遇改善により報酬額が改定されたことに伴う増額を見込んでございます。補助率につきましては、それぞれ国が2分の1、県が4分の1でございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。15款2項1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金中、デジタル基盤改革支援補助金及びデジタル田園都市国家構想交付金でございますが、新たに585万2,000円と192万5,000円を見込んでいるところでございます。地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る標準準拠システムへの移行や、デジタルを活用しての地域の課題の解決に向けた事業に対し交付されるもので、住民・税情報システム運用事業と転入・転出ワンストップ申請支援サービス導入をするための住基ネットワーク事業に充当するもので、国の補助率はそれぞれが2分の1でございます。

次に、34、35ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金の1節社会資本整備総合交付金中、高規格道路整備事業補助金でございますが、1億1,200万円を見込んでいるところでございます。高規格道路を軸として産業基盤へのアクセス強化に資する道路整備事業に対して交付されるもので、国の補助率55%で、幹線道路整備事業の町道1—23号の土地購入費、物件補償費に充当するというものでございます。

その下段、3節集約都市形成支援事業補助金でございますが、新たに500万円を見込んでいるところでございます。コンパクトなまちづくりを推進するため、新たに立地適正化計画を策定するものに対し交付されるもので、国の補助率が2分の1で、都市計画策定事業の委託料に充当するというものでございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。4目土木費県補助金、1節土木費県補助金のふるさと創造資金に2,250万円を新たに見込んでいるところでございます。地域資源を活用して地域づくりに取り組む事業に対し交付されるものといたしまして、県の補助率が2分の1でございます。充当する事業につきましては、公園等整備事業の駅西公園改修事業でございます。

その下段でございます。5目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のスクールサポートスタッフ配置事業費補助金でございますが、175万7,000円の増で、233万3,000円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、教員の業務支援を行う人材派遣に対して交付されるもので、県の補助率が3分の2で、上限額が1人70万円とするものでございます。教育委員会事務局総務事業に充当するというものでございます。

48ページ、49ページをお願いいたします。下段でございます。第18款1項1目一般寄附金、1節の一般寄附金でございますが、3,000万円増の4,000万円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、ふるさと納税寄附分を見込んでいるものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。中下段でございます。19款2項基金繰入金でございます

す。まず、1目財政調整基金繰入金でございますが、年度間財源調整を行うため、財政調整基金から2億8,000万円を繰り入れるというものでございます。この2億8,000万円を繰り入れることに伴いまして、令和5年度末の予算残高見込みでございますが、5億5,006万1,000円でございます。

また、2目地域福祉人材育成基金及び3目ふるさとづくり基金繰入金につきましては、それぞれ99万8,000円、5,325万4,000円を繰り入れるものでございます。必要な事業に充当させていただくために繰り入れさせていただくというものでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。中段でございます。21款4項1目平沢土地区画整理事業貸付金元利収入3,200万円につきましては、平沢土地区画整理事業の換地処分完了に伴う清算金の貸付金の償還金として見込んでいるものでございます。

56ページ、57ページをお願いいたします。中段でございます。5項2目雑入の5節雑入の土地改良施設維持管理適正化事業負担金460万円につきましては、土地改良施設維持適正化に対し交付されるもので、国の補助率は3分の1、県の補助率は3分の1で、農業用施設整備事業の志賀地内防護柵整備工事に充当させていただくというものでございます。

それでは、続きまして3の歳出に移らせていただきたいと思います。

まず、70ページ、71ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の18、住民・税情報システム運用管理事業でございます。委託料4,360万3,000円を計上させていただいているところでございます。住民情報、税情報を処理する電算システムの運用管理に要する経費ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、自治体情報システム標準化・共通化を行うために要する経費として見込んでいるところでございます。

その下段、19、財政管理事業でございます。電算委託料589万3,000円でございますが、令和5年10月から実施されるインボイス制度に対応するため、財務会計システムの改修に要する経費として見込んでいるところでございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。4目財産管理費の1の庁舎管理事業でございます。需用費の光熱水費2,000万円でございますが、昨年比較500万円、25%の増として見込んでいるものでございます。近年の電気代高騰に対応するため、各公共施設におきましても同様の傾向で見込みをさせていただいているところでございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。8目自治振興費の2、地区集会所等補助事業でございます。地区集会所等補助金といたしまして95万9,000円を計上しておるところでございます。吉田2区集会所ほか3施設の修繕に要する費用の一部を補助するというものでございます。

次に、88、89ページをお願いいたします。2項1目税務総務費の2、税務総務事業中、18節負担金補助及び交付金の地方税共同機構負担金でございますが、38万7,000円増の102万7,000円を計上しているところでございます。電子申請等eLTAxでございますが、こちらの増加及び特別徴収通知等の電子化によりますシステム改修に係る経費の負担金として納付するものでございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。2目賦課徴収費、1、町民税賦課事業中の委託料、電算委託料の638万8,000円につきましては、個人住民税等3税の賦課に関する経費に併せまして、令和6年度より課税される森林環境税の基幹システムの改修経費及び特別徴収税額通知の電子化に伴う経費として計上しているものでございます。

その下段、2、資産税賦課事業中の委託料でございますが、電算委託料といたしまして、固定資産税の土地情報システムの更新に係る経費といたしまして270万円増の542万3,000円を、課税基礎資料の航空写真撮影業務といたしまして、新たに503万5,000円を計上しているところでございます。

また、その下段、3の徴収事業でございますが、委託料の電算委託料でございます。こちらにつきましては、地方税の共通納税システム、eL TAXサービスの対象税目拡大に係るシステム改修経費といたしまして、166万7,000円増の461万3,000円を計上しているところでございます。QRコード決済に対応するための経費でございます。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。1目戸籍住民基本台帳費中の4、住基ネットワーク事業の電算委託料でございますが、転入・転出ワンストップ申請支援サービスを導入するための経費といたしまして、341万5,000円増の553万1,000円を計上しているところでございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費の2、社会福祉総務事業でございます。新たな事業といたしまして、障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託料500万円を計上しているところでございます。こちらにつきましては、令和5年度をもって現行の計画が終了することに伴いまして、新たな第7期の計画等を令和6年から令和8年の3年間の計画を策定するというものでございます。

次に、106ページ、107ページをお願いいたします。14、障害者生活支援事業でございます。12節委託料の地域生活支援事業委託料に85万8,000円増の203万2,000円を計上しているところでございます。手話奉仕員の養成を行うための経費として計上させていただいているものでございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。2目老人福祉費の9、高齢者外出支援事業の12節委託料でございますが、269万3,000円増の1,150万円を計上しているところでございます。運転免許証を有しない高齢者に対するタクシー利用券の助成ということでございまして、こちらにつきましては段階的に対象年齢を引き上げるものでございまして、令和5年度につきましては68歳以上の高齢者を対象に助成を行うというものでございます。

112、113ページをお願いいたします。3目介護保険事業費の2、介護保険総務事業でございますが、新たな事業といたしまして、12節委託料に第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料440万円を計上しているところでございます。こちらにつきましても、令和5年度をもって現行の計画が終了することに伴いまして、新たな第9期計画等といたしまして、令和6年から令和8年までの3年間の計画を策定するというものでございます。

次に、116、117ページから118、119ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費の2、

児童福祉総務事業でございますが、12節委託料176万円及び13節使用料及び賃借料85万8,000円でございますが、新たに要保護児童等相談支援システムを構築するための経費として計上するものでございます。

128ページ、129ページをお願いいたします。4款1項2目予防費の2、がん検診等事業でございます。12節委託料に新たに歯周病検診委託料といたしまして3万3,000円を計上するものでございます。二十歳以上の町民を対象に歯科集団検診を行うための経費として計上するものでございます。

132、133ページから134、135ページをお願いいたします。4目環境衛生費の2、環境衛生総務事業でございます。12節委託料でございますが、新たな事業といたしまして、環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画策定業務委託料450万円を計上しているところでございます。こちらにつきましても、令和5年度をもって現行の計画が終了することに伴いまして、新たな計画といたしまして、令和6年から令和16年までの10年間の計画を策定するというものでございます。

136、137ページをお願いいたします。2項1目塵芥処理費、1、ごみ減量化推進事業の18節負担金補助及び交付金でございますが、生ごみ処理器設置補助金といたしまして、55万8,000円増の75万6,000円を計上しているところでございます。電気式処理器18器、コンポスト12器を見込んでいます。

次に、144、145ページをお願いいたします。6款1項5目農地費、2、農業施設整備事業の14節工事請負費でございます。新たな事業といたしまして574万6,000円を計上しているところでございます。土地改良維持適正化事業におきまして、志賀地内防護柵設置工事を行うための経費として見込んでいるものでございます。

148、149ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興費の4、企業誘致事業の18節負担金補助及び交付金でございますが、企業奨励金2,757万2,000円を計上しているところでございます。花見台工業団地内に新たに拡張された企業に対して交付されるというものでございます。

154、155ページをお願いいたします。8款1項2目道路維持費の2、道路修繕事業の14節工事請負費でございますが、9,415万円を計上しているところでございます。町道1—15号、町道花見台2号線ほか2路線の舗装修繕工事及び町道1—7号横断管改修工事の経費として見込んでいるところでございます。

156、157ページをお願いいたします。3目道路新設改良費の4、幹線道路整備事業でございますが、新たに幹線道路の整備に要する経費といたしまして2億663万7,000円を計上しているところでございます。令和5年度に予定している町道1—23号の土地購入に係る鑑定評価委託料300万円を、土地購入費といたしまして1億2,363万7,000円を、物件補償費として8,000万円を見込んでいるところでございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。3項1目都市計画総務費の7、都市計画業務事業でございますが、12節委託料に1,000万円を計上しているところでございます。都市計画関連の土地利

用の計画に加え、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するための立地適正化計画策定業務に係る経費として見込んでいるところがございます。

166、167ページをお願いいたします。5目公園費、6、公園等整備事業でございます。14節工事請負費といたしまして4,600万円を計上しているところがございます。駅西公園改修工事及び菅谷公園水遊び場改修工事に係る経費として計上させていただいております。

172、173ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費の3、教育委員会事務局総務事業でございます。1節報酬に会計年度任用職員報酬2,174万円と3節職員手当等に会計年度任用職員期末手当248万1,000円を計上させていただいております。スクール・サポート・スタッフの配置をするための経費として計上させていただいております。

216、217ページをお願いいたします。13款1項1目、1の予備費でございます。使途を特定せずに計上するものとして1,884万4,000円を計上させていただいております。

なお、218ページ以降の給与費明細書等々につきましては、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上をもちまして、議案第19号の細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時28分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第20号及び議案第21号について、細部説明を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 それでは、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、令和5年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきます。参考資料の23ページをお願いいたします。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は18億3,560万円であります。前年度予算額19億3,760万円に対しては1億200万円、率にして5.3%の減額となっております。構成比の大きな順に、県支出金13億4,746万7,000円で、構成比は73.4%、次に国民健康保険税3億1,130万3,000円で、構成比は17%、次に繰入金1億7,452万1,000円で、構成比は9.5%となっております。

次に、24ページをお願いいたします。2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比の大きな順に、保険給付費13億2,111万3,000円で、構成比は72%、次に国保事業費納付金4億5,976万8,000円で、構成比は25%、次に保健事業費3,905万3,000円で、構成比は2.1%となっております。

ます。

25ページをお願いいたします。3、世帯数・被保険者数の推移ですが、令和5年度の見込みは世帯数2,498世帯、被保険者数3,631人で、高齢化による後期高齢者医療制度への移行と社会保険制度の改正による加入対象の拡大などが影響し、毎年減少となっております。

次の26ページは、年度別医療費の推移ですが、上段、一般被保険者のグラフを見ていただきますと、令和元年度に減少し、その後は14億から13億程度で推移していましたが、被保険者数は先ほどのとおり年々減少しておりますので、令和5年度につきましては、被保険者、医療費ともに減少すると見ております。しかし、医療の高度化により、血液疾患、心疾患など非常に高額な医療費がかかる場合がありますので、医療費の推移につきましては、今後の動向を注視してまいります。

次の27ページ以降、年度別・月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、これからは予算書によりご説明をさせていただきます。予算書の242、243ページをお願いいたします。2、歳入ですが、保険税につきましては、令和4年度と同様に賦課方式を所得割と均等割の2方式、法定軽減割合を7割、5割、2割として計上しております。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は3億1,129万7,000円で、前年度比較3,098万6,000円の減額となっております。1節から3節までの現年課税分につきましては、それぞれの収納率を調定見込額の93%と見込み、計上しております。

244、245ページをお願いいたします。県支出金、1項1目保険給付費等交付金は13億4,746万6,000円で、前年度比7,647万1,000円の減額となりました。内訳といたしましては、普通交付金13億1,476万3,000円が多くを占め、その他に特別交付金が3,270万3,000円でございます。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は8,302万1,000円であります。内容としましては、保険基盤安定（税軽減分）繰入金、保険基盤安定（保険者支援分）繰入金、また昨年度から未就学児均等割保険料繰入金、そして出産育児一時金繰入金と国保財政安定化支援事業繰入金等が主なものになります。

246、247ページをお願いいたします。6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、税収見込み分等に応じた不足額について、積立額から繰り入れるものとして9,150万円を計上しております。

続きまして、歳出になります。250、251ページをお願いいたします。3の歳出ですが、1項1目一般管理費913万4,000円は事務的経費、2項1目賦課徴収費217万6,000円は賦課徴収に要する経費、252、253ページに移りまして、3項1目運営協議会費25万9,000円は国保運営協議会の運営経費、4項1目趣旨普及費25万3,000円は国保制度の普及啓発に要する経費を計上しているものです。

続きまして、2款保険給付費につきましては、1項療養諸費、2項高額療養費及び3項移送費につきましては、財政主体である埼玉県が推計した医療費の額を計上しております。この支出額につきましては、歳入の第4款県支出金の保険給付費等普通交付金で措置をされております。

252ページの1項1目一般被保険者療養給付費は10億9,802万7,000円で、前年度比較5,087万5,000円の減額、1項3目一般被保険者療養費は1,806万8,000円で、前年度比較152万1,000円の減額となっております。

254ページの2項1目一般被保険者高額療養費は1億9,720万7,000円で、前年度比較2,154万7,000円の減額となっております。

256、257ページをお願いいたします。4項1目出産育児一時金は250万円で、1人当たり50万円の5人分を計上しております。

5項1目葬祭費は175万円で、1件5万円の35件分を計上しております。

次に、6項1目傷病手当諸費は84万円で、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金を計上しております。

258、259ページをお願いいたします。3款国保事業費納付金につきましては、広域化により県が算定した納付金をそれぞれ計上しております。

1項医療給付費分は一般被保険者医療給付費分及び退職被保険者等医療給付費分3億144万5,000円、2項後期高齢者支援金等分は一般被保険者後期高齢者支援金等分及び退職被保険者等後期高齢者支援金等分で1億2,061万7,000円、3項介護納付金分は3,770万6,000円を計上しております。

260、261ページをお願いいたします。6款保健事業費、1項1目疾病予防費は1,857万7,000円で計上しております。

262、263ページをお願いいたします。2項1目特定健康診査等事業費は1,956万6,000円で計上しております。

続きまして、266、267ページをお願いいたします。10款予備費は100万円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算の細部についてご説明申し上げます。

最初に、令和5年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきます。参考資料の31ページをお願いいたします。1、歳入の構成ですが、項目別に円グラフの表示と款ごとの予算額及びその構成比を表にしております。歳入総額は2億9,970万円であります。前年度予算額2億7,040万円に対して2,930万円、率にして10.8%の増額となっております。構成比の大きな順に、後期高齢者医療保険料2億4,383万7,000円で、構成比は81.4%、次に繰入金5,501万2,000円で、構成比は18.4%となっております。

次に、32ページをお願いいたします。2、歳出の構成ですが、歳出総額は歳入総額と同額で、構成比は後期高齢者医療広域連合納付金が99.2%を占めております。

33ページをお願いいたします。3、後期高齢者医療被保険者の推移ですが、令和4年から団塊の

世代と呼ばれる昭和22年から昭和24年生まれの方が順次75歳となっておりますので、被保険者の大幅な増加が見込まれます。そのため、令和5年度末の人数は令和4年度の約9.3%増の3,373人を見込んでおります。

次の34ページ以降、年度別・月別療養諸費の状況等の資料ですが、後ほどご覧いただき、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、予算書によりご説明させていただきます。予算書の280、281ページをお願いいたします。2、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、1項1目特別徴収保険料1億9,866万1,000円及び2目普通徴収保険料4,517万6,000円で、合わせて2億4,383万7,000円を計上しております。保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合が高齢化による被保険者数の増加等を推計して見込んだ1人当たり平均調定額を基に計算した額を計上しております。

保険料率は高齢者医療の確保に関する法律により2年ごとに見直すこととされており、令和4年度に見直しを行いましたので、令和5年度は前年と同じ均等割額4万4,170円、所得割率8.38%、賦課限度額66万円となります。

次に4款繰入金は、1項1目事務費繰入金が157万7,000円、2目保険基盤安定繰入金が5,342万5,000円で、合わせて5,501万2,000円を計上しております。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担するものです。

次に、5款繰越金は、前年度決算における純剰余金を50万円と見込み、計上しております。

6款諸収入は、主なものとして1項1目延滞金4万8,000円、2項1目保険料還付金を30万円として計上しております。

続きまして、歳出ですが、284、285ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目徴収費は保険料徴収に係る事務経費として158万7,000円を計上しております。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億9,726万5,000円で、前年度比較2,905万4,000円の増額であります。これは被保険者から徴収した保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を合わせて広域連合に納付するものですが、高齢化による被保険者数の増加が主な要因で増額されている状況です。

次に、3款諸支出金、1項1目保険料還付金40万円は、過納となった保険料を還付するための経費であります。

286、287ページをお願いいたします。最後に、4款予備費ですが、44万6,000円を計上するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、議案第22号について細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての細部についてご説明申し上げます。

初めに、令和5年度予算案の参考資料によりご説明をさせていただきたいと思いますので、参考資料の39ページをお願いいたします。3、被保険者数の推移でございますが、令和5年1月1日現在の第1号被保険者数は5,903人、第2号被保険者数は5,962人であり、第1号被保険者数と第2号被保険者数との差がほぼなくなってきています。団塊の世代が75歳以上になると見込まれる2025年を目前にして、後期高齢者が増加する一方、資料中段のグラフにありますように、黒色の棒グラフであります65歳から74歳までの前期高齢者においては、平成28年をピークに減少し、令和4年には白色の棒グラフの後期高齢者と人数が逆転しています。高齢化率につきましては、平成25年では27.1%であったものが、本年1月には34.3%となり、約9年半の間に7.2ポイントの増となっております。

次ページの4、介護認定者の状況でございますが、令和4年9月末現在の介護認定は960人で、高齢者数の増加に伴い年々増加しております。介護度別に見ますと、要介護1の方が211人と最も多く、全体の22%を占めています。次いで要介護2の方が209人で21.8%、要介護3の方が161人で16.8%となっております。

41ページをお願いいたします。5、給付額の推移でございますが、令和4年度は13億2,259万3,000円の見込みで、前年度比マイナス2,451万7,000円で、1.8%の減額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険施設やグループホーム等の退所者の増加と利用控えが主な要因と考えられます。

それでは、ここからは予算書によりご説明させていただきますので、予算書の300、301ページをお願いいたします。1款保険料は3億5,756万5,000円で、前年度比290万9,000円の増額となっております。なお、1節現年度分特別徴収保険料は収納率を100%、2節現年度分普通徴収保険料は92%を見込んで計上いたしました。

次に、2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金は2億6,410万8,000円で、前年度比1,351万2,000円の増額となっております。これは保険給付費のうち居宅給付費の20%と、施設給付費の15%が交付されるものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村間の財政力格差を調整するために、全国ベースで標準給付費の5%相当分が交付されるもので、市町村ごとの後期高齢者の割合と所得階層の状況により交付割合に変動があり、令和5年度は令和4年度の実績に基づき0.76%を見込み、1,074万5,000円を計上いたしました。

2目及び3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の20%及びそれ以外の包括的支援事業・任意事業費の38.5%が交付されるものでございます。

5目保険者機能強化推進交付金及び6目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援及

び重度化防止等に関する取組に対し、評価指数に基づき交付されるものでございます。国の予算が減額となった影響により、合わせて前年度比172万1,000円の減額となっております。

302、303ページをお願いいたします。次に、3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分として、対象経費の27%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので4億1,287万4,000円、前年度比2,062万2,000円の増額となっております。

次に、4款県支出金、1項1目介護給付費負担金は2億2,343万3,000円で、前年度比1,123万2,000円の増額となっております。これは保険給付費のうち居宅給付費分として12.5%、施設給付費分として17.5%が交付されるものでございます。

2項県補助金、1目及び2目地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及びそれ以外の包括的支援事業・任意事業費の19.25%が交付されるものでございます。

次に、6款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、標準給付費の12.5%、2目地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%をそれぞれ一般会計から繰り入れるものでございます。

次ページをお願いいたします。3目地域支援事業繰入金は、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、4目その他一般会計繰入金は一般管理費等及び事務費分を、5目低所得者介護保険料軽減繰入金は、低所得者の介護保険料軽減分をそれぞれ一般会計から繰り入れるもので、合計2億2,955万7,000円、前年度比1,045万1,000円の増額となっております。

2項基金繰入金は、介護給付費の支払いに充てるため、4,200万円を支払準備基金より繰り入れるものでございます。

308、309ページをお願いいたします。3、歳出でございますが、主なものといたしまして、1款総務費は1項総務管理費から、次ページの中段5項運営委員会費までの合計2,002万円で、前年度比61万8,000円の増額となっております。これらは事務的経費、賦課徴収に係る経費及び介護認定に要する経費等を計上するものでございます。

次に、下段の2款保険給付費につきましては、第8期介護保険事業計画の令和5年度の見込額から計上したものでございます。保険給付費は1項介護サービス等諸費から、322、323ページの6項特定入所者介護サービス等費までの合計15億13万円で、前年度比7,700万円、5.2%の増額となっております。

次に、中段の3款地域支援事業費につきましては、主に令和4年度の実績見込みを基に見込んだ額を計上したものでございます。1項介護予防・日常生活支援総合事業費から、332、333ページ上段の第2項包括的支援事業・任意事業費までの合計4,018万4,000円で、前年度比133万3,000円、3.4%の増額となっております。増額の主な理由は、328、329ページをお願いいたします。中段の4目任意事業費が106万1,000円の増額となっております。これは食料費、燃料費等物価高騰に伴い、配食サービス委託料の単価を増額することによるものでございます。

332、333ページをお願いいたします。最後に、下段の6款予備費は151万7,000円を計上しております。

334、335ページの給与費明細書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

最後に、議案第23号及び議案第24号について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、令和5年度水道事業会計予算の細部につきましてご説明を申し上げます。

予算書の339ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量の(1)、給水戸数は、過去3年間を調整いたしまして、220戸減の8,100戸、(2)、年間総配水量は、4年度実績見込みにより3万3,000立方メートル増の285万2,000立方メートル、(3)、それに伴いまして、1日平均配水量は、95立方メートル増の7,815立方メートルを見込んでおります。

第5条、債務負担行為であります。5年度より新たに水道事業におきます経営戦略改定等支援業務につきまして、令和7年度までの3年間、限度額1,950万円を設定いたしております。

第6条、企業債は、導水管整備事業債と配水管路整備事業債2件を設定しております。

次に、予算書の357ページをお願いいたします。令和5年度の予算執行計画にてご説明申し上げます。まず、収益的収入でございます。1項営業収益は、前年と比較いたしまして2,087万4,000円増の4億9,196万2,000円としております。これは年間総配水量と有収水量の増加により、料金収入の増を見込んでいるためでございます。

2項営業外収益は、1目受取利息から4目消費税還付金までを合わせまして、1,944万6,000円増の5,573万4,000円を計上させていただくものでございます。合わせますと、収益的収入につきましては、4,032万1,000円増の5億4,769万7,000円とさせていただきます。

次に、359ページをお願いいたします。収益的支出でございます。1項営業費用につきましては、1目から362ページの5目までを合わせまして、4,518万6,000円増の4億8,623万6,000円としております。これは主に、1目原水及び給水費の施設運転監視委託と施設電気料の増、また3目総係費の経営戦略改定等支援業務等の増によるものでございます。

次に、2項営業外費用につきましては、1目支払利息と2目雑支出を合わせまして、81万円減の137万2,000円としております。これは企業債利息の減によるものでございます。合わせますと、収益的支出は、4,437万6,000円増の4億9,760万9,000円としております。

次に、363ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、企業債を新たに2件設定しており、4億9,370万円増としてございます。

次に支出です。1項建設改良費につきましては、1目事務費から5目固定資産購入費までの総額

を1億7,023万4,000円増の5億828万1,000円としております。増加の要因としましては、配水管布設替え工事6件のうち、新浄・配水場関連の導・送水管布設工事費の増加によるものでございます。こちらにつきましては、予算案の参考資料47ページをご参照いただければと存じます。

2項の企業債償還金は146万8,000円減の2,361万4,000円であり、合わせまして、資本的支出の合計額を1億6,876万6,000円増の5億3,189万5,000円とするものでございます。

このほか343ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧くださいようお願い申し上げます。

以上、水道事業細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算の細部につきましてご説明を申し上げます。

初めに、予算書の367ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量の(1)、公共下水道事業、水洗化戸数は過去の伸び率により110戸増の5,209戸、年間有収水量は水道使用水量を基に算定し、6万3,593立方メートル増の168万152立方メートル、1日平均有収水量は175立方メートル増の4,603立方メートルとしております。

(2)の浄化槽事業は、水洗化戸数、前年同様として829戸、年間有収水量は使用水量増加を見込み、7,120立方メートル増の20万6,000立方メートル、1日平均有収水量は20立方メートル増の564立方メートルとしております。

368ページをお願いいたします。第5条にて債務負担行為4件につきまして設定しております。なお、そのうち新たに公共下水道事業全体計画等策定業務委託を5年度から6年度までの2年間、下水道事業経営戦略等策定支援業務を5年度から7年度までの3年間を設定しております。

第6条、企業債では、公共下水道事業債ほか4件、1億1,090万円を予定しております。

そのほか第10条、一般会計からの補助金を500万円増の1億9,500万円を予定しております。

次に、予算書の388、389ページをお願いいたします。令和5年度の予算執行計画にてご説明申し上げます。初めに、収益的収入でございます。1項営業収益は、1目下水道使用料から4目その他営業収益までを使用料の増額を見込みまして、合わせて1,610万円増の3億5,086万7,000円を計上させていただくものでございます。

次に、2項営業外収益は、1目から5目につきまして、国・県補助金の減額、他会計補助金の増額により、合わせて235万2,000円減の2億5,338万円を計上させていただくものでございます。合わせまして、収益的収入は1,374万8,000円増の6億424万7,000円とさせていただきます。

次に、支出でございます。389ページをお願いいたします。1項営業費用につきましては、1目管渠費から390ページ、6目資産減耗費までの総額を2,740万4,000円増の5億4,583万9,000円とするものでございます。

管渠費のポンプ装置修繕、市野川流域維持管理負担金及び4目総係費の下水道事業全体計画及び

経営戦略改定委託料の増が主な要因でございます。

2項営業外費用につきましては、1目から391ページの4目予備費まで、主に企業債利息の減によりまして、総額を444万4,000円減の3,661万円とするものでございます。合わせますと、収益的支出は2,296万円増の5億9,045万1,000円を計上させていただいております。

次に、392ページをお願いいたします。資本的収入ですが、1項企業債は公共下水道事業債の新規増加により3,330万円増の1億1,790万円、2項一般会計補助金は200万円増の1億2,700万円、3項国・県補助金は1,347万7,000円増の3,583万5,000円、4項受益者負担金は227万7,000円増の584万2,000円、合わせまして5,105万4,000円増の2億8,657万7,000円とするものでございます。

次に、393ページ、支出でございます。1項建設改良費は、1目管渠建設改良費の川島地区都計道管渠布設工事の詳細設計、花見台幹線管渠布設替え工事、菅谷第1マンホールポンプ場の配管入替え工事と、2目流域下水道建設費負担金の増により、4,405万5,000円増の9,385万1,000円、2項固定資産購入費は2,296万7,000円増の5,874万3,000円、3項企業債償還金は2,284万6,000円減の1億9,833万2,000円、合わせまして、資本的支出は4,417万6,000円増の3億5,092万6,000円とするものでございます。

このほか372ページ以降のキャッシュ・フロー計算書等につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

これにて令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件ほか5件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、予算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○森 一人議長 お諮りいたします。

本予算案6件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、10人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○森 一人議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時35分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森 一人議長 休憩中に先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、畠山美幸議員、副委員長、狛守勝義議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○畠山美幸予算特別委員長 皆様のご協力をいただきながら、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 ありがとうございます。

なお、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件から議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件につきまして討論する場合は、3月14日午後5時ま

で本職へ申し出てください。

◎議案第25号～議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第13、議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）、日程第14、議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）、日程第15、議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）、以上3件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 初めに、議案第25号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件でございます。平沢土地区画整理事業の換地処分に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第26号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件でございます。平沢土地区画整理事業の換地処分に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

最後に、議案第27号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、町道路線を認定することについて（開発行為）の件でございます。開発行為に伴い、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第25号につきまして議案の説明させていただきます。

議案第25号は、土地区画整理事業の換地処分に伴う町道路線の廃止についてでございます。町道路線廃止調書を御覧いただきたいと思います。廃止する路線は町道1―11号以下63路線でございます。平沢土地区画整理事業において、令和4年9月2日に埼玉県により換地処分の公告が行われ、翌日3日からその効力が発生いたしました。このことに伴い、これまで旧公図と旧地番で登記されていたものが現在の区割りと新たな地番となり、大字も一部改められたものでございます。これに伴い、道路認定においても起点及び終点の地番を改める必要が出てきました。さらに、これまで地区内の道路網についても全て見直しを行いました。そのため、当該地区の関係路線全てを廃止する

ものでございます。見直した後の路線につきましては、議案第26号において上程させていただいたとおり、改めて認定するものでございます。

廃止する路線の延長につきましては63路線、合わせて延べ延長1万3,144.36メートルでございます。

1ページの中段、平澤13号線、2ページの下段、平澤224号線から4ページの平澤271号線までにつきましては、平成12年3月24日に認定の議決をいただいたものでございますが、路線名及び起点・終点の地番につきまして、「サワ」を旧字体で表記しており、今回の廃止におきましても、当時の議案どおり旧字体の「澤」を表記させていただきます。今後につきましては、路線名は常用漢字でございます簡単な「沢」を使用し、起点・終点は土地の地番でございますので、土地登記簿謄本のとおり旧字体の「澤」を使用することとしましたので、あらかじめご了承願いたいというふうに思っています。

次ページの参考図面である廃止路線図を御覧いただきたいと思っております。場所につきましては、平沢土地区画整理事業地内でございます。町道1—23号、2—17号、千手堂20号線につきましては、参考図面から先まで延びておりますが、起点の地番が改められたものであり、終点の変更はございません。このとおり平沢土地区画整理事業地内の換地処分に伴い、地区内の路線網を見直すため、全てを一旦廃止するものでございます。

続きまして、議案第26号は、土地区画整理事業の換地処分に伴う町道路線の認定でございます。議案第26号の町道路線認定調書を御覧いただきたいと思っております。認定する路線は、町道1—23号以下85路線でございます。前議案で上程させていただいております平沢土地区画整理事業の換地処分に伴い、同地区内全ての路線を見直し、地番が改められたもの、大字が変わったもの、道路認定していなかったものなどを含めて全て新たに認定するものでございます。

認定する路線の延長につきましては、85路線合わせて、延べ延長1万4,528.23メートルでございます。

次のページの参考図面である認定路線図を御覧いただきたいと思っております。場所につきましては、先ほどと同様、平沢土地区画整理事業地内でございます。先ほど申し上げましたとおり、換地処分後、現在の区画等に合わせて公図、地番一部については大字が改められました。さらに、現状の土地区画整理事業の区域等により、全ての道路網を見直し、これまで認定していなかった道路を含めて今回改めて認定するものでございます。

続きまして、議案第27号は、開発行為に伴う町道路線の認定についてでございます。大字川島宇天沼1880番地ほか2,375.25平米の開発行為が行われ、11棟の住宅が建築されました。開発行為に伴い、都市計画法第40条の規定に基づき、令和4年4月に道路としての帰属を受けたため、今回上程するものでございます。

町道路線認定調書を御覧いただきたいと思っております。認定する路線は、川島215号線でございます。

延長は76.59メートルでございます。

次のページの参考図面である認定路線図を御覧ください。場所につきましては、大字川島地内の天沼の東側の箇所になります。下図の図面は古いままとなっております、周辺に住宅はございませんが、ご了承願いたいと思います。

なお、議場の出入口に廃止路線図及び認定路線図を拡大した図面、また全体を示した図面を掲示させていただいておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号、議案第26号、議案第27号、以上3件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務経済常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第25号、議案第26号、議案第27号、以上3件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件でございます。

国の令和4年度補正予算（第2号）に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を

求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、承認第1号の細部につきましてご説明させていただきたいと存じます。

この承認第1号でございますが、国の令和4年度の補正予算に伴いまして、令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号）を専決処分させていただきました。令和5年1月18日に専決処分を行ったものでございます。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入でございます。第16款2項2目衛生費県補助金でございます。埼玉県出産・子育て応援事業費補助金808万2,000円を計上させていただいております。補助率でございますが、事業費の出産・子育て応援ギフト分が6分の5、システム構築等導入経費分といたしまして、10分の10の補助率ということでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。3、歳出でございます。4款1項3目母子衛生費、7、出産・子育て応援給付金事業でございます。事業費の総額を952万4,000円計上させていただいているものでございます。本事業でございますが、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行うというものでございまして、12節委託料に電算システム改修費87万4,000円を、18節負担金補助及び交付金に経済的支援を行う応援給付金865万円を計上させていただいております。

一番下段でございます。13款1項1目1の予備費でございます。財源調整を図るため、予備費を144万2,000円の減額をするというものでございます。

12ページ以降の科目別節別集計表につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、承認第1号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ちょっと質問ということで、伴走型相談という支援というのは、よくこの頃聞くようになったのですが、その具体的な内容と、それからギフトという形があると思うのですが、それは現金給付ということでいいのかどうか、その辺をちょっと詳しくご説明いただきたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、伴走型の相談支援ということでございますので、母子手帳を交付時につきまして、面談で相談業務等をさせていただくというふうなところでございます。その後に出生届が来ますので、それに合わせましてこんにちは赤ちゃん事業等々でも今実施してございますけれども、訪問による支援、そういった中に、こちらのほうの経済的支援を行う給付金、こちらのほうの申請をいただきながらご相談に乗せさせていただくというふうな内容が国のほうで定められる事業でございます。

こちらにつきましては、経済的支援ということでございますので、市町村に裁量ございますけれども、各5万円相当分のギフトまたは現金給付でも可というふうなところになってございますので、嵐山町につきましては現金給付ということで実施してございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これは人数を聞きたいのと、あと遡及、遡ってされるのかどうか。担当課いますので、担当課のほうに伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 こちらの件ですけれども、令和4年4月1日に遡って支給というふうになっておりますので、4月以降に生まれた赤ちゃんにつきましては、全てお金が出ると。こちらは、まず妊娠したら5万円、出産したら5万円、計10万円ですが、4月以降に生まれた赤ちゃんにつきましては10万円支給するという形になっております。

そして、人数ですが、まず子育て応援給付金、こちらは予算的に64名で取っております。どういうふうに計算したかといいますと、4月1日から生まれた子どもの人数プラス妊娠届を出していただいておりますので、3月までに生まれる予定の子どもの人数、合わせて64人分でございます。

そして、今度は妊娠したら出産応援給付金は109人分取っております。どうしてこんなに多いかというふうに思われるかと思いますが、まず今申しました64名分は、4月1日に遡って生まれた方は10万円ということですので、こちらの妊娠した場合の5万円も給付しますので、まず64名分があります。そして、妊娠届を出していますが、今年の4月以降に生まれる子、まだ今妊婦さんもいますので、その人の人数と、これから妊娠届を出すだろう、2月、3月に出すだろうという数字を基に109名として計算をして、トータル、そこに5万円を掛けまして、865万円の予算化をさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第6号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号））の件でございます。

公共下水道嵐山第5汚水幹線管渠布設替え工事実施について、特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、承認第2号につきましての細部をご説明申し上げます。

令和4年12月7日発生いたしました公共下水道嵐山第5幹線花見台工業団地からの下水道幹線の管渠破損事案に伴い、まず安全の確保、また破損範囲の拡大を防止するために早急に止水のための仮設排水溝を約70メートル、破損部分につきましては約30メートルの管の入替え工事を実施したものでございます。なお、専決処分の日は、令和4年12月9日でございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。第4

条にありますように、この緊急工事に当たり、その財源として充てるため、公共下水道事業債を限度額1,450万円としております。

10ページ、11ページを御覧ください。令和4年度下水道事業会計予算執行計画（補正第3号）によりご説明申し上げます。まず、収益的支出でございます。6目資産減耗費、固定資産除却費として、管渠入替えに伴います破損した管渠の固定資産価値の額を除くものでございます。166万6,000円を費用化し、補正後の額を5億7,838万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入でございます。建設改良費の財源に充てるための財源として、公共下水道事業債を1,450万円追加するものでございます。これにより、補正後の額を2億5,412万3,000円といたしました。

支出につきましては、緊急工事に係る経費といたしまして、1,458万円を計上し、資本的支出の補正後の額を3億2,133万円としたものでございます。

以上、細部説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 全協でも説明をいただいておりますけれども、12月7日の発生、そして70メートル、破損部分が30メートルということでもございました。現在2月24日ですけれども、この工事というのはもう完了しているという捉え方でよろしい、どのような進捗状況になっているものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちら12月7日に発生いたしまして、すぐ即日、まず水があふれるのを、下水があふれるのを防ぐために止水のためのバイパス管を路上に配置しまして、それが約70メートルでございます。そして、布設替えを行う管渠の材料が届くまでに数日要するために、一、二週間程度はバイパス管で仮設の排水を行っておりました。その後、12月中に管渠の材料がそろいましたので、翌1月にその30メートルの間の管を全て布設替え工事をいたしまして、2月3日に完了となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第3号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第18、同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第1号は、嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会教育長、奥田定男氏の任期が令和5年3月31日に満了することに伴い、新たに下村治氏を嵐山町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。下村治氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、下村治さんという方はよく分からないのですけれども、なぜ女性を教育長に選任しなかったか。それは伺いたいと思うのです。今までもたくさん校長先生、たくさんではないですが、適当な方、女性でいらっしゃるなというふうに感じているのですが、このところで女性を選任しなかったというのはなぜなのか。

それと、教育委員の比率はどのような形になっていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

なぜ女性を指名しなかったのか、任命しなかったのかということに関しては、別に特別な理由はございません。いろいろな観点から下村氏が一番適切であるということの判断でありまして、男だ

から、女だからということで選定をしたわけではありません。

あと、教育委員会の構成については、いいですか、事務局のほうから。

○森 一人議長 続いて、男女比率につきまして、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、教育委員さんの男女比率につきましてお答えさせていただきます。

教育委員は、現在4名任命されておりますが、3月31日までの任期におきましては、男性2名、女性2名、合計4名でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、下村さんという方がどんな方か存じないのですけれども、ジェンダーバイアスというか、今、教育のところでもトップのほうに女性を持っていくというのは、管理職に女性を持っていくというのはごく普通のように行われていて、それで女性を選ばなかったというのを、そういうふうな意思がないというふうな形で、女性を選択していかないという意識が中にあるのかなというふうに思うのですけれども、その点については、私はそのように感じるのですけれども、たくさん女性の人もいて、ああ、何か適当な方もいらっしゃるのになというふうに思う方もあるのですけれども、その点については全く女性というものが頭になくて、そういうふうな発想が、管理職に女性というか、そういうふうなことに、長に女性を持っていくという発想がないというふうなことでよろしいのでしょうか。

あと、それから4月以降は違ってくる形になると思うのですけれども、教育委員の女性の在り方、男女の比というのは、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

下村氏をお願いするときに、男性だからということは全くありません。それからあとは、女性であるからそういったトップの地位には就けないのだ、そういった考えは全くありません。総合的な観点の中から下村氏が最適であろうという観点の中からお願いをいたしました。

以上です。

○森 一人議長 次に、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 教育委員の男女比でございますが、この次の同意第2号に関わることになっておりますので、その際にお答えさせていただきたいと存じます。

○森 一人議長 渋谷議員、それでよろしいですね。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、そのような視点、全く男性、女性という視点がなかったというふうにおっしゃっていますけれども、女性という視点がこれからは管理職を選ぶというか、そういうふうなところに必要であるというふうに考えているのです。その中で、たくさん数ある、私が見ていても、ああ、管理職に、教育長にふさわしい女性はいるなというふうに思っていたのですけれども、たまたまそこに空いている方がいなかったということなのか、それともこの方が特に素晴らしいと思われたのか、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

こういった、例えば差別というのでしょうか、そういったことに関しては、アメリカなんかでも黒人枠を設けるとかということによって一時やっていた。しかし、これが過度に行き過ぎると、今度はリバーサルディスクリミネーションという形で、逆差別ということで、白人の方たちの優秀な方たちが出られない。だから、その辺のところは、私は男性だから、女性だからということではなくて、男性の下村さんが一番適任であろうという観点の中でお願いをしたわけでありまして、女性の方で同じような人間性、それから教育者としての素晴らしい方がいれば、そういった方も当然選定の選択肢にはなると思います。しかし、今回に関しては、総合的な判断をする中で、下村氏が一番適任であろうという判断の中でお願いをいたした次第でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 嵐山町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第19、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、宮本大裕氏が令和5年3月31日をもって辞職することに伴い、新たに村田弘子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。村田弘子氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 村田さんの選任に関しては、特にとやかく言うことではないのですが、これも教育委員の男女比について伺いたいと思います。彼女が選任されることで、3対1になるのかなというふうに思うのですけれども、その点について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

村田弘子氏が就任いたしますと、男性1、女性3の比率になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この点について、私はやはりちょっと教育委員に男女比が、片方の性が多くなるとどういうふうな形になるのかなというのはよく分からないのですが、その点についての考え方というのはあったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

教育委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に定められておりまして、地方公共団体の長は、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとなっております。これにおきまして、現在2名、2名の50%ずつでございますが、4月以降は男性が25%、女性が75%となるわけでございますが、審議等に関わる著し

い偏りが生じるとは思いませんので、こちらの選任につきましてご同意いただければと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 日本の政治社会というのですか、そして官僚社会はそうですけれども、全部男性が強い。そして、男性の意見が圧倒的に通るといのは、今のここの議会でもそうですけれども、女性の意見というのは全く政治の中に通らないという形があります。この場合、男性がトップになりますから、女性は3人でも非常に弱いのかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えになるのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） では、言い直します。

嵐山町の場合でもそうですけれども、家父長制的な委員会組織というか、そういうふうなのがすごく強いと思うのですが、ここの場合は特に3対1になるわけで、それで何とかなるのかなと思うのですけれども、今まででもそうですけれども、教育委員の女性の意見というのはどの程度尊重されていたのか分からないのですが、ここのところはどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。家父長制の問題ですね、委員会の。

○森 一人議長 お答えになれますか。

○12番（渋谷登美子議員） 難しい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

教育委員会での議事の内容の中で、教育委員さんが男性だから、あるいは女性だからということでは委員さんの意見が異なるというか、そういったことによって動かされるようなことはないと思っております。ですので、今回女性委員さんのほうが多くなるような状況でございますが、これにより教育委員会の意思決定に不都合は生じることはないと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 宮本大裕氏の辞職ということで書いてあるわけですが、責任の伴う職であるわけですから、それなりの理由があるのかなと思うのですけれども、お話しできる範囲で結構ですから、この理由を伺いたいと思います。

それから、村田氏の任期はいつまでになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 川口議員、辞職される宮本氏の理由というのは、今ここで、同意第2号では村田弘子さんの今議案においては、任命の同意ということですから、そこは質疑として適当かどうかは。

○10番（川口浩史議員） それなりの理由があつて皆さんは認めているのでしょうかけれども、私は全く分からないわけです。軽い気持ちで辞職出してしまつて、それを受けたのであれば、誠に不見識な受理の仕方をしたなと思うのです。教育委員という責任を伴う職を辞めるということは、これは大きな問題というか、大きいと思うのです。重みがあることだと思うのです。ですから、そこはきっちりお聞きしておきたいなと思ひまして伺つて居るわけですので、お答えできる範囲で結構ですので伺わせていただけないでしょうか。

○森 一人議長 教育委員会でお答えできる範囲の中でご答弁いただければ結構です。

それでは、答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

宮本大裕委員の辞職の理由につきましては、こちらのほうでお答えすることはございません。ただし、宮本委員の辞職に関しましては、過日、1月の教育委員会におきまして、教育委員会の同意を得ております。こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、委員の辞職につきましては、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができるとなっておりますので、長及び教育委員会の同意を得ての辞職となっておりますので、ご了解ください。

また、村田弘子氏の委員の期間でございますが、宮本委員の残任期間となりますので、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの1年6か月となります。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 教育委員会で同意をしたということでお答えいただいたわけですが、どうして説明ができないのか、私はよく分かりません。責任ある仕事を辞めるということに対して、これこれ、こういう理由で辞めるということで、それは仕方ないなということで同意しましたという、その説明があつて私はしかるべきだと思うのです。これ議会に対する説明責任だと思うのです、そこは。それが説明できないということなのですか。内容は分かっていないのだということなのですか。ちょっとどっちなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答えさせていただきます。

宮本委員さんの辞職の理由については、一身上の都合ということで、特に深い理由は聞いておりません。ただ、当然宮本委員さん、これまで9年余りでしょうか、長いこと教育委員さんをやつていただきましたので、当然ご自分の責任なり、今までの業績も大変教育委員会において建設的な意見をいただいていますし、大変人格的にも立派な方だと承知していますので、その方が一身上の都合で辞めさせていただきたいということをお話をいただきましたので、教育委員会と申しますか、

私のほうは最初お伺いしたときに、分かりましたということでお伝えし、教育委員会に諮ったものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。一身上の都合ということで、分かりました、それは。責任ある職に就いている方が辞めるわけですから、きっちりそこは、議会にかけているわけですから、説明まで私はするべきだと思うのです。辞職ですからね。任期が来たらであればまだ分かるのですけれども、辞職ですから、そこは説明するべきだというふうに思いまして伺いました。分かりました。結構です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第19、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第20、議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第1号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第1号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件でございます。地方公務員法の一部改正により、職員の定年を引き上げること等に伴い、関係条例の一部を改正するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第1号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第1号は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年が60歳から65歳へ引き上げられたことにより、関係条例の整理を行うため、本条例を制定するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。初めに、訂正箇所でございますが、第1条、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部改正から第7条、嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の条中にございます再任用職員並びに再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員と改められたことにより、文言の改正を行うものでございます。

次に、第1条、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、第4条第12項及び第4条の2でございますが、4条12項を削除し、4条の2により当該定年前再任用短時間勤務職員の基準給与月額を1週間当たりの勤務時間で除した額と改めるものでございます。

附則でございますが、3項では、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の当該職員の給与水準を60歳時点の7割と定め、4項において、臨時的職員及び非常勤職員等を除外することを、5項では、60歳以降に管理監督職務上限年齢制の適用により、降任となる職員の給与月額、特定日給与月額の7割とされたものでございますが、と異動日の前日に当該職員が受けていた給与月額との7割、基礎給与月額でございますが、に達しない場合の差額を支給することを定め、6項において、異動日の前日に当該職員が受けていた給与月額との7割がその職員の最高の号給を超える場合の取扱いを定めたものでございます。

別表1につきましては、給与表にある職員の区分を、再任用職員以外の職員を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員へ、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改めるものでございます。

次に、2条、嵐山町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてでございます。第3条、減給の効果であります。減給を受ける期間が給与月額の特例により7割とされるものの取扱いを定め、その額が現に受ける給料の月額の10分の1を超える場合については、その額を減ずると改めるものでございます。

次に、第3条、嵐山町職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正につきましては、附則2項により、降給についてを定めたものでございます。

次に、第4条、嵐山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、定年条例の改正により、引き続き勤務することとされた職員、期限が延長された職員及び延長された管理監督職を含める職員について、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として定めるものでございます。

次に、第5条、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてござい

ますが、2条3項については、地方公務員法の改正されたことにより条文を改めるものでございます。

次に、第6条、公益法人等への嵐山町職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。職員の派遣についての第2条第2項中、定年条例が改正されたことにより、第3号を追加し、延長された管理監督職についての規定をするものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を公布の日とさせていただくものでございます。

次に、第7条、嵐山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法の改正による条文の改正を行うものでございます。この条例の施行に伴い、第9条において、嵐山町職員の再任用に関する条例の廃止を定めるものでございます。

附則第1条におきましては、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めさせていただき、第2条以下におきまして、経過措置等を定めさせていただいてございます。

以上、議案第1号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第1号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第21、議案第2号 嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第2号は、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての件でございます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関し、必要な事項を定

めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第2号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第2号は、令和5年4月1日に施行される個人情報保護に関する法律、以下、個人情報保護法とさせていただきます。により、個人情報保護法の規定に基づき、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

第1条では、この条例の趣旨といたしまして、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を規定し、第2条では、条例で使用する用語の定義を、2項におきまして、公共団体の機関を町長ほか7機関と定めさせていただいてございます。

第3条では、個人情報を取り扱う事務を定め、第4条では、交付を受ける者の費用負担を、第5条では、開示請求に係る手数料を無料と定めさせていただいてございます。

第6条から第8条では、開示請求の手續等につきまして、第7条では、開示の決定を請求の日から15日以内と定め、2項におきまして事務処理上、困難な場合の規定を30日以内と定めさせていただいてございます。

第8条では、開示決定等の期限の特例について定め、第9条では、この条例の施行に関する委任についてを定めさせていただいてございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和5年4月1日からと定め、2項におきまして、この条例の施行により、嵐山町個人情報保護条例を廃止、3項から8項におきましては、経過措置の取扱いを定めさせていただいてございます。

以上、議案第2号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回は個人情報保護について、施行条例になっているわけです。嵐山町では、これまで平成15年3月10日で、嵐山町個人情報保護条例というのがあったわけです。それとの関係で考えますと、1つお聞きしなくてはいけないのですが、例えば前の条例の中の第7条の中では、特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限ということで入っております。その中に(2)の中で、本人の同意があるとき、または本人に提供するときということで、要するに第三者に提供する場合には本人の同意が必要だということで、ここで明記しているわけです。ですから、この辺が施行条例の中では、そこは出ていない。施行条例ですので。その辺がどう担保されるのかということが1つです。

それから、もう一つ、法律の中で今議論になっておりますけれども、いわゆる匿名加工情報の扱いというのが今議論にはなっているわけです。やっぱり匿名加工情報といっても、今の技術でいいますと、個人特定ができるのではないかということも指摘されている。それから、もう一つ、特定個人情報をつくるときに、庁内でなかなか処理をすることが物理的に難しいということで、民間、要するに外部に委託すると。生情報が民間に渡されるということで、現に流出したということも報道されております。ですから、その辺のところでは個人情報の管理の、どのような形で担保されるのかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

その2点お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

旧条例の第7条の本人が同意があるとき、または本人に提供するときということで、個人情報保護の観点と、今後またお願いをしてございますけれども、情報公開条例のほうの部分にも影響してくる部分かなというふうに考えてございます。情報公開に関しましては、原則公開を原則としている法律に関しましては、そのような趣で実施してございます。ただし、情報公開条例の中でも個人が特定をされ、不利益を被る事項に関しましては、基本的には不開示というところが原則でございますので、基本的にはそういった部分につきましては、不開示情報に当たるというふうに考えてございます。

また、匿名加工の情報等々でございまして、町といたしまして、基本的に庁内で個人情報を他の目的において、これは条例の中で定めさせていただいてございまして、他課で利用する場合につきましては、項目を限定して、これは個人情報の所管でございまして総務課のほうで審査をした中で、情報の提供を可否を決定するというふうな取扱いになってございます。それを外部に、またこれにつきましては、委託等におきまして情報を提供するというふうなところになるわけでございますけれども、そういったところにつきましては、当然情報漏えい、そういった観点からセキュリティをかけながら、当然受渡しを行っていくというようなことにつきましては、今までも一定のルールの中で実施してございますので、それは引き続き継続されるというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今、公開条例のことも触れられましたので、情報公開条例については、基本的には公文書、公文書の公開についての条例だと思っております。こちらの個人情報というのは、公文書というよりも、当然いろんな形で個人の情報を収集していると。それが公文書として当たるのかどうか。大まかに言ったら公文書でしょうけれども、いわゆるいろんな申請等々は個人情報がい

ろんな形で入ってくると。ですから、それをどう保護していくのかと。それから、いわゆる公的な執行機関が行う公文書というのとはちょっと考え方が違うと思うのです。ですから、個人情報保護するという意味というのは、これはやはり第三者に提供するときには当然のことながら、本人の同意がなければできないと。ところが、その中で匿名加工情報というような考え方が今出てきているわけです。ですから、その際の問題というのが現に起きているわけです。ですから、その辺が徹底しきれないと、これが個人情報保護するのではなくて、利活用していくということの方向に、どちらかというシフトしていくという方向が、今当然議論もされている、指摘もされているわけです。それについては防護策というか、再度ちょっとお考えをお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

今回の改正等々につきましては、国のほうが推進してございますデジタル社会を今後形成する中での関係法令を整備していく中の一環だというふうに捉えてございます。当然そういった個人情報を外部の委託先等々に持ち出す、そういった場合につきましては、暗号化であったり、そういった二重、三重のセキュリティーをかけながら委託契約に基づいて業務を行っていただくというところになるかというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今、答弁のあったようなことの担保が、この今回の条例の中ではどこでそれを読み取れることができるのでしょうか。それともある意味、町の裁量として、運用の裁量の中で行っていくと。それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

今回のこの法律につきましては、個人情報保護に関する法律、そういったものが改正されての骨子という形になってございますので、そういう細かい部分の運用につきましては、町の中での規定、取扱い等々の定めの中でセキュリティーをかけていくというふうな方向になるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 藤野議員さんが基本的なところを質疑していただいて、そのお答えが、これで個人情報の保護が十分果たせるかなと考えると、ちょっと疑問だなということが理解できました。

それで、ちょっと私のほうは、もっとレベルの低い質問で、第2条の2に公平委員会が書いてあるわけです。公平委員会は、広域の管轄であるわけですが、ちょっと私も気がつかないなわけですけれども、今までも公平委員会のことは書いてありました。これは関与できるのか、町が。ちょっとその辺のことを伺いたいと思います。

それから、費用負担で手数料のこともあるのですが、金額は幾らなのかを伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

公平委員会のほうの関係でございますけれども、こちらにつきましては比企の市町村で合同設置というふうな形で実施させていただいております。この法律につきましては、全国的に、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、個人情報保護に関する法律、そういったものにのっとった形で、同様な手続の中で守られていくものだというふうに考えてございますので、担保は取れているというふうに考えてございます。

費用につきましてはですが、こちらにつきましては第5条で開示請求に係る手数料は無料ということで定めさせていただいておりますので、費用については発生をしないというふうに、手数料につきましては発生をしないというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 公平委員会は、今お答えいただいたように、広域の合同設置ですから、町が単独で関与できるのかなと考えると難しいのではないかなと。やっぱり向こうは向こうで、比企広域内の合意の下に出すか出さないか、そういう形になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、金額のことは、開示に係る手数料は無料と。第4条の関係ではどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 広域のほうの関係でございますけれども、先ほどもちょっと答弁をさせていた

だきましたけれども、通常こちらのほうの法律に基づいた形での実施ということでございますので、広域、一部事務組合でございますので、同様な取扱いをされるというところであるかなというふう
に考えてございます。

4条の費用負担でございますけれども、こちらの取決めにつきましては実費を想定させていただ
てございますので、こういったものに関してコピー代であったり、郵送請求であったり、そういっ
たものの費用は実費相当額を負担していただくというふうなところで定めさせていただいたもので
ございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 公平委員会のことについては、ぜひ近隣とも相談して、私はそれぞれの市
町村で関与できないのではないかなと思いますので、ちょっとご相談いただきたいと思います。

それから、費用負担の関係なのですけれども、国のほうでは開示請求の利用を制約することのな
いようにということで、できるだけ安価でという、そういう意味合いを込めて書いてあるわけです。
それで、コピー代、多分10円だと思えるのですけれども、もう5円でもコピーができるところがあり
ますので、自治体が私はもうける必要はないと思うのです。今後の方向性として、そういうことも
研究していくべきだと思うのですけれども、ちょっと考え方だけ伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

この条例等々にかかわらず、町でのコピー、サービスのほうにつきましては、規則で定めさせて
いただいているものがございますので、それに準じた形での費用負担をお願いするというところにな
るかというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森 一人議長 賛成討論いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） デジタル社会形成整備法が令和3年ですか、制定され、官民や地域の枠
を超えてデータ利用活動の推進、マイナンバーの情報連携推進、マイナンバーカードの利便性向上、

普及促進、オンライン手続推進、押印等を求める手続の見直し等によって、国民の手続負担軽減等を目的として個人情報保護条例の全国的なルールとして、嵐山町個人情報保護に関する法律施行条例がつくられ、所管一本化を進めようとしています。取扱いに注意を要する個人情報が、利便性という名の下に独り歩きするのではないかということが一番大きな不安になります。

地方自治への影響も重大です。自治体は、国がつくる型に収まる範囲の施策しか行えないというのが、今のこの現状の施行条例です。地方分権、自治体の独自政策を抑制することは、地方自治への侵害となります。地方分権と言われながら、実際には国が地方自治の本旨を軽んじているということで、私はこの嵐山町個人情報保護に関する法律施行条例には反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第2号 嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第22、議案第3号 嵐山町情報公開条例の全部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第3号は、嵐山町情報公開条例の全部を改正することについての件でございます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、不開示情報等の整合性を図るため、本条例の全部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第3号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第3号は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たな制度に対応するため、本条例の全部を改正するものでございます。

条例案を御覧いただきたいと存じます。本条例は、第1章から第4章、24条立てとしてございま

す。第1章、総則では、第1条から第4条までとし、第1条におきまして個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を規定してございます。

第2条では使用する用語の定義を、2項におきまして、公共団体の機関を町長ほか7機関と定めさせていただきます。

第3条では実施機関の責務を、第4条では利用者の責務をそれぞれ定めてございます。

第2章、公文書の開示等では、公文書の開示に関する事項を第5条から第18条に定め、第5条では開示請求権を、第6条から第16条までは公文書の開示請求に関する事項を、第17条では他の制度との調整に関する事項を、第18条では公文書の開示に関する手数料の定めを、2項においては当該写し等の作成及び送付に要する費用の負担を定めてございます。

第3章、審査請求等では、開示決定等または開示請求に係る審査請求に関する事項を第19条から第21条に定めてございます。第19条では審理請求の適用除外を、第20条では審査会への諮問を、第21条では第三者からの審査請求を棄却する場合の手続に関して定めてございます。

第4章、雑則では、第22条から第26条におきまして公表に関する事、情報公開の推進に関する事及びこの条例の施行に関し委任することを定めてございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和5年4月1日からと定めさせていただき、経過措置といたしまして、2項から4項において、施行日前の開示請求等の取扱いを定めさせていただきます。

以上、議案第3号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回は全部改正ということであるわけですが、その中で前の条例の中の第3条で、やはり同じように実施機関の責務というのがあります。その中で、実施機関は第1条の目的を達成するため、公文書は原則として公開するものとする。原則公開というのをここで明確にうたっております。それから、2項で実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならないというふうに、逆に今度は個人情報の保護についてしっかり明記しています。

今回の条例案を見ますと、このように「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない」と、こういう表現をしています。ですから、公文書の原則公開というのと、個人情報の保護というのから見ますと、大分抽象的というか、ざっと読む限りでは、ちょっと後退しているというか、そういう側面がこの中でちょっと読めるのです。その辺についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、具体的なところなのですが、例えば第7条の中で、4ページ、イ

のところで、例えば「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」という表現があるのです。その表現の、具体的にはどのようなことを想定しているのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

旧条例の中での原則公開というところでございますけれども、これにつきましては基本的に情報公開そのものに関しましては、原則公開という趣旨の下にこの条例が定めさせていただいておりますので、あえてその部分をうたっているというものではないというふうにご理解いただければというふうに考えてございます。

また、個人情報保護の関係でございますけれども、情報公開に当たっての保護すべき事項、そういったものにつきましては、旧条例の情報公開条例のときにも、町といたしましてそういったものに関する取扱い、情報公開条例の運用マニュアルというものを定めさせていただいております。そういった中で、個人が特定をされる事由、不利益を被るような事由、そういったものに関しましては、取扱いで、運用の中で定めさせていただいておりますので、そういったものを遵守しながら情報公開に当たっているというところでございます。

また、ちょっと第7条のイの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項、これにつきまして具体的にというところは、今ちょっと思い当たる部分がございますので、ちょっとここにつきましてはご容赦いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） やはり3条になるかと思うのですけれども、情報公開条例は、公文書管理条例とセットであるべきであるというふうになってはいますが、本来ならば情報公開、公文書管理条例ができてから、嵐山町情報公開条例の全部を改正する条例、私はこれは非常に不愉快だと思うのですけれども、ができるべきではないかと思うのですけれども、公文書管理条例については、これを行うためにどのような考え方があったのか。策定は何度か議会でも一般質問でしていますが、それについては全く考えることなく、嵐山町情報公開条例の全部を改正する条例になってきたのか、デジタル庁開庁に向かってそういうふうな形になってきたのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

公文書管理条例、そちらのほうの関連というところでございますけれども、特に今回こちらの個人情報保護に関する法律、こちらにつきまして4月1日からの施行というところでございますので、そういった観点から、今回この情報公開条例の全部改正を行うというところで、これは全国的に12月または3月の議会の中で上程をされているのかな、市町村が、というふうにご考えてございます。必要に応じて公文書管理条例等々が必要であれば、そういったものについての改正等も含めて今後研究されていくのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 個人情報の法が制定されているからということで、無理やりやらなくてはいけないということなのではございますけれども、公文書管理法ができて、そして公文書管理法に関わる条例を制定するというのには必要性があるからそういうふうに言っているわけですよね。それについての考え方というのは全く、私は何回か質疑しているけれども、全然進まないのです。その点についての町長の考え、これは公文書公開条例を全部改正する条例に当たって考え方を伺います。町長に伺います。総務課長に聞いたってしょうがない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど杉田総務課長のほうから答弁があったとおりで思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 第7条の（4）に、3段目の途中から、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、次に「不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」、この「おそれ」というのがあるわけなのです。これを拡大解釈してしまうと、今まで開示できたものが開示しなくなるというふうになってきてしまうと思うのですが、この場合の判断を誰がするのか、どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、情報公開の窓口、総務課でございますので、こちらから審査請求が、情報公開請求があったものに関しての要件、利用目的、そういったものを勘案させていただきまして、

先ほども答弁させていただきましたけれども、こういったものに関する取扱いの事務事業でございますので、そういったものに照らし合わせて判断をしていくというふうな形になるかというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それがちよっと私は分からないので、開示に前向きなのか、あまり開示したくないということで書いてあるのか、ちよっと分からないので、この「おそれ」というのが非常に何か私からすると気になって、後ろ向きのようなふうに捉えてしまう可能性があるのですけれども、やはりそういうことではまずいと思うのです。公開が原則という前の基本に立った判断がここで、この条例ではしていく必要があるというふうに思うのです。個人の利益が損なわれない場合、公開を原則にすると。その基本の中で考えていきますよという、そういう答弁があつてしかるべきだと思うのですけれども、ちよっとそこは無理なわけなのですね。ちよっともう一度伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、情報公開条例、これ大原則につきましては、住民の皆様が知る権利を保障する制度がまず第一点だというふうに考えてございます。そういった中を、趣旨を踏まえながら、先ほどお話をさせていただきましたけれども、こういった4号にございます、そういった「おそれ」があるのかどうなのか、そういったものをきちんとした形で判断をさせていただいて、公開できるものは公開をしていくというところが大原則であるというふうなところで考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○森 一人議長 賛成討論いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町情報公開条例ですけれども、嵐山町情報公開条例は、最初、多分平成10年か11年だったと思いますが、嵐山町議会情報公開条例が最初にできました。そして、その後平成13年になると思いますが、嵐山町情報公開条例ができて、それに審査会も一緒になるので、

嵐山町議会情報公開条例と嵐山町情報公開条例を一緒にするという形で、嵐山町情報公開条例が制定されました。その間、知る権利をすごく重要視するというで、嵐山町の議会情報公開条例は大きく出しました。それは、嵐山町情報公開条例の3条に出ているとおりなのです。この間で、すごく嵐山町の情報公開度はとても高かったというふうに私は、新聞報道などで審査される機関があって、そここのところは高い部類に入っていたなと思います。今もそうなのかもしれませんが、これによりますと嵐山町情報公開条例の全部を改正するとなりますと、今までの嵐山町の議会が培ってきたことや、嵐山町の行政が培ってきて少しずつ、少しずつ住民の方にとりか、知る権利をなるたけ拡大するというふうな方向でやってきた町の職員の方の努力も消えてしまう、そのように考えます。

特に問題なのは、地方分権と言われながら、実際には国が地方自治の本旨に関与している。嵐山町の情報公開条例を全部改正することに関与している。そういったことに従わざるを得ないというふうな形の、今の国の在り方、デジタル庁の在り方にとりか危険なものを感じ、反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第3号 嵐山町情報公開条例の全部を改正することについての件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第23、議案第4号 嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第4号は、嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正することについての件でございます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第4号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第4号は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、嵐山町情報公開・個人情報保護審査会の所管事務及び調査権限について定めさせていただいております。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条におきまして、審査会の行う事務について、第1号から第4号で定めさせていただいております。

次に、第7条で審査会の権限についてを、第8条で提出資料の写しを送付することについて、第9条で行政不服審査法の準用についての定めを追加するものでございます。

3条分が追加されたことに伴い、第7条を第10条へ繰り下げるものでございます。

第13条につきましては、3条分が追加されたことに伴い、条ずれを生じるため、これを改めさせていただいているものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めさせていただき、2項では経過措置を定めさせていただくものでございます。

以上、議案第4号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 法によって条例で定めることが許容されているものとして、条例要配慮個人情報というのはどのように考えているのか。

それから、行政機関等匿名加工情報というのをどのように考えているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 大変恐縮でございます。ちょっと質問の条文等々で関連する条文等が分かれば、ちょっとそれを踏まえてのご質問をいただければと思います。大変恐縮でございます。

○12番（渋谷登美子議員） ガイドラインの中に入っているみたいなのですが、それに関して言うと、ガイドラインで見ていると、条例では条例要配慮個人情報というのがあるみたいなのですが、それを考えられるということで、要配慮個人情報というのは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神障害、その他規則で定める心身の機能の障害があること。疾病の予防や健康診断の検査の結果、健康診断の結果に基づいた疾病、診療、被疑者、被告としての逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の処分が行われること。本人に少年法に規定する少年またはその疑いに関するものに関して、要配慮個人情報としてこれは含まないというふうに書いてあるのです。それを個人情報として考えるというふうに考えるのですけれども、その点についてはどのような考え方があるのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

渋谷議員ご指摘の特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、これにつきましては国から行政機関・地方公共団体等編ということで、今回の改正に伴いましてガイドラインが変更されてございます。そういったものを踏まえまして、先ほどお話をさせていただきましたけれども、町で定めてございます取扱いの情報公開条例の運用、そういったものも適宜見直しをさせていただきながら、このガイドラインに沿った形で取扱いを定めていくというところになるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっとごめんなさい。行政機関の匿名加工情報というのがどのところに入っているかがすぐ出てこないのですけれども、この加工情報というのは、この審議会ではどのように扱われるか分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

個人情報の審査会、こちらにつきましては、今回の改正をされた中の情報公開条例であったり、今度議会で定める予定でございますけれども、個人情報保護条例に関しての審査請求に係る申請者からの異議申立て等々に関するものについて、この審査会の中で判断をしていくというふうなことになるので、そういった情報公開の中で個人が特定されるような案件、そういったものについては原則非公開というふうな取扱いになると思いますので、こちらの審査会条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正条例につきましては、こういった法律、条例等の改正に伴いまして審査会が取り扱う事務、そういったものを改めて今回条例改正をお願いするということでございますので、ガイドラインでの取扱いの内容についてを、この審査会で審査をするというところではないのかなというふうに理解してございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、審査会において、もし個人情報等が秘匿事項なのですが、それが実際に漏れてしまった場合は、漏れてしまったということが考えられる場合はどのような処置をしていくのですか。罰則はあるけれども、実際にはどのような手続を経るのかなということを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

条例の中でも罰則規定等々につきましては定めさせていただいてございますけれども、それらに

つきましてはこの条例等々ではなくて、法に基づいた形での手続になってくるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この基本的なところは、情報公開条例に行政不服審査法に基づく規定は適用しないということが書いてあるわけですね。それに代わるものという理解でよろしいのでしょうか。もしそうであれば、前は審査請求人からの意見を聞くことができたわけですが、これを聞かないようにしたのはなぜなのか。その代替措置というのは何かあるのかを伺いたいと思います。

それから、第7条の2、3、4などに諮問庁とあるのです。この諮問庁というのは、どこの機関を指すのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

こちらの審査会に諮問をした実施機関等というところでございますので、情報公開条例、こちらの実施機関、こちらで定めさせていただいてございますけれども、こちらがそれに当たるというふうにご理解をいただければというふうに考えてございます。

○森 一人議長 答弁漏れですか。

もう一回お願いします。

○杉田哲男総務課長 こちらの諮問をした実施機関等というところの、これがどこに当たるのか、諮問庁がどこに当たるのかというふうなご質問かと思っておりますけれども、こちらにつきましては実施機関等というところでございますので、情報公開条例の全部を改正する条例の中で、実施機関とはというところでございますので、こちらのほうを指されているというふうに認識してございます。

〔「7機関」と言う人あり〕

○杉田哲男総務課長 7機関でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これで十分なのかと考えると、どうして審査請求人に意見を聞く機会を削ってしまったのか。私は大変重大なことではないかなと思うのですけれども、これ基本は国から来ているものだと思うのですけれども、何かそこには理由は書いてありましたでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

個人情報保護法、そちらに基本的には定めさせていただいている事由がございますので、そういったもので履行できるものについては法で当然履行していきますので、そちらで定めさせていただいていると。それ以外のものについて、町の条例の中で定めるべきもの、そういったものについて今回条例改正の中で定めさせていただいているというところでご理解をいただければというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第4号 嵐山町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第24、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第5号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町立小中学校再編等審議会の所掌事務が終了したことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 議案第5号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第5号は、嵐山町立小中学校再編等審議会の所掌事務が終了したことに伴い、改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。別表1の24、町立小中学校再編等審議会委員についてを削除し、25以降を順次繰り上げるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めさせていただくものでございます。

以上、議案第5号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第25、議案第6号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第6号は、嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町学校運営協議会を設置することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものがあります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第6号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第6号は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議を行うため、嵐山町学校運営協議会を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。別表1の執行機関、教育委員会中、嵐山町学校給食運営委員会の下に嵐山町学校運営協議会を追加し、あえて所掌事務に学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議することを追加するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めさせていただくものでございます。

なお、参考資料といたしまして、嵐山町学校運営協議会規則を添付させていただいてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第6号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これは随分前に法律では通っているわけなのです。法律は20年ぐらい前に通って、施行も何年か後だったと思うのですけれども、この時期に来て、こういう協議会を、コミュニティスクールと言われてはいますけれども、この協議会を設置しようとした目的は何があるのか伺いたいと思います。

それから、そのときにいろいろ意見というか質問出ているのですけれども、やはり先生方は大変忙しいわけです。今回も先生が入るわけですから、開く時間がやはり問題になるのではないかと。より忙しくなるのではないかとということがちょっと危惧されるのですけれども、時間は何時頃開きたいのか、土曜なのか、日曜なのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、法律自体は大分前に施行されたものでございますが、平成27年12月に中央教育審議会の答申で、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を目指すべきという中教審の答申が出ました。その後、地教行法の改正がございまして、平成29年3月に協議会の設置について教育委員会に対して努力義務を課すと、そういう法律が施行されました。したがって、国、県では今、全ての学校に学校運営協議会を設置することを目標にしております。埼玉県においても、もうほぼ全ての市町村で学校運営協議会が設置されておまして、嵐山町では統合がありましたものですから、統合を機に設置するというので県には報告していたのですが、統合もちょっと予定より遅れました。そして、比企でも吉見と嵐山しか残っていないので、県の教育委員会も再三のご指導をいただいているところでございます。したがって、今回菅谷小中学校区に先行的に学校

運営協議会を設置しようということで、今回条例をお願いいたしました。

なお、ご指摘のように、大変学校現場は忙しいわけですが、基本的には3時以降、授業等も終わって、5時ぐらいまでの間に、年3回程度開催できればなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これが実のある会議になるのであれば、こういう協議会というのは本当に大事だと思うのです。ただ、今まで見てきた機関、学校に限らずなのですけれども、執行部の考えを推進する機関になってしまっているということがよく見られるのです。どういう機関、忖度してしまう機関、忖度機関と一部で言われていますけれども、そういうことが免れないのではないかなと私は考えてしまうのです。大変忙しい先生方に、さらにこういう面で時間を取らせてしまうということはいかなるのでしょうか。実が取れるのか。県から言われているので、教育長もなかなか拒否はしづらいでしょうけれども、その辺はどうなのでしょう。悩ましいところだというふうに教育長自身はお考えでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のようなところもあるかと思いますが、この学校運営協議会の設置の趣旨の一つに地方創生という考え方もあります。というのは、いわゆる学校運営協議会、地方の保護者、地域の方の代表と学校が対等な立場で議論する。しかもそれ合議体という形になっていますので、私たちの希望とすれば、やはり地域の皆さんにも学校運営の責任を持っていただくと。そういう意味で、学校にとっては強力な応援団として捉えさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、学校運営のことで手伝う人たちがいますよね。そういったものをもっと組織してやっていこうということも大きな議題の一つになり得るという理解でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

学校応援団、既に学校に組織されていますが、それらの代表の方も含めて、やはり地域で学校を育てていこうと、その機運を、この協議会を設置することによって醸成していただいて、地域、学校、保護者、協働した開かれた学校づくりを推進できる、その母体になればなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） お聞きをします。

今日の町長の施政方針の中にも、学校運営協議会を設立しという言葉が入っていますが、今の菅谷小学校、中学校には、保護者会というかPTAというか、1つ、合同で開かれている、設置されているというふうなことをよくお聞きします。今回の場合には、両方を合同で小学校、中学校の学校に1つ、この協議会を設置するということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおりでございます。菅谷小学校、中学校合同の学校運営協議会ということで今設置を進めたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） よく分からないのですけれども、今までも学校は地域で成り立っていくと、そういうふうなことがよく、私たちもそういうふうにして、地域の方がいろいろな提言をなさって、学校運営が成り立っているなというふうにしていたのですが、それをさらに協議会というのは進化をさせ、地元のいろいろなご意見を入れていくということに聞こえるのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

ご指摘のとおりでございます。今、学校評議員会というのがございますが、学校評議員会は、あくまでも校長が学校運営に対して意見を聞くと、そういうものでございます。ところが、この学校運営協議会は合議体となりますので、学校運営の方針について、この協議会で承認をいただくこととなります。校長、学校運営協議会の委員、対等な関係という形となりますので、かなり力を持った組織という形となります。国で示した案の中には、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するというのは、今お話し申し上げたとおりですが、そのほか学校運営について教育委員会または校長に意見を述べるができること。最後に、教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができることという、そういう国で示したモデルプランについてはそれが書いてあります。ただ、教職員の任用に対して意見を述べるということについては、嵐山町の教育委員会としては、そこまでちょっと踏み込むことは、今の段階ではということで、それに

については外してあるというか、そういう形でこの要綱を定めさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） コミュニティスクールにつきましては、前からいろいろ言われているわけなのですが、1つは、今回菅谷小、中ということですが、ほかの玉中、玉ノ岡、志賀小、七小と学校があるわけです。ですから、菅谷だけにこれを設置するという意味、そういう意味ですね、ということなのかと。

もう一つは、基本方針の中で第3条、協議会の承認を得るという、教育長は合議体だということでは言われていましたけれども、この中でやっぱり教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、組織編成に関する事、それから学校予算の編成及び執行に関する事、それから施設管理及び施設設備等の整備に関する事、その他教育委員会が必要と認める事項。この承認というのが予算も含めて入っているわけです。学校経営計画、教育課程の編成に入ってくると。ある意味、これは地域の協力を得るという意味も当然あるにしても、逆に教育現場から考えますと、教育の自立性、自主性というのがかなり制限されてくるということも当然一方では考えられるわけです。ですから、ある意味非常に、協力を得ながらやるという意味ではいいのですけれども、非常にやりにくい、縛られるという。この運用の仕方によっては、非常にその問題が出てくると。こういう問題が両面から考えるとあるわけです。ですから、その辺も含めて、ほかの例も既に運用しているところは当然、残っているのは吉見と嵐山しかないということですが、前の文科省の研究等も我々も議会のほうでいろいろ勉強しましたけれども、はっきり言って功罪があるのです。いい面、悪い面あります。それも含めて教育長はどのようにお考えかお聞きしたいのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず1点目の玉ノ岡、志賀、七郷、こちらのほうにはというご質問でございますが、取りあえず今年度菅谷小中学校区に導入をし、そしてその結果といいますか、それを得て、来年度導入し、さらには新校でも当然導入していくという段取りを考えております。

2点目の功罪といいますか、教育課程についての承認を得ることについては、学校の独自性を害することになるのではないかなというご指摘でございます。これについては、運用の仕方によっては当然そういう懸念もなくはないと思います。したがって、ここにあるように校長が作成する学校運営の基本方針を承認するという事ですので、実際に教育課程の編成に関する事と書いてありますけれども、例えば各教科の年間指導計画だとか、そういう細かい、いわゆる教員の自立性といいますか、オリジナリティーといいますか、そういうものにブレーキをかけるようなこと

があつては、まさに罪のほうになってしまうので、いわゆるどんな学校をつくりたいか、そして地域はそのためにどんなことを協力できるのか、その場合には、そうしたら運動会だとか何か、いわゆる教育課程の大方針について承認をいただくというふうな形で、この協議会を持っていければなというふうに考えております。

したがいまして、条文だけ見ますと、かなり制約、この条文のとおり読みますと、非常に学校にとっては制約が多いのではないかというような形で見受けられる点も確かにあるかと思ひます。その辺については、まさに運用のところからこれからどういうふうに学校運営協議会を、地域にとつても学校にとつても、よりウィン・ウィンの関係に持つていくにはどうすればいいか、まさにこれからの課題となっているというふうに理解しております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） まさに運用の仕方いかんでは大きな効果を發揮する。例えば体験学習をやらうと。であれば地域で畑、田んぼの提供をして、子どもたちと一緒にやらうと、これは地域でそういうものをしていくとなれば、かなり大きな特徴を持った教育ができるというふうに思ひます。

もう一つ、やっぱり懸念しなくてははいけないのは、協議会の中に強い人が入つて、強い意見を言う、それは当然想定できるわけです。そうしますと、本来であれば教育は、全体的な視野に立つて、その中で当然運営するわけですよ。これは執行も当然そうですけれども。そういうことがやっぱり協議会の中で、運用の仕方いかんでは、そういうことも当然これまでのほかの例を見ると、やっぱりその辺の危惧というのは随分あるのです。ですから、その辺のところから承認となつてきたこの意味が、そこでちょっとマイナスのところでは出てくる可能性もあるなど。その辺のところを、もう少し運用基準を明確にしておかないと、その場、その場の、要するに運用の仕方いかんで変わつてしまふというのは、やっぱりいろんな意味でちょっと継続性というか、広範な教育の本来の目的ではないところで、そういう意味ではやっぱり明確なルール化というのを、やっぱり運用基準はしっかりつくつておく必要があるのではないかというふうに思ひますけれども、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

ご指摘の継続性という言葉が出ましたけれども、まさにこの学校運営協議会は、校長が替わつても、いわゆるその地域の学校はこういう学校なのだという、そういうものを継続的な地域の学校としてのものというものを目指すという意味合いも当初の計画には入つています。したがいまして、任期も2年となっています。ただ、ご指摘いただきましたように、委員のメンバーいかんによつて

は、こういうふうにあるのではないかというふうに言われてしまえば、なかなか反対することもできないという部分も出てくるかと思います。当然校長の推薦に基づいて教育委員会で任命します。したがって、運営の状況によっては、また教育委員会として意見を述べることもできますし、また議員さんご指摘のように運営細則のようなものを設けるというようなことも、今後実際やってみてのところで必要になれば、そのようなことも考えていきたいと思っています。そういう意味も含めて、今回試行ということで菅谷小中学校を最初にやることに決めましたので、ご理解をいただきたいと思っています。

○森 一人議長 よろしいですね。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[「反対討論」と言う人あり]

○森 一人議長 賛成討論はいらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町学校運営協議会規則及びその方法なのですが、菅谷小、菅谷中学校を最初にやっていくということだと、志賀小や玉ノ岡中、七郷小というものがその後続くわけですから、ここで決まったものについていくという形になり、私はそれぞれの地域の問題点、地域が抱えるものが全部今の学校統合に象徴的に集中していくなというふうに考えますので、これに関しては、全部一緒にやっていくのならともかく、そうでないわけですから反対いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第6号 嵐山町附属機関設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、2月27日は休会いたしたいと思っています。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。
よって、2月27日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 4時59分)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

2月28日（火）午前10時開議

日程第 1 比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

日程第 2 一般質問

第11番議員 松本美子議員

第6番議員 大野敏行議員

第3番議員 狛守勝義議員

第1番議員 小林智議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福島	啓太	技監
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
贄田	秀男	町民課長
前田	宗利	福祉課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
清水	延昭	上下水道課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎比企広域市町村圏組合の議会議員の選挙について

○森 一人議長 日程第1、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

1月31日、比企広域市町村圏組合議会の嵐山町選出議員が1名欠員となりました。比企広域市町村圏組合同規約第7条第1項の規定により、補欠議員を選出するための選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

比企広域市町村圏組合の議会議員に、川口浩史議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました川口浩史議員を比企広域市町村圏組合の議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

したがって、比企広域市町村圏組合の嵐山町選出議員に、川口浩史議員が当選されました。

ただいまの当選の報告をもって、会議規則第33条第2項に規定する当選の告知とします。

以上をもちまして、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号11番、松本美子議員。

質問事項1の小中学校の再編についてです。どうぞ。

○11番（松本美子議員） 皆様、おはようございます。議長の指名がございましたので、11番、松本美子、一般質問を3項目に分けて質問させていただきます。

1番ですけれども、小中学校の再編について。まず、教育環境の充実と向上、一定の学校規模維持のために、小学校3校を1校に、中学校2校を1校とし、新しい学校は菅谷小中学校の場所という答申が提出されました。以下についてお伺いをいたします。

(1) ですが、保護者に対する説明会及び全町民に対する説明会の実施について、現状と今後についてをお伺いします。

(2) ですけれども、通学時の安全確保あるいは学校行事または学童保育、その他町民からの意見や要望はどのようなものが出ているのかお尋ねします。

(3)、それぞれの学校が統合になりますと、跡地の関係が出てくるわけですが、跡地利用の活用についてのお考えあるいは方向性をお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

令和4年8月23日と24日に再編等審議会よりいただきました答申の説明会を開催いたしました。今後は学校再編基本計画案を基に、本年8月から9月に説明会を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。令和4年8月23日と24日に開催いたしました

説明会において、参加者の方からご意見・ご要望を頂戴いたしました。内容としましては、スクールバスの対象範囲を地図で示すこと、駐車場を十分に確保すること、今後の予定を明確に示すこと、SNSや学校経由で情報を発信すること、まちづくりの一つとして再編を考えることなどがありました。その他、北部のよさをもう一度よく話し合っしてほしいなどのご意見を町民の声ボックス経由でいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）について、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 質問項目1の（3）につきましてお答えをさせていただきます。

跡地の利活用につきましては、小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方についての答申の中でも学校再編を進めるに当たっての配慮事項が示されているところでございます。今後小中学校再編プロジェクトチームにおきまして、様々な角度から検討していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、（1）ですけれども、保護者に対しましてはアンケートのほうを実施したというようなことでございますけれども、これにつきまして小学校あるいは中学校、これから学校へ上がってくる未就学児の関係の方たちも出てくるかなというふうに思っておりますけれども、このアンケートの内容が少し私分かっておりませんので、説明をしていただき、それを基に今後どのような方向で、8月から9月に開催して説明会も実施していきたいという考えのようですが、答弁をいただければというふうに思います。

○森 一人議長 少しお待ちください。

では、答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

今後教職員あるいは児童生徒に対してのアンケートということでございますが、教職員については先般全協でご説明申し上げました基本的な考え方を、まず先生方にご説明を今させていただくよう準備をしているところでございます。本来ならば対面で学校ごとに説明会を開始、行いたいところなのですが、年度末で学校は大変多忙で、30分程度の時間をとということで話を持っていったのですが、なかなかその時間が取れないということで、私のほうでパワーポイントで資料を作成しまして、それをビデオ撮影して、そして各学校の先生方にそれぞれの空いた時間に見ていただいて、先生方にご理解をいただくという方向で今検討を進めています。その中で教職員についても、今新しい学校についての全般的な要望あるいは業者さんからも多少こういう点で先生の声をお聞きしたいということも今いただいておりますので、それらを含めて調査を、今後まさにできれば今月中に実施

したいというふうに思っております。

児童生徒については、新しい学校についてどんなイメージを持っているか、これらについてはまだまだすぐというわけではありませんが、これについても子どもたちの意見、それらの集約、教育委員会としても基本計画案に生かさせていけたらなと思っているのが現在のところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ちょっと今の答弁ですと、大分進んで、前へ進んでいないなど。答申も出て、条例の改正が終わったわけです。そういう中でまだ教師そのものにもこれからだということのようです。ですから、機運というか、統廃合するのだというような気持ちがありませんかというふうな受け取り方をしたのですけれども、今後それぞれの立場で今行うというようなことから、一日も早く学校の先生、子どもたちもちろんですけれども、地域にもどのような形で説明会とか、あるいはアンケートとか、いろいろな方法はあるかなと思いますけれども、その辺はどのようにお考えですか。あまりうちのほうも近所で、七郷小学校がすぐそばですけれども、子どもの数が少ないから意外と統合になるのだからねぐらいの調子で話聞いていないよというか、その子どもが学校に行っている立場の家庭ではある程度分かっているかなと思いますけれども、もう少し全体的に学校がなくなるということは、地域的にも少し寂れていくというか、寂しさというか、そういった伝統というか、そういうものが消えていくわけです。

ですから、その辺を地域には知らせていくというか、その後のこともつながってきますけれども、そういった考え方を持って地域への、学校と子どもたちには今答弁してもらいましたからですけれども、地域に対してはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか、それをどのように実施していく予定ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

地域への説明についてご指摘をいただきましたけれども、まさに答申をいただいてから8月の23、24の説明会を実施いたしましたけれども、参加者はやはり20名、これも町内全部でということですので、七郷地区の方も数名はいましたけれども、そういう意味では説明といいますか、それには十分ではないなというのはもちろん自覚しております。ただ、説明をするにしても、ある程度の青写真といいますか、こういう方向でこういう学校をつくっていくというある程度の青写真ができないと、23日、24日に答申をいただきましたというその説明とそれほど変わらないことになってしまうので、やはり今調査委託をお願いしていますが、それら10月31日工期を待つのでなくて、できるだけ早く、ある程度の概要説明に足る保護者、地域の住民に対して、こんな形をつくっていくのだというようなアウトラインができた段階で、できるだけ早期に説明をしていきたいというふうに現在

考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ただいまの答弁で、調査委託もしているということでアウトラインが出来上がってくればということで、それからの説明のほうは理解ですか、そういうものができるかなというような説明のようだったですけれども、そういうものをつくる上で、やっぱりその前にある程度の嵐山町町民の皆さんがどういう考え方を持って、どういうふうな学校にしたいのかとか、そういう意見を聞いてみるということは重要なことではないかなというふうに私は思うのです。ある程度のものが出来上がって、これなのですよと出されてくると、なかなかそこでの意見を出していくというか、また変更してもらおうというか、そういうことは大変なことにつながるので、それだと町民の声が入っていけないですね、なかなか。

ですから、アンケートもやったり、説明会も全体的で20名ぐらいだったというから、非常に寂しいなど、ここまで来て、いるのにあつという間に日柄がたって、具体化してきてしまいますよね。ですから、その前にしっかりとしたものを全体的に知らせていってほしいというのが一番なのですけれども、それは手元のほうに担当課のほうとして調査委託は出してあるのだから、それが来なければと、そういったような考え方ですか。それで保護者なり、町民なりが納得をしていって、ああ、一貫校できてよかったと、こう菅谷のほうまで来るようになりますか。その辺がちょっと心配ですけれども、もうちょっと何ていうのかな、町全体でしっかりとした先頭を切っていただいて、一番は保護者でしょうけれども、よくよくはだから今いない子どもたちの家庭でもそういう立場になってくることもあるわけです。ですから、そういった形で未来という形になりますけれども、よく知っていただくことを私は一番にさせていただきたいと、そういう考えがありますけれども、これからそういう方向性を取りたいというか、皆さんの声をもっと聞いていくというか、その考え方についてはどう思っていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のように、やはりその町民や保護者の声を基本計画の中に生かすためには、早めに聞いたほうがいいのかというご指摘だったと思いますが、その点についてはやはり私もできるだけそういう意見を反映させていきたいという思いは一緒でございます。ただ、どういう形で町民の声を新しい学校、先般全協でご説明しましたけれども、基本的には新しい学校のコンセプトなりビジョン、あそこに一応は示してあるわけですけれども、そういうものを示しながら、そして多分いろんな通学や何かのことについても不安を持っていらっしゃると思いますので、その辺についてはどういう形で拾い上げていけるのがベストなのか。その辺については議員ご指摘のように、で

きるだけ多くの方のご意見を基本計画に、その基本計画の発表の仕方といたしますか、その辺もそれで決定でもうこれでいきますということではなくて基本計画案できました。この辺についてご意見いかがでしょうかというような修正の余地のあるものに恐らくなって、工期も10月ですので、その前に夏頃には説明会をやりたいというふうに思っていますので、その辺はどんな方法があるか、これから議員さんご指摘の内容については鋭意研究して、できるだけその意に沿ったような基本計画案ができればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうですね、基本計画の中に組み込まれるというような形を取りたいということですから、ぜひそうしていただきたいと、そんなふうに思います。

それと、一番残念なのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、町全体での説明会が20人だったということは、その説明会を開きますよというようなことをどういうふうに発信をして知らせていって、どういう方たちが集まってきたのですか。もちろん、答弁すみません、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

説明会につきましては、保護者につきましては7月中に学校を通しまして保護者の方に説明会の実施をお知らせいたしました。参加人数につきましては、8月の23日が24人、8月の24日が23人でございました。周知の仕方につきましては、急な日程でございましたので、若干周知が行き届かなかった点もあろうかとは思いますが、学校を通して周知したことによって保護者の方には来ていただきたい旨は伝わっていたかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これは各小中学校に対して保護者に連絡を取って説明会を行ったら、たまたま23日は24で、24日が23人だったと、全体でということになりますと、周知の仕方というものが忙しいというか、時間的な日にち的なものが少なかったからというようなことが今答弁していただきましたけれども、ずっとここ審議会から答申が出てきていて、説明を私たちも受けていますけれども、もうちょっと早手早手を打って人を集めるということは、なかなか大変で集まらないですよ。会議でもそうですけれども、ですからその辺は後手後手に回らないように、一手先にというふうな形で保護者でもやっていただき、あるいは保護者の関係は取りあえずやりましたと。人数も全部来ましたということで結構ですけれども、そうしますと、一般の町民については、これからは基本計画がある程度出来上がらないと実施しないというか、今こういうふうな流れになっていますよと、広報でも時々見たりなんかもしましたけれども、今後もそこまでの10月頃までの間にはまだ半年もあるわけですから、何かの手を打っていくという考えはありますか、知らせていくという意味で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

説明会の周知の方法ですが、小中学校のほかにも幼稚園、保育園にも保護者を通してお知らせさせていただいたほかに、町ホームページ等でもお知らせいたしております。また、学校では町コミメールを通してもお知らせをさせていただいております。そうした中で、保護者の方以外にも一般の方にもご参加をいただいております。そうした一般の方からいただいたご意見等にも貴重なものがございましたので、そういったものを今後も生かしつつ、説明会の開催の手法につきましてはまた改めて考えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、その都度その都度私たちが説明を受けておりますから承知しておりますけれども、いよいよになってきましたので、私はある面では確認も取っていきながら進めていっていただきたいと、そういうような考え方がありましたので、重複しているかもしれませんが、質問させていただいておりますので、お願いします。

それで1番についてはそういうことでしたらば、今後ともできる限り説明会なり、アンケートを取るなりして、事細かく実施していきながら基本計画の中に盛り込んでいただきたいと、そんなふうに思いますので、よろしく願いして終わります。

では、2番のほうに移らせていただきます。通学時のときの安全確保も十分に通学路以外だっってやっていきますよという答弁は、今まで説明の中ではいただいております。ですけれども、何度安全を確認しても事故というものは必ず起きますよね。ニュース報道でも大変なことが今起きているような事態も出ていますけれども、そういった点でまずはバスの関係を出してほしいと、そういうようなこともこの間の答申の中で説明の中にも出てきているというふうでありましたけれども、またバスに乗る子だけではなくて、徒歩の子もいますし、あるいは自転車の子もいると思うのです、中には。そういったときに、事故は予期せぬときに起きるわけですがけれども、バスはバスなりに安全確認をしていただくと、そういうことですがけれども、まず徒歩の子と、それから自転車の関係の子どもたち、そういった生徒、児童の安全確認は何か特別にこういうところは気をつけるというか、ありますか。

私のほうから聞きたいのは、安全確認の方法もなのですけれども、まず自転車で来る子どもたちの、今はヘルメットはもちろんですけれども、保険にも入るわけですよね、万が一の事故のときに補償ができるように。そういった関係は各家庭が入ることでしょうけれども、その辺は町のほうでのある程度の支援というか、負担というか、そういうものも考えがある中に織り込んで基本計画をつくっていくのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

通学時の安全確保につきましては、通学距離の長い児童生徒につきましては、スクールバスの利用について検討していく必要があると考えております。また、徒歩や自転車で通学する者につきましては、交通安全教室等そういった交通安全に配慮した教室を実施していく、また歩道の整備等もしていく必要があると考えております。また、自転車につきましては、ヘルメット着用の上、利用していただくことを基本としております。

保険につきましては、自転車保険等がございますが、こちらにつきましては各ご家庭で必要に応じて入っていただく。自転車につきましては、保険に入って乗用することを県条例でも定まっておりますので、そういったことを盛りつつ、各ご家庭で必要な保険に入っていただくことを基本とし、現在のところ町でその保険に入るということは考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） まず、交通安全の関係でヘルメットまでは今までもそうでしたから、それと保険の関係ももう何年か前からこれは義務づけられていますよね。ですけれども、それはさっと入れる家庭と入らなくては乗れないのに、入るのは少し大変だと、金銭的に、そういう家庭ももちろんあると思うのです。ですから、その辺の保険に入るのも町のほうでの支援は考えて、新しく学校もなることですから、考えもそちらのほうに予算をつけていけたらいいのかなと、いってもらいたいなというふうな考えの下に伺っていますけれども、検討する余地もありませんか。これ予算だから、町長かな。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず最初に、自転車の関係の保険の関係ですが、基本的に登下校の場合はスポーツ振興センターの対象になりますので、事故の関係はそちらでカバーできます。県の条例で自転車保険というのは登下校以外、子どもたちが遊んでいるときや行ったときにけがした場合の保険あるいは歩行者を引っかけってしまったとか、それに対する保険ですので、その保険は結構今自動車の保険についているケースが多いと思うのです。したがって、町でいわゆるその自転車保険に充当するものというのはなかなか難しいかなということで、教育委員会としては考えています。いずれにしても学校の登下校に関してはスポーツ振興センターでカバーされていますので、その辺は心配ないというふうと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） このスポーツ振興センターのような対応の保険があるから、登下校については大丈夫でしょうということですが、やはり登下校だけでなく、自転車で友達のところへ行くとか、釣りに行くとか、いろんなことがあって乗ることも多いですね。自転車に乗ること自体は保険に入りなさいということですが、それがきちっと皆さんが入らなければいいわけですが、先ほどからちょっと聞きましたけれども、なかなか大変な家庭もあって入れないかなという家庭もあるわけです。だけれども、自転車はやはり乗って出かけていくと、そういうことにもつながってくるわけです。そうしたときに、今の対応として万が一事故等にやってもやられても大変なことになるわけですから、所得の低い人という申し訳ないのだけれども、そういう形の関係で考えていただき、子どもたちがこのスポーツ振興センターのほうの保険のみで、どこまでの範囲を守ってもらえるのかちょっと私分かっていませんけれども、ある面では心配ないということですから、各個人に支援するという事は考えられませんか。予算に伴うことだから、なかなか難しいというか、ぜひそんなふうなことが今後新しい学校になっていくところでは、こういうものもありますよと、こういうふうにできますから少し遠くても自転車あるいは徒歩でも頑張って来てくださいますよと、何かそういった安全なものもないと、子どもはもちろんですけれども、家族も周りの方も非常に心配になってくるわけです。それで聞いているのですけれども、その辺のところも今後とも考えていく余地はありませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

自転車の保険の関係につきましては、現在ご家庭で任意加入をしているいわゆる自転車保険ですね。学校の教育活動に関わるものについては、例えば練習試合に行くとか、遠足、あまり遠足で今は自転車使うことはないのですが、いわゆる校長が計画した事業であれば全て対象になります。登下校も含めて、子どもたちが練習試合に行く計画、それらは全て学校の管理下という扱いになりまして、管理下ですと対象になります。

議員ご指摘の子どもたちが外出する際も保険には入らなくてはいけないのでということですが、基本的に今町でそれをカバーするという計画はないのですけれども、1つの方法としては、PTA安全互助会というのがございまして、埼玉県のPTA安全互助会で集団加入制度というのがあります。したがって、これはPTAによっては団体で加入しているPTAもございまして、その辺はPTAの会長さん方のご判断になるところ、あと実態も調べて果たしてそれに意味があるのか。先ほども申し上げましたように、各家庭でそれぞれもう既に加入しているあるいは車の任意保険についている、いろんな形のものがありますので、それらを総合的に勘案して、できるだけ全員が無理なく入れるような方法の一つとしてPTA安全互助会への集団加入も含めて、また研

究していただくという方法もありますので、その辺については今後連Pとも協議しながら進めていければというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） この自転車あるいは徒歩の関係につきましては、今言ったPTAの安全、県のほうですか、集団でも入ることができると、そういうようなこともお聞きしましたので、より以上に安全で登下校ができるあるいは校長先生の計画の下ですか、それで自転車で行くときにも補償が大丈夫だということですから、あとは本当に遊びに出かけるときだけですよね。ですから、できる限り安全協会の関係の人もいますけれども、警察も来ていただいたりして、今までも安全教室みたいなものはやっておりますよね。ですけれども、それも引き続きやっていただくのでしょうかけれども、細かくやっていただき、一人の子どももけがもなく、気持ちよく生活できるように、学校に行けるようにというような考え方でよろしくお願ひしたいと、できればというふうに思います。

以上です。

それでは、学校の行事あるいは学童保育の関係で、(2)なのですけれども、こちらにつきましてはそれぞれ学校行事は各学校でほとんど同じようなことを現在はなさっていると思いますけれども、それは大所帯になった編成後も内容的にはそう変わることなくやっていくと、そういう考え方ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

学校行事に関しては、学校の規模の大小問わず、必要な教育活動については変わらずやっていく。つまりほとんど継続されるというふうにご理解いただいて結構だと思います。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） では、次に参りますけれども、学童保育の関係なのですけれども、現在実施しておりますけれども、その学童保育室の関係は今後考えていくことなのでしょうけれども、場所的なものもやっぱり今度編成された菅谷のところにももちろん造っていくのか、どういうふうな形を今現状で考えているのでしょうか。学校が向こうですから、になれば向こうのところへという考え方がそのまま移行していくと、方向性がまだ分かっていなければいいですよ。さっきそういうお答えしていただければ結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

学童保育室につきましては、福祉課で所管しておりますが、学童保育の今後の場所につきまして

は、この後プロジェクトチームの話題もございますが、現在プロジェクトチームの中で学童保育のことについても話し合っております。この後どこにどういうふうに通続させていくのかということにつきましては、子どもたちが放課後安全に過ごせるように配慮しまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今後の話になってしまいますけれども、学童保育を利用する家庭もかなり多いわけです。ですから、それを希望した方にはもう100%入れると、そういうような方向性を見ていってもらえればいいなと思います。働いている家庭も多くて、なかなか学校が終わって、昔の鍵っ子ではないですけれども、一人で帰ってうちにいるというのも非常に危険ですし、寂しいものですから、学童保育に入れたいのですけれども、いっぱいですよ。今度大きな規模になってくると、余計にその辺の目の届き具合というか、その辺はちょっと変わってくるのかなということも少し心配になります。ですから、希望者には全員入れるようにというふうなことで考えていってほしいと思います。

以上です。

それと、では（3）のほうに移りますけれども、それぞれの学校が菅谷の小学校、中学校跡地のほうに一貫校としてできるということになりますと、いわゆる七郷、それから志賀、玉ノ岡中学ですか、その3校が空くわけですよ。それでこの間の学校の関係で、16日の日ですか、教育長さんのほうが話して、全協報告ですか、このときにいただいたものの資料の中にもちょっと載ってはありましたけれども、こちらのほうの資料からなので、すみませんけれども、災害時だとか、あるいは緊急事態のときにも新しいところも使用するのですけれども、3校が廃校になるわけですが、そこのところは利用については建物が古いとか、危険性があるからとか、年数が来ているからとか、いろんな理由もありまして、子どものもちろん人数が少なくなるということが第一条件でしょうけれども、それで今回の菅谷小中のほうに統廃合でなるというふうに結論づけて、今まで進んできた、というふうに思っています。そういうことを踏まえた上で、跡地の関係はこれは地域でも非常に関心があるわけですよ。あそこの今までにぎやかだったところがなくなってくると寂しくなってくると、そういうふうになってきます。

それで跡地の関係をどういうふうにしていこうかと、何に利用できるのかとか、今の建物は全部壊すのかとか、いろいろあると思うのですよね。七郷でいいますと、体育館や何かはまだ新しいですから、その辺のところもスポーツに使うのか、何に使うのか分かりませんが、幾つかは残せるのかなとか、いろいろ思っていますけれども、今の現在の考え方で結構ですが、お答えしていただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、跡地利用という関係でございますので、総務課のほうからお答えさせていただきますと思います。

答弁の中でもご回答させていただきましたけれども、そういった建物の状況、そういったものにつきましても、これ町の中で公共施設の個別施設計画の中でも各施設ごとの状況、屋根から耐震状況、そういったものも調査をしたデータがございます。そういったものも加味しながら多面的な部分で調査検討を行っていくということでございまして、まだ具体的にここの施設がこうだ、こうしたらいいか、そういったものが検討されているということではございません。令和5年度につきましては、子育ての計画であったり、様々な計画を予定してございますので、そういった中で保護者からのやはり意見、そういったものもどういった形で取るのか調査をさせていただきますけれども、そういったことも踏まえてご意見を聞きながら方針を出していくというふうな形になるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうですか。跡地の関係も、これはもう保護者のほうからは聞いていらっしゃるのですか。あと、一般町民の方についてはどんなふうか、説明会のときに話したのか、アンケートの中で話したのか分かりませんが、何らかのアクションを起こしているという考え方でよろしいですか。まだそれはやっていないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

例えば体育館等々であればスポーツの団体等が今利用している状況でございます。そういったところのご意見等もある一定の時期にはご意見を聞く機会というのは持つ必要はあるのかなというふうに担当としては考えてございます。まだそういったことは具体的に方針を示されてございませんので、例えば具体的なお話としましては、来年度、令和5年度に子育て支援計画、そういったものを策定をする中で保護者向けにアンケートを取る機会がございますので、そういった中に盛り込めるのかどうなのか、そういったところはこれから調査研究をしていきたいというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これからやっていってプロジェクトチームを動きながら全体的なものを把握しながら新校を造っていくということになってくるのだろうというふうに思いますけれども、ですけれども、現在でも菅谷小学校のプールや菅谷中学校の体育館は統合後も活用をしますというふ

うにお答えというか、こちらは基本的な考え方ですか、嵐山町教育委員会の中の資料ですけれども、そういうふうにもう分かっている分野もあるわけです。そうすると、今私が自分が七小の近くですから、七郷小学校の体育館ってちょっと言いましたけれども、その辺のところは今後考えていきながら使えるように、今の体育施設みたいなものを使っている方も多いいということですから、そういった考えを基に使えるところは使っていくと、そういう考え方をこれからも。もちろん考え方で一部の役員さんが分かっているだけだと、なかなか浸透しないから、先ほども何回も私言いましたけれども、できる限り町民の方にも参加をしていただいて意見をもらい、跡地ですからより以上のものを使えるようにしていってもらうのが理想的だというふうに思うのです。

ですから、今後もこれから地域的なもので学校運営協議会みたいなものも設置ができるでしょうから、その中にももちろん区長さんや何かあるいはOBの方とかいろんな方が入ってきてくれるのでしょうけれども、そういうところにもご意見等しっかりと、来てください、集まってくださいというのはなかなか難しいから、細かいグループではないですけれども、団体さんでもいいですけれども、そういったところまで少し手を伸ばしたり、足を伸ばしたりして、意見を聞いていただければ今後のためにもなるかなと。跡地の利用もよかった、学校は行ってしまったけれども、この後こういうふうに使えるねというふうな考えが残っていると、そんなに情けないというようなことばかりではなくなってくるかなと思うのです。ですから、その辺も気をつけていただきながらプロジェクトさんを中心にやっていただければというふうに思いますけれども、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほど教育委員会からのお示しされたという部分があったかと思えますけれども、当然体育館等々につきましては、今防災拠点の位置づけと、避難所の位置づけというものもございます。そういったものを様々な角度から考慮しながら使える施設、そういったことで指定されている施設については、代替がないものについてはどういうふうを考えていくのかなというところもあるかと思えます。

また、町民の方々のご意見、そういったものにつきましては、これはプロジェクト、各課の関係する所管の職員が入ってございますので、様々な機会を捉えながら跡地も含めてご意見等々聴取する機会は取ってほしいなというふうに担当としては考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 分かりました。いろいろありがとうございました。

それでは、項目の2のほうに移らせていただきます。学校給食についてということでお願いします。保護者の経済的負担を軽減し、コロナ禍における子育てで支援を推進するために、学校給食費

の一部補助を現在行っております。以下について伺います。

(1) ですが、この対象者の申請状況を伺います。

(2) ですが、学校給食費無償化の方向性はいかがでしょうか。

また、(3) ですが、学校給食における地産地消の取組はどの程度取り組んでいるのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町では、第2子のお子さんは半額、第3子以降のお子さんは全額を学校給食費補助金として、前期と後期に分けて支給しております。前期は4月から7月までと9月の5か月分、後期は10月から3月までの6か月分を支給いたします。今年度前期は216世帯の申請があり、190世帯、250万1,135円を支給いたしました。後期は2月中まで申請を受け付けており、3月中の支給を予定しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。嵐山町では、学校給食法第11条の「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、運営に要する経費以外の経費は保護者が負担する」、これに基づき食材費の保護者負担をお願いしております。安心安全な嵐山町産の食材を利用した学校給食を運営していく上でも、必要な経費となっておりますので、学校給食費無償化は現在のところ考えておりません。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。令和4年度は、嵐山町産は米は100%、野菜は18品目を使用しております。嵐山町健康いきいきプランでは、令和6年度は25品目を目標に掲げておりますので、農産物直売所と常時連携を取り、年々野菜の品目を増やしていき、安心安全な米や野菜を学校給食で使用し、子どもたちに地域の農産物を伝えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第11番、松本美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○11番(松本美子議員) それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、(1) ですが、こちらにつきましては答弁をいただいておりますが、答弁の中にまず

は前期、後期と分けて支給をしているということですが、この前期、後期に分けている内容というか、理由というか、あると思うのですが、お答えいただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、要綱で定めておまして、その中で年2回に分けて支給すると定めております。償還払いになりますので、毎月というわけにはまいりませんので、年2回が適当と考えてこのような要綱になっていると思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 要綱に定めてあるということですが、人数的なものも先ほど答弁していただきました。それで、前期で216世帯ですか、の申請があったと。そういう中で190世帯には対応ができて支給したということでしたけれども、この世帯の差額ですか、これを何だかの対象外になったわけですからあるのかなと思いますけれども、途中で転校していったのかいろいろ分かりませんが、お答えいただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらの世帯につきましては、不交付ということではなく、26世帯が該当いたしますが、他の制度で該当しております就学援助認定が20件、またこちらの第2子、第3子の判定につきましては、小学校、中学校の在学児童生徒を対象としておりますので、第2子の判定がご本人様は第2子だと思っておりましたが、上の子が既に卒業しているため、第2子と判定できなくて非認定となった件数が4件、そして給食費が未納であるがために、一旦支給ができなかった件数が2件、合わせて26件でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 内容を聞いてみますと、いろいろな訳があるのだなということもよく分かりました。ただ、未納者の関係で2件あって、こちらにも支給しなかったということは、未納者というのは生活的にそういう面がちょっと言いづらいのですが、あるのでしょうか。それとも裕福なのに、あえて支払っていただけなかったとか、いろんなケースがあるかと思っておりますけれども、お話、答弁できる範囲内で結構ですから。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらにつきましては、理由につきましてはどういった理由で未納になっているかということは、こちらでは判断が付きませんが、納めていただいたものに対しての償還払いを基本としておりますので、納入していただければこちらに対して支給ができるということになります。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 償還払いだということで、未納者に対してだということで分かりましたけれども、申請そのものを忘れていたというか、申請をすること自体をよく分かっていなかったというか、そういうようなことはないのですか。あくまでも払っていただいた方についてということだけで処理して行って、こちら辺のところについては引き上げるというか、そういうような考え方を持ってやっているということはないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

申請につきましては、対象者の方から自己申告で申請を出していただくわけですが、これにつきましては、広報、ホームページ等で周知しておりますので、この制度につきましては皆様に広報等で周知できていると判断しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 一番広報で出したりなんかしていることは、事細かく町の中のことが載っております。ですから、それをしっかりと読んでいる方については、お分かりになるかなと思いますけれども、中にはあまり読まなかったというか、知らなかったというか、そういうふうな安易な方も中にはいらっしゃるわけです。ですから、この学校のほうの保護者のほうの関係と未納者の関係等についての申請の関係のやり取りというものはないのですか。それは申請は自己申請ですから、時期が来れば自己申請をしていくと、そういう形だけなのですか。アクションを起こさないのですか。時期が来ましたよ、申請してくださいよではないけれども、そういうような。もしあるようでしたらお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

学校給食費の一部補助につきましては、前期につきましては8月いっぱい、8月末までに申請をしていただくことによって、前期の給食費の補助をいたしております。こちらにつきましては、先ほどお伝えしましたように、広報、ホームページを通しまして保護者の方にお知らせしております。

でございますが、学校を通して特に給食費が未納であるとか、給食費を払うのが大変だという方に個別に対応しておるといことは、現在のところはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 分かりました。できる限り全員の方に納めていただき、償還してもらうものは償還してもらって成り立てばいいなというふうに思いますので、一人でも漏れる人がいないようにお願いできればと思います。

では、2番のほうに移らせていただきますけれども、答弁ですと、無償化の考えは今の時点ではありませんというようなことですが、これ町長にも伺いたいのですけれども、なかなか第1子の家庭でも全額をお支払いしていくのは、なかなか大変だなというふうになってきている。ましてこのコロナの事態になりまして、小規模校や何かは意外と職がなかったり、給料が下がったりとか、いろんな条件が出てきていますけれども、1子は全額負担するのですよというふうな決まりと2子については半分、3子以降は無料ですよというふうな形が今現在進行しているわけですが、今言うとおりの、1人しかいない子どもさんの家庭でも大変だといううちもあるわけです。ですから、そここのところの救い上げをするためには、学校給食もぼつぼつ、新しく学校も統廃合になってくるところでしっかりと取り組んでいただいて、無償化の方向が出てくれば、もう少し移住者も出てきたり、あるいはこちらから出ていく人も少なかったり、何らかの学校の新しくなったPRではないですけども、そういうものの取り柄というか、そういうものができてもいいのかなというふうに思いまして、無償化ということをちょっと聞かせていただきたいと思いますが、すみません、町長に伺います、財源の関係になりますので、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

松本議員さんが今ご指摘のとおり、状況も本当に次から次への物価の高騰というのでしょうか、これは本当に大変かなというふうに思います。私も町長就任したときに、いち早く今までの方向性からかじを切って給食費に対する補助というものをスタートしたわけでありまして。その前も相当いろんな議論があって、多くの議員の方からどうにか給食費の補助を出せないかということがあったけれども、なかなかそれが実現できなかった。いろんな考え方がありましたから。ただ、私のほうはそういう形で一步踏み込ませていただいた。そのときの基本的な捉え方というのは、保護者に対してアンケート調査を取ったときに、1子目はともかく、2子目、3子目、4子目、そういうふう考えたときに、やはり一番2人目が欲しい、3人目が欲しいといったときに問題となるのは経済だと、これも圧倒的だったのです。だから、そういった現状を踏まえて、ぜひこのところはいろいろ議論があるかもしれないけれども、私のほうとしてはこういう形でかじを切らせていただき

いということで、2子目から半額、3子目以降は無料というかじを切らせていただきました。

そこからまた何年か、そして今の現状もあるわけでありますので、そういったこともしっかりと踏まえる中で、ただ注意しなくてはいけないのは、私が気づいたときにはもう皆さんもよく覚えていると思いますけれども、嵐山町の財政がいかに危機的な状況なのか、そういったことがありましたので、非常にその辺のところはやってあげたいという気持ちはあっても、しっかりと財政規律というものを考えなければいけない。

それからもう一点は、今国のほうではこども家庭庁が発足をします。そうすると、今岸田総理のほうも異次元の子育て支援を考えているということがありますので、私もぜひそれには大いに期待をさせていただいて、そしてその結果を踏まえる中で、それでもまだ不十分ではないか。嵐山町の財政を考えるときに、最低ここまでではできないのではないか、そんなことがあれば即座に決断をして実施をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町長からの答弁で、これに踏み切ることのお話から始まって、現在に至るということで、非常に共に一緒にいろんなことも学ばせていただけますから、私も分かるところは分かっています。ですけれども、それからコロナの関係が出て、特に生活状態が大変な家庭も出てきたわけです。そこで何らかの策をつくって、この無償化の関係で拡大をしていかななくては、何か新しい学校をつくるのに、そちらのほうにばかり力を入れていって、子どもたちが置き去りかよというような形にならないように、もう一つ子どもにもプラスアルファのものが保護者に対してもできていけばもっといいと思って無償化の関係を伺ったわけなのですけれども、今後とも前向きに考えていっていただける方向性があればありがたいと思っておりますので、この辺にとどめておきます。ありがとうございました。

（3）についてお尋ねしますけれども、給食の関係の地産地消の関係ですが、4年度につきましては、お米につきましては100%の嵐山産を使っていると、これは前からそんなようなお答えがあったと思っています。ですけれども、野菜に関しては18品目になって、今は使用しているのだということですが、これは18品目の中には100%嵐山産という考え方の受け取り方でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらの18品目は嵐山産の野菜を使っているということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そういたしますと、18品目を年間通して出すということは非常に大変な分

野も出てきているし、高齢化もなっていますから、農業者も大変だろうというふうに思っていますけれども、この18品目を給食費として出すためには、何人ぐらいの方たちが出しているのですか。何件というか、農業者で何件ぐらいの方が18品目の野菜を提供しているというか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらは嵐山町農産物直売所を通しまして購入をしておりますが、大変申し訳ございませんが、生産者の人数までは把握しておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 直売所を通してそこからやっているということになると、直売所はほかから持ってきてあそこの直売所も売っていますよね、嵐山も。ですから、それが混じって嵐山産だということで給食のほうに出しているということはないのですか。そこまでのことは把握はないというか、そこまで何か考えていないというか、言葉が悪いのですけれども、疑ってはいませんかというか、そういう形ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

こちらの納品に関しましては、嵐山町産ということで納品していただいておりますので、そちらに関してはそれを信用して扱っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、この18品目だけでは到底給食は間に合っているわけではありません。そうしますと、そのほかは業者が最初の頃から契約を取って納めているという業者が何件かあるわけですよね、町内には。だから、その町内の業者さんは何件ぐらい取りあえずあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

町内の業者につきましては4事業者でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） できる限り町内業者を使っただいて、より新鮮なものを直売所なり、

あるいは業者さんなりに学校給食のほうへ納めていただくと、そういう形で時折委託で調理はやっていますけれども、その辺のところもしっかりと町も加わりながら実施していただいき、おいしいものを児童には食べさせるというふうにお願ひできればというふうにして、こちらの質問は終わらせていただきます。

次に、3ですけれども、職員の採用についてお尋ねをさせていただきます。定年年齢が令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられるということがこの間決定いたしました。このことによる新採用の職員への影響というものが出てくるかなというふうにも思うのですけれども、お伺いをいたします。

(1) ですが、令和5年度新採用職員の応募状況と採用状況をお尋ねさせていただきます。

○森 一人議長 (2) もお願いします。

○11番(松本美子議員) すみません。(2) ですけども、申し訳なかったです。定年延長による会計年度職員や任期付職員への影響とかがありましたらお尋ねをし、今後の考え方も教えていただければと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

職員の新採用応募状況でございますが、一般事務職の応募が9名であり、内定者が3名でございます。定年退職者等の状況を考え、二次募集を行い、応募が二次募集につきまして34名で、7名の内定を行っているところでございます。

続きまして、質問項目3の(2)につきましてお答えをさせていただきます。定年延長につきましては、令和5年度より実施され、段階的に65歳まで引き上げられます。全国的に、令和5年度から14年度までの間は原則として定年退職者が2年に1度しか生じないことから、新採用職員の募集も隔年となるケースが予想されます。そのため職員の経験年数や年齢構成に隔たりが生じ、人事配置や人事育成等に支障が来さぬよう、今後を見据えた中長期的な観点から職員管理を求められておりますので、職員採用につきましては平準化を踏まえたこととなります。それによりましての会計年度職員、任期職員への大きな影響は生じないと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきます。

(1) の関係なのですけれども、一般事務の方の応募者が9名だったということで、3名が内定という。これは技術職も募集をかけていたかなというふうに思います。その中で技術職の方の応募や何かはなかったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今回一般事務職以外で技術職、社会福祉士等募集はさせていただきましたけれども、残念ながら応募はございませんでした。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうすると、新卒の関係でなくて、一般社会人の資格者ですか、そういう方の募集も土木の関係あるいは高校なら高校の専門学校の方たちの29歳なり、あるいは一般職の社会人であれば39歳までですか、その範囲を広げてまでも募集をかけましたけれども、今回も技術職あるいは社会福祉士さんのほうは応募者がなかったと、そういう受け取り方でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今回試験を2回実施をさせていただいてございます。第1回目の試験といたしましては、町村会統一試験ということで、埼玉県内の町村会が同時日に実施してございますので、併願しての受験というものができないという仕組みになってございます。そのような状況下の中で応募者が9名であったというふうな状況でございます。それらを踏まえまして、社会人枠といいますか、年齢を2回目の試験につきましては39歳まで上げさせていただきまして、ウェブ方式のリクルート社が実施してございますテストングサービスセンターが実施してございますウェブ上での試験というものを今回試行的に採用させていただきました。こちらにつきましては、導入例といたしましては比企広域の市町村圏組合であったり、小川地区の衛生組合であったり、そういったものが実施をしている状況でございます。それらを実施をさせていただきまして、こちらにつきましても残念ながら技術職等々はございませんでしたけれども、一般事務職ということで34名の申込みがあって、実施をさせていただき、筆記試験、また面接試験を2回実施をさせていただきまして、7名の内定者を出したという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、一般事務職員さんで9名の応募があって3名の内定、それから二次募集では34人で7人の内定ということですがけれども、3人の7人の男女別はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをいたします。

第1回目の内定者3名で、2名男性、1名女性でございます。第2回目の試験での内定者、こちらにつきましては男性6名、女性1名でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。それでは、会計年度の関係の職員さんあるいは任期付の職員さんには定年が延びるために、そういったあれは関係なく、引上げの関係ですけれども、65歳までの。引き続き採用はできるということですが、現在会計年度の職員さんと任期付の職員さんは何名ぐらいずついるのですか、全体で。すみません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

会計年度職員でございますけれども、町長部局といたしまして一般事務であったり、保健師であったり、看護師等々でございますけれども、こちらにつきましては54名、教育部局の教育関係といたしまして支援員であったり、幼稚園のバスの運転手等々でございますけれども、44名、生涯学習関係、図書館であったり、交流センター、また文化財の発掘調査等々でございますけれども、こちらについてが20名でございます。

任期付職員でございますけれども、町民課にマイナンバーの交付事務といたしまして3名、図書館に司書といたしまして3名、健康いきいき課に保健師として1名、調整幹1名、こちらが合計、任期付としましては8名でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、今現在の人数がこのまま新しい方も入って新採用になってくるわけですが、ほぼ5年度も同じ人数で会計年度も任期付も職員として採用していけるといふ形よろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

各年度によりまして事務事業等々が当然見直し、廃止、そういったこともされることも予想されますので、今現在この人数で実施をさせていただいてございますけれども、小さな変動、そういったものは当然出てくるのかなというふうには考えてございます。その年度年度におきましての職員の退職者、また採用の状況、そういったものも踏まえて調整を図っていく形になるのかなというふうには担当としては考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） あくまでもこの会計年度と任期付は、期限は1年ということで採用は認めると、そういう形のものでしたかなと思っていますけれども、答弁ください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 1年更新という形でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） こちらのところで、質問の中には職員の採用の関係と現在の職員の関係をお尋ねをするように質問にしておりますけれども、町の職員、正規職員さんが毎年定年であればそれは仕方がないですよ、退職するのは。ですけれども、定年前に退職を残念ながらなさるという方も毎年毎年のごとく何名かずつはいらっしゃいます。それにつきましているいろいろな理由があると思うのですけれども、個人的な理由であればそれは仕方がないですけれども、町のこの職場の中で何か気がついたこととか、何か変化があったこととか、分からないですけれども、そういうことがありますか、辞めていく理由としては。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今回この3月におきまして、退職する職員が9名でございます。そのうち定年退職が5名で、自己都合によります退職につきましてが4名ということでございます。この4名の方に関しましても、様々なこれからの人生設計の中で、やはり退職をしてほかの職に、やはり希望する職といいますか、自分に合った職を見つけて転職をするというふうな考え方があるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 採用していただくときには、数多くの問題点を解決しながら採用していただくということになっているわけです。それで途中退職をするということは、身体的なものであれば仕方がないですけれども、4人、今年度ですか、3月いっぱいということになるのでしょうか、いるということは、その辺について各職員さん、上司の方たちという形になると思うのですが、人数のほうは分かりましたけれども、訳とか、理由とか、そういうようなものに気がついて、この辺のところは改善して行って、ここまで勤めていただければ仕事のほうもしっかりとできる段階になってきているわけですよ。せっかくそこまで来ているのに、もったいないとい

うか、それはその人なりの人生がありますから、仕方がないといえば仕方がないのですけれども、そういった上司というか、引上げのフォローというか、そういうようなものは別にこれということはないのですか。あくまでも早期退職したいですと言って持ってくれば、ああ、そうですかという、こういう形ですか。お聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今回この退職をする定年退職以外の職員につきましては、やはりそれなりのキャリアを持って、第一線級で町の職員として勤務をしていただいた方でございますので、当然人事を所管する総務課といたしましては、今後も引き続き嵐山町のために奉仕をしていただきたいという気持ちは多々ございます。しかしながら、やはりその方の人生でございますので、今後を見据えた中での人生設計、そういったものを踏まえて決断をされたというところも意思もございますので、そちらのほうの意思を尊重させていただいたというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これで私の質問の関係につきましては、最後にさせていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号6番、大野敏行議員。

初めに、質問事項1の（仮称）らんざん地域商社の設立と英語教育の徹底についてからです。どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 6番議員、大野敏行です。議長のご指名をいただきましたので、2項目につきまして質問させていただきます。

まず、1番目として、（仮称）らんざん地域商社の設立と英語教育の徹底について。昨年、茨城県境町に先進地研修に参加しました。境町では「すべての子どもが英語を話せる町へ」のコンセプトで、スーパーグローバルスクール事業として町が全額負担し、町立全小中学校（7校）にフィリピン人英語教師を招き、小学校1年生から日常的に英語に触れながら、小中学校9年間を通して実用的な英語力を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材を育成するとしております。

特筆すべきは、講師数が小学校5校に13人、中学校2校に8人、公立保育園2園に各1人、教育委員会に1人配置し、町内小中学校を英検会場に登録、学校で受検できる仕組みになっています。先進英語教育による効果は、境町なら義務教育を卒業すると英語が話せるようになるということで

移住・定住促進になっております。

本事業は平成29年より始まり、現町長の強力なリーダーシップで実現したものであります。本町においても、英語力にたけた町長であり、一朝一夕には（財源確保しながら）でないといかなくとも待ったなしで計画すべきと考えます。そのためには、まず財源を稼げる商社機能（公社）の設立が必要と思います。そして、商社機能の人材は町長と目標、目的を同一とする人物でなければなりません。なお、民間人で経営に優れた能力を持ち、嵐山町を愛する人物が携わることが望まれます。当面は次の仕事に専念することが求められます。

（1）、商社機能が担う必須機能。①情報連携、②マーケット開拓、③事業・雇用創造。

（2）、英語教育でのほかにやるべきこと。①ホームステイの実施、受入れ・ショート留学等。②英語での町長ヒアリング、③国際交流協会との日常的連携、④海外との姉妹都市連携。

絵に描いた餅と笑われるのか、真剣に検討しようとされるのか、町長の方向性を尋ねたい。

以上でございます。

○森 一人議長 大野議員、そのまま答弁もこのままさせていただいてもいいですか、（1）、（2）。

○6番（大野敏行議員） 最初の答弁はこの順番でお願いしたいと思います。

○森 一人議長 分かりました。

それでは、初めに小項目（1）について、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから質問項目1の（1）につきまして、①、②、③を総合的にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、財源を稼げる商社機能を持つ組織は必要であると認識しております。ご存じのとおり、町では観光地域づくり法人（DMO）の設立を目指しております。現在、観光地域づくり候補法人の登録が済んでおりますので、まずは主体となる嵐山町観光協会が本登録を目指す中で、地域の稼ぐ力を効率よく引き出せるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）、①から④について、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の（2）につきましてお答えいたします。

①のホームステイの実施、受入れ・ショート留学につきましては、町では長きにわたり、嵐山国際交流協会に外国人に対しての受入れの窓口として携わっていただいております。その中で、以前はホームステイ等の事業も行われていたようですが、今はそのような依頼がありませんので、実施していない状況です。今後そのような依頼があつて、ホームステイ等を受け入れてくれる家庭（希望者）があれば、外国人の受入れは可能かと考えております。

②の英語での町長ヒアリングにつきましては、実用的に英語を活用する機会を設ける一つの案と捉えさせていただきたいと思っております。

③の国際交流協会との日常的連携についてでございますが、現在の国際交流協会は留学生や企業

にお勤めの外国人研修生を対象に日本語教育に力を入れており、ボランティアの日本語指導者が、日本語能力試験用のテキストを用いて教えております。小中学校における語学支援への協力もしていただき、国際交流協会とは日頃から連携を図っております。

④の海外との姉妹都市連携でございますが、町では現在のところ姉妹都市連携をしている国・都市はなく、連携候補となるような友好関係のある国・都市はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 再質問をさせていただきたいのですけれども、私の今回の質問は、まず学校教育の中で小学校から中学校を通して実用的な英語教育をとということでありまして、そうすることというのは、外国人の講師に多くの人をお願いしなければいけないと。まず、そのことをお尋ねして、財源がないよと、町には財源がないので、今の状況ではできないよというようなことになったときに、(1)の商社機能みたいなもので外貨を稼ぐ部門をつくったらどうかということでございます。本来お尋ねしたいことは、学校における実用的な英語教育の実施ということでございますので、(1)と(2)が逆になりますけれども、(2)から先に再質問させていただきたいということですが、議長よろしいでしょうか。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 申し訳ございません。私の通告の仕方が少しまずかったかなと思ひまして、その点は反省しております。

まず初めに、今嵐山町でも小学校3年生から英語教育が始まっているのかなというふうに思いますが、文科省の教育要綱に沿った形の英語教育なのでしょうか。また、嵐山町独自の教育をされているのでしょうか。これは教育長のほうにちょっとお尋ねしたいなと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、小学校3年生、4年生が外国語活動、5年生、6年生が外国語という形で新しい学習指導要領が示され、これにのっとって町内の小学校では教育をしております。外国人の指導助手の方にも応援していただきながら、基本的には全て指導要領の内容での授業という形となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 週に何時間ぐらいそれはされている授業なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 小学校の3年、4年生の外国語活動は週に1時間、5年生、6年生の外国語の授業が週に2時間でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 実施されているということは評価したいと思います。それをお聞きした上で、町長にちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども、町長がボンアビチュードという英語学習塾をされてきました。これが嵐山町の英語教育にとっても大変役に立ってきたかなというふうに思っておるのですが、町長はどのようなお考え、コンセプトがあつて英語学習塾を始めようとしたのか。首長でありますので、個人的なことですけれども、あえて私はお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

非常に微妙な質問でありますので、私もちょっとどういう形でお話をさせていただこうかなというふうにちょっと今思ったのですけれども、私が単純にプライベートな形の中でスタートしたのが、その名前自体もボンアビチュードというのは、ボンというのはグッドでいい、ボンボヤージュとか、ボンジュールとかというので、いいという意味なのです。アビチュードというのはハビチュードですから習慣。だから、習慣的に取り入れれば、別に英語というのは特別な問題ではないですよ。おはようというか、グッドモーニング、おやすみなさい、グッドナイトとって、それをちょっと変えるだけですよということが基本的な概念です。

ですから、ちゃんと奉ってこうだなんて、そんなことではなくて、どんどん使った者勝ちですよというような意味合いで習慣化すれば、別に何ていうことはないですよというような意味合いの中でスタートしました。それでまた、私も海外で仕事をしていた経験がありますので、その中で感じたこと、特に私は香港で仕事をしていましたから、お客さんの中には当然中国の人もいる。中国の中でも香港の人もいれば、本土から来ている人もいる。それから、あとはオーストラリア人もいれば、アメリカ人もいる、ロシア人もいる、マレーシア人もいる。これは日本語で話すとはほとんど分からないですね。現地のその広東語でやられると、また分からない。しかし、英語という言葉が話すと、ロシア人から何から一発で全部分かるのです。いや、すごい言葉だなというのはそのときに改めて感じさせていただきました。

ですから、うちのほうの学院の中でも毎年子どもたちを連れて海外研修も行っておりました。そういうときに、本当に英語というのは単なる道具なのだよという体験をしてもらいたいということがありまして、例えば買物に行くにしても、単に幾らで買いましたというのではなくて、ちゃんと値切ってこい、値切り交渉はこうだというようなことで、本当に実体験としてやる。そういうことが本当の意味で身につく語学になっていくというふうな思いから、私のほうは運営をさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 私も中学校3年間、高校3年間、6年間英語を勉強しました。中学に入っ
てすぐディス・イズ・ア・ペンから始まりまして、文法から先に覚えさせられたのです。アイ・マ
イ・ミーだとか、そんなことは会話の中ではあんまり必要もないかなと私は思っています、やっ
ぱり英語教育、英語だけではなくて、語学は話せる。話せるためには聞ける、外国人の発音を聞け
るということが一番大事であって、そして話ができる、受け答えができる、それが本当の英語教育
になるのではないかなと思うのですけれども、今の嵐山町のその英語教育、今小学校から始まりま
して中学校を通じて、中にはしっかり話せるような人も生まれてくるでしょうけれども、多くの子
どもたち、生徒は話せるようになる英語教育だと、教育委員会のほうでは感じていらっしゃいます
でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

なかなか難しいと思いますが、基本的には学校では学習指導要領に沿った内容で行っていますの
で、当然文法もありますし、最近はそれでも昔から比べればかなり会話重視の内容になっています。
したがって、私たちが習った英語教育から比べると、かなり会話を優先する学習内容になってい
ると思いますので、それなりに進んだ内容にはなっているかと思えます。ただ、なかなかその会話だ
けに特化したという授業ではありませんので、その辺は一つ課題であることは確かにあるかと思
います。話せるようになるかという答え、なるかどうか分かりませんが、かなり昔よりは進んでいる
というふうに理解しています。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 教育委員会に話せる英語会話を勉強させるというのは、かなり無理難題を
私は言っているかなというふうに思います。先進地を視察してきまして、皆さんのところに一般質
問の資料として、これは境町さんが「すべての子どもが英語を話せる町へ」ということでスーパー
グローバルスクール事業というのをやられているのですね。これも境町も一朝一夕にこれができ
たわけではありません。財源の確保をしながらこういう形に進んでいったと。

そのときに英語教育に関する保護者意識というアンケートを取ったりしているのですけれども、
6割以上の保護者が小学校低学年までに英語を学ばせたいということは言っているのですね。
63.3%の方が幼少時から小学校2年生ぐらいまでにできれば学ばせたいよと。中学生からでいいと
いうのは12.3%というような形で、なおかつこの学校だけで学ばせ切れないので、学校以外での英
語学習の状況としては、英語を習っているという人がこの何もしていない67.3%の残りですから、

32.7%の人がこういった習っていたりするのですけれども、英語教育の重要性を認識はしているのですよ、皆さん。ただ、時間的、金銭的コストをかける時間がないよというようなことを言っております。これもかなりの参考資料になると思います。

それから、埼玉県のさいたま市は、2016年度から国に先駆けて小学校から英語を学ぶGSを導入しています。小1から中3の9年間を一貫したカリキュラムで、まず聞く、読む、話す、書くの英語の4技能をバランスよく学んでおります。5回目となったこのフォーラムでは、東京外国語大学の大学院の根岸雅史さんという教授が、「さいたま市のこれからの英語教育に期待すること」と題して講演されました英語の授業時間が他市と比べ多いことを評価した上でですね、実際に英語を使う言語活動量の増加に改善の余地があると指摘をされているのです。さいたま市でやっていることにしても、これは評価しながらも、英会話ができるという形の中ではまだまだないのです。だから、そこに対してやっぱり優れているのは、この境町の取組はすごく優れていると思うのです。

この裏面を見ていただきたいのは、そこの境町が一目置いている中学校がありまして、大妻嵐山中学校、埼玉県の大妻嵐山中学校。中学校1年生から毎週15分フィリピン人講師とオンラインで英会話されていると。海外研修なんかにも出していると。自分の思いを英語で語る体験等させていると、こういう土壌がこの嵐山町にもあるのです。これは教育委員会に私はああしろ、ここしろとはなかなか言えませんけれども、強力な首長のリーダーシップがあると、俺はこれをしていくのだというようなものがあると、できなくはないかなというふうに思っておるのですけれども、町長にそこいらのことにする考え等ありましたらお答えをいただきたいなと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今朝もテレビで境町のことをやっていました。本当に聞けば聞くほど魅力的で、すごいことをやっているなというふうなのが第一印象です。今ご紹介いただきましたスーパーグローバルスクール事業ですか、これなんか見ても、こういうことができるというのは、本当に普通は考えられないぐらいの大きな事業かなというふうに思っております。

また、嵐山には国立女性教育会館という世界に発信ができる窓口、そういった国の機関まであるわけですから、嵐山町においてこういった方向性で歩み出していくということは、大変意義があることかなというふうに私自身は思っております。ですから、そういった思いはしっかりと就任する前から持ち続けることは事実です。

現実的なことをちょっと考えますと、今紹介していただいたように、フィリピンのほうから24名ですか、全体で。そうすると、24名どのくらいの人件費になるか、正確な数字は分かりませんが、例えば1人400万としても1億弱かかるわけです。それを嵐山町で大体換算すると、5,000万から6,000万。この事業だけでこれだけの財源を充てるということは、一遍にはなかなか難しいだろ

うということは分かるかなというふうに思います。

そのところで提案いただいた地域商社、財源のものとして地域商社を設立してやるのはどうかということでもありますので、境町の場合にはかなり大きな成功を収めて、もう既にそういった収益なんかも上げている団体であります。ただ、今嵐山町で取り組んでいるのは、まさに観光協会がこの地域商社としての役割を担うべく、今までずっと支援をしてきた。そして、ましてや来年度からは国からの補助は一切なくなるわけです。そして、町からの補助金も大幅に、8,000万から1,810万円にまで激減させていただきました。これはやっぱり観光協会自身が稼ぐ力をしっかりとつけていただいて、その中で町に還元をする、町民に還元をする、そして多くの方々に喜んでいただく、その組織運営に生まれ変われるかどうかの正念場でもありますので、当面はこの観光協会をしっかりと支えるということに傾注をしていくのが筋かなと。

そしてまた、英語教育に関しては、何といても中心になって進めるのは教育委員会でありますので、これは教育の内容にも入ってきますから、町長の立場としてあまりにそのところに切り込み過ぎるというのは、教育委員会としてあるいは教育の一貫性、そういったものにも影響を及ぼす可能性も出てくるということになりますので、その辺は慎重に、また丁寧に議論を重ねていく中で、教育委員会自身が、よし、この教育目標を達成するには絶対にこの事業が必要なのだというような共通の確信を持てるような状況になったときには、では、嵐山町としてどこまでできるだろう。しっかりと予算化して、そしてそれを継続的に実施できるような体制を組んでまいりたいと思っております。

以上です。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時02分

再 開 午後 1時28分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番、大野敏行議員の再質問からになります。どうぞ。

- 6番（大野敏行議員） 再質問続けさせていただきます。

国際交流協会とは日頃から連携を図っており、小中学校における語学支援の協力もいただいておりますということで、これ答弁いただいております。尾崎会長を中心として、日頃から一生懸命国際交流協会さん、ご活躍をされているかなというふうに思います。実際に語学支援ということで小学校や中学校に外国人のこういう方々が行かれて子どもたちとそういった交流も図られたりということなのでしょうか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

国際交流協会の会員さんで英語等堪能な方をお願いしてついでに、日々の学習の中で支援をしていただく例がございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） その際には、費用はどのような形の費用が発生するのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 語学支援員として費用を計上しておりますので、その単価に沿った形で時間数に応じてお支払いさせていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） あるその機会がありまして、バングラデシュの方、50歳の方なのですが、ある会社の会長さんなのですが、東京の文京区に住んでいた方が、この2月に嵐山町の杉山地区に転入をしてきました。そこいらの手續、全部私が一緒にやってきました、嵐山町にはこういう国際交流協会があって、いろいろ活躍しているのだよと。ぜひ私たちでもその仲間に入れてさせてもらって、幾らでも英語の学習だったら協力をさせていただきたいと。ずっとイギリスの統治下にあったので、バングラデシュの人間は英語がみんな堪能ですと、そういう形も幾らでも取らせていただきたいというようなことも申出がありまして、それはいいなというふうなことで、今後国際交流協会のほうともちょっとそちらの会長さんでご夫妻でこっちに住むのですが、会社の社員等はこっちへ研修に来て、研修で5、6人泊まれるところも、倉庫を今改造してそんな状況でなっておりますので、そういった民間の人の力もお借りしながら、できることはそんなに費用をかけないでできることはやられたらどうかなという気もしているのですが、その辺については問題なくできることなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

町の会計年度任用職員等として採用する場合には、面接を行いまして、採用させていただいております。語学に堪能な方は、現在多種多様な言語に対してすぐに見つかるものではないと考えておりますので、そういった際にいい方をご紹介いただけて、町の教育にご協力いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そのボランティアでやるよと、ボランティアでやってあげますよと言って
くれているものですから、だから時間の強制はできないと思うのです。時間の空いたところで幾ら
でも出かけて行ってボランティアで、日本語も堪能ですから、それはできるかなというふうに思っ
ていますので、そこいらを受け入れる体制があれば、受け入れてもらえれば、また話は進んでいく
かなというふうに思っております。

それで、実はそのバングラデシュで顔が利く顔役なのですよ、この方。なので、もしバングラで
よければ嵐山町が姉妹提携都市を、ダッカでもどこでも結ぶ気があれば、私は幾らでもそこに対し
て動けますよと、動くことが可能ですよとまで言ってくれているので、そんなようなことも、そこ
まで町が考えていなければそれは無理でしょうけれども、そういう機会があるのであれば一回お話を
聞いてみたいとかということであれば、幾らでもご紹介申し上げますので、その辺のところにつ
いては、これは町長にお尋ねしないと答えできないのかなと思うのですけれども、いかがなもの
でしょうか。

○森 一人議長 姉妹都市締結についてでよろしいですか。

○6番（大野敏行議員） ええ、姉妹都市提携について。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

これから何といても国際化社会というのは、好む好まざるにかかわらず、どんどんそういう傾
向が強くなると思いますので、そういった手頃、手頃というか、嵐山町にとって、また相手の国に
とって、地域にとってプラスになるような関係が築けるようなことであるならば、検討していく価
値はあるかなというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） （1）のほうに入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 先ほど町長からは、まず観光協会がしっかりとその役目もしてほしいのだ
よというようなことをおっしゃいました。観光協会が外貨を稼ぐ、嵐山町において外貨を稼げる、
外からのお金を稼げる部署であるかなと。観光協会が稼いだお金は、例えば教育部門に使ったりだ
とか、スポーツ部門に使ったりだとか、そういったことは今の時点で可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

観光協会がといいますか、DMOの関係を目指しておりますので、DMOという形になって観光協会でお金を稼ぐ力が強くなって、余裕ができた場合には、こちらのほうを町のほうに還元していただけるということは可能かと考えております。その使い道につきましても、限定されることなく使えるものと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） DMOは今申請中で、まだ認可が下りたということではないですね。申請中ということですね。ちょっとその点だけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

初めの答弁でもお答えさせていただいたのですが、まず観光地域づくり候補法人という形で登録が済んでおります。この後本登録をするに当たっては、いつするかということは、今最初にお答えしたとおり、軌道に乗って観光協会のほうに稼ぐ力が蓄えられたときに本登録という形になるかというふうを考えております。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 嵐山町が外貨を稼ぐのに一番稼いでいるところは、今はふるさと納税になるのかなという気がします。それ以外に篤志家がいらっしゃって、大分寄附金をいただいたりしているのですが、やっぱり自ら稼ぐとなると、ふるさと納税で稼いでいくというふうな形かなと思うのですが、以前、前町長さんに私一回ふるさと納税でお尋ねしたことがありました。ふるさと納税の返礼品はどういう考えを持って返礼品を作られているのですかと話したら、あくまでも地産のものをお返しするというのを答弁されました。最近はそうでなくて、嵐山町も地産ばかりにこだわらないような形になってきたかなと。その大きな規約は、今年企業版のふるさと納税もやっていくのだよと、町長の所信表明のほうでは触れました。ということは、外貨を稼ぐために、当然大きなものはこの嵐山町で生産されたものが柱にはなるでしょうけれども、それ以外のものも嵐山町で加工できたものとか、嵐山町に今生産されている企業だとか、本社部門は別にあっても、そういったものも返礼品の中身として積極的に考えていくよということになってきたのでしょうか。その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

ふるさと納税のほうの返礼品というふうな立場でお答えをさせていただきますと、こちらにつき

ましては、総務省のほうからやっぱり返礼品につきましては、ある一定の縛りがございます。嵐山町で生産されたものであったり、また今大野議員、まさにお示しの原材料が嵐山町から取れたもので、それを加工して返礼品にするというものにつきましては、これは返礼品として認められてございますので、そういった選択肢もあるのかな。ただ、やはり原材料が恒久的に供給できるようなもの、安定供給ができるようなものでないと、ニーズにお応えするのがなかなか難しいという状況もございますので、その辺につきましてはまたふるさと納税のやり方も含めて、これから研究していく方向ではあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 研修へ行っていた境町では、一番の返礼品が茨城県産米なのです。4種類の茨城県産米を4種類一括にして返礼品で出しますよと、お米ですね。だから、それは境町だけで生産されたものではない。茨城県で生産されたものを境町で精米をして、すぐ食べられるようにして出すと。それから、干し芋、サツマイモの干し芋。干し芋だけで約1億円ぐらいの返礼品になっているよと。これからはウナギを加工したものを返礼品として出していくのだよというようなことで、今返礼品で大きく稼いでいるところは、あんまりこだわっていないのです。やっぱりその自分たちだけの財源で行政を運営していくというのは、なかなか大変なわけですよ。自主財源だけではなかなかできない、依存財源がなければできない。そんな中で自主財源をより多く生み出していくには、そのふるさと納税をうまく利用していこうよという考えがあったりするわけです。

もう一つ、境町で大きなのは、利根川花火大会というのがあって、これが全部券を売るので。全部有料です。町民も町外の方にも有料。花火券を売って、花火だけでも何千万と集まるわけです。億に近い金が集まるのかな。だから、そういった形を観光協会、嵐山町は観光協会ができるのであればいいけれども、もうちょっと大きな展開をするとなると、早くその嵐山版DMOが認可されて動いていかないと、お金もうけというのは嵐山町は難しいのかなという気がしているのです。そこいらのだから今認可を待っているということですけども、これはいつ頃になったらめどとして、認可されるようなめどというのは、予定とか、そういう中身の中でお答えできますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

DMOの認可法人、こちらにつきましては、まさに地域支援課長が答弁させていただきましたけれども、やはりある一定の経営が確立をさせて、経営の確立ができて、その後に申請をしていくかどうかということになるかと思えます。候補法人であっても、やはり収益を上げるということはできますので、そこについては今原材料というところで観光協会が中心に農林61号を使ったうどんであつたり、原材料を搾ったラベンダーのオイルであつたり、まさにそういった返礼品も含めてお

土産品開発を始めているところでございますので、これからやはりそれをいかに売っていくかというところが収益につながるのかなというふうには考えてございますので、町といたしましてもそういった返礼品になり得るものの開発につきましてはご協力をさせていただきながら、ふるさと納税の返礼品として少しでも多く皆様に知っていただけるようにPRができていければなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 毎年4月の第1土曜日に、もう2回続いてできたのかな、嵐山さくら花火というのが大変人気でしたよ、さくら花火。コロナの影響でやめてしまったのだけれども、嵐山さくら花火は商工会青年部が中心になって、地元の皆様からお金を寄附していただいて、それで展開していったと。これは1年、2年はできるのだけれども、何年も続けようと思ったら、なかなか難しいです。毎年毎年、では私幾ら出します、幾ら出しますと、それは続かない。1回目も2回目もリーダーの方が本当によく回り歩きましたよ。お金を寄附していただいてできた。人が替わってあげば、その人と同じようなことができるかといったらできない。やっぱりこれはその嵐山さくら花火にすばらしいなというような共感をしてもらった人に券を売って、券を買ってもらって、そういうお金でやっぱり展開していく。それがずっと続かっていく秘訣ではないかなと私は思うのです。

だから、そんなことも嵐山町観光協会が中心になって、DMOになるために、やってもらえるのであれば、それでいいかなと思うのですけれども、なかなかそれは難しいのかなと思うのです。そうした場合には、やっぱり商社機能みたいなものが立ち上がって、商社機能で大きな広範囲にわたってそういう仕事をしていきますよと。嵐山町の役場の職員にあまり負担をかけない、そんなことでは。そういうような形の組織づくりをしていくことが、私は重要なのではないかなということで、今回掲げさせてもらいました。ここでお金がもうかれば外国人の英語教師も少しは雇えてくるのかなというようなことも、このことを申し上げて、この1番は終了いたします。

2番のほうに入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 浄化槽汚泥を肥料にすることについて。ロシアのウクライナ侵攻以降、化学肥料の高騰が続いている。一般的農家によく利用されている高度化成14—14—14（尿素・リン安・塩化カリ）は、海外からの輸入に依存しています。尿素・リン安は中国からの輸入が停滞し、塩化カリもロシア、ベラルーシからの輸入が停滞し、輸入先を変える等の対応を行っています。

以前、東松山市では下水汚泥堆肥を作ったと聞いております。当町は小川地区衛生組合に属していますので、足並みがそろわないと難しい面もあると思いますが、検討していくことが肝要と思います。よろしくをお願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

小川地区衛生組合では、以前に汚泥肥料を製造していた経緯がありましたが、し尿・浄化槽汚泥の性状が肥料に適さなくなったために、平成19年度に製造を停止し、乾燥・焼却施設も撤去しました。し尿・浄化槽汚泥による汚泥肥料を製造するためには、汚泥再資源化施設が必要であり、また現在し尿・浄化槽汚泥の性状が停止時から変わっていないことから衛生組合において、汚泥肥料の製造を再開するのは難しい状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） それは私、勉強不足でした。平成19年度に製造を停止しということは、それ以前はそういったものを作った経緯があるということなのですね。それはどういう形で販売されていたのでしょうか。過去のことですから、ちょっと分かりませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらのほうは……失礼しました。こちらのほうは彩の光という形の名前で製造して、こちらのほうの製造されたものをその肥料を扱う会社のほうに卸して、それで販売、頒布、配付をしていた分と、あと地元の農家さんに配っていた分と2つの2ルートがあったというふうに聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今東松山のやつは、埼玉中央農協が販売窓口になって、レオグリーン特号という20キロ入りのやつなのですけれども、レオグリーン特号という形で販売してまして、私が平成30年の4月にこれを買っているのですけれども、単価が1,780円でした。今現在、まだこの令和になってもこれは継続して作ってまして、今の価格が2,120円になっています。

なおかつ、その14—14—14の化学肥料なのですけれども、以前の価格は20キロ入りで1,700円ぐらいだったのです。今は現行価格が3,680円、これは埼玉中央農協の価格で。では、カインズさんほどのくらいで売っているのだらうと思って、そこホームセンターの価格を調べに行ったら、200円ぐらい安かったかな。3,480円とか、種類によっては3,780円とか、そんなに変わらない。でも、以前と比べれば倍以上になっています。という形でやっているものですから、ぜひその汚泥を使って肥料にできればなというふうに思ったわけですが、東松山のものを私もまだ買って使っていますが、ペレットにしたやつですけれども、臭いがほとんどないのです。だから、住宅地の中に畑を持っていると、堆肥を置けないのです。堆肥をそこに持ってきて、畑にまいたりしますと、近所から苦情があるのです。ところが、このレオグリーンというやつは、臭いがあんまりないものだ

から、そんなに苦情もない。堆肥としてそういった住宅地の畑にも使えるというメリットがあって、メリットは一石二鳥、三鳥になってくるのかなど。

ですから、そういう形でできればよろしいかなと思っていただけなのですが、またこれから設備をもう一回造ってやるとなると、ちょっと大変にはなってくるかなと思うのですが、この汚泥と同時に植物残渣を肥料、堆肥化にしていけるというような形が出てくれば、これは検討する項目になってくるかなと思いますので、前向きにそこいらの検討はしていただきたいなというふうに思いますけれども、その点の考え方についてだけご答弁いただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

現在主にし尿汚泥処理をしています池ノ入環境センターが、設立以来もう30年近くたっておりまして、こちらの設備も大分見直しの時期に来ていると。衛生組合におきましても、ではこの設備をいかに効率的で経済性にも優れていると、そのような方向性で、当然その交付金とか補助金も活用しないと経済性も発揮されませんので、その辺も含めて総合的に今検討している状況でございます。衛生組合の中では管内協議会と我々も参加する機会がございますので、今大野議員さんご提案していただいたのは、昨今の地勢的な、または経済的な物価高騰で農家の皆さん等も大変だということも十分理解しておりますし、またそのし尿・浄化槽汚泥をリサイクルして使用するということも、今時代にマッチした考えでございますので、その辺は積極的に私のほうも議論に参加して、そういった考えがあると、ぜひ進めるべきだと、そういった発言をしていけたらなと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 池ノ入の施設ですか、嵐山町に位置しているものですか、その設備がある町村からもそういう発言がないと、ほかの町村からはなかなかそういうことには出てこないかなと思いますので、その点につきましては嵐山町が中心になって積極的にそういう発言をしていただいて、設備の老朽化を改善するとともに、そんなことも積極的に働きかけていただきたいということで、この質問を終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狹 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狹守勝義議員。

初めに、質問事項1の子どもにやさしいまちづくりについてからです。どうぞ。

○3番（狹守勝義議員） 議席番号3番、狹守勝義でございます。議長の指名をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は4項目でございますが、まず最初に1番目の子どもにやさしいまちづくりについて質問させていただきたいと思っております。まちづくりは未来づくりとも言われています。未来を担い主役として活躍するのは子どもたちです。ユニセフでは「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」を推進しています。この事業は、子どもと最も身近な行政単位である市町村で、子どもの権利条約を具現化する活動です。子どももまちづくりの主体となり、町の人々みんなでみんなのまちをつくっていくという活動でもあります。子どもとともによりよいまちをつくっていくことは、SDGsの達成にも大きく貢献するものです。

ユニセフの言葉を引用すると、「子どもにやさしいまちは誰にでもやさしい未来に続くまち」ということです。未来志向のまちづくりにおいて重要な観点の一つと考えます。そこで次のことをお聞きします。

(1)、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に対する見解は。

(2)、ユニセフの認証を受けてこの事業を実施している自治体やこの事業の考え方を取り入れて独自の方向性で事業展開をしているところもある。町の考えは。

(3)、子どもにやさしいまちづくりの一環として、子どもホームページの設置を提案したい。町の考えは。

以上でございます。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

ユニセフが提唱しているように、子どもの権利を満たし、自分の考えていることや思うことを言えるような環境は大切だと認識しております。ユニセフ日本型の構成要素の基準を全て達成することは難しいと考えておりますが、その中で嵐山町ができることを施策に取り入れ、子どもたちの未来につなげていけるよう検討してまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。現時点で新たにユニセフ型の事業を展開していくことは難しいと考えております。まずは、総合振興計画の重点プロジェクトに掲げている事業を着実に遂行していく中で、ユニセフ型のエッセンスを取り入れるなど、子どもにやさしいまちを目指してまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。子どものホームページにつきましては、掲載する内容や誰が作成し、誰が更新するかなど研究させていただき、町のホームページをリニューアルするタイミングで検討してまいります。

また、広報紙「私たちのまち らんざん」では、各小学校にお願いし、7月号より子どものページを設ける予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） それでは、再質問させていただきたいと思うのですが、1番の（1）、（2）、これ一括でお願いしたいと思います。

まず、（1）のところ、ユニセフ日本型の構成要素の基準を全て達成することは難しいと考えているけれども、嵐山町にできることを施策に取り入れて、未来につなげていける検討していくと、こういうふうにおっしゃっています。そして、（2）番目では、新たにユニセフ型の事業を展開していくことは難しいと考えていると。そのユニセフのエッセンスを取り入れるなど、子どもにやさしいまちを目指していくと、こういうふうで答弁しているのですが、まず最初に嵐山町ができることを施策に取り入れるというこの部分。どういうものだったら取り入れて、この施策に反映させていくということができるのか、その辺ちょっとまず最初に伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

私もユニセフ型というのをちょっと勉強させていただいて、こちらの認定を受けていくには、10項目ほど細かい内容がございます。こちらの内容全ての基準を達成することがちょっと難しいなということをまず考えました。こちらの認定を受けるということがちょっと仕事になってしまうという可能性もありますので、今現在子どもの権利ということで重要視されています。そのことにつきましては、嵐山町でも少し遅れている部分もあるかと思いますが、その子どもの権利というものを大切にする中で、今やっている事業、既にやっていることも当然あるのですけれども、そういったことをさらに質を高めていって子どもの権利を、大きく生きる権利とか、育つ権利、守られる権利、参加する権利というふうに提唱されていますけれども、その辺りの権利を重要視する中で事業を展開していければいいなという内容でございます。ですので、今現在やっていることも当然ありますので、その今やっている事業の中でこういった権利を尊重するというのを、今後さらに重視していくという意味合いでございます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） 私はこのまちづくりというのが一番最初のところで話したように、未来づくりでもあると。そういう中で、まずこの10の要素が当然あるわけですが、これは今度の4月1日にこども基本法というのが施行されますよね。その内容を見ても、このユニセフの要するに基本的な理念みたいなものが大分入っているはずなのです。そうした中で、これからのまちづくりをつくっていく、まちづくりをする上で、要するに子どもの表明権、子ども参画、そういったものが非常に大事になっていくのではないのかなというふうに私は思っているのです。

確かに課長さんがおっしゃっているように、要するに子どもの権利を守るとか、子どものいろんな問題に対しては、今一生懸命町でもやっているというのは認めています。でも、その子どもの施策をもう一步前に進めていくためには、こういった考え方というものをやっぱり取り入れていくということですね。ですから、私も全てこのユニセフの日本版、日本型という形のこのまちづくりに参加しろということではないのです。この中の考え方を取り入れて、子どもの意見も子どもも実際そこの中に参画してまちづくりをする方向性というものがつくれないのかなというふうに私は思っていたのです。その辺のことはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

まず初めに、子どもの参画ということがこちらで出てきますよね。まさにまちづくりということは、未来の子どもたちのために行っていくということが大きいと思いますので、これから町のほうで大きい政策をやっていく上では、必ず子どもたちの意見も参考にすることはやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） それをどのように具現化していくかということなのだと思うのです。確かに検討するということが、検討で終わってしまったら意味はないと思うのですよね。

今日の朝のニュースでも、子どもの施策担当の小倉大臣が、要するに1万人ぐらいの子どもの意見を聞きながらこれからの施策を考えていくというようなことを朝のニュースなんかでも言っていましたよね。ということは、これからこの町の要するに未来に向けてのまちづくりをする上で、やっぱり子どもたちの意見、子どもたちの意見の表明、そしてそれに子どもたちが参画していくという、そういった要素というのがやっぱりこれは不可欠なのだろうと思うのです。ですから、要するにちょうどこの4月1日からこども基本法が施行されるというこのタイミングというのは、非常に今いいチャンスではないのかなというふうに思うのです、この嵐山町においても。ですから、そういった形で今までやってきたものと同時に、もう一步進める意味で子どもの意見を尊重し、子ども参画という方向性をもう少しこの中で出していけないのかなと。そのところの具現化をどのようにしていくのか、その辺のお話を伺えればありがたいなというふうに思っているのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

具現化ということですが、基本的には子どもたちの意見をやっぱり聞くには、教育委員会さんのほうの協力を得て、学校を通じて例えばアンケートを取るですとか、話し合いの場を設けるで

すとか、そういったことがいち早くできることかなというふうに考えています。子どもたちを集めて意見を聞くとかという形もできるかとは思いますが、そこに参加してこれないお子さん、一部の方が参加するという形になるかと思しますので、できればより多くの子どもたちの意見を集約するには、学校を通じてアンケート等で意見を集約するという形が理想的かなというふうに私自身は思っております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 過去において、例えばその子ども議会とか、そういったこともやられたということも聞いているのですけれども、要するにそういったことがある意味では一つの子どもの意見を聞いたり、子どもの意見を尊重して参画させるということの具現化ということの一つにもなるのだらうと思うのです。そういったものを、要するにこれからは積極的に考えていくというような、そういう方向性があってもいいのではないのかなというふうに私自身は思っているのですけれども、アンケートがまず全体的な形で意見集約をするものだ、実際そうだらうと思いますよね。でも、それプラスアルファ、やはりそういったことも積極的にこれから子どもの意見を聞いていこうと、子どもに参画してもらおうという、そういったものにつながっていくのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

子どもたち集めて子ども議会ですとか、子ども会議ですとか、そういった形を以前にやっていたということも承知しております。こちらにつきましては、職員の負担ということもかなり大きくありますので、都度やるということではなくて、何か大きい政策を求めるときには、そういった形も考えてもいいのかなというふうに考えます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 大きいものというよりも、日々どういうことを子どもが考えて、どのような悩みがあったり、どういうことを望んでいるかという、そういうようなことをある程度一定期間集約していくというようなことが、ある意味ではやはりこの子どもの参画、子どもの意見の表明ということにつながっていくのではないかと思うのです。だから、こういう大きな事業をやるから意見を聞く、だったら今までとほとんど変わりはないと思うのです。要するに今このこども基本法ができて、家庭庁ができる。要するに子どもの施策というものがこれから重要視されなければならないと思います、これ町の事業においても。それをこの機会にちょうどいいタイミングで検討していただいて、できるだけ早くそういう具現化に進んでいくというのが、私はこの嵐山町の未来をつくるまちづくりということにつながっていくのではないかなというふうに思うので、ぜひそうい

う方向性で考えてもらいたいと思うのですが、再度お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

質問項目のちょっと3のところになってしまうのですが、広報紙のほうで7月号から子どものページというのを設けることになっております、既に。そこは何を載せるかといいますと、各学校にちょっとお願いしまして、子どもたちの声をそのまま載せるということになっております。ですので、ささいなことといいますか、その政策に関係なく、子どもたちがふだん思っていることとか、感じたことをそのまま載せるような形で、スペース的にはちょっと限られると思うのですが、それを各学校ごとに小学校、中学校について載せるということになっていきますので、そちらのほうでふだんの子どもたちの考えですとか、思っていることを載せられるというか、集約できるという形を既に考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） この（1）、（2）については、多分今言ったので、平行線になるのだろうと思いますので、（3）番目のほうに移りたいと思います。

一応このところでは、町のホームページをリニューアルするタイミングで検討してまいりますというような、そういうふうな答弁だったのです。それで、ちょっといろいろ町の公式ホームページを調べていましたら、過去において先輩議員が子どもホームページの開設というものを一般質問をしていたと。ちょっと私が調べたところは議会だよりから引っ張ってきているのですが、平成17年の8月の1日。ですから、多分これ6月議会。この議員さんはその前にも開設したらどうかという提案をしているということで、その後どうなっていますかということの要するに質問だったみたいなのですが、そこでどういう答弁をしているかという、これあくまでも議会だよりから拾ってきたものなので、ある意味かいつまんだものというふうなことなのだろうと思います。

子どもたちが見て分かりやすいものをと考えてきたが、実施されていないと。この当時、現在です、ね、本年度ホームページのリニューアルを考えていると。キッズ対応も検討していきたいと考えているが、少し時間がかかりそうな状況であると、こういうふうに答弁しているのです。これが平成17年8月発行のもので、現在は2023年です。時間がかかり過ぎるかもしれないということもその方向性で動くようなニュアンスで私は取っているのです、この言い方でいくと。それがもう10何年もたっているわけです。ちょっと時間がかかり過ぎているしということですよ。そして、このときもリニューアルのときというふうにして書いてあるのです。

要するに子どもにやさしいまちづくりというのは、ホームページというのは外から例えば嵐山町を知りたいといったとき、まずホームページを開きますよね。そのときの印象すごく大事だろうと

思うのです。そのときに、例えば新たにこのホームページを開設するという、子どものホームページを開設するというだけでなく、そのホームページの中のページをちょっと増やして、子どものページという形のを、それも大分違ってくると思うのです。子どもをやっぴり大事にしているということは、そういう情報も子どもに分かりやすく提供してあげると、そういうようなことも非常に大事かなというふうに思うのです。確かに先ほど広報紙の中に子どものページみたいなものをつくってと、これは一歩前進だろうと思います。いいことだと思います。これをもっともっと発展させていただきたいなと思います。

と同時に、やっぱりホームページも例えば新たに開設しなくてもいいから、そのページを起こす、子どものページ、キッズページということで。例えばこの船橋とか、町田のキッズページなんかを見ますと、非常によくできています。ここの中にも困ったときはここに連絡してくださいということがあったり、子どもページの意見箱とかあったり、例えば船橋市だったら船橋市をもっと知ろう、嵐山町だったら嵐山町をもっと知ろうという項目があったり、市役所の役割、暮らしの情報というふうに子どもに関係のある情報をこの中で与えているわけです。そういうふうな形でやっているわけで、そういうことも一つ子どもにやさしいまち、それが要するに全体にやさしいまちというふうにつながっていくのではないかなと思うのです。

今度の、要するに今年の秋にはリニューアルをするというふうな、そういうお話も聞いています。だったらその時点でこういうことをちょっと考えていただけるということではできないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

ホームページリニューアルさせていただくのですけれども、そのタイミングでできれば議員さんおっしゃるとおり、子どものページ、子どもが見やすいというか、ページができればいいなというふうに考えています。ぜひ前向きに検討してまいりたいのですけれども、そのページを誰がつくって、誰が更新していくかとか、そういったところをちょっと研究させていただいて、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、あともう一つなのですけれども、これに関して。今の学校のほうでタブレットを配っていますよね。そうしたときに、そのタブレットの利用の中で例えばこの町の公式のホームページというのを見られるような状況になっているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

タブレットについては、基本的にインターネット機能を備えていますので、特別なフィルターの
かかっているもの以外は見られる状況にあるというふうに考えています。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうすると、要するにタブレットのほうももう配付しているという状況で、
例えば町の情報とか、場合によっては学校間のニュースとか、そういうふうなものとか、そのタブ
レットを使って見ることもできると。そうすると、町に対する理解とか、そういうものをどんどん
増えていくという、そしてまたそれが意味では町に愛着を持つというふうにつながっていくの
ではないのかなと、そういうふうに思っていますので、ちょうどリニューアルの時期が来るとい
うことなので、前向きに検討ということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) それでは、2番の障害者、要介護者等のマイナンバーカード取得について。
政府は、現在行われている紙の健康保険証を2024年秋に廃止して、マイナンバーカードと一体化さ
せると発表しています。そういう状況の中でマイナンバーカード取得について、障害者や要介護者、
その家族の中にはカード申請時の窓口対応や取得の手続で苦勞しているケースがあるとの報道があ
りました。多くの自治体は柔軟に対応しているようですが、自治体の対応にもばらつきがあるとの
指摘もあります。そこで次のことをお聞きします。

- (1)、障害者、要介護者、認知症の方のマイナンバーカード取得の状況は。
 - (2)、在宅の障害者や要介護者、認知症の方の取得手続等への対応は。
 - (3)、障害者支援施設や養護老人ホーム等へ入所している方の取得手続等への対応は。
 - (4)、2024年秋までにマイナンバーカード取得できなかった方の健康保険証の交付は。
- 以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、質問項目2の(1)についてお答えいたします。

マイナンバーカードの申請受付、交付、更新といった事務は、基本的に氏名、住所、生年月日、
性別、また顔写真といった情報により国のほうで作成をしております。申し訳ございませんが、障
害者、要介護者、認知症の方の状況は把握しておりません。

続きまして、質問項目2の(2)についてお答えいたします。在宅の障害者や要介護者、認知症
の方の取得手続等への対応としまして、当初は必ず町民課窓口申請者ご本人に来ていただひてお

りましたが、現在は国の指導により代理人によるマイナンバーカード受け取りを行っております。病気や身体の障害、またその他やむを得ない理由により、町民課窓口に来ることが困難な方につきましては、介護施設の施設長等の証明書など通常より確認させていただく書類は少し多くなりますが、代理人の方でもお渡しし、交付をしております。

続きまして、質問項目2の(3)についてお答えいたします。障害者支援施設や養護老人ホーム等へ入所している方の取得手続等への対応としましては、入所しております方の親族の方や施設関係者の方がいらっしゃれば、代理として先ほど申し上げました(2)の対応をさせていただいております。

最後に、質問項目2の(4)についてお答えいたします。2024年秋までにマイナンバーカード取得ができなかった方の健康保険証の交付につきましては、該当者が保険検診を受けられるよう資格確認書を出し対応すると聞いておりますが、これからも国の動向に注意し、対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) (1)についてなのですが、そうすると例えば障害者とか、要介護者、認知症の方というのは、何人の方が申請したかという統計は取っていないということですか、町では。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

そういう区切りというか、方を指定して取っていませんから、住所、氏名、年齢で国のほうへ送りますので、把握はしておりません、町民課のほうでは。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうすると、嵐山町において例えば障害者の方とか、要介護者とか、認知症の方は当然たくさんいらっしゃると思うのですが、その中でどの程度の方が、要するにこのマイナンバーカードを取得しているかというのは一切分からないというふうなことなのですか。例えば町の人口の中で何%取っているということは分かっても、例えばこのくくりの中ではどの程度の人数的方が取られていて、あと障害者とかそういう方がどの程度マイナンバーカードを取得していないかということは、一切把握していないと、そういうことなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 先ほど申し上げましたが、町民課としてはそのようなことは把握しておりません。マイナンバーはいろいろひもづけがあると思うのですけれども、ではそれを障害者何人だろう

と勝手に見ることはできないのですよね、目的外になってしまいますので。年齢的には何歳から何歳までというのがもしあれば、それは出るかもしれませんが、障害者の方が何人とか、そういうことは一切分かりません。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうすると、（2）番で例えばその窓口に来たときに、対応として実際本人ができないのでということで代理人として来たときに、初めてではその障害者とかという形だということ分かるわけですよね、窓口のほうとしても。そういうような形になっているわけですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えさせていただいた中にもあるのですが、見せていただく書類が幾つか増えるという中に障害者手帳とかがあれば、ああ、そういうことなのかなという確認のときに分かります。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、そういう人数は例えばあえてカウントはしていないということなのですね。なるほど。

新聞報道によりますと、やっぱり本人確認とか、そういうものが窓口ではなかなかできないので、代理で対応しているというような自治体があったり、何が何でも要するに本人がというようなところも対応しているという、そういうふうな形の報道があったものですから、嵐山町はこういう方々に対してどういう対応をしているのかというのをまず私自身としては知っておきたかったということなのです。ですから、そういう意味では多少、例えばこの確認する証明書とか、そういうものが多いにしても、代理の方に全てやっていただいて交付はできているという、そういうふうな捉え方なのですね。

これは、当然要するに（3）番目の部分のところも同じように、例えばその親族の方とか施設関係者と言っているのですけれども、基本的には施設に入っていると、住民票というのはその施設の所在地に移る形になりますよね。そうしたときに、例えば誰がその代理人になるのかというのがちょっと重要なのかなというふうに思っていたのですが、やっぱり遠方にいる親族の場合は、施設関係者ということで、その施設の代表者みたいな方が代理として申請し、取得するという方向性で一応対応しているというふうに読み取っていいのかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

この代理というのを国のほうで許可が出たときに、この施設の長のその方が何も証明するものがないと、免許証もないし、何もないといったときに、その施設の長が証明をして、そこにその方の写真を貼って証明するという様式も一緒に来ましたので、それで確認しております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ちょっと一括になっていますけれども、（3）番まで、すみませんが、そういう形でお願いしたいと思うのですけれども。

そうしますと、基本的には今の段階ではその代理の方が申請をすれば問題なくマイナンバーカードは取得できるような状況に嵐山町はきちつとなっているというふうに捉えていいのですか。それをちょっと確認しておきたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

申請と交付があるかと思うのですけれども、申請は役場へ来ていただくこともありますが、自分で写真を施設のほうで貼って出す、郵送で出すということが出来ますので、問題はその交付ですよね。交付のときに来てもらいたいけれども、来られないといったときは、今言いましたように、代理の方で嵐山町はやっております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、そうしますと、今までそういった形で何のトラブルも、何の問題もなかったというふうに捉えていいということによろしいですか、それで。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

トラブル等はなかったと思います。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時43分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番、狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） それでは、2番の（4）の再質問をさせていただきます。

この一般質問の通告書を出したのが2月の7日で、本年の2月17日に中間取りまとめで資格確認書が保険証の代わりになるということで発付する方針を政府のほうで出したと、そういうのを私も承知しております。ただ、この中でこれを取得するには本人申請が必要で、最長1年というようなことも言われているわけです。当然そうすると、本人の申請ということになってきたときに、例えば障害者の方とか、要介護者、認知症の方、これ非常に困るのだらうと思うのですけれども、代理の方もこれは大丈夫なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 お答えいたします。

今先ほど議員さんが言われましたように、毎週この情報が入ってきて、資格確認書がそれは1年でと、そういうどんどん今来ている状態ですので、本人確認は代理の人でもというようなのはこれから来るか分からないのですけれども、普通に考えた場合は来られない場合は代理でということはあるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうすると、また状況としては定かなことは言えないというふうなことなのだらうと思うのですが、そうしたときに一方では今ある紙の保険証を延長するというような情報もあるのですけれども、その辺のことはどのように町のほうには入ってきていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 担当職員と先ほど話したのですけれども、その2024年秋と書いてあるのですが、その年は保険証は出ると思うのですが、8月に。それは1年間になりますから、そうするとこの資格確認書はその後に出るのか、秋に出るのかというのがちょっと分からないのですけれども、そこら辺は保険証は1年間先に出ているという状況です。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、そうしますとこの保険証というのは、ある意味それが発行された段階では、ちょうどこの期日に、2024年の秋過ぎた状態でも使えるというふうに考えていいのでしょうか。これ1年あるということであれば、これは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 その1年はその保険証は使えると考えております。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 状況がこれからはっきりしたのがまだ出ていないということなので、これ以上ちょっと質問してもしょうがないのかなというふうに思いますので、この件に関してはここまででさせていただきたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 3番です。国のマイナンバーカード普及拡大策について。本年1月19日の東京新聞朝刊の「給食無料「要マイナカード」背景に国の強引な普及策」という記事がありまして、それを見たときびっくりしました。内容は、昨年12月に岡山県備前市が子育て中の保護者宛てに、マイナンバーカードを作れば給食費や学用品は無償、でも作らないと有償という通知を出したことが分かったというのです。さらに、保育料、農漁業補助金も同様の条件とする方針とのこと。

そもそもマイナンバーカード取得は任意であるはずが、カードの有無で市民への給付に差がつくのはおかしいことです。この背景には、国の強引な普及拡大策がありそうだとのこと。そこで次のことをお聞きします。

（1）、町のマイナンバーカード取得率、普及の状況はどうでしょうか。

（2）、国の2023年度から地方自治体ごとのカード普及率を地方交付税の算定に反映させるという普及拡大策について。

ア、地方交付税の性格上、この普及拡大策に疑問を感じる。町の見解は。

イ、町は国のこの方針によって何らかの影響を受けることはないか。

以上です。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、齋田町民課長。

○齋田秀男町民課長 それでは、質問項目3の（1）についてお答えいたします。

マイナンバーカードの交付件数、交付率につきましては、嵐山町では令和5年1月末現在で交付件数1万719枚、交付率60.8%になります。国の交付率は60.1%、埼玉県は57.1%となっております。県内で嵐山町は63市町村中9位の普及率となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）、ア、イについて、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、質問項目（2）のアにつきましてお答えをさせていただきます。

国では令和5年度において、カード利活用特別分として地域デジタル社会推進費に500億円を増額することとしてございます。これはマイナンバーカードによる利活用に対する財政需要のための財政措置として新たに創設されたもので、全ての市町村において基準財政需要額を増額するものでございます。その中で上位3分の1の市町村が達している交付率以上の市町村には、カード交付率に応じて割増しをするというものでございます。今後マイナンバーカードを利活用した住民サービス

向上のためのデジタル化に向けた整備が想定されてございますので、財源確保には有効であると考えてございます。

次に、質問項目イにつきましてお答えをさせていただきます。マイナンバーカードの利活用特別分については、全ての市町村において基準財政需要額を増額するように算定を行い、その上で割増し率に応じて算定を行うこととなります。したがって、マイナンバーの交付率を活用した算定によって基準財政需要額や交付額を減少させる影響はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 今の答弁の(1)なのですが、要するに嵐山町は60.8%、国の交付率は60.1%、今では大体7割ぐらいというふうに、この前のニュースでは言っていたと思うのですが、県内では大体9位ということで、そういう意味では非常に立派な普及率かなというふうに私自身は思っております。そういう中で、例えばその嵐山町の職員の方、嵐山町に居住している方の取得の状況というのはどんな感じなのですか。例えば全員がもう取得しているとか、そういう状況というのはいかに、職員はどんな感じなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

職員のマイナンバーカードにつきましては、これ定期的に課長会議の中で取得につきましてはお願いをしている状況でございます、またその扶養に関しても、12月末ぐらいのデータで、ちょっとろ覚えで恐縮でございますけれども、職員本人につきましてはおおむね8割程度の取得率だったというふうに考えてございます。扶養も含めまして6割程度あったかと。ちょっと数字的には詳しいいあれではございませんでしたけれども、そのような割合だというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 町ではその職員の方に対しては、例えば10割、100%の方に取得してもらおうというような働きかけというのをこれからするというか、そういうことはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

これにつきましては、県のほうからも各市町村の職員に対しての取得について、促しがございまして、先ほど答弁させていただきましたけれども、定期的にこちらからといたしましては取得の率を各課ごとにお話をさせていただきまして、10割を目指していただくということで管理者のほうから職員のほうには促しているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） （1）につきましては分かりましたので、次の（2）、あとこれ一括質問という形でお願いしたいと思います。

一応これは確かに地域デジタル社会推進費ということで、その部分のところを例えば上位3分の1にはさらに上乘せして、そのほかのところには一律というふうな、そういうふうなことだと思うのです。でも、少なくともこの地方交付税というのは、例えば全国どこでも標準的なサービスを受けられるということで、足りないところを補てんするというような、そういうふうな意味合いの交付税だというふうに私は認識しているのですけれども、そういった中で例えば上乘せ分といいながらも、やはりこういったこういうものというのは、ちょっと言い過ぎるのかなというふうに私自身は思ったのですが、これはある意味このデジタル化に向けた整備ということを考えれば、これ致し方ないというような、そういう捉え方を町でしていると、そういうことなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年、一昨年という形で地域デジタル社会推進費といたしまして、やはりこのデジタル化に向けた財源措置といたしまして2,000億円が予算措置されている状況でございます。ここにつきましては、併せましてマイナンバーカードの利活用、それを促すために各市町村におきましてそれに対応するべく設備の費用がかさんでまいりますので、その分につきましては令和5年度においては500億円を割増しをするというところでございます。マイナンバーカードの普及率の上位のところにつきましては、当然利活用のケースも多くなってまいります。嵐山町につきましても、当然これから窓口であったり、そういった利活用する上で設備の投資というものが出てまいりますので、その分については令和5年度においては500億円割増しをされていくというところでございますので、嵐山町につきましても基準財政需要額が増えてまいりますので、その分についてはその500億円からどの程度の割合が来るか、それはまだ明示されてございませんけれども、その分についてもプラスされて交付されるのではないかと。ただ、3分の1の市町村においては、より割増しが多くされるのではないかとというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、嵐山町としてはその3分の1の状況になっているかどうかというその率はまだ分からないという、そういうことなのですか。上位3分の1の中に入っているかと、そういう形で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

先ほど齋田課長がお話をさせていただきました交付率がございます。これが単純に国がそのような形で試算をするのかどうかということは不明でございますけれども、全国1,741市町村でございます。この中で3分の1を割ると、580になります。そうしますと、全国の中で例えば埼玉県各市町村でお話をさせていただきますと、1位が川島町でございます。これ全国で316位でございます。和光市、ふじみ野市、宮代町と続いてまいりますけれども、宮代町が571番でございます。その下がさいたま市で699番でございますので、そうしますと単純に3分の1ということで割ると、上位4位、埼玉県でいえばこの4市町村が3分の1の中に入るとはならないかなというふうには推測はされます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、嵐山町としてはその上乘せの部分のところでは、ある意味ではこの上乘せの率は高くなる状況にあるのかなというふうに捉えていいということですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

県内で見ましても、嵐山町9位でございます。全国で見ますと826番でございますので、この3分の1のくくりをされた場合については、該当にはならないというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりましたので、ではこの点はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、4番目のほうに移りたいと思います。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 4番目の質問は、ヤングケアラー問題やいじめ問題等の啓発活動についてということで、(1)、朝日生命保険の調査で、ヤングケアラーという言葉聞いた経験がない人が27.2%、聞いたことがあるが、意味が分からない人が15.9%、合わせると43.1%で、まだまだ認知が進んでいない状況とのことです。

厚生労働省は2020年度から3年間を集中取り組み期間と位置づけ、啓発活動に力を入れていくということですが、町の啓発活動について次のことをお聞きします。

ア、これまでの啓発活動の状況は。

イ、今後の啓発活動で特に力を入れていく点は。

(2)、いじめ自殺防止に取り組んでいるNPO法人「再チャレンジ東京」が企画するコンクールの最優秀作品ポスターが、愛知県に住む小学生の娘を救ったとの報道がありました。学校でポスターを見た娘が母親に「私みたい」と心情を打ち明け、家族や学校がいじめを把握し、解決に向かったとのことです。

ポスターが子どもをいじめから救うきっかけになったり、子どもたちが自らポスターを作成することは、いじめを許さない意識と態度を育み、いじめ防止の関心と意欲を高める効果があると考えます。そこで次のことをお聞きします。

ア、各学校に当該ポスターの掲示があるか。また、ポスター掲示等啓発活動の状況は。

イ、各学校のポスターコンクール等への応募状況は。

ウ、今後のいじめ防止啓発活動方針は。

よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、ア、イについて、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 質問項目４の（１）のア、イについてお答えをいたします。

現在のヤングケアラーの啓発活動状況でございますが、各小中学校においてリーフレットの配付や町ホームページに啓発を行っております。しかしながら、議員ご指摘のとおり認知度が低いのが課題でございます。

今後の啓発活動で特に力を入れていく点でございますが、当事者である小中高生が自らヤングケアラーになっていることに気づくことが大事であると考えております。引き続き、各小中学校で啓発活動を行うとともに、高校生に対する啓発も実施し、さらにその子どもたちが気軽に相談できる体制づくりを進めてまいります。また、町民に対しては広報等で啓発活動を行い、ヤングケアラーに対する認知度を高め、地域で子どもたちを見守る環境を推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）、ア、イ、ウについて、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目４の（２）、ア、イ、ウにつきましてお答えさせていただきます。

該当ポスターにつきましては、児童生徒に内容等を啓発した上で、各校に掲示しております。また、ポスターコンクールへの応募状況につきましては、本町からの応募はございませんでした。今後も各校のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止や早期発見、いじめの対処が体系的かつ計画的に行われるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第３番、狛守勝義議員。

○３番（狛守勝義議員） では、（１）番目の再質問ということで、答弁の中で課題として、要するに嵐山町の認知度が低いというような、そういう答弁。一応例えばこの朝日生命の部分のところでは、先ほどお話をしたように、大体43.1%ぐらいでまだ認知が進んでいないというふうな形なのですが、嵐山町はどんな状況なのか、認知度というような観点で考えたときには。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 町としてアンケート調査をしていないのですけれども、埼玉県で行ったアンケート調査がございまして、これが令和2年の10月に行った調査がございまして、その調査でいくと、ヤングケアラーの認知度、朝日生命さんのがありましたけれども、もっととんでもない数字で、70.8%が全く知らないという、そういう状況の県のアンケート調査が出ております。

ですから、いかにその一般の方たちがヤングケアラーという状態、状況を認知をしていないかというところが問題だと思っていますので、そういった県の数字がございまして、町といたしましても6割か7割ぐらいの方については認知がまだないのではないかなというのは思っております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうすると、この調査よりももっと深刻な状況というのは、もう予想されるということですね。となると、なかなかこのヤングケアラー問題に関して解決の方向にいくまでには相当長い道のりがかかるような気がしますよね。要するに認知度があまりない。実際実態が分からない。本人も自分がそういう状況なのかも気がついていないと。そういった意味では、今後の要するに啓発活動なり、これは単にパンフレットとか、リーフレットとかというような、そういう方法での啓発活動だけで済むのかなというふうには思うのですけれども、もう少し効果的な啓発というのが考えられないものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 子どもさんの支援といいますのは、基本的には多分子どもさんではなくて、親支援なのですね。そのヤングケアラーだけではなくて、いろんな困難を抱えているのです、家庭は。なので、なぜこのヤングケアラーの啓発をするかということ、いろんな人がこれはヤングケアラーだよ、支援が必要だよ、というのが分かるように啓発をするのです。多くの方がそのヤングケアラーという状況が分かれば、ああ、この子はそうだという気づくことが増えるのです。支援ができないというのは、その支援を必要だという家庭を見つけられないことです。いかにそういう家庭を早く見つけて、支援が入るかというのが大事だと思っていますけれども、これヤングケアラーの支援だけではなくて、様々な問題をキャッチができない。なので、子どもさんの状況を見て、一番子どもさんを見ているのは学校だったり、保育園だったり、その親御さん以外の目が入っているところの方がいかに問題に気づくかだと思っています。

今嵐山町はその母子保健のほうでもそうですし、子育て支援課のほうでも様々な支援をやっていますので、相談場所もやっています。また、教育委員会のところとも連携をして、実はもう何件かそういったお子さんたちの支援もやっています。ですから、いかにその早く見つけるかということでは、啓発は必要ですし、その啓発だけではなくて、そういった子どもさん、困難を抱えている家

庭を早く見つけるかというのが大事だと思いますので、ケアラーの啓発だけではなくて、そういった困難なとき、さっきも答弁しましたけれども、気軽に相談できる場所、子どもたちがちょっとつらいのだよねという話ができる、本来は多分担任の先生だったり、学校へ行っていますね。そういった先生に打ち明けられればいいのかなど。

今日、朝のNHKのテレビでタブレットを使って、その自分の状況を先生に出すというのをやっていたけれども、そうやって本当にいかに早く見つけるかというのが大事だと思っていますので、ヤングケアラーの啓発も当然大事なのですけれども、それ以外のそういった様々な問題を早くキャッチするというような仕組みをつくっていくのが大事だと思っています。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そのとおりだと思うのですよね。ただ、またもう一つ、例えば朝日生命のこの調査では、若い世代ほど認知度が低いというふうな、そういう傾向もあるのです。ですから、ある程度年配の方だったら、若い方よりは充分認知しているという部分があるみたいなのですが、ターゲットとしてはやっぱり若い世代にこれからどんどんこの啓発活動をしていく、認知してもらうかという、そういう部分がやっぱり必要だと思うのです。そうすると、先ほど言ったような、まず子どもたちに今の状況というのはどういう状況なのか、タブレットで報告してもらおうとか、場合によってはその若者がよく見るようなもので啓発していくかという、そういうような工夫もやっぱりこれから必要なのかなというふうに思うのです。再度その辺のところをお聞きしたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 子どもさんたち本人に、自分がヤングケアラーなのだということを認知とかというのは、要はケアラーの状態がその家庭では当たり前になっているのです。それが問題なのですね。虐待もそうですけれども、いろんな問題、その困難を抱えている家庭というのは、その困難がその家庭では当たり前になっているのです。だから、当たり前なので、相談しないのです。ですから、そういったことでその子どもさんたちが、皆さん、子どもさんの状態、自分の置かれた状態というのがヤングケアラーというちょっと大変な状態なのだよと。だから、相談していいのだよというところを本人たちに啓発するのはとても大事だと思っていますので、今後も当然教育委員会と連携をしながら進めさせていただきたいと思っています。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいと思うのですが、例えば今この小中学校等でヤングケアラーの問題、どういうふうな啓発活動をしているのか、ちょっと教えていただければというふうに思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

学校ではポスターの掲示をはじめ、様々なパンフレットが県のほうから作成、配付されています。それらを利用して、正直その事業に取り組んでいるというところまでではないのですが、配付して、そして今福祉課長の答弁にもありましたように、やっぱり一番子どもに近い担任の先生が日常の子どもたちの様子に気がつくというのが、一番最初かなと思います。

したがって、先ほどタブレットでという話がありましたけれども、タブレットの機能の中に「今日の天気」という項目がありまして、子どもたちが今の自分の精神状態を「晴れ」とか「曇り」とか「雨」とか、そういう表示するのです。その表示の中で、「晴れ」はいいのですけれども、「曇り」とか「時々雨」とかという子については、何が今心配なことがあるのかと、これはケアラーだけの問題ではなくて、いろんないじめや何かも含めて、そういう子どもたちの状況を把握するという取組も現在していますので、それらを徹底して、さらには2者面談、担任との話合い、教育相談、そういうものを充実していくことが一番啓発に近づけるのかなというふうに考えています。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） インターネット等でいろいろ調べてみたときに、ある大学生の研究論文みたいなのが載ってまして、例えばこのヤングケアラーという片仮名語というのは分かりにくいという人が結構いるのだということです。ですから、そのヤングケアラーという言葉の横に括弧書きで若年介護者というふうに例えば日本語をつければ、もっと分かりやすい表記になるのではないかと、そういうふうなことを提案していた大学生がいるのですけれども、これってどうなのですか。これだけのことで、少しでも啓発につながっていくのか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 埼玉県でケアラー条例がありまして、埼玉県のホームページにいきますと、その各市町村の相談窓口が載っているのです。そのときに、そのケアをしている相手の状況というのが載っているのです。その中が祖父母等が高齢の場合、そういう方を見ているという場合はどこ、また親や兄弟、姉妹等が障害を持っている、そういう方を見ている場合はどこ、またその親、祖父母等が病気や疾病の場合、またはその親、祖父母等が依存症、アルコール依存症とか、そういった依存症を持っている場合、また若い兄弟等がいる場合、そういったその内容があって、その場合はここに相談しましょうというような案内になっているのですね。だから、これはすごく分かりやすいので、単なるヤングケアラーではなくて、こういった場合はというのが分かるようにすると、とてもいいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。では、(2)についてちょっと再質問させていただきたいと思います。

先ほど話したように、一枚のポスターで救われる子もいるという。そしてまた、そのポスターを描くことによって、ある意味ではいじめに対する防止の意識とか、そういうのも芽生えるというふうな、そういうことも確かにあるのだろうなというふうに思うのです。そうしたときに、この答弁ですと、嵐山町ではポスター等の応募とか、そういうものが今ないというふうなご答弁でしたけれども、例えば私はぜひ応募するというような名目で描くのであれば、多分みんな一生懸命描くのではないのかなというふうに思うのです。例えばいじめ防止のポスターコンクール、ですからこれ群馬県の県の教育委員会は、もうそういうことで、要するにコンクールをやっているわけです、県の教育委員会が。ですから、そういったものが全国でも、例えばこのNPOのここでも毎年か分からないのですけれども、こういうコンクールをやっているという、そういうものをある程度1つ、2つ見つけて、要するに描くという作業の中でいじめというのはいけないのだ、やっちはいけないのだ、そういうふうなものを啓発していくということ。これ非常に大事な一つの啓発活動にもなるのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんの再チャレンジ東京のこの記事、実は私も知らなくて調べさせていただいたところ、いじめ、このポスターがきっかけで一人の子の命を救ったという、そういう記事がありました。それを見たときに、このポスターっていつ募集があったのかなとか、ポスター、いろんなポスター来ますので、正直そのポスターの募集については把握していなかったというのが事実です。したがって、学校にも後押しはしていないということで、応募もないという形かと思います。

考えてみますと、再チャレンジ東京のホームページを見ても、ポスターだけではなくて標語の募集もあるのですね。なかなかいい標語があって、このポスターも、「遠くからでは分からない。あなたは気づけていますか」という、そういうロゴの中で少女が笑っている中にもいろんないじめの単語が入っているという、そういうポスターで、よくできているなど思ったのですが、考えてみますと、学校では毎年人権教育の中で人権作文とか、そういう取組は毎年やっています。したがって、まさに人権の問題ですので、そういう再チャレンジ東京のポスター募集がどういう形で来ているのか、ちょっと私も承知していませんので、その辺はまた調べて、人権教育の取組の一つとしてもなかなかいいなというふうに思った次第です。したがって、標語、ポスター、それらも含めて一つの学校に対する提案といいますか、指導といいますか、それとしては参考にさせていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） また、そういう方向で取り組んでいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号1番、小林智議員。

質問事項1の比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムの農業遺産認定と今後の施策についてです。どうぞ。

○1番（小林 智議員） 議席番号1番、小林智です。ただいま議長の指名がありましたので、質問させていただきたいと思います。

私の本日の質問は1項目です。早速始めさせていただきたいと思います。

比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムの農業遺産認定と今後の施策について。本年1月17日に農業遺産の認定を受けた比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システムについて伺います。

(1)、認定に向け中心となって活躍された「比企丘陵農業遺産推進協議会」については、1月23日に更新されたホームページに認定までの経緯等が記されているが、協議会の概要と町の協議会へのこれまでの取組、関わり方、姿勢、どのような対応を取られたか。

(2)、農業遺産認定は、水田耕作を中心としたため池による水利を行う農業システムが対象と思われるが、対象とする具体的なため池群やかんがい設備、水路等の場所、地域の指定はあるのか。

(3)、認定によって現在ため池やかんがい設備等の維持管理を担っている農業者や地域生活者への影響、また地域周辺の開発行為等への制限、これらなどはあるか。

(4)、認定を受けたことによって、対象地域の環境や景観の保全への取組が変わるのか。

(5)、農業遺産の積極的な活用について今後の取組と考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

初めに、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。比企丘陵農業遺産推進協議会につきましては、議員ご確認のとおり、町ホームページにおいて日本農業遺産認定について経緯等をご紹介させていただいております。ホームページでも掲載のとおり、平成29年7月7日に設立され、現在会長であり、事務局の滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町の地域において、各自治体、埼玉中央農業協同組合、くまがや農業協同組合を正会員として構成されております。当協議会は、比企丘陵で古来より特徴ある地形を利用して行われる谷津沼を中心とした農業

かんがいシステムを基軸とした農業環境を維持・継承していく社会システムを強化しつつ、これからの市場環境に柔軟に対応する地域産業として一層の発展を目指す地域基盤形成を目指すことを目的とし、日本農業遺産申請を行い、認定を受けることを目指し活動してまいりましたが、今回3回目の申請により、晴れて認定となりました。嵐山町におきましても会員の一員として、日本農業遺産の認定を目指し申請書作成等に対し全面協力の姿勢で取り組んでまいりました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。今回日本農業遺産として認定を受けた比企丘陵地域につきましては、明確なエリアや設備等の指定はありません。しかしながら、今回の申請において最も重要視された「谷津沼かんがいシステム」が機能する滑川町を中心とした比企丘陵のため池の合計約350か所が該地域となっております。嵐山町におきましては、同システムが機能するため池46か所がある北部・中部地域が該当する地域となっております。

続きまして、質問項目(3)、(4)につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。認定による維持管理を行っている農業者等への影響でございますが、現在各土地改良区等による多面的機能支払交付金事業により農業者だけでなく、地域を巻き込んだ各環境保全団体の活動が活発に行われておりますので、この取組を引き続き行っていただき、地域の環境保全に努めていただきたいと思います。

また、開発行為につきましては、今のところ認定によって現状と変わることはございませんが、当町の認定エリアは農業振興地域であり、農用地区域内の農地につきましては、開発行為に制限がございますので、町農業振興整備計画に基づき、引き続き農地以外の土地利用について厳しく制限してまいります。

続きまして、質問項目1、(5)につきましてお答えいたします。日本農業遺産認定に伴い、該地域において谷津沼は注目されることとなります。今後につきましては、まず認定PRののぼりの作成及び設置、公募によるロゴマークの決定、認定記念イベント等を当協議会内で足並みをそろえて実施してまいります。さらには、認定により付加価値のついた良好な谷津沼の自然環境を観光協会等と連携して観光客誘致、特産品では町内法人で生産されている特別栽培した谷津田米などへ日本農業遺産認証シールを貼るなど様々な方策で付加価値をつけてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。再質問につきましては、これはもちろん1から5まで関連がありますので、一括して質問させていただきたいと思っております。

まずは、比企丘陵農業遺産協議会、これ粘り強く3度もチャレンジしてやっていただいたことにご苦労いただいた皆さん、おかげさまでこれ農業遺産認定となりましたこと、喜ばしいことだと思います。

それで、まず最初の1番から順番に、なるべく順番にいきいたいと思うのですけれども、まず協議

会の活動、これ今のところ、当初から現在のところは2市5町ですか、2市5町村のため池農業をやっている地域が集まって協議会をつくっていると。ただ、2市5町といっても、恐らくこのため池農業が中心になっているところと何か所か、数か所だけあるとか、いろんな場面がある、いろんな市町村があると思うのです。ですから、これに協議会そのものについても相当その温度差がある内容ではないかなと。今まではご苦労いただいてここまでやってきたわけですから、まずは今後もこの協議会が継続してどのように活動していくか、その辺については明らかになっている範囲でお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、会員の中では一部のみ入っているため池がため池エリアとして入っている市町等あります。そこで、地域内のイメージなのですが、滑川町が中心となることは明らかになっておりますが、滑川町を中心にコアゾーン、核心地域ですね、それとバッファゾーン、緩衝地域、このような2種類のエリアになっています。

まず、コアゾーンなのですけれども、こちらが滑川町と嵐山町、熊谷の一部、東松山の一部となっています。この一部というのは、熊谷市でいえば旧江南、そういったところかと思われまます。また、バッファゾーンにおきましては、会員の中の熊谷市の一部、東松山市の一部、小川町の一部、吉見の一部、寄居町の一部となっております。

今後の活動におかれましては、当然ながら継続はしてまいります。今回の認定によりまして、この協議会で今後5年間の地域保全計画というものを策定してまいりまして、その計画の内容が5年後に審査されます。これがモニタリングと言われまして、これが審査によって環境が申請認定時と異なると取下げとなってしまいますので、そういった意味でも緊張した趣で継続をしていくということです。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。そうですね。なかなかその審査の中でコアゾーンであるとか、バッファゾーンというのは、初めて聞く考え方なのですけれども、やっぱりその温度差があるというのは、どうしても滑川さん中心に今回の協議会ですね、進めていただいたところで、次に重要な地域になってくるのは、やっぱり力が入っているところは嵐山町なのではないかなと、私も承知しております。

なので、今お話のあったその考え方、コアゾーンは滑川、嵐山、あとほかの一部ですよということで、バッファゾーンというのは、要はそれを支える周辺のところのバッファになる部分という位置づけなのかなというふうに今伺ったのですけれども、そうするとおのずから若干温度差も今

後も出てくるのかなというところはいかががえます。

そこで、まずその協議会の中で5年後にモニタリングを受けるというふうにもありましたけれども、取組を後半の5番目のところでもちょっと出ていましたけれども、例えば同じロゴマークをつくるだとか、そういうことは大変大事なことですけれども、各町村独自でもうこれについて推進していくことになるのではないかと思います。その辺について、どこまでその協議会で一緒になってやろうとか、あとは各町村でご自由にみたいなその辺の考え方はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えします。

今後の活動につきましては、基本的には協議会が中心になってございます。その中で、先ほど申したとおり、のぼり旗を作りましたり、それとこれからPRのためのロゴマーク、こちらのほうを公募して、そのマークにつきましては区域内の特産品などに貼って付加価値をつけてPRしようというような、当面は足並みをそろえて啓発活動等をやっているという考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。協議会の活動の内容等今後につきましては、大体分かりましたので、続いてこの(2)番と(3)番。(2)番のその地域、この考え方については、実際の数字が出ていますけれども、全体で350のため池とそれのかんがい設備と、それと嵐山町では46か所、北部、中部を中心にため池があると、これは分かりました。

ということは、地図上にこれは実際プロットして申請書を出したのではないかなと思うのですが、この農業遺産の認定というのは、例えばある地域を特定して、ここをこういうふうにしますよ。だから、こういうふうにやってくださいねというのではなくて、ちょっと読んだ限りでは、このシステム、その農業かんがいを使った農業システムとか、ほかの農業遺産なんか見ても、どうやってその生産物を作っていくか、どういう努力をしているか、その過去から歴史的に見てもこういうことをやってきたと、そういう内容が本主であって、例えば建物だとか、設備だとか、土地だとか、そういったものを特定してやっているものではないのだなというのが、そういう理解をさせてもらったのですが、大体そういうことでよろしいですね。

ですから、今回の比企という農業システム、比企のため池の農業システムという認定なのだけでも、地図上に線を引いてここからここまでということではないということでもよろしいですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

具体的なこのエリア、線で引いたようなエリアはないのですが、特にこの沼というような特定し

た沼が認定になったわけではありませんが、この国営の武蔵丘陵のある比企の丘陵地域、先ほど言いました大小の50を超える谷津沼がありますけれども、築造年数が具体的に明らかになっている沼はないのですが、古くからは7世紀から新しいものでは17世紀初頭とされています。

嵐山に住んでいますと、子どもの頃から特に中部、北部のほうは川から沼ではなく、沼から水を大人たちが沼のひぼという栓を引いて田植の時期に水を流して、そういったごく普通の農作業をやっていたことが、実は全国的に見ると、ため池というのは全国的に珍しいものではないのですが、天水、降った雨等を頼りに沼にためたもので水稻、米作りを行っているというのは、全国でも珍しい。また、その沼が手がつけられない状態のところが多く、生物の多様性がある、ミヤコタナゴやカラスガイ、ヌマエビ等が生息する沼が多いということで、評価委員、審査は専門家の会議の方がやっていただいたのですが、そういった今でもその天水を頼りに稲作をやっている、そういったシステムが評価されたということであって、何度も申しますが、この施設、この沼ということが今現在では明確にはなっていないというエリアでの認定ということです。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。今ちょっとお答えいただいた中でも、最初に冒頭の申請が3回目を通ったと。私2回目のときにちょっと沼の管理者の改良区の役員もやっていたので、それで立会いをさせていただきました。審査員の方ですか、その方の講評、最後の講評を聞く機会がありましたので、聞かせていただいたところ、今課長のほうから答弁のあったような内容、そのため池農業というのは日本全国どこにでもありますよと。比企でなければならないという特徴がない限りは難しいのではないですかというような厳しいお話もありまして、ですからそういうことを生かして3回目のときには、きちんとその辺のアピールもされたのではないかなと思います。特に天水だけに頼るこのシステムというのは、そういうのはほとんど全国ないことはないのでしょうか、これだけちゃんと広域でやっているというのは珍しいということも一つのポイントだったのではないかなと。

具体的なお話といたしますか、例えば中心になっている滑川町さん。滑川町さんの名前のいわれ、もとである滑川。滑川というのは、最終的には市野川、荒川といくのですけれども、荒川までいくのです。滑川の源流というのは、嵐山の北部地域なのです。そこが途中まで国の関与が滑川なのですけれども、そこから先は本当に沼から水を引くための地域のものでは新川と呼んでいる古里と吉田の間に流れているのですけれども、それが最終的には古里から馬内地区に近いほうのところの柏木沼というところまで行って、そこが言ってみれば滑川の原点、滑川の水源地みたいなところが、ここだけではなくて、嵐山だけでも46か所ありますと言ったけれども、例えば滑川の源流というのは滑川町の中でも谷津ごとに必ず沼があって、それが全部源流になっているという、その水源になっているということなのだと思うのです。

ですから、一番中心的なのが、今の滑川を中心にして、その古里の奥まで行く川、そこでそこに広がる水田地帯、そういった水のかんがいシステム、このことを言っているのです。もちろん中部地域は中部地域でも当然それぞれの丘陵の谷津には必ず沼があって、そこから下に引かれている。これ全体を言っているのだらうなというふうに私のほうもこれはよく理解させていただきました。

そんなことで、この谷津沼農業というかんがいシステム、これが現在その昔もそうだし、今も実は近代化というか、現代化していて、その各田んぼには当然パイプラインといいますか、そういったもののかんがいシステムがあって、基本的にはただ天水を使って沼に集めて、それをポンプで送るというシステムは変わらないということで、この辺が評価されたのかなと。

それとあと、周辺のそれをその水を育むその山、森林ですよ。それがそのまま残っているということも評価の対象になっていたというふうに聞いておりますので、やはりその地域がそのまま水を育む森がそのまま生かされているということが大事なのかなと。先ほど5年後には、改めてまた審査があるということなのですからけれども、古来守られてきたこの形を今後も守られていくのであれば、農業遺産のほうも引き続いてその認定になっていくのだらうなと思うので、やっぱり町なり、我々の使命というのは、それをきちんと守っていく。農業遺産に申請したということは、今後も守っていきますよという私たちの宣言に近いということも思いますので、そういうことになるのだらうなと、そういう理解をしているのですけれども、どうでしょうか。農政課さんのほうとか、その辺についての考えをお聞かせ願いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

議員ご質問の中で、農業者の意識、あとは農政課としてなのですからけれども、当然認定されたことで新聞報道でも公表しておりますので、大分話題にはなっております。特に申請の中で評価されたことは、まだほかにもありまして、沼下で水利組合ですね、水利組合というコミュニティが残っている、これがすばらしいということで、そのコミュニティによって草刈り、除草ですとか、水路のしゅんせつ、そういった取組が今も残っているということで、答弁の中でも申しましたが、多面的機能という別組織を沼下の水利組合がつくりまして、田んぼの所有者だけでなく、周りを巻き込んで地域で保全活動をしようよということが、滑川町もそうなのですからけれども、この比企地域は非常に盛んでありまして、そういったことはまた強化して、この日本農業遺産になったということを誇りにしていただいて、町のほうでもそういった啓発活動を一生懸命行いまして、そういった取組を地域に根づかせていくのが、今後一番重要なことと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。今お答えの中で、その多面的機能というお話が

ありましたので、続いてこの3番、4番の内容にも関わってきますので、その辺についてちょっと。

ちょうど今私もこれ再質問しようと思って用意していたのですが、多面的機能支払交付金事業というのがありまして、これについて嵐山町では令和2年7月付の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要」という文書が出ています。これ認定、こういうことを認定しました。その中で団体名、こういうものを保全していく事業をやっている団体名として環境保全会等、いわゆる水利組合系のそういった水利組合が中心となった団体のほうが、全部で9団体、北部、中部以下。そのほかに営農事業そのものを行っているのが3団体ですか、合計12団体はその表の中に出ているのですが、今現在もこの内容で間違いないか、その確認だけさせてもらいたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

残念ながら1団体減りまして、現在のところ11団体となっております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。11団体。何の事情か分かりませんが、ちょっと団体が減っているけれども、そういった形で今まで現在も活動している。

多面的機能の発揮と言われても、なかなか初めて聞くことで分かりにくいので、ちょっと多面的機能のための代表的なのは環境保全会という名前の団体、これの位置づけについてちょっと教えていただきたいと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 団体名でございますが、基本的には今総称して環境保全団体と申しましたが、沼の水利組合ですとか、様々な農地を所有する方のみで構成する団体ではないので、改良区名で申しますと北部土地改良区であったり、中部土地改良区、南部土地改良区であるのですが、そちらとは別の団体ということで、それぞれの名称をつけております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 多面的というちょっと耳慣れない言葉で、これ法律がそういうものを使っているからということなのではございますが、多面的機能だっけ、法律の名前は。農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、これが基になってできた団体であるということで、水利組合を中心に、要はその水利組合の実際農業者が水利を使っているわけですが、ため池を使ってやっているのですが、その人とその地域住民とを一緒になってこの環境を維持していきましようよという私のほうの理解なのではございますが、そういう形でよろしいですか、もう一回お願いし

ます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 地域を巻き込んで行う事業でございますので、構成員が農地所有者のみではなく、改良区の会員以外の方がメンバーとなっているのが条件でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。何でもここでまたこの多面的機能のことを何度も質問するかといいますと、今回農業遺産になったということで、その景観も含めて農業システムについて、そういう認定を受けたのですけれども、これの保全がやっぱり一番大事なのだろうと、一つ大きなテーマなのだろうと思うのです。

一方で農業遺産とは関係なく、地域の農地の保全であるとか、農業地域の環境の保全というのは非常に今でも問題になっておりまして、例えば草刈りにも手間がなかなか出せない。農地ももうできない。農業者も高齢化して行って、跡取りがないとか、そういった問題がたくさん出ているのです。地域をきれいに、環境を保全していくという事業はなかなかその単発の草刈りとか、そういうことではなくて、これを環境保全会みたいなものが法律に基づくものが既にあるではないかというのがちょっと私の主張、主張といいますか、この辺のところをもうちょっと活発化させて行っていただいて、今回の農業遺産の認定になった地域をきちんと保全していく仕組み、この辺についてもう一度再度町としてもこれを前面に出すなり、こういった活動を中心に地域でやっていきましょうよというような支援していただく。これはもちろん自発的に地域でやっている仕事なのですね、本来なら。なのですけれども、その辺をもうちょっと行政のほうとしても支援する、バックアップしていただくことを考えていただく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 今現在多面的機能を使わずに、改良組合で周辺農地の維持管理を自発的にやっている組合もございます。ですが、今後におきましてはこの多面的機能をより拡大するために、まだ取り組んでいない地域に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を4時5分といたします。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 4時05分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加の答弁の申出

○森 一人議長 先ほどの狛守議員のマイナンバーカードの質問におきまして、杉田総務課長のほうより追加の答弁の申出がございましたので、この際これを許可いたします。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 貴重なお時間をいただきまして、大変恐縮でございます。

先ほどの狛守議員のマイナンバーカードの取得率、詳しい数字がございましたので、ご報告させていただきたいと思っております。職員につきましては90.9%、被扶養者、これ家族でございますけれども、含んだ数字が62.2%、全体といたしまして77%の取得率でございます。

ここで報告させていただきます。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 ありがとうございます。

○森 一人議長 それでは、第1番、小林智議員の再質問からになります。どうぞ。

○1番（小林 智議員） それでは、環境保全会への取組は環境保全会の活動も重要だよということで、その辺の取組も今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、その質問事項の3、4、それに関わる事項としては、特に法律上のその開発の制限特にないということなのですけれども、従前からのいわゆる農地としての保全であるとか、あとは森林とかの開発行為についての規制はそのとおりであるよと、今までどおりで変わらないということなのですが、農業遺産になったことで慎重に取り組んでいただきたいと思ひます。

それで、次に最後の5番のところを中心にちょっと再質問させていただきたいと思ひます。今回の質問、環境保全も大事なのですけれども、そのほかに文化ですとか、生産システムのことを、かんがいシステムのその継承であるとか、そういうことのほかに、やっぱり農業の活性化が一つのテーマになっているのではないかとと思ひます。

そのかんがいシステムを使った農産物の生産であるとか、それに関わる農業の仕組み、その活性化が一つ大事なことなのではないかなと。もう一つが観光資源としての活用というところもあるのではないかと思ひます。そういう形でご答弁の中にもいただいた、5番の答弁の中にもいただいたのですけれども、この辺について、まずこれ2つに分けて農産物の農業の活性化という意味で、谷津田米にその認定シールを貼って谷津田米というのもやっていくというお答をいただいたのですけれども、1つはその谷津田米、では具体的にどういふもの。例えばブランディングどういふのだという話だとか、それともう一つはそのお米だけに限らないのではないのかなという、何かほかのお考があるのかなと思ひましたので、まず農業の活性化についてのその生産物についてち

よっとお尋ねしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 農産物についてお答えいたします。

今議員のほうから谷津田米という言葉が出てきましたが、今後何をもって谷津田米かというのが議論になってくるとと思いますが、滑川町さんと協議した中で間違いなく滑川のコア部分、嵐山のコア部分で作っているお米は既に谷津田米ですが、その上に今のところ両町を県の特別栽培の認証を取っておりますお米がございます。滑川町の法人と嵐山町はらんざん営農が作っている彩のきずなが一応彩の国の認証米となっておりますので、この2つは間違いなく谷津田米として認証するであろうということでございます。

また、ほかの地域もございますので、そこの中でもって谷津田米かというものは協議会の中で今後協議してまいりたいと思います。

また、谷津田米のほかに様々な農産物がございます。この比企丘陵の地形上、谷津沼がございますので、当然水田が作物の中のメインとなっておりますが、その谷津田による地形によってちょうどその谷津の平面のところは田んぼ、少し上がって田んぼが多く存在するんですね。比較的この比企丘陵地域の中の畑というのは、面積が小さいということもございまして、昔から農家の方は少量多品目、現在でもそうなのですけれども、野菜については少量多品目が伝統的な作付となっております。ですので、その谷津の畑で作られた野菜等も今後認証になるであろうということでございます。また、ブルーベリーであったり、そういった果物についても、エリア内、地域内であれば積極的に認証して、その地域を盛り上げよう。こればかりはせっかく頑張っけて付加価値がついたものがありますので、今後とも積極的に有効活用して地域内で使っていこうという考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。谷津田米はもともと滑川町さんがネーミングして、そういう形で作られた。ここで言っているのは特別栽培した、その県の認定を受けたものを言って、特別の日本農業遺産シールというのを貼って差別化していこうと、高付加価値のものにしていこうというお話であったので、それはそれで結構なのですけれども、そのほかのお話に出た作物でも、同じ地域でできたものはやっぱり日本農業遺産。これ日本農業遺産の宣伝効果もありながら、この地域の特産ですよという形で出していく。その例えば直売所で売られている生産者の皆さんには、もうほとんど同じその地域から出ているものは、何でもこのシールを貼ってやりましょうよと。要は宣伝用のシールとして特別栽培で許可だけ、ここを許可したところだけしかできませんよではなくて、宣伝用のシールとして、こういったこともロゴマークを入れてできるのではないのと。そういう形での販売効果だとか、宣伝効果だとか、農業遺産のアピールだとか、そういうことに活用で

きるのではないかというふうに思いますので、その辺の活用もぜひ今後してもらいたいのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 今後議員おっしゃるとおり、生産組合中心に各エリア内の直売所で店頭にそういった認証シールが貼られて、野菜たちが売られるというような環境を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。ぜひそういう形で進めていてもらいたいと思います。

生産物についてはそういうことなのですけれども、もう一つ、やっぱり観光資源としての活用という目線もあるのだらうなと思います。従来からその嵐山町の観光資源というところでラベンダー園の話というのがずっと議会でも話、話題に出ていますし、議論してきた内容なのですけれども、特に今度は北部地域でもいろんな形で活性化をしていこうと。総務経済委員会さんでもその議論は進んでおりますけれども、これも農業遺産の認定を受けたということも、一つのきっかけになる。やっぱり農業遺産認定というのは、そのゴールではなくて、スタート地点に立ったということなので、これをどう活用していくかということが大事なのだらうと思うのです。そうすると、観光資源としてどう活用していくか、何もいろんなものを開発するのではなくて、こういう自然の景観そのものを資源化していくということが大事だと思うのですけれども、具体的にその辺の何かプランとか、そんなのがおありになるのであれば、ちょっと教えていただける範囲内でお答えいただきたいのですけれども。

○森 一人議長 どうでしょうか。企業支援課からもらいますか。

答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 ちょっと観光面なものですから、私のほうから答弁させていただければと思います。

今回この農業遺産の認定を受けて、今今年度の秋口だったでしょうか、東松山市の観光協会から高速道路利用・観光・地域連携推進プランという、そういう支援事業をやっているのを、そういった補助制度があるということで、そういったものをこの比企管内で手を挙げて連携して進めたいというお話が出まして、それに関しましてはぜひ嵐山町も一緒にやりますよという回答をさせていただいて、松山市の観光協会のほうが主でいろいろ申請だとか、そういったものをお願いしていたわけなのですが、その内容につきましてはこの支援事業も2月の15日に交付決定を受けております

ので、令和5年度から7年度の3年間、1,000万円の支援金を、これは全額補助という形でいただくことで交付決定のほうも受けていますので、この事業につきましてはその申請というのもどういふことをやるかというものを挙げて、それで要は認可されるかどうか、交付決定されるかどうかという中身になるわけなのですけれども、その当時の申請では4つの観光資源という中で、まず1つ目が宇宙と地球、これは多分鳩山の観測、そういったところがある関係かなと思いますけれども、星空の観察や地球観測、あとは化石の発掘、そういった内容で宇宙と地球。

もう一つに里山、これにつきましては、グリーンツーリズムということで収穫・農業体験、田舎体験、そういったものを考えていきたいと。

また、3つ目としましては、鎌倉戦国ということで、今回大河ドラマゆかりの地というところもありますので、国の指定の城や館跡群、そういったところ。

もう一つはアウトドアというところで、都幾川の清流、山間地のレジャー・アクティビティ、こういった資源があるのではないかとということで申請のほうを出しまして、交付決定されました。

この内容につきましては、この里山というところで、今回この農業遺産認定されたということで、これを取り組んでいったらどうかというところで松山市さんのほうからも提言がありまして、7月上旬に、この協議会の設立総会というのをもう既に予定されていますので、この総会が終わりましたら関係する観光協会または市町村の担当職員のほうで実際いろんな協議、これからどういうふうな具体的なコースだとか、そういった案のほうのプランを煮詰めていくようになるかなというふうに思っていますので、まずは比企管内のこの協議会のほうでこの農業遺産につきましては観光のほうで案内ルートを作成してやっていけたらいいかなというふうに思っています。

なお、協議会のほうは比企郡内、東松山市さんほか比企郡内の町と東秩父村、このエリアでやると。この趣旨は高速道路を利用させていただくということで日本国土計画、こういったところが補助を出していますので、インターチェンジとしましては嵐山小川インター、東松山インター、圏央道の川島インター、この3つのインターを拠点としてコースをつくりながら、4つの市がそういったところでコースも振り分けながらやっていこうという趣旨で今申請を上げて、これが交付決定されていますので、これに基づきましてこの3年間でこういったことの事業を観光案内ができるのかなというふうに思っております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。そういった形で別の形のほうからこの農業遺産のこともテーマに入れながら活用いただけるということなのですけれども、具体的に嵐山町で関わり、今の事業の中で嵐山町がその里山の、こういうキーワードの中で活用できる部分。特に農業遺産に関連してというところで具体的に何かお考えがありましたらちょっとお伺いしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 具体的には、一応里山というところでは収穫や農業体験、田舎体験で、今回農業遺産認定されましたので、そちらのほうを含めてやりたいというお話であります。7月に総会をやりまして、それから具体的なものは担当者が集まっての話になると思いますので、例えばほかの町村等の兼ね合いもございますので、一概に嵐山町独自でこれをやりたいというふうにいけるかどうかというのがありますので、他の市なり町なりで整合が取れるような形で観光のコースをつくったりだとかやるようになるのかなというふうに、今想定ですけれども、これから何しろ協議会のほうが発足してから具体的な検討というのは入ると思いますので、来年度の夏場とか、秋ぐらいになると、ある程度具体性が出てくるかなとは思いますが、今現在ですとこれというところはまだ決めてはいないという状況でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。今回の農業遺産が農業のシステムという形で認定されていますから、直接的な観光資源として、ではこのため池がそうだよとかいっても、ここから流れてこういうふうに使われているのだよと見ても、これ見るだけではなかなか形が難しいなというところもあります。ですが、全体を見せて比企丘陵はこういうところですよ。こういう水の中でこういう活動があるから、今の自然が生かされているのですよという今のグリーンツーリズムというような形の活用というのがぜひいいのかなと思います。

そういう農業遺産のこのため池を見に来るということは、まずそんなに多くはないのだと思うのですが、そういった意味も含めて、先ほど農政課長のほうからもご提案いただいたので、農政課長のお考えもちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 今観光面では既にそういった日本農業遺産に認定したことで、観光的な面で比企が一つにまとまってきたということで、効果は既にあったかなと思われま。今からスタートとなつてまいりますので、農政課としてもその後既に嵐山町では昨年度杉山城のお隣の谷津田で、そういった農業遺産の認定を意識した谷津田の体験農業ということで子どもたちに体験補助として活動をしてまいりました。そういった今後そのシンボルというのですか、モデル地区のような位置づけをしたエリアは点在させたいとは思っております。それに向かってちょっといろいろアイデアを振り絞ってまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。いろんな形で、先ほど今ちょうど谷津田の話と、あと杉山城の話が出たのですけれども、杉山の比企の城館群でしたっけ、そういった観光資源とな

っているのですけれども、あのときも私一度一般質問させてもらったのですけれども、嵐山町が中心なのだけでも、嵐山町だけではなくて、松山城とか、小倉城とかあるわけですから、そういう町を超えて、そういった広域の連携で物事を考えていかないと、なかなか観光アピールというのは難しいのかなと思うので、ぜひ今回の農業システムもそうですよね。協議会をつくって、協議会全体で広域で考えていくということが非常に大事なかなと。やっぱり単純に嵐山町だけがよければいいという話ではないので、広域というのを考えながら、それに嵐山町としてどういうふうに取り組んでいくか、これが非常に大事なのではないかと思いますので、ぜひそういう取組を進めていただきたいと思います。

特に先ほど農政課長のほうから出たそういったイベントを企画して、農業体験であるとか、そういった形も、農業遺産というのはあくまできっかけであって、それがメインのものではないので、一つのきっかけとしてそういったもので農業の活性化なり、観光資源としての開発であるとか、そういうことをぜひお考えいただければと思います。

最後に、これで私の質問は終わりですけれども、もう一つ、農業遺産になったので、これは心配しているというか、そういうあれなのですけれども、世界遺産への取組というのは今協議会なり、嵐山町の考え方ありましたら、ちょっと最後にお答えいただければありがたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

当然日本の次は世界ということで考えがございしますが、実は今回の申請も世界を目指しての申請でございました。しかしながら、世界の認定までは至らず、その部分では要改善ということでご指摘いただいております。したがって、日本農業遺産、こちらは農林水産大臣が認定することによって、今回は日本農業遺産ということになっております。

また、世界農業遺産になりますと、この認定機関が国連食糧農業機関、FAOという機関が認定ということになりまして、これは世界的にこのシステムの差を比べる、世界的にどのくらい貴重かということで、かなりハードルが厳しくなっております。特にこのエリア指定においては、具体的なモデル地区を機能させるということが原則になっておりまして、ちなみに世界22か国で62地域が世界の農業遺産に認定されておりまして、日本では11地域が認定されておりまして、そういった厳しい審査がございします。当然、審査が2年に1回ですので、次の比企丘陵が世界に申請するとすると、令和6年になります。その間に協議会のほうでよく検討しまして、世界については協議してまいりたいと思います。そういった状況です。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。もちろん最終のゴールは高いほうがいいのかも

しれませんけれども、これはやっぱり遺産取得が目的ではないわけですから、その世界遺産を目指すことについても、そのメリットとデメリットもあると思いますので、十分に協議会のほうでご審議いただいて嵐山町としてもそういう価値があるのかなのかということも含んで進んでいってもらえればなど。単純にゴールを、その世界遺産のシールが欲しいだけでやるのではなくて、そのことの意味というのを十分吟味した上で、その協議会のほうでぜひ協議いただければと思います。

これをもちまして私の質問を以上で終わりにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月1日は休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月1日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時25分)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

3月2日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 畠山美幸議員

第8番議員 長島邦夫議員

第10番議員 川口浩史議員

○出席議員（10名）

1番	小林智	議員	3番	狩守勝義	議員
4番	藤野和美	議員	6番	大野敏行	議員
7番	畠山美幸	議員	8番	長島邦夫	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	川口浩史	議員
12番	渋谷登美子	議員	13番	森一人	議員

○欠席議員（1名）

11番 松本美子 議員

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
福嶋啓太	技監
杉田哲男	総務課長
馬橋透	地域支援課長
贄田秀男	町民課長
前田宗利	福祉課長
萩原政則	健康いきいき課長
藤原実	環境課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
奥田定男	教育長
高橋喜代美	教育委員会事務局長

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの議員は、松本議員が所用のため欠席になりますので、10名であります。定足数に達しております。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠山美幸議員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1のインフルエンザワクチン補助についてです。どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） おはようございます。議長のご指名がございましたので、議席番号7番、畑山美幸、通告書に基づいて質問させていただきます。本日の質問は6題でございます。よろしくお願いたします。

まず1番目、インフルエンザワクチン補助についてです。町ではインフルエンザワクチン接種について、65歳以上は令和5年1月末まで1,000円、以前は1,500円でした。中学3年生は自己負担300円で接種はできます。しかし、医療機関に行くと、高齢者無料という他自治体、比企管内でございませけれども、記載があったというお話を伺いました。助成について今後どのようにお考えがあるのか。

また、中学3年生のお子さんを持つ世帯に対して受験応援接種補助の考えはあるか、お伺いたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 それでは、質問項目1についてお答えします。

高齢者のインフルエンザワクチン接種の費用助成は、近隣では小川町と東秩父村のみ無料で実施しております。嵐山町では今年度より自己負担額を1,500円から1,000円に引き下げさせていただいたところでもあり、現時点での変更は考えておりません。

また、中学3年生のいる世帯を対象とした助成については、新年度内に18歳を迎える方を対象に助成を予定しているところであり、現時点では考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そういう答弁が返ってくるのでしょうかと思っておりましてけれども、たまたまちょっと近隣のところを歩いておりましたら、65歳以上の壮年の方から声をかけられまして、インフルエンザの接種に行ってきたのだけれども、医療機関に小川町と東秩父村と、何かあと鳩山と言ったような気がしたのですけれども、ちょっと鳩山は違ってみたいのですが、何か書いてあって、嵐山だけではないのだけれども、無料にできないのかねという話があったので、それはコロナの臨時交付金とかで、様々な使い道の中で小川町はそこに特化してやったと思うのですという話もしたのですが、一応課長のほうからインフルエンザの予防接種の65歳以上の接種の状況をいただきました。確認させていただきましたら、令和2年度、こちらが臨時交付金を活用して、これは接種、自己負担ゼロでやっていただいたときがございまして、このときの接種率は66.9%と一番高かったのです。令和元年度は46.8%、さっき言った令和2年度が66.9%、令和3年度は49.8%、令和4年度が52.1%で、1,000円になったということで42.1%という実績になっております。やはり金額がかからないと接種率も上がるなというの、こういうのはシビアだなと思って確認させていただいたのですが、私も近隣の議員に声をかけて、各町、市の状況はどうなっているのですかと確認したところ、ほとんど嵐山と変わらないような状況でございました。しかしながら、坂戸市だけは、石川市長らしいなと思ったのですけれども、合併症が怖いのでということで、65歳以上、また6か月から中3、中学校3年生は全て無料ですということをうたってございまして、7,800万円ぐらいの予算を見込んだということで書いてありました。

毛呂山とかは5,000円上限で2,550円の助成とかと書いてあったのですけれども、中学生に限っては本当に嵐山町負担が300円ということで、どこの市町村よりも安いです。これは、本当に300円って、今カップラーメンもこのくらいしますから、そういう値段でできるというのがすごいなということで、また新年度の予算には高校3年生、大学受験に向けて、やはり町長の応援してあげたいという気持ちは入ったと思います。こちら300円ということでもよろしかったでしょうか、確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 新年度予算につきましては、中学校3年生及び新年度に18歳を迎える

方を対象に、自己負担300円で予算組みをしております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当にこれはありがたいのですけれども、やはり今回、中3のお子さんを
持つお母さんというか、おばあちゃんだったのですけれども、やはり今コロナもあるし、ましてや
インフルエンザにかかっても大変だしということで家族全員がインフルエンザの接種をしたら、や
はり1回に大人は5,000円ぐらいしますし、家族、大人が2人、おじいちゃん、おばあちゃん、兄弟
もいるとなると相当の金額がってしまったのよというお話を伺ったので、やはりそういうところ
には幾らか助成していただいてもいいのかなと思って今回のこの質問になったわけなのですけれど
も、その辺のお考え、先ほどの答弁読めばそういうことなののですけれども、その辺のお考えはない
のでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

予防接種には、法に基づく予防接種と法に基づかない予防接種がございます。まず、特例臨時接
種ということで、今コロナのワクチン接種は特例で臨時的に国10分の10補助、自己負担なしで行っ
ております。そして、法に基づく定期接種というものがまずございます。あと、法に基づかない任
意接種がございます。法に基づかない任意接種につきましては、希望者が独自の判断で受けるふう
になっています。したがって、任意接種は自己負担が原則です。

では、インフルエンザのワクチンはどこに該当するかと申しますと、高齢者のインフルエンザに
ついては法に基づく定期接種でございます。したがって、町は幾らかの補助をしている。しか
しながら、中学校3年生であったり18歳を迎える方、中3の家族の方については任意接種でござい
ます。任意接種については、先ほども申しましたが、希望者が各自で打つという接種でございま
すので、大変申し訳ありませんが、今現在では家族の方までの補助というのは考えておりません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） よく分かりました。法定、法に基づいた定期接種と任意接種の違いが今分
かりましたので、その辺はまた、今回お話のあった方にはご説明をしておこうかなとは思いますが
けれども、先ほどの定期接種は、法のほうの定期接種は高齢者は含まれるのだということですから、
今回1,500円から1,000円という金額にはなっておりますけれども、こちらをワンコインとか、まだ
ちょっと今後下げていくようなお考えがあるか、これは町長にお伺いしたいと思います。今後の取
組としてはどのように考えていかれますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

高齢者の方々への助成ということで、基本的に高齢者イコール経済的弱者という考え方は、もう徐々に、少しずつ変えていかなければいけないのかなというふうに思っております。それはなぜかという、この上の世代の方々の場合には年金制度等、まだ社会制度というものが未成熟であった時代。ですから、そういった方々に関しては、本当に高齢になってきたときに様々な年金制度を筆頭に変な時期があったかなと。しかし、今の段階で迎えている方の多くの方々は、そういった社会制度の中で様々な形でしっかりと守られている方も多くおられます。高齢者の中でも大変豊かな生活をしている方たちもおりますので、そういったことを踏まえて、ただ1,500円ということは結構あれだ。だから、どうしてもそこところは整理しようではないかということで今年度からかじを切らせていただきました。

また、その前はいろんな福祉の関係で県のほうの補助なんかがあったものですから、無料ということも実施をしましたがけれども、ただそれを全部今の段階で嵐山町のトータル的な財政の中でできるかという、これは少し優先順位が違うのかなというふうに考えています。ただ、今後、財政状況も少しずつ改善をしている状況でもありますので、そういった中で少しでも、このところまで割けるのではないかというような余地が出てきた場合にはしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 高齢者だからといって経済的弱者ではないということで今お話がございましたけれども、では例えば、課長にお伺いするのですが、高齢者で所得的にというか、課長に言ったらあれかな、生活保護者はただというのは分かるのですけれども、年金だけの生活者という方にはやっぱり1,000円なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 今現在、町では一律に自己負担1,000円をお願いしているところでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちょっとその辺も今後、ちょっと年金だけだと大変な方がいらっしゃるかなと思うのですけれども、町長、そこはどう思われますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

年金という一言の言葉でそれは判断はできないと思います。年金でも、この年金額、この年金額、ここまで全っているわけです。だから、その人たちを一律に扱って、こうだという言い方は少し乱暴かな。要するに、ここのところのレベルの人たちにはやはり行政の役割としてしっかりと支援をしていく、それは必要かなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今後いろいろ検討していただいて、来年度は、では1,000円のままでよろしいのですか、確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 5年度の予算については、1,000円の負担ということで予算を取っておりますので、審議のほう、またよろしくお願ひしたいと思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、2番目に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 2番、AYA世代（a d o l e s c e n t s a n d y o u n g a d u l t s）、この頭文字を取ってAYA世代ということになっておりますが、がんの補助についてということです。40歳以上のがん患者は介護保険サービス、二十歳未満のがん患者は小児慢性特定疾病制度による医療費助成や日常生活用具給付を利用できる。しかし、両者のはざまの思春期、40歳未満の若年成人、いわゆるAYA世代のがん患者については在宅療養支援の整備ができていないことが分かりました。厚生労働省によると、AYA世代のがん患者の6割以上が終末期の在宅療養を希望しているが、公的支援が整っていないため経済的に安心して終末期を過ごせない現状があり、一部の自治体は独自で支援策を実施しています。町のお考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

AYA世代のがん患者は、患者視点での情報、相談体制が十分でないこともあり、患者の状況に応じた様々なニーズに対応できるような支援が必要であると考えております。県内の自治体では、さいたま市及び加須市は終末期の在宅療養支援事業を実施しておりますが、がん以外の疾患で末期と診断された若年患者との整合性等の課題もあるため、他の自治体の事例等を含め、今後研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今回この質問をするきっかけをいただいたのが、前回男性の前立腺がんの方が尿漏れパットを捨てる場所がないという、大谷貴子さんという方の朝日新聞のコラムの中で書かれたことの、その大谷さんが、今回めいっ子がスキルス性胃がんになり32歳でなられて、半年間で命を落としてしまったという経験上の話を私たちの勉強会に来てくださってお話ししていただきました。そういうはざまがあったのかというのをつくづく感じました。やはり32歳で、この方は双子の赤ちゃんがいらっしゃって、その子がちょうど4歳のときにその方は32歳でスキルス性胃がんが見つかり、4歳のまだ小さいお子さんを残して旅立たなければいけないという中での様々な葛藤の中で、でも最後には、双子の女の子のお子さんなのですが、笑顔のママが夢に出てきたというお話で終わるのですが、これは本当にノンフィクションの話です。その話を聞いたときに、終末期、やはり小さなお子さんがいるから、ちょうどこの方ががんになられたときはコロナ前だったので、病院にはいつも行ける状態だった。しかし、今このコロナ状況になってからは、介護施設もそうですし、病院もなかなか面会に行けずに寂しい思いをしてしまうと思うのです。ですので、ぜひこの支援を考えてほしいなということで、埼玉県議員が多分今回の一般質問に臨んでいるのかなと思うのですが、この方は、たまたまその大谷貴さんは加須市に住んでいて、このめいっ子は横浜市に住んでおられて、横浜市はこの支援があったのです。ですので、亡くなる2日前には在宅でお風呂も入れて最期を迎えることもできてよかったのですけれども、嵐山町においてはまだそういう整備ができていないので、課長の答弁には「今後研究してまいります」と書いてありますけれども、やはりこれは町だけでやれといっても大変なことだと思うのです。

埼玉県の県議会のほうでもこれは何度もやっているようですね。一応議事録を拾ってまいりましたら、令和2年に予算特別委員会で保健部長のほうからの答弁は、市町村との役割分担を踏まえてしっかり検討するという。そして、令和2年9月の一般質問で、どなたがやったか分かりませんが、対象人数は県内で年間100人を超えると予測されている。市町村の意見を伺いながら事業の在り方を検討ということで、そして令和3年の2月の定例会の一般質問では、おおむね全県で若年がん患者の終末期医療を支える在宅医療や在宅介護サービスを提供できる状況にあることを確認した。市町村の意向を確認したところ、「実施を検討」は2か所、「県の補助があれば検討する」が21か所、「実施は考えていない」が40か所だったということで、そして令和4年のこれは予算特別委員会においては、知事が答弁しているのですけれども、県内全域で在宅終末期医療の体制整備とともに、市町村とも意見交換をし、理解の促進に努めるという知事からの答弁が、令和4年の2月の定例会予算特別委員会で言っているということを拾ってまいりました。ですので、知事のほうも何らかこれから市町村の意見を聞きと書いてありますので、課長もこういう、県のほうにいろんな要望とか、そういう機会はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 まず、県のほうに要望の機会はありますかと今お話、最後に聞かれました。その要望については、県からは来ておりません。ただし、直近2月17日付で県のほうから町のほうに通知がございました。どういう通知かと申しますと、「各市町村においてウィッグ等の購入の助成はありますか」、もう一点が「終末期患者に在宅療養に係る助成はしていますか」という今調査が来ていて、回答したところでございます。まだ県のほうから各市町村の回答がフィードバック、戻ってきていませんけれども、今県がまとめている状況です。その中でこの通知文書、ちょっと途中から読ませていただきます。

埼玉県では、小児、AYA世代の終末期患者への在宅医療体制の整備事業を新たに開始することといたしました。これは、小児、AYA世代の終末期患者が自分の希望する場所で終末期を送れることのできるよう医療体制を整備するもので、がん診療連携拠点病院、地域の医療従事者や市町村とのネットワークの構築、研修等を実施することで体制整備をしようとするものです。なお、アピランスケアに係るウィッグ等の購入費や終末期の在宅療養に係る助成について、令和5年度の当初予算での事業化は見送っておりますということが申し添えてあります。

県では5年度より、医療従事者等に関して終末期に係る研修等に係る予算化を今回していて、体制づくりを5年度にするということです。最後に言ったように、ウィッグの購入だとか在宅介護に係る助成については当初予算では事業化を見送りましたとなっていますので、ここの分だけを読みますと、近い将来補助制度ができていってほしいなというふうに担当課では思っております。県が補助制度ができれば、最期を自宅でみとることができれば、本人、家族ともに最期よかったなというふうに思われると思います。ぜひ、町独自はちょっと難しいですけれども、県の補助対象としてなっていたきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 県との連携をしながら、本当にこれは、大谷貴子さんも言っていたのですが、当事者になる前に考えてみませんかという投げかけがありました。私もそういう方からのご相談では、今回このご町内に住んでいる方からのご相談ではなくて、勉強会に行ったときにそういう投げかけがあって、ああ、これは大事なことだなというのに気づかせていただきまして、やっておくべきだなというふうに思いましたので、やらせていただいておりますが、本当に準備しておかないと、やっぱり子どもが小さいときにお母さんがそばにいないというのが本当に子どもには、情緒不安定になってしまいますし、お母さんとしても最後の最後までそばに寄り添ってあげられたということがやっぱり大事だと思うので、ぜひ何かそういうアンケートとか意見の中には、ぜひやりたいということを書いていただきまして、お願いしたいと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。担当課がちゃんとやっていただくと思うのですが、町長からも後押ししていただきたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

畠山議員のこの通告書の中にも、「厚生労働省によると、AYA世代のがん患者の6割以上が終末期の在宅療養を希望しているが、公的支援が整っていないため経済的に安心して終末期を過ごせない現状があり」、厚生労働省はしっかりとそういう現状を捉えているわけですね。にもかかわらず、何も手を打たない。まず国が率先して私はやるべきだというふうに思います。

しかし、それと同時に、今担当課の課長のほうからありましたけれども、県はそれに先んじて、そういった体制づくりをすることを目指すということでもありますので、その体制づくりの中で町としてどういうことができるのか、それがはっきりした段階においてはしっかりと検討して、できることはしっかりと実現をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 財政規模が全然違うのですけれども、戸田市は、これは2月16日の新聞に「戸田市がん支援強化」ということで、「新年度方針、若年患者配慮手厚く」ということで記事が載っておりまして、ここは財政的にも潤っているところだから、ここは市独自で始めておりますけれども、本当に県、国が何か支援を考えていただくきっかけに今回はなっていなければいいなと思いきまして、質問させていただきました。では、以上でこちらの2番は終わります。

そして、3番目に行かせていただきます。妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援について。市町村の創意工夫により、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産、育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済支援（10万円相当）を一体として実施する事業を支援する交付金を創設した。

（1）、伴走型支援の内容について。（ア）、子育てのスタートラインの妊娠時やゼロ歳から2歳児について、実家が遠くて頼れない母親に第2のお母さんのようなヘルパー派遣や、産後鬱が起きやすいときに駆けつける体制も必要と思いますが、お考えをお伺いします。

（イ）、地域としての取組についてお聞きします。

（2）、経済支援の支給方法について、令和4年度対象者分と新年度支給者についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（ア）、（イ）、（2）について答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目3の（1）、（ア）につきましてお答えします。

実家に頼れない場合や産後鬱への体制として、伴走型支援で必須とされている3回の面談の中で育児支援ヘルパー派遣事業やファミリーサポート事業、一時保育のアナウンス等を行ってまいります。また、ママの精神面等緊急時には地区担当の保健師が随時訪問できる体制となっております。

(イ)の地域での取組としては、菅谷8区の地域コミュニティまちづくり会が中心となって、地区の親子を対象にヌエックの幼児室にて毎月子育てサロンを実施しております。

質問項目3の(2)についてお答えします。支給方法は、口座振込による現金給付で実施しています。令和4年度は既に2月1日に98名の対象者の方に通知を発送しており、新年度も出産応援給付金70人、子育て応援給付金70人分を現金支給で予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 早速この嵐山町の広報紙が昨日うちのポストに入っていましたので、中を確認しましたら、嵐山町出産子育て応援事業の案内ということで、4ページに載せてございました。中を確認しましたら、先ほど課長がおっしゃっていましたとおり、伴走型支援で必須とされる3回の面談の中でということで、まず支援の流れとしては、妊娠届があったときに面談をして、応援ギフトの申請方法の案内をすると書いてあり、出産応援ギフト、5万円相当の、嵐山町においてはお金を給付するというようになっておりますけれども、それを申請者へ給付するとなっていて、妊娠8か月で、またここで面談があって、プレママ・プレパパ教室で、訪問と書いてあるのですけれども、この8か月のところでは産前産後の話ということでされると思うのですけれども、ここでちゃんとヘルパーさんとかファミリーサポートもあるのですよというお話はしていただけるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 どのタイミングでそのサポート事業をするかというのはまだ検討していますが、まずは何といても、地区担当として健康いきいき課にいます保健師が担当の保健師となっておりますので、まず保健師とよく相談をしてもらって、そして私はこういうことに困っているのだよとか、そういうことがあれば、それに合ったサポートの事業をお知らせしたいというふうに思っています。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) この8か月の時点で、やはりご実家が近いお母さんは、実家を頼ればいやと思っていらっしゃるかなと思うのですけれども、しかしながら、やはり神奈川のほうからお嫁に来て、こちらで8か月をご主人と迎えて、お話ししたときに、やはり、今課長が言ったとおり、相談の中でなのだけれども、やはり地元でない、ご両親がそばにいないような方には一応こういうサポートもあるよということはお示ししておいたほうが、何か保険というか、お守りになるのかな

と思うのですけれども、保健師さんの考えもあると思いますけれども、その辺しっかり言っておいたほうが良いと思うのですけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 保健師とよく相談して、こういう制度があるというのは事前にお知らせしていきたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先ほど、担当の保健師さんがということでしたが、やはり保健師さんもちろちょろ替わってしまうと、心細くなってしまいます。前の人のほうがよかったということもあると思うのですけれども、保健師さんは一応この期間は替えない方向。合う、合わないも、もしかしたらあるかもしれない。だけれども、みんないい保健師さんばかりだから、嵐山の保健師さん、それはないと思うのですけれども、やはり顔が替わらないほうが良いのかなと思うのですけれども、その辺のお考えは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 地区担当ということで、例えば菅谷地区はA保健師さんとかというふうに決まっておりますので、できるだけ同じ保健師になるように、また記録を各保健師で全員で共有していますので、もしその保健師が休みであって急遽対応するということも、違う保健師でもその記録を見て対応できるようにしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうです。全部ちゃんと申し送りを書きながら、どの方が行っても大丈夫な体制はしておかないと、その個人の保健師さんだっただけ何があるか分かりませんから、そこはちゃんとしていただければと思います。

流れとしては、8か月にそれがあって、新生児の訪問があったときに面談をして、ここでまた応援ギフトの5万円という流れになっていまして、ここで、例えば夜泣きが続いて大変なのですとか、いろんなそういうご相談があるのかなと思うのですけれども、そのときにはやはり、この間8か月のときにお話ししたヘルパー制度をお使いになりますかとか、そういう形になるのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 その人その人で必要となる制度を紹介していきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それで、最後が赤ちゃん訪問ということで、ここでまた面談ということで流れができておりますけれども、その流れでなっていて、あとこれ、最初のお子さんのときはお母さんも不安、お父さんも不安なのだけれども、2人目、3人目についてもこの流れでいくのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 第1子だけでなく、第2子、第3子、その後についても、この流れで全て実施してまいります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） もう2人目、3人目になるとお母さんもベテランになってきて、「はい、はい」という感じになってしまうかもしれませんが、またその子その子でタイプが違うこともありますから、しっかりやっていただければと思います。

それで、(イ)のほうの地域の取組のほうに移りますが、私、以前なごみでおばあちゃんちというのをやっていたと思ったので、あれが今なくなってしまったなと思ったので入れたのですが、菅谷8区は地域コミュニティまちづくり会が中心となって、ヌエックの幼児室というところでこれは毎月やっていると書いてあったので、ああ、これはすごいなと思ったのですけれども、ちょっと内容について伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

菅谷8区の活動ですが、毎月1回ヌエックにおいて、内容については自由遊び、手遊び、紙芝居などとなっております。もともと社協でやっていた子育てサロンおばあちゃんち、そこでお手伝いしていた方が、菅谷8区のコミュニティまちづくり会、子育てサロン部会の方として地区のお母さん、お子様を、子育てサロンということで相談に乗ったり、遊びに行ったりを行っている状況でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） これは何か周知があまりされていなかった気がするのですが、これは菅谷8区に限っての地域コミュニティと書いてあるのだけれども、8区だけに限ってのお子さんしか預かっていただけないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 こちら8区に対して回覧を配っております。8区だけ対象かとなると、

多分原則8区だけだと思いますが、近くの方で、もしうちも参加したいということだったら、代表者の人にお話ししてみれば、受けてもらえるかちょっと分かりませんが、今子どもが少ないですから、できるだけお母さん同士のコミュニティ、うちの子は今こんな状況なのだよというお話になるように、少なくとも、あるいは多過ぎても困りますけれども、ある程度の数になるようにというふうに思うと、受けてもらえるか分かりませんが、代表の方にご相談してみるのも一つかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） せっかくやっているのにもったいないと思うのですが、何人ぐらい参加とか聞いていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 5組程度の参加があるというふうに伺っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 5組程度の中のコミュニティの中心になっている先輩お母さん方は何人ぐらい来てくれているのですか、お手伝いに。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 すみません。詳細については分かりませんが、8区の回覧の中で代表の方等が2人名前が載っていますので、この2人は多分間違いなく出席しているかとは思いますが、

あと、お手伝いされる方とか何人出ているというのは把握しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 昨日も、国際交流をやっていたら、代表の方のところちょっと別件で行ったのですが、やはり今、この間ご相談があったのが、その方は日本の方なのかな、引越してきたのだけれども、コミュニティがまだできていないから、どこに遊びに行ってもいいかわからないし、ということをお話したということで、一応レピと嵐丸ひろばがあるということをお伝えくださいとお話はして、その後どうしているのか分からないのですが、やはりそういう人たちの受皿というものが大事なのかなと思うのですが、8区だけで今やっている状態ではもったいないと思うので、今後、そっちはどっちかというと南部方向になるから、北部のほう、その方は、この間相談あった方は地産団地にいらっしゃる方らしいのですが、やはり何かそういうおばあちゃんち的なものをお話していただきたいと思いますと思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 子育てサロン、おばあちゃんちというのは社協で行っていましたが、その後町社協で、嵐丸ひろばであったり、健康増進センターの2階でレピという事業を行っていますので、それからこっちに移ったというふうに思っています。菅谷8区は8区独自で行っていますので、全ての方を受け付けているかという、ちょっと難しいのかな。数人だったら多分受けてもらえるかと思うのですが、例えば南部地区の方はここでいうと、いや、8区の間組ではないよねと言われてしまうかなと思いますので、まず町で実施しているレピであったり、嵐丸ひろばの利用をしていただきたいというふうに思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それと、昨日外国人の方が今妊娠状態なのだけれども、バングラディッシュの方らしいのですが、教育委員会のほうから、サポートしてほしいということで国際交流のほうにお話があってという、何かそういうお話を伺ったのですけれども、何かそういう投げかけがあったのか確認したいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在のところ、教育委員会のほうで国際交流協会さんに特定の外国人の方の出産に関しての相談ということでお願いしていることはないかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 前回私一般質問させていただいたときに、やはり嵐山町、外国人の方が大分増えておまして、前回はお子さん連れの方のお子さんがちょっと英語ではない教育をしているから、言葉の通訳できる人とか、そういう人はいるのかとか質問させていただいて、ポケトークというものを2台買ったというご答弁いただいておりますけれども、やはり今後子育ての中で、日本のお子様を授かった方だけではなくて、やっぱり外国人の方もそういう妊婦さんも大分増えてくるのかなと思ったときに、担当課のほうでそういう外国人の対応というのは言葉がやっぱり使えないと思うのですけれども、どうされていかれるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 最近ですとそういう方いらっしゃいまして、両方とも外国の方ですけれども、旦那さんがたまたま少し日本語が分かるということで、旦那さんを通して面接を行った経緯もございます。今後全く2人とも分からないという場合も起きるかと思えます。そのときは、分

かる範囲の単語、もしくは今携帯でもポケットみたいな機能を入れることもできますので、そこで会話をして話合いを取ればというふうに思っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そのときはぜひ教育委員会からお借りしてやったほうがいいのか。携帯でもいいですけども。そういうことが今後やっぱり出てくるのかなと思いますので、そのときの、例えば妊婦さんで、ご主人は仕事をしている。妊産婦健診があるけれども、よく分からないといったときは、これ、どこに、誰にお願いして、誰がそういうところに連れていくというのかな。妊婦の場合はタクシー券があるので、これが使えますよということと言えるのだけれども、今後そういうサポート、外国人に対してのサポート役はどなたがしていただけるのか確認したいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 先ほども申しましたが、健康いきいき課の保健師につきましては地区担当を設けております。自分の地区の妊婦さんは、国籍が日本であろうと外国の方であろうと全て同じ対応をしていますので、その担当の保健師を中心に対応していきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ、悲しい事件がないように、子育てのほうでしっかりフォローしていただきたいと思います。

2番目のほうは支給の確認でしたので、こちらは結構です。

では、次に4番目に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） フィットネスパークに遊具設置について。ちょっとこれはタイトルを間違ってしまったのですが、フィットネスパークに多目的遊具を設置することについて以前の一般質問でお願いしました。今各地で多目的遊具やインクルーシブ遊具の設置が進んでおります。町の遊具設置の現状についてお伺いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目4につきましてお答えさせていただきます。

フィットネス21パークの遊具は、現在スプリング遊具3基、滑り台、ブランコ、ブランコ、ザイルネット及び健康遊具が10基設置させていただいております。いわゆるインクルーシブ遊具は設置してございません。町では第2次嵐山町都市計画マスタープランにおいても、主たる公園に大型遊具等の設置を推進しますというふうにしており、その候補地の一つとして考えているところでございます。

バリアフリーが様々な施設で普及することに伴い、遊具についてもその考え方を取り込む公園が増えているとのことをごさいます。しかし、インクルーシブ遊具につきましては、課題もあるとも聞いております。それらを総合的に考慮しつつ、大型遊具を設置する場合は、利用者の意見を聞きながら、具体的にどのような遊具を設置するか決定していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今回予算のほうの中に駅西公園を改修するということが書いてありまして、以前私もここの質問をさせていただいて、草がぼうぼうになっているからということを上申したところ、今年、新年度の予算の中で、クッション型のアスファルトというか、きれいな色のやつになると思うのですが、それと人工芝を入れての改修をするということがありました。遊具についても若干何か入れ替えるのか、新たに設置するのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 その点はあまり踏み込み過ぎずに、予算にもあることですので。

〔「深入りはしないけど、でも予算には」と言う人あり〕

○森 一人議長 深掘りはしなければ、確認ということで答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 当初予算のことですので、これからの審議だというように考えているところなのですが、基本的には駅西公園を再整備しようということで、昨年度では一応ワークショップ形式のことをさせていただきました。ちょっと参加者は少なかったのですが、その中におきましても、低年齢児童、就学前児童でもその下の子どもたちが遊ぶ施設がないのと、それを自由に遊ばせてあげる空間が欲しいということで、そのような関係の低年齢児童の遊具を設置する予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 昨日も全協の中で、ちょっと予算の部分の質問が今回入っているからという念を押しておいたのですが、あまり深入りはしませんけれども、それはインクルーシブの考えのものになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 現在考えているものについては、インクルーシブではなくて、小さい子どもたちが安全に遊べるような遊具ということで考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今後フィットネスパークのほうに、そういう形の、よくご意見を伺いなが

らやっただけであればいいかなと思いますので、こちらの質問につきましては終わります。

○森 一人議長 それでは、おおむね1時間たちますので、ここで暫時休憩したいと思います。再開時間を11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を始めます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 冒頭、大項目3番につきまして答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

先ほど畠山議員さんの大項目3の場面で、バングラディッシュの方の相談があったかどうかということで教育委員会で承知していない旨をご答弁させていただきましたが、こちらはネパールの方から相談があったということでした。こちらのほうは、ご家族の方からそういった場合にはどうしたらいいのだろうかというご相談がございまして、国際交流協会さんをボランティア団体さんとしてご紹介差し上げたという経緯がございました。訂正させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、大項目5番から、畠山美幸議員、始めてください。どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） すみません。私こそ国を間違えて、すみませんでした。

5番に移らせていただきます。飼い主のいない猫の避妊去勢手術の補助金の未払い期間についてでございます。猫の繁殖期は1月から9月頃で、ピークは2月から4月、6月から8月と言われております。しかし、3月に避妊去勢手術をし補助金申請をしても、2月末で会計を締め切っているため、3月分は自己負担になってしまいます。この仕組みの考えについて伺います。

また、今ふるさと納税使用目的項目に、地域猫活動をはじめとする環境保全事業があり、令和3年度の受入れ実績は総数2,016件、3,559万4,000円中、157件、238万9,400円地域猫等に寄附されておりますが、使用目的名称は、例えば「不幸な猫を減らす活動をはじめとする環境保全事業」などの理解しやすい名称に変更することについて伺います。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目5の避妊去勢手術費補助金申請につきましてお答えいたし

ます。

町の地域猫活動推進事業では、どうぶつ基金のチケットを利用する方法や、それが利用できない場合の嵐山町地域猫活動推進事業費補助金を利用する方法があります。後者は、県費分として埼玉県飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金及び町単費分を合わせて予算の範囲内で事業執行しており、その年度締めが2月末日になっております。

現在、町の地域猫活動推進事業は、どうぶつ基金のチケットを主に利用していただき、それがかなわない場合に嵐山町地域猫活動推進事業費補助金を利用していただいております。そこで、議員ご指摘の嵐山町地域猫活動推進事業費補助金の2月空白分について、当該補助金の町単費分については年度締めを3月中旬頃まで延長し、予算の範囲内でその不妊去勢手術に関する申請受付をいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、質問項目5の下段につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

ふるさと納税の寄附金の活用事業につきましては、自治体へお任せ以外は、地域猫活動をはじめとする環境保全事業ほか6事業から選んでいただいております。現在の事業体系での区割りが令和2年度からとなっております。多くの方からご寄附をいただいております。近年では犬、猫の譲渡会など動物愛護活動やゼロカーボンシティ宣言、ため池を活用した農法が日本農業遺産に認定されるなど状況も変化しておりますので、見直しの時期でもあるかというふうに考えてございます。見直しには、町の施策等を寄附者に分かりやすくご寄附をいただけるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今後3月中旬頃まで延長と書いてありまして、嵐山町の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金交付要綱、こちら、私はよく見ていなかったのですが、こちらには実績報告の様式の10条の中の3項に、「報告書の提出時期は、事業完了後10日以内又は3月10日のいずれか早い日とする」と書いてありまして、でもこの3月10日で締め切られてしまうと今みたいな現状になってしまうのですけれども、ここの課長の答弁だと、3月中旬頃までに延長という書き方だと、これもまた15日とかで締め切られてしまうとちょっと厳しいのかなと思うのですけれども、お考えをお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

嵐山町の地域猫活動推進事業費補助金と、別に県費分として、今議員がおっしゃった不妊去勢手術の補助金の補助要綱、それは県費分として県から補助金をいただいて、それをそのまま嵐山町の県費分として補助をさせていただいていると。そのほかに町単費分としてまた額を確保させていただいて、こちらの補助をさせていただいているのですけれども、県費分の補助をいただいていますので、県の締切りというのがございまして、それが2月末日という形で県のほうからは申し受けております。ですので、2月末日で、県費分のほうはどうしてもこれを動かさない。

そうすると、議員ご指摘の空白分を埋めるにはどうしたらいいかということで、町単費分の地域猫推進事業費補助金のほうで、今まで県費と同じ締切りをさせていただいていたのですけれども、それを半月分またずらして、それで受付をしようと、そういったことで、中旬から月末に関してはちょっとまた空白が残ってしまいますけれども、以前に比べては空白部分を短くさせていただいたと、そういったこととさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） こちらの要綱の中の「3月10日のいずれか早い日とする」というのは、これは県費のことも、県費は先ほど2月末日とおっしゃっているから、それは入っていないくて、これは単費分、私は町単費分のことで3月10日まででいいのだろうなというふうに読み解いていたのですけれども、中旬ではなくて、やはり5月まで、3月31日までに例えば領収書が出たときに、ちょっと名前忘れてしまったのですけれども、会計年度何とか、何か繰り越せる会計のやり方があるというのをちょっと聞いたので、その名前をちょっと忘れてしまったのですけれども、そういう方式を取るしかないのかなと思っていたのですが、3月31日までにしておいてもらわないと、ちょっと、やっぱり猫も生き物で、いつ、どんなときに手術に行くか、その人の予定もあるので、なかなか厳しいのです。ですので、もう一回お伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、3月31日までできるのが一番最善だと私どもも認識しております。ただ、やはり県が2月末で締めているというのは、3月10日までは最低でも県に報告をしなくてはならないと、そういった事情もございまして、2月末日と設定させていただいています。

町の単費分に関しましては、そのような作業はないとはいえ、私どももちょっと年度締めという事務の執行のこともございますので、今考えているのは、最長でも3月20日を締切りにさせていただいて、残り10日に関しては、申し訳ありませんけれども、そこは少し猫の手術とかを少しずらしていただくかという措置を取っていただきまして、地域猫活動のほうを推進していただければと考えております。ご理解お願いいたします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ちょっと名称を忘れてしまったのですけれども、さっき言った31日までに締め切ったやつを5月のところで決済できるという何かその言い方があったのですけれども、それでもやっぱり駄目なのでしょうか。何という言い方でしたっけ。名前忘れてしまった。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

出納整理期間といまして、3月末日まで執行したものを支払いの行為を4月以降にする、そのような考え方をおっしゃっているかなと思いますけれども、大変恐縮なのですけれども、やはり3月31日締切りにして、それからですと、申し訳ありませんけれども、いろいろ事業を抱えておりまして、やはり年度末までにいろいろな事業を、締切りをやはり完成させるというのが、環境課としていろいろな業務を担っている事情もございまして、その辺は少しご理解いただければありがたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本当に環境課の皆様には、猫をやっている方々にもすごくよくしていただいているというのは伺っています。仕事の多忙なものも存じております。

今回、県のほうはしようがないと思うのです。ただ、先ほど後半のほうの質問で、ふるさと納税の部分のところからももらって、町単費にそれを充当しているのだったかなと思っていたのですが、以前ふるさと納税の部分は何かあったときには使えますよねという質問を副町長にしたかな。使えますというような答弁をいただいていたと思うのですけれども、それでも難しいのでしょうか、ふるさと納税の部分。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

ふるさと納税のほうは、議員ご質問の中にも書かれておりますけれども、地域猫活動をはじめとする環境保全事業ということで、全てが地域猫活動に使えるという表現ではございませんので、その中の一部を充当させていただいているという形を取っております。ふるさと納税寄附金等この環境保全事業にいただいた分は、それぞれ適切な事業執行のほうに回させていただいているという事情がございますので、今のところその地域猫活動という面では今の額が精いっぱい、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) あまりしつこくやりたくないのですけれども、4月1日からののは新年度の予算で、4月1日日付の領収書は新年度で大丈夫なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

大丈夫でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 10日間猫ちゃんがおとなしくいてくれるかちょっと分かりませんが、今日活動に協力してくれている方も来ていただいていると思いますけれども、この10日間は今後どういうふうにしていったらいいのか、また私もよくいろんなところを研究して、考えたいと思います。ありがとうございました。

次の後半戦のほうは、ふるさと納税の名称はいろいろな様々なことを、これからゼロカーボンのことやいろんなことが入ってきているから、見直しを考えているということでした。今岐阜県の飛騨市がすごく猫のことを頑張っていて、猫の殺処分ゼロを目指し、猫を救い、地域課題も同時に解決というすごいタイトルをつけていて、持続可能な保護猫活動を飛騨から日本全国へ広げていくというようなタイトルで、活動をやっていくのだというタイトルなのですけれども、うちの町でそんな日本全国に発信できるほどの能力というか、みんな頑張ってくれているのですけれども、それはないのですが、やはりタイトルが、「地域猫活動」と今ちょっと変わってきているものですから、今後募集したほうがいいのかと思ったりもしているのです。どんなインパクトのある言葉がいいのか。猫の殺処分ゼロを目指すとか、何かそういうのってどこに行っても書いてあるから、公募するという考え方はありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

ふるさと納税の名称につきましては、町が施策を町民の方々、また市外の方、町外の方々に知っていただく。そのことにつきまして、ご賛同いただいた方に寄附をいただくということが本来のふるさと納税の趣旨かというふうにご覧いただけます。公募につきましては、これは町の考え方でございますので、中で協議をさせていただきたいというふうにご覧いただけますけれども、答弁の中でもさせていただきましたけれども、やはりこの地域猫の活動につきましても、今現在、譲渡会であったり、やはり殺処分を少なくして、そういう活動にも一歩踏み出しているのかなというふうには考えてございますので、そういった部分を分かりやすく皆様に周知ができるような表現であればなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） では、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の6番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 書かない窓口について。技術の活用による地域活性化を目指すデジタル田園都市国家構想は政府が昨年12月に決定した総合戦略で、デジタル実装自治体を2027年度までに1,500に目標を掲げた。同構想の交付金を活用し、導入のお考えを伺ひます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、大項目6につきましてお答えさせていただきます。

令和4年度第2次補正予算におけるデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）を活用した引っ越しワンストップサービス導入事業により、かんたん窓口システムの導入を予定しております。このシステムでは、転入の際に、本人確認証の券面OCR処理や電子サインの機能を利用することで、タブレット上で手続申請後、複数ある必要書類について、基本4情報を書かずに申請書類を作成できるようになります。さらに、必要な手続の一覧を提示することも可能ですので、正確で漏れのない手続案内が構築できます。

なお、将来的には関係各課、窓口業務の改革により、来庁することなく手続が可能となるシステムを導入し、町民が来ない窓口を実現していければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） まず、今の答弁の中に「基本4情報を書かずに申請書類」と書いてあるのですけれども、この4情報についてお伺ひします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

基本4情報につきましては、氏名、住所、生年月日、性別となっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうですね。捺印も今度は何か、書かない窓口になることによって、捺印はなくて署名だけとかと書いてあったのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

そのとおりでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 書かない窓口の申請方法の流れはどのようになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今回のシステムでございますが、今回につきましては、マイナンバーカードをお持ちの方がマイナポータルを利用して転入の予約をするような形になっておりますので、マイナンバーカードを持っている方がマイナポータルというサイトを利用して転出、転入の申請を行います。その情報が町のほうに連携されて、書かないでできるというような形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それはマイナンバーをお持ちの方がそういう形でできるのですけれども、全国自治体に先駆けて北海道の北見市では、転入や公印などで必要な複数の手続について申請1件当たりの手続時間が2、3分短縮され、業務時間の削減につながっているということで、何かこのところがマイナンバーと運転免許証という書き方があったのですけれども、運転免許証でやる場合はどうなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

運転免許証につきましては、本人確認をする手段ということでございますので、基本的にはマイナンバーカードを持っている方がマイナポータルというサイトを利用しないと、今回の転入手続については簡素化できないという形になっております。窓口に来たときに本人確認をする手段、それが免許証でも可能ということでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 免許証でも書かないで、何かそれを基に町民課の職員が打ち込んでくれるということになるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

このシステムはマイナポータルというシステムを利用しますので、マイナポータルによって本人が転出、転入の手続をするときにある程度の内容を打ち込みますし、基本4情報につきましてはマイナポータルを通じてこちらに来ますので、その窓口に来て何かするというよりは、情報が既に来ているような状態を想定していただければと思います。今回につきましては、転入手続のみですの

で、その転入手続についてはマイナポータルを使用しないとできないという形です。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） しつこいのですけれども、ですから運転免許証の方は今までどおりの書類の申請しかできないという考え方でよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

マイナンバーカードを持っていない方でマイナポータルを利用しない方につきましては、今までどおりの作業となります。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） これから国としてはマイナンバーカードを持っていただいて、コンビニ交付ができたり、そして今回の書かない窓口ができたりという方向に国は進めていきたい。ですから、先ほどの新聞紙面で書いてあったような、免許証では本人確認はできるけれども、それは今までと変わらない申請の仕方しかできないのだということによろしいわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

システムの、いろいろあるのですけれども、うちのほうのベンダーが用意しているシステムにつきましては、書かない窓口というところで、窓口に来たときに本人確認させていただいて、その情報を読み取って4情報を入力するというような単純作業についてはできるというふうに認識しております。全ての手続について書かない窓口を導入することになりますと、人員配置ですとか、タブレットを用意したりですとか、当然別に経費もかかってきますので、その辺はトータルで判断させていただいて、導入していくという形になるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 町民課の課長に聞きますが、このシステムが入ることによって、マイナポータルのほうで予約が入って、システムができていいるから、職員の方もそんな難しくなくてできるのかなと思いますけれども、国のほうでも何かそういうサポートする予算が入っていると書いてあるので、そのサポートすることの内容になるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

今回国のほうで2月6日から始めたワンストップサービス、これにつきましては、事務方のほうで言いますと、住民の方は便利になるかもしれないのですけれども、事務方のほうで申しますと、毎日まずメールをチェックして、そのメールの中に転出、転入の人を見つけて、それを、そのデータを持ち出して、それを今度住基のほうのシステムに入れ込んで処理をしてというようなすごい、手間と言ってはあれなのですけれども、かかるもので、それを来年度予算で、今度その支援をするシステムをお願いしているのですけれども、それを入れるとそこら辺が省けて、住基ネットにいきなり出てくると。漏れがなかったり、あと見過ごしたりというようなことがないようにするものを5年度の当初でお願いするのですけれども、うちのほうにとってはそういう作業は増えていくものですから、そういうところでお願いできればと思うのですけれども。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 新年度予算には触れてはいけないことになっているけれども、分かりました。

サポーターとかはお願いしたりとかはしていないわけですね、では。今回新システムが入ることによって、手間がいろいろ、メールを確認しなければいけないとか増えるとおっしゃっていましたが、何かそういうシステムのことについて、今の職員体制としてサポーターとかを国の予算で引っ張ってきて、何か教えてもらうということをしなくてもやっていけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えします。

今回のこのワンストップサービスだけではなく、戸籍の関係もありますし、あとマイナンバーの事務もありますし、それによってサポーターをお願いしてというようなことはなく、一応メールとか、国のほうの来たものを見て、職員で勉強してやっていくというような形です。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ご苦労さまです。頑張ってくださいと思います。

さっきの答弁で、今後は町民が来ない窓口も実現していきたいということが書いてあるのですが、お伺いします。

○森 一人議長 それはどういう意味ですか。

○7番（畠山美幸議員） どうしたら、そういう来ないのができるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

町民の方がマイナンバーカードを持っていただくということも前提に入ってくるのですけれども、基本的にはマイナポータルといいまして、そのシステムとか、携帯電話のほうに申請のアプリを入れることによって申請できるものが増えてきまして、役場に来て今まで書いて申請していたものが、自分の手元の操作によって申請が完結するというような内容になっていけばいいかなというふうに思っています。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 書かない窓口ですけれども、大体時期的にはいつ頃できる予定なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 予定ですが、今回の転入手続につきましては、導入できれば12月から対応できるという形になっております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号8番、長島邦夫議員。初めに、質問事項1の学校再編についてからです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 指名されました長島邦夫です。一般質問を行います。今回は大項目で3問です。通告書により質問しますので、答弁のほどお願いいたします。

最初に、学校再編について。令和4年7月22日に学校再編審議会より答申があった。答申には、国の示す適正規模の基準を下回っている現況が教科の指導、部活動等に影響が出る要素があり、早期の対応を望むとある。下記により質問をいたします。

最初に、再編基本方針策定業務を委託し、基本計画が作成されると思いますが、答申には数多くの問題点と早期の対応が指摘されている。計画素案はいつ頃になるのか。多少ほかの議員さんの質問で答えは出ている分もありますが、若干違うと思いますので、そのまま答弁をお願いしたいと思います。

2番として、答申には計画作成時に保護者及び地域住民に対し説明会を開催し、十分な情報提供がされることを望みますとあるが、意見聴取を含め対応をお伺いします。

3番目として、再編には校舎等の新築、リフォームは避けられない。プロジェクトチームで調査研究を進めるとされているが、進捗をお伺いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

令和5年6月30日までに、嵐山町立小中学校再編基本計画資料作成業務委託の中で、学校再編基本計画の資料となるものを作成していただきます。その後、資料を基に、本年8月には再編基本計画の案を策定したいと考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。学校再編基本計画案の作成後には説明会を開催し、計画の内容についてご説明申し上げるとともに、パブリックコメントの実施等により、幅広くご意見、ご要望をいただきたいと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。新しい学校の建物、施設につきましては、業務委託で菅谷小中学校の老朽化状況の調査などを行い、その状況を整理し、開発や建築関係法令等を確認の上、どのような建物をどのような方法で整備できるのかを検討し、決定していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) それでは再質問に入らせていただきます。

この答弁書を出しましてから、学校の教育委員会の方針といいますか、考え方が議会にも示されました。それがあれば、事前を知っていれば省かれた部分はあったのですが、逆に質問したい部分も出てまいりました。

再質問に入りますが、最初の(1)と(2)は教育関係、また(3)番についてはちょっと違ってきますので、(1)、(2)を最初に進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森 一人議長 (1)と(2)を一緒にということですか。

○8番(長島邦夫議員) はい。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) それでは、質問をいたします。

教育委員会の一昨日答弁ですと、基本計画というか、今まで示されたものについてはアンケートでしょうか、または地域の説明会、今までされた説明会を基に計画の、また教育委員会の考え方を全部含めて、それで出されてくるというふうなことでございまして、一部事務局の方の意見も入っているのだというふうに受け取っておりますが、それが何か一昨日の話だと10月頃というふうな話もちらっと見えたような気がするのですが、ちょっとそこら辺が、今この答弁いただいた8月というのと多少違うと思うのですが、ちょっとそこら辺から説明していただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在委託を出しております内容の中で資料を作成していただき、8月から9月にかけて案を説明したいということは、そのとおりでございます。10月というのは、現在委託を出しております委託の契約期間が10月までということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 契約期間は10月なのだけれども、8月をめどに出してほしいというふうな要望が出ていると。それに沿って出てくるだろうというふうなことで承りました。

そして、今回の町長の指針にも入っているように、学校運営協議会という言葉が出てきました。保護者、地域住民が一体となって子どもを育てる、そういう組織だというふうなことでございますけれども、学校応援団みたいなものとはまた別で、組織体が全然分からないのですけれども、ある程度具体的なものがあれば組織体の構成等も教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

学校運営協議会に関しましては、現在学校評議員さんがいらっしゃいますが、その方を想定いたしまして、それに加えて地域の方々等の適した方を教育委員会のほうで任命して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） もうちょっと詳しくお聞きしたかったのですが、何名ぐらいの方がどのような部分に、コミュニティスクールと別名でいうのですか、ちょっとよく分からない。協議会以外、またコミュニティスクール、どういうふうにつながるのかなと思ったりなんかするところがあるのですけれども、どういうところで威力を発揮するのかちょっと不鮮明で、よく分からないのですが。保護者会ともまた違うし、PTAとも違うし、ちょっとよく分からないので、教えていただきたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティスクールと称しております。これは地域に開かれた学校ということで、地域の方と共につくる学校ということでございます。こちらの学校運営協議会の委員は10名以内で構成する予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 理解しました。そういう意味なのですね。コミュニティスクール、いわゆる今まで学校は地域でつくっていくという部分も随分ありましたですけども、やはり応援体制部分が主であって、学校の運営というところまでには踏み込んでいないというふうに思うのです。それが学校運営の協議会になると、非常にその部分、学校の運営の部分についても力強い応援をいただけるというふうに今お聞きしたところです。ですけども、その方たちがどういう場面で協力をいただけるのかちょっと見えてこないのですけれども、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

今局長のほうからお答えさせていただきましたように、今現行行われています学校評議員の制度でございますが、これは地域の学校に対するいろんな、区長さんはじめ、ふだんご協力いただいている方等を5、6名、大体4名から5名各校でお願いしているところなのですが、これはあくまでも意見を聞く。校長さんが自分の学校運営について、こういう学校運営をしています、どうですか、今年1年どうでしたかという、そしてまた評価をしていただく、そういう組織です。したがって、それはあくまでも意見をただ述べるということで、特段、学校運営にある意味参考意見を述べる程度なのですが、学校運営協議会となりますと、これはある意味学校と対等になります。したがって、学校運営協議会で出された意見は、校長は相当程度やはり生かしていかなければいけない。そういう法律的な縛りといいますか、その仕組みそのものがかなり学校と地域の方々、そしてそれは大体学校評議員と同じように、地域の区長さんであるとか、あるいは退職をされたり、あるいはいわゆる教育に理解のある方、あるいは見識をお持ちの方、それらを10名程度任命して、どういうふうに子どもたちを育てていったらいいか、学校はこういうふうに思っているのですが、いかがでしょうかという意見で、そしてそれを、この辺はもう少し挨拶のできる子どもたちに育てたほうがいいのではないのか、場合によりましたら、もう少し英語が話せるような、そういう教育課程を工夫したらいいのではないのかとか、かなりの具体的な提言をいただいて、提言いただいたことについては、ある意味校長はそれをどう生かすかというところまで説明していく責任が生じてきます。

学校評議員会の場合にはある意味聞きっ放しでも全く問題ないところなのですが、学校運営協議会となりますと、やはり聞きっ放しとはいかない。制度の性質上、校長は自校の学校運営について学校運営協議会の承認を得なければならないという、そういう要綱になるわけです。したがって、かなり地域の方の意見がある意味参考にして、そして学校と地域の方たちが対等の立場で学校を育てていただく、そういう性質になりますので、今学校では民生児童委員との連絡会とか、学校評議員会とかいろいろ組織しています。それらを整理統合して、できるだけこの学校運営協議会を

実のあるものにしていけたらなというふうに思っております。

したがって、前回、一昨日でも答弁させていただきましたけれども、菅谷中学校で先行的に導入して、そしてそれらの実のあるシステムにしていって、そしてやがては玉ノ岡中学校、そして新校というふうな段取りを今考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） よく理解しました。

それで、教育委員会の示すところによると、小中一貫の学校を目指していくのだというふうなことでございます。小中一貫関係についてこれから質問していきたいと思いますが、今のその学校運営協議会、これは小中一貫とした場合のところには1つの団体というか、協議会をつくるということなんでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんご指摘のとおりでございます。小中学校に1つの学校運営協議会を設置するということになっております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 小中一貫の利点を生かして、小学校の先生、中学校の先生がさらに交流が盛んになり、現在不足している交流部分がなくなる、解消されていくというふうなことなのですが、逆に聞きますと、今はそういう、あまり交流というのは、少ないのでしょうか。

○森 一人議長 長島議員、あまり協議会のことが主になると、(1)、(2)と質問が随分ずれているような感じがしますが。再編についてということでしたので。

○8番（長島邦夫議員） では、なるべく注意してまいりたいと思いますが、小中一貫のことについてだけはちょっと聞きたいというふうに思いますが、よろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） その点の不足しているということと、まず最初にお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

現在でも5校全て小中連携教育を実施しているところでございます。ただ、菅谷小中学校については既にPTAも合同設置しているなど、また地理的な条件もありますので、そういう面では一歩進んでいるところがあるかと思えます。玉ノ岡中学校区についても、小学校、志賀小、七小、それぞれ小中一貫教育推進委員がおりますので、小学校の授業にその推進委員の先生が出かけていって

というようなことは今でもやっていますので、多少の温度差はありますけれども小中連携はできていますが、今後新校になった場合には、なお一層嵐山町で1つの小学校、1つの中学校になりますので、かなり強力で推進できる状況になってくるかというふうに理解しています。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それで、今非常に中一ギャップという言葉をよく聞きます。今回の教育委員会の考えの中にも、小中一貫の体制をつくって、なるべくそこにいい効果をつくりたいのだと、そのようなことが書かれております。小中一貫の学校にして即効的な部分もある程度考えられるのでしょうか。非常に問題点が多いというふうに思っていますので、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

中一ギャップの解消には、この小中一貫教育を充実することによってかなりの部分で効果があるというふうに期待しております。内容的には、やはり小学校の授業、英語の授業、数学の授業に中学校の先生がアシストしていく。さらには、音楽だとか美術だとか、そういう教科に堪能な小学校の先生がいた場合には、逆に中学校の授業に助けていただく等の交流がさらに活発にできると思います。そうすることによって、中学に進級しても、小学校のときに既に面識のある先生が中学校にいますので、中学校入学への不安感の払拭には相当程度効果があるというふうに期待しているところでございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 冒頭、畠山美幸議員の大項目5番につきまして答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 貴重なお時間をいただき、恐縮でございます。

畠山美幸議員さんの一般質問、質問項目5、飼い主のない猫の避難去勢手術の補助金の未払い期間についての再質問における嵐山町地域猫活動推進事業費補助金の執行の締切りを3月20日としたい旨の答弁をいたしました。再度確認を取りまして、その締切りを3月31日の年度末までにする

ことが可能と確認が取れましたので、その締切りを3月31日の年度末までとする内容に訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 では、第8番、長島邦夫議員の再質問からになります。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 学校教育委員会の考え方の中に、学校の位置は現在の菅谷小学校、中学校の敷地としますとあります。そうしますと、当然、その中にも書かれておりますが、通学バスを準備しますということが書かれています。通学バスの考え方の中に、今までですと距離を測って、それを基準にするのだというふうな考え方がありますが、それに変更はございませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

距離でという考え方も一つにあると思いますが、スクールバスの運行、またそれを利用する児童生徒の範囲につきましても、また改めて協議をしていきたいと考えておりますので、距離だけで決めるものとは考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） だと思えますよね。いわゆるかなりの遠距離から通学バスで来る子も当然あるわけで、その中の通学路の危険性だとか、そういうものを今まで私も質問したことがあります。やはり距離だけで判断するものではないと思えますので、ぜひそういう通学路の危険性ですとか、または地域の、本当の通学バスで生徒だけ乗るということになればまた別でしょうけれども、コミュニティバスの中に乗るという可能性も出てくるでしょうから、そうなってくると、また地域との連携の中の子どもの通学ということも考えられますので、ぜひいい方向に考えていただきたいと思えます。

それで、最後になるのですが、3番に入っていくのですが、やはり校舎を、プロジェクトチームの考え方はどうですかというようなことを質問したのですが、進捗ではなくて、方向性とこのような考え方で進んでいますというようなことで、進捗ではない。何もこれだと今まで決まっていなくて、何も決まっていなくてというふうな感じになってしまうのですが、一部の考えの中には、もうそろそろ何かそのプロジェクトチームの中で考え方が定まってくるような話も聞くのですが、何も決まっていなくてということよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

校舎のプロジェクトの関係ということで、総務課のほうが所管してございますので、考え方を述

べさせていただきますと存じます。まず、校舎の建築に係る位置であったり配置に関しましては、このプロジェクトの中で検討するという検討事項の中には入ってございません。今基本計画等々の資料の業務委託を教育委員会を出して、部局から発注してございますので、そういったものを検討すること自体につきましては教育の中で検討していくというふうな方向性が出てございます。

プロジェクトに関しまして検討する事項といたしましては、学校跡地等の利活用であったり、スクールバス等々の児童の通学に関することであったり、跡地の防災拠点に関することであったり、または財源、これは補助事業等々も含めましたそういった内容につきましてプロジェクトの中で検討していくということでございますので、学校の位置であったり、配置であったり、利活用、今の校舎をどう使用していくかということに関しましては、教育委員会部局のほうで検討する事項というところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そういう気持ちで質問したのだけれども、ちょっと取り方が。私の質問の仕方も悪かったのかなというふうに思うのですけれども、とにかくあそこにするということになると、住民から見て、するというふうなことになっていると、ではどういうふうな、私も書いたように、リフォームにするのか、新築にするのか。リフォームにするとなれば、距離が離れていますから、小中一貫とか、廊下で渡れるだとか、そういうふうな感じではないわけですよね。とにかくほかの学校については廃校ということになるわけです。全てがここのところに集中しているということになってくると、住民の方については、俺の地区の学校は廃校になるのだとか、それが一番ネックではないかなというふうに思うのです。

そういうふうになってくると、私が過去の中で自分の地域の学校が廃校になったときの一番最後の説明会のときの状況を見ているから、私も一般の住民ですから、やはりかなり年配の方だったですけれども、地域に対する考え方が強い。そうなってくると、俺のところの学校を廃校にするというふうなことは、自分たちが、町の職員さんとか執行の方が何で今までここまでになるような状況をつくってしまったのかという、そういう憤慨した質問というか、投げかけをしていました。その方は質問というのではなくて、自分の意見を言っているというか、怒ったような状況で、ただ話をするとか、何かの答弁をいただきたいと、そういう状況ではなかったと思います。

ですから、そういう状況までにするには、非常に住民の方によくよく説明をして、納得していただかなければ進んでいかないかなというふうに思うのです。それには、やはりそのプロジェクトでなくても、どういう形であったにしろ、早めのそこのある程度の答申が出てこない、教育部局であろうとプロジェクトの中であろうと出てこない、非常に禍根を残す。まとまるものもまとまらないような状況になってきてしまうのではないかなというふうに、町の誠意をそのところで示していかないと、こういう結果になってしまったのは本当に申し訳ないというふうな感じで

いかないと、私は前に進んでいかないような気がするのですが。ですから、早めの答申というか、その教育関係の考え方はそこにするというふうなことでございますから、それに付随した考え方を、大方のものも出していかないと、この後の説明会でも何でも、その説明の出来上がるのを6月30日頃までにというふうなことで書かれておりますから、もうそろそろ進捗としても何かあるかなというふうに思ったのですけれども、何か、どのように持っていきたいというふうに思っているのか、この事態をまとめていきたいというふうに思っているのか、ちょっと考えを伺いたいというふうに思います。総務課長でも、局長でも、町長でも結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 答えいたします。

昨年7月21日に審議会のほうからいただきました答申の中で、小中学校は小学校を1つにまとめ、中学校を1つにまとめ、場所は菅谷ということになりました。こちらの答申を最大限尊重しまして進めておるところでございますが、委託先に、今年3月の末から菅谷小中学校の耐力度調査をすることになっておりますので、そちらによりまして、長寿命化が可能なのか、あるいは改築が必要なのかというようなことが分かってくるかと思っておりますので、もう少しそちらにつきましてお時間をいただくことになろうかと思っておりますが、こちらについてはご了解いただき、多くの皆さんに納得のいく計画をつくっていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) その出たものを住民の方に、こういう方針ですというような説明会だとか、方針を当然公表するかなというふうに思うのですが、その後にこれではというふうな意見が出た場合に、変更できるような要素というのはあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 答え申し上げます。

基本的には、答申をいただいた内容については、教育委員会としても現在老朽化の状況、それから将来的な少子化の児童生徒数の推移等見て、現時点で最善の答申をいただいたというふうに理解しております。したがって、この答申を、いただいた答申をさらに遡るということは現時点考えておりません。ただ、議員ご指摘のように、やはり早めに説明をして、早めに住民の理解を得るべきだと、その辺については私も同感でございます。そのためにも、先般ご説明申し上げました基本的な考え方、これを今後説明をしていく中で、そして住民の方から、これはあくまでも基本的な考え方ですので、この基本計画を今業者に調査委託してはいますが、それらに生かす、こういう考えでという今の時点での教育委員会の基本的なスタンスをまとめたものです。したがって、

これについては大いに議論していただいて、これはもう少しこうではないほうがいいだろうということは、そのたたき台でございますので、大いにいただきたいと思います。

ご承知のように、菅谷に決めるということなのですが、これは小学校だけ、あるいは中学校だけ造るのであれば比較的簡単といいますか、リニューアルなのか、簡単に言えば長寿命化なのか、新築なのか、大体それでも決まるのですけれども、2校同時に造るというのは非常に、ジグソーパズルを解いていくような、非常に、いろんな要素があります。菅谷小学校にまとめて造るのか、菅谷中学校にまとめて造るのか、片方を長寿命化、片方を新築なのか、それとも別々に造るのか、いろいろなケースが、どんな補助金をもらうかということもまた入ってきます。そうしますと、非常に難しい選択肢の中で、これはまたいろんなご意見も頂戴しながら最終的に決めていきたいと思えます。そのたたき台がまさにこの基本的な考え方であるし、これから夏までに示す基本計画の案でございます。それは大いにご意見をいただいて、それは幾らでも戻るということは考えています。

基本的なスタンスとしては、教育委員会としては、やはり、せっかく造るのだから、地域はおろか、できれば埼玉県、全国に誇れるような学校を造りたいというのは偽らざるところでございます。ただ、それはやはりいろんな事情がありますので、財政的な面とかいろんなことを考えながら、落ち着くところに落ち着くのかなというふうに考えていますが、教育委員会が最初から、簡単に言えば、例えがちょっと適当かどうか分かりませんが、車の買換えをするときに、クラウンが欲しいと思っても、プリウスにするか、クラウンにするか。最初から教育委員会はプリウスでいいよと言ったら、クラウンを買うことはまずできないと思います。したがって、クラウンを買うつもりでいろいろ仕事を進めていただきながら、やっぱり今の身の丈に合ったものという考え方も当然出てくると思えます。その中で少しずつ皆様のご意見をいただきながら、現状の中で最善の方法を選択していきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そうですね、同感であります。財政的なものもあるし、一概に無理なこととも言えないかなというふうに思うのですけれども、やはり主体は子どもなので、将来の子どもたちが、大きな変動ですよ、ここでそういうふうなことを決めるというのは。後に、ああいうふうにしておけばよかったなというふうなことにならないように、しっかり吟味して早急に答えを出していかないと、あまり空白期間を置くと、やはりこの問題は無理なのかなと思ったりする意見が出てくると逆にマイナスになってしまうので、機運というようなものを大事にして、子どものことを第一に決めていただきたいというふうに思いますが、町長、どうでしょうか。考えはございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

私なんかは小学校の建て替え、それから中学校の建て替え、両方にぶつかった世代でありますので、あの当時のことを、子どもでしたから細かいところまでは分かりませんでしたけれども、例えば今の学校を取り壊すか、取り壊さないか、あるいは長寿命化をできるのか、できないか、そういった議論をあの当時はほとんどする必要がなかった。こういうところだから建て替えましょうと、それで一発で済んだわけです。しかし、今はそういう時代ではなくて、今40年、50年たっている校舎、これは果たして本当に使えない校舎なのかどうかというのを調査しなくてはいけない。この調査の結果によって、この校舎は長寿命化を、あるいは大規模改修をすることによってあと20年使えるのではないか、そういう結果が出たらどうしましょう。これはどうしようもないから完全に改築をしましょう。そここのところの調査をきちんとやった上で、その次に判断するということになりますので、ですから、その調査をこれから3月の末から4月の頭、要するに春休みの間に実施をするということなのです。だから、それが結果が出ないと、今議論をしても何も次の段階に行けないものですから、だからちょっとそのタイムラグが出てしまうかもしれませんが、そういった事情はぜひご理解をいただきたいと思います。

そして、その調査結果が出て、そして最終的に、では2校とも改築しようではないか、あるいは、こっちの校舎は残して使っていこうではないか、いろんなケースがまだまだ考えられますので、その結果が出次第、また皆様方にはご報告をさせていただきたいと思います。今そういう事情の中で結果が出ていないものですから、報告ができない状態であるということ、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 理解しましたので、主役は子どもたちだということを忘れずに頑張っていたきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 2番目としまして、新型コロナウイルス対策について伺います。町の広報、医療機関においても、家庭での発熱時の感染確認には抗原検査キットによる判断が可能と推奨されています。しかし、高額なキットは使い捨てであり、家族分の検査キットを常備することは家計にも非常に厳しいと推察いたします。自治体補助も必要かと思われませんが、考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目2についてお答えいたします。

医療機関の逼迫回避を目的として昨年8月より開始いたしました抗原検査キットの配布は、県の

事業終了後も在庫がある限りと今年1月まで引き続き実施しておりました。あわせて、今冬の流行に備えた対応を周知してまいりました。コロナ禍における新しい生活様式には一人一人の感染対策の協力を必要としており、現在抗原検査キットは薬局、インターネット等で購入することができます。現時点において購入補助は考えておりませんが、今後急速な感染拡大等の状況があった場合には検討してまいります。

なお、無症状者を対象とした無料検査は県の事業として現在も実施しています。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私も感染したことはありますので、ただ本当に熱が出たか出ないか、そのような判断に、これはかかってしまったかなというような決定的なあれがなかったものですから、医療機関に相談したところ、とにかく検査キットを、薬局で売っていますから、ぜひ自分で購入して、まず判断してみてくださいと言われてしまいました。これは今まで聞いたことがなかったものですから、早速数か所の薬局に聞きましたら、置いていないところもあります。たまたま置いてあるところが見つかったものですから、購入をしました。1つ1,800円ぐらいしていましたか。それで、1つではないのです。3つセットで売っていますということで、5,000円近くお金を払った記憶がございます。それで、自分で家に持ち帰って検査をして、こういう結果が出ましたのでと医療機関に相談しましたら、では来てくださいということで、そこでさらに詳しいPCRの検査をし、陽性者と認定されたわけです。

ですから、熱が出たからとすぐ病院に駆け込めばこの部分はなかったのかもしれませんが、やはり感染率が高くなったときにはどこもパニックになりますから、なるべく外というか、病院には来ないで判断をしてほしいというふうなことだったのだというふうに思います。今は大分落ち着いてきましたけれども、やはりマスクの解禁というのは自己判断に任せるとというのが、3月13日から屋内外を問わず原則的に個人が判断をするのだと。俺はあまりマスクは、嫌いだからしないよといって出歩いて、人混みの中に行っても、注意をされて何かとがめられるということはないわけですね。ですから、その方が無症状というか、多少微熱があったとしても外にマスクをしないで出ると、やはり感染は広がってくるかなというふうに思います。やはりそのときには、自分で判断できる抗原検査キットというのが手元があれば、それは大いに役に立ちますけれども、やっぱり家族で、全部で何人家族になるか、3人か4人いればかなりの金額になって、それでその場はいいですけども、また違う、時期が離れて、またそれを使うとなると相当の金額になってしまうわけです。面倒だからといって外へ出て他人にうつされたら、また困るわけなので、やはりそのところの判断というのは、今まではワクチンで対応していくということでもございましたけれども、やはりそういう検査キットが出てきたということは、自分である程度広めない、人にうつさないということができるようになるわけですから、ぜひ、何でも自分の自己責任でやるのは、それでいい

わけですけれども、非常に金額が張ってくると、やはりよその自治体でもそういうものを取り上げる。埼玉県でも一時期ありました。でも、よその自治体ではそれを、1,500円、1,800円ぐらいするものを500円のあれでできるようになるだとか、償還払いにするのか、どういうふうなやり方をしているか私よく知りませんが、何かぼちぼちそういうところもあるというふう聞いております。

ぜひ、この中で、今答弁の中にも、今度急速に出てきた場合は、教えている場合は別にいいでしょうけれども、検討してまいりますということでございますから、いい答弁をいただいたなというふうに思いますが、でも3月13日という、もう時期になってしまうので、そういうことも準備をすると。そういうふうな補正予算でも何でも組めるような状況につくっていただきたいなというふうに思うのですが、もう一度、こういう答弁をいただきましたが、お考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えいたします。

まず、検査キットを町で無料で配布した経緯ですが、まずこちらは県の事業で、県が無料配布をしておりました。しかしながら、多分第7波のときだと思います。一気に増えましたので、県だけでは配布が間に合わないということで、各市町村に県のほうから、各自治体でも、県が、県から無料で渡すので、それを町民の方に配布していただいけませんかというのが始まりでございます。そして、嵐山町はすぐに、町でも配りますよということで、その通知が来た1週間後からもう既に配り始めた状況でございました。そして、県は初め8月末まで配ってくださいということだったので、追加でもらった分も合わせて配布しておりました。9月末で県は配布期間を終了したのですが、そのときまだ町にも在庫がありましたので、あとはその在庫は市町村にお任せしますという通知が来ていましたので、町は引き続きなくなるまで、感染のおそれがある人に渡して医療機関の逼迫を抑えようということで、今年の1月まで、なくなるまで配布していた状況でございます。

今長島議員さんから、町で無料の考え方はということだったのですけれども、先ほど申し上げましたように、感染者が急激に増えて医療機関が逼迫するような状況にあったときは考えますという回答でしたが、まず基本的な考え方をちょっと申し上げます。コロナになりまして国、県、市町村が役割分断で実施しているものは何かというと、まず国は水際対策です。あと、ワクチンの準備です。県は感染者に対する対応であったり、病院の対応です。市町村はワクチンの接種をするというか、そこを進めることが、これが原則であって、県は医療機関や感染者の対応でしたので、医療機関が逼迫しないようにということで無料の配布を始めて、それでも県だけでは配り切れないので市町村にもお願いしますということで、お預かりしたものを無償で町民の方々に配っていたのが原則です。

しかしながら、今もう在庫はない。今ちょうど落ち着いているところでいいですけども、またこれが増えてきたときに医療機関が逼迫するようならば、できればまた県が無料配布をしていただければ、町はそれをいただいて町民の方に配りたいというふうに思っています。もしくは、それでも間に合わないときは、ちょっと予算と相談して、可能であれば町で購入して渡すとかという方法も考えられると思いますが、原則、先ほど申しましたように、感染者の対応、病院の対応は県がメインで実施する状況になっていますので、できれば県がまた用意してもらったのを町で配ればなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そうですね。県の事業の中でやっていただくのが町が一番助かるわけですけども、私は全額補助なんていうことは考えていなく、一部の補助だけでもしていただくと家計的には助かるのではないですかというふうなことを申し上げたつもりでございます。

どちらにしろ、県が新たに何かする場合は県に沿って、それでも対応できない場合は町のほうでも考えていきますということでございますので、全額そこで無償でというふうなことはなかなか難しいでしょう。多くの方に使っていただくような感じにするには一部補助でも十分かなというふうに思いますので、検討していただければというふうには思います。

以上でこの部分は終わります。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、最後の質問になりますが、槻川親水公園について。平成22年9月26日に埼玉県主催のみどりと川の再生埼玉フォーラム in 嵐山が嵐山溪谷（バーベキュー場）を中心に開催をされた。知事来場の下に槻川周辺の観光PR、新規整備された親水公園でのお披露目もされました。この親水公園は河川内にあり、県の指導の下に整備をされました。以降、維持管理は町観光協会と協定が明記され、実施されてきたが、近年は荒廃の状況であります。今後の維持管理について伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

親水公園の維持管理については、槻川河川環境水辺親水施設の維持管理に関する覚書により、観光協会が維持管理を行うこととなっており、観光協会が中心となって企業支援課、環境課が協力をしながら除草作業を実施しておりました。令和2年度に観光協会の組織改編以降は、コロナ禍ということもあり、観光協会と企業支援課で除草作業を実施してまいりました。今後は、観光を応援するボランティア組織、観光応援隊の協力を得ながら維持管理を実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私も記憶がありますけれども、非常に親水公園どころではない。ごみの捨場になったのですね、一時期。とても中に入っていけるような状況ではなくて、これでは、ここのところのバーベキュー場の脇の状況がこれでは、観光的なところとしてバーベキューをやっていくのは非常に難しいよねと。県の河川でありますから、県でやっていただくしか方法はない。自分たちも協力をするけれどもというふうなところからあそこの整備はやっていただいたわけです。

非常に記憶に新しいところで、自分も何回もあそこに足を運び、一人で通路だけの整備をしたこともございます。そうすると、あそこに時には、若葉が出る時期ですとか、または紅葉の時期、そしてあそこにマンジュシャゲが何本も自生していますので、それが咲き誇るときは、非常に整備してよかったなというふうな感じを持っていたのですけれども、やっぱりこのコロナというのはいろんなところで悪さをしました。そういうふうになんか今まで培ってきたものが一挙に荒廃してしまったわけでございますよね。そういうことの中のほかにも、観光協会の弱体化というか、運営の方法も非常にうまくなかったのではないかなというふうな感じは持っています。

ですけれども、新たにボランティア組織をするということでございますので、そういう人たちにこの親水公園の管理も協力していただくということのあれなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 現状、今組織改革のほうを、改編しまして、観光協会のほうでは約款から規定、そういった見直しというのをやっております。その中で観光応援隊に関します要綱の整備のほうもさせていただいておりますので、その要綱に基づきまして、観光に関する、除草作業に限らず、例えばイベントだとかそういったのも含めて、その協力していただける方、除草作業だったらできるけれども、またはイベントとかの協力はできるよとか、いろんな方はいらっしゃると思うのですけれども、なるべく多くの方にそういった応援隊のほうに加入していただいて、様々な分野で応援をしていただければいいのではないかなというところでの組織を考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私、ここに書かれている維持管理は観光協会が担っているだけでなく、町と観光協会というふうな意識を持っていたのですけれども、観光協会が維持管理を行うというふうなことが書かれていますけれども、それは間違いないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 覚書の締結ですね。これは平成22年当時に締結したものと、その後平成28年にも再度覚書の締結をしているのですが、この内容を見ますと、覚書の条文のほかに現地の嵐山溪谷辺りの地図と一覧表がありまして、ここの部分については県、ここの部分については町、ここの

部分については観光協会という細かい分かりやすい表になっているのを、管理区分というのでしょうか、そういったものもつけられた覚書の締結をしております。その中で、親水公園のところの地域につきましては、観光協会のほうで除草とごみ拾い等をやるという内容になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと認識が違っていたので。そうですか。どちらにしろ、個人でやる方というのは非常に少ないです。ですけれども、個人の方がやってもらっても全然問題はないかなというふうに思うので、そういうことを加味してやっていただきたいなというふうに思います。

それとまた、この除草だけではなくて、その中にいろんな立木もあるし、またはくいもある。危険なところはロープを張ってある。そういうところは観光協会でするというより、これは町の企業支援課のほうで率先的にやらないと対外的にはおかしいようなものになってしまうかなというふうに思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 議員さんおっしゃるとおり、覚書のほうの中では一応観光協会がというふうにはなっておりますけれども、当然観光協会の主管課である企業支援課のほうでも一緒にやっていくという感覚ではずっとおりますので、今おっしゃられた立木の問題、または遊歩道のところにずっと柵がありますけれども、これは結構除草作業のときに、邪魔と言ってはあれですけども、やりづらい面というのは多々あるなどというのはやはりここ数年経験して思っております。また、遊歩道ではないところの中は、大きい石だったり、伐採、木が枯れて折れた枝が残っていたりと、なかなか除草がやりにくい、やりづらいという、そういった場所が多く見受けられるというところもありますので、今後この立木のほうも何とか県と相談して、例えば伐採してもいいような木があれば伐採していったりとか、柵のほうも、河川沿いにある柵というのを外してしまうと、河川のほうに落ちたりとかというそういう危険はありますので、ちょっとそちらは厳しいのかなとは思いますが、河川と土手の間にある柵があるところ、場所によっては柵のほうも撤去しながら、管理しやすいような、木のほうもなるべく、この辺の雑木はなくても支障ないかなみたいな木があれば切っていけるといいのかなというのは、担当課内ではちょっと話をしているところでございますので、今後はそういったことも検討しながら、維持管理のほうは観光協会と一緒に進められたらいいかなというふうには考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 管理のほうは、それは観光協会にお任せしてもいいかなと思うのですが、主体的にあそこを、主導的な管理はやはり町でないとうまくないかなと思うのです。やはり責任があると思うのです。そこに人が入って、親水公園ですから、公園の中を遊歩してくださいよ

というふうなことを目的に造っているわけですから、危険があるような状況というのは町ではつくってはいけないと思うのです。やはりこれはトラストのほうに言っても、危険な部分の位置、一時期指摘したこともございますけれども、やはり町の一部なので、誰かに委託、観光協会に委託していると同じようなものですから、主体的に自分たちがそのところを管理をしていく、整備をしていくというのは町の所管になるかなというふうに思いますので、そのところをはっきり認識していただかないと、これから誰が管理をしているのか分からないような状況になってくると、やっぱり一時期はよくなったとしても、また元に戻ってしまうような感じがありますから、実際今まで町の方がそのところをいろいろやってくれていたのも、再度それを認識していただいて、あそここのところの整備をやってください。それで、その上にその観光ボランティアが組織できるということであれば、そこをお願いするのは結構な話だと思いますので、町の責任が十分あるということを認識してやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 ここ2、3年で私のほうがこちらの課のほうに異動してきてやっている中では、先ほど言った覚書の中では観光協会が主体となってやることにはなっておりますけれども、除草作業、そういったものにつきましては、うちの課のほうからやりましょうということで観光協会のほうにお声がけをさせていただきながら、うちの課の出られる職員は全員出ながら、逆に言うると主体的にやってきたつもりではありますので、そういう意味では全然町のほうとしても担当課としては責任を持って管理していきましようという気持ちは十分持っております。

また、組織が変わってから施設長という役職の方のほうにも就いていただいて、主としてはバーベキュー場、その辺を主に、あと学校橋河原、そういったところの施設の責任者という形の立場の方も今観光協会職員でおりますので、そういった方が結構時間を見ては親水公園のほうも除草していただいたりだとか、そういったこともしてくれてはおるのですが、何せやはり広い範囲での除草作業になりますので、とても1人、2人で終わるものではないので、それは町の職員のほうも出て、一緒にやりましょうということで今までもやってきておりますので、その姿勢というのは変わらず、町も観光協会と一緒に中心となって当然きれいにしていこうというところで考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） よろしくお願ひしたいと思います。対外的なものについて、町民が利用するだけではなくて、よそのところからも来て利用するわけです。これが公園かいと言われないうちにやっていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号7番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の新型コロナ、5類への移行についてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めていきたいと思えます。

1番目に、新型コロナが5類へ移行についてであります。新型コロナが2類から5類に移行になるということです。現状の感染状況を見ると、近隣自治体より本町は多いように思えます。これは1月までの感じでありましたけれども。この状況で移行するならば、国保会計への影響は免れないと考えるわけです。いかに感染者を低く抑えていくことが今後の本町にとって問われることになると思えます。

そこで、(1)、本町と近隣自治体との感染者数を伺います。

(2)、感染者が多ければ国保税の引上げにつながると思えますが、まだ余裕はあるのか伺いたいと思えます。

(3)、いかに感染者を抑えるかは大事であります。感染者が増えた場合、マスクの着用、PCR検査などの対策、呼びかけを伺いたいと思えます。

以上です。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目1の(1)についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された方の全数届出の見直しに伴い、県では新規でHER-SYSに届出のあった数及び電子申請で登録のあった数を集計し、公表しています。この公表に基づき、令和5年2月19日現在、本町では感染者数が3,698人、東松山市2万256人、滑川町4,877人、小川町5,153人、川島町3,538人、吉見町3,275人、鳩山町2,167人、ときがわ町1,963人です。

続きまして、質問項目1の(3)についてお答えします。新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行されることで、移行後は幅広い医療機関で感染者対応ができるとされています。しかしながら、国や自治体が就業制限や入院勧告の措置が取れないほか、新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同様の対応が可能な病気になるにはもうしばらく時間がかかるとして、5類になっても引き続き感染対策が求められると、厚生労働省の専門家会合での考え方もあります。

今後の身近な感染対策については、新たなマスクの着用のように、個人や集団が流行状況やリスクに応じて主体的に選択して行うことになることを前提としながらも、着用の推奨等による感染対策は、国の動向に注視し、引き続き行ってまいります。

なお、現在PCR検査を実施している町内医療機関は3機関であり、今後も情報連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について、贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 質問項目１の（２）についてお答えいたします。

嵐山町での医療費の分類を見ますと、入院、外来ともに慢性腎臓病、糖尿病、精神疾患といった方が多く、新型コロナウイルスによる医療費の影響は全体の中では少なくなっております。国保会計は確かに厳しい状況ですが、コロナによる感染者の影響は少ない状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。人数は新聞に毎日の人数が掲載されていまして、11月から1月までの間というのは本町はかなり多いのではないかなと思っていたのですが、川島よりも多いという状況なのですか。これは、2月19日ということですが、いつからの集計なのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 これは感染した方全員ですので、3年前、すみません、日にちは、嵐山町感染した人、数は分かりませんが、嵐山町で感染したトータルとなっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 昨年11月から1月までの間はいかがなのでしょう。分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 すみません。全てのトータルを取ってしまいましたので、そのデータを今持っておりませんが、川口議員さんご指摘のとおり、今年の1月については嵐山町は感染者が多かったことを把握しております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） かなり多かったというふうに私も思っていますので、分かりました。

それで、（２）も（３）もそれほど影響ないのだということであるのですけれども、ちょっとよく分からないのです、影響が少ないというのは。町民課長、インフルエンザにかかった場合、私前に予備費というのを、これは何で必要だという聞き方ではないのですけれども、インフルエンザなどの流行に備えてきちんと予算取っておくことが大事だよと担当課長に教えられたことがあって、なるほどと思ったのですけれども、インフルエンザとは違うのだということで、認識でよろしいのですか。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

少ないと言った根拠というか、数字的に見ますと、令和3年度のコロナの診療分の陽性者が68件で、医療費が1,140万5,390円です。令和4年度の陽性者が287件、医療機関、これは11月までの途中なのですが、696万1,560円となっております。この新型コロナのかかった医療費を全体の医療費と比率を見ますと、令和3年度0.84%、令和4年度は0.5%、全体の医療費の中ではこれだけというか、こういう状況です。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。そうですか。

インフルエンザと同じような5類ですか。認識だとちょっと違うということなのですか。インフルエンザの人数もコロナの人数で当てはめればこのぐらいの負担、程度で済むということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

今答えさせていただきましたのは、これはコロナの診療だけです。インフルエンザは関係ないです。

○森 一人議長 インフルもそのコロナと……

○贅田秀男町民課長 その金額的なものは、ちょっとインフルと比較していないので分からないのですが、コロナだけを抽出してやった医療費は先ほどの金額ということです。

○森 一人議長 インフルのところは今分からないというところ。

○贅田秀男町民課長 はい。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） いや、でもインフルエンザもコロナ程度の人数であれば、そんなには大きな会計への負担はないという理解になると思うのですが、間違っていますか。そういうことをおっしゃっていたんですよね。どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 インフルエンザだけ高いとか、そういうことはないと思いますので、金額はちょっと分からないのですが、同じような感じにはなるかと思いますが、インフルエンザでもコロナでも。コロナだけすごいかかるとか、インフルだともっとかかるとか、そういうわけではなく、同じような数字になると思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　　そうですか。インフルエンザも同じような負担、程度になるわけなのですか。よく分かりました。

では、健康いきいき課のほうに伺いたいのですけれども、当面無料なのですか、ワクチンのほうは。無料なのか、一部負担なのか、ちょっと詳しい情報入っていますでしょうか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長　今国から示されているワクチンについて、まだ正式ではありませんが、概略について説明させていただきます。

今現在、今年の3月31日までが定期予防接種の期間です。あと1か月で原則終わるとなっていますが、国はこれを1年間延長すると。だから、令和6年3月31日まではワクチンの接種を今と同じ無料で行いますと。まだはっきりしていないのですが、まず秋冬に国民全員に接種を1度行うというのがまずあります。そして、秋冬ですから、オミクロン株対応のワクチンを打ったのが、9月終わりの頃から高齢者の方打ち始めていますので、秋冬になると1年たってしまいます。そこで、高齢者や基礎疾患、医療従事者等、そういう方については春夏に先行接種ということで行うということで、今言われているのが、まず春夏に医療従事者、高齢者等を行って、秋冬に全国民を対象に。細かいことはまだ分かっていませんが、全て無料で実施するという方向になっています。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　　そうですか。そうすると当面はいいのかなと思うのですけれども、やっぱりその後なのですよ。5類にいて懸念されるのがワクチンの有料化。お金がないから受診控えをする。先ほどもありましたように、薬が高いので、それも購入もできなくなってくる。ちょっと重症化する傾向が出てくるのではないかというのが専門家の見方なのです。そうすると、ちょっと町民課長、当然重症化して医療機関にかかれば負担が大きくなるというふうに見るのが普通だと思うのですけれども、いかがですか。間違っていますか。

○森　一人議長　答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長　お答えいたします。

公費負担につきましては、今まだ継続するという案があると聞いているのですが、そこはそういうふうには、一応調べたところでは書いてありますので、一切そこがなくなるかどうかというのはまだ、これから決まるのかなと思います。

以上です。

○森　一人議長　第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員）　　公費負担も、健康いきいき課の課長が1年間は延長する、ワクチンを。し

かし、それは期限があるわけです。期限が終わった後の、終わったからすぐ対策が取れるかということ私を懸念しているのです。やっぱり今年の1月は感染者数が多かったと、嵐山町では。そのままの推移で、期限が切れた段階で増えてしまったら、当然私は国保税の値上げということにつながってしまうと思いますので、そうすると、国保税が上がれば未納者が増える、未納者が増えれば資格証明書か短期保険証になってくるわけですよね。医療機関に行っても10割負担となってしまう。お金がないから、さらにかかれないので重症化になっていくという、こういう連関というか、つながりになっていくと思うのです。私はそこを心配しているのです。ですから、前もって町としての対策を、これは(3)で改めて聞きますからそこはいいのですけれども、そういうふうになっていくのではないですか。値上げになれば未納になる。未納になれば、資格証明書、短期保険証どっちかになってくる。そうすると10割負担だから、短期保険証は10割ではないけれども、一旦出して返ってくるのか。なってきますから、重症化してくるといふ、そういう関係になってくるのではないですか。いかがですか、町民課長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

伏守議員さんのときの一般質問でお答えさせていただいたのですけれども、保険証につきましては資格証をこれから出していくということで今検討しているというところで、短期もなくなるのではないかと。その保険証だけでいく。そこは今検討中だと思うのですが、そういうのをちょっと今、情報が来ていますので、そこら辺はまだ確定はしていません。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 国保税が値上げになれば未納者が増え、そして資格証明書になると10割負担になって重症化するといふ、この関係は成り立たないということなのですか。ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 ここからまた負担割合が個人になる。だから、そこで行かなくなる、重症化する、そういう流れで考えていくとそういうふうには思いますが、早期に対応していけば、すぐ検査をしてというふうな考え方でいけばいいのかな。行かないから重症化してこうだ、税金上がってと、そういうふうで考えていってしまうと、どうしてもそういうふうな流れになってしまうと思うのですが、あと税率を上げるということも前提なのですけれども、これはこれからちょっと検討させていただきますので、今すぐというわけではないので、そこら辺はちょっと考え方で違ってくるのかなと思いますけれども。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私が言ったことは認めながらも、早期に対応すればそうはならないのだよという今のお答えだったと思うのですが、早期に対応というのはどういう対応なのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 国保税が払えないから医者に行かない、それで重症化していくというのではなくて、自分がコロナというか、熱が上がったらすぐ病院に行って対応すれば重症化も減っていくということだと思うのですけれども。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですよ。だけれども、国保税が払えないような人はどうして病院に行けるのですか。資格証明書をもってでも、これは後からもらえるわけですよ、お金ね。だけれども、一旦10割払わなければならないという、負担が大変だから受診控えというのが実際起きてしまっているわけでしょう。そうではないのだということをおっしゃっているわけなのですが、病院にどうやってかかれるわけなのか。ちょっと教えてもらいたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 国保税が納められないので医者にもかかれないというふうに考えてしまうと、それはこちらとしてはお願いする立場なので、かかってももらえればと思うのですが。税金が高いから行かないよ、そういうのではなくて、そこら辺はその人の病状でお願いできればと思うのですけれども。

○森 一人議長 おおむね1時間たちましたので、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時35分

再 開 午後 2時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員の再質問からです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 新型コロナの関係なのですが、ちょっと私はこの値上げにつながるようなことになったら大変だなということをお聞きしているのですが、ただ、課長は値上げになっても大丈夫なのですよというような言い方なのです。病院にかかればいいではないかという。そういうお金がない人がかかればいいではないかということをおっしゃっていたので、では何か制度があるのかなと思って聞いていたら、同じような答弁ばかりなので、やっとな私も分かりました。何もないのだ

な、制度は。ただ課長の思いだけでお答えしていたということで。やっぱり思いは大事ですけども、現在ある制度の中でお答えしていただきたいというふうに思いますので、私の見立てが間違っているのだったらおっしゃっていただき、そのとおりであればそのようになると思いますので、お答えいただきたいと思うのです。

それで、これで1年間は大丈夫でしょうけれども、有料化になったら、ある程度の受診控えは起こるのではないかと専門家は言っているのです。ここにありますが、専門家の取った分は。この見立ては、専門家の見立てというのは、ある程度そのとおりだというふうに思いますか。いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 まず、コロナのワクチンについては、先ほどお話ししたように1年間延長して、無料で接種はできます。ぜひ町民の方々につきましては、多くの方に接種をしていただき、重症化にならないよう、まずお願いしたいと思います。

そして、国は公費負担、病院にかかる公費負担ですが、まだ正式には細かいことは出ていませんが、方針では5類以降では一部自己負担になります。ただし、受診控えが起きることなどが懸念されることから、当面は公費での負担を継続した上で、段階的に見直していく方針ですというふうに、詳細は出ていませんが、方針は今のところ出ておりますので、いつから、では公費負担がなくなるのか、どういう割合で自己負担になるのかというのはありませんが、今現在では引き続きというふうになっていますので。

そして、一番私が思うのは、思い出してください、3年前です。コロナが始まったときは、武漢株、従来株ということで、かかると重症化リスクがすごく高く、亡くなった方も多くいらっしゃいました。その後に何回も変異して、デルタ株だとかオミクロンだとか、B A. 1とかB A. 4とか5に置き換わって、今は感染力は強いですが、弱毒化しております。かかった方は多くいますが、病院にかからず、家で市販の薬を飲んだりしただけでも治るような方も多くいらっしゃいますので、まず何とんでもワクチンを打ってもらって、重症化しないような態勢を取っていただきたいと、そういうふうに思いますので、まだ1年間無料接種がありますので、ぜひ多くの方に接種をしていただきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。弱毒化しているというので、それはその時点ではそうなのでしょうけれども、この第8波は第7波を超える死亡者が出ている。死亡人数は第8波のほうが多いということです。決して侮れない、弱毒化しても。そのことはしっかり認識しておいたほうが良いと思うのですが。

これも、ですから段階的になくなっていくと。なくなった段階でどういう措置が大事かなのです。

それは（３）なのですけれども、当面私はマスクとPCRしか浮かばなかったのですけれども、マスクの着用については国の動向を見て決めていくということなものです。嵐山町もこの1月かなり多かった。こういうときに町独自の判断というのが私は必要になってくると思うのです。そういう時期にどういうふうな形を取っていきたいのか。お考えありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 国では今月の13日からマスク着用の考え方を示しております。原則3月13日からはマスクの着用は個人の判断が基本、委ねるという形になっております。ただし、感染が大きく拡大した場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがありますというふうに国のほうは申していますので、マスクは取りあえず、今現在、13日からは個人の判断が原則ですが、感染拡大したときはまた国のほうから着用を推奨するというところでお知らせが来ると思いますので、そのときは町民の方々に周知をし、感染拡大にならないようマスクの着用を徹底していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、町独自でもマスク着用を推奨という、もう少し強い言葉なのか、町民に求めていくという、そういうお考えなのですか。ちょっと違った。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 町が単独でという考えはございません。国が一時的に場面に応じた適切なマスクの着用というふうに呼びかけたときは、町もそれに従って推奨していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そこが大事なのだよね。やっぱり各自治体である程度の判断を持っていくべきだと思うのです。マスク着用の推奨。推奨で済むのだから、言葉はちょっと適切ではないかもしれませんが、町で判断を持っていったほうがいいと思うというか、持つべきだと思うのです。国保税にさほど影響ないのだと言いながらも、弱毒化していると言いながらも、やっぱり死亡者は第7波を超えて、それなりの感染者がいるから死亡者が多いわけで、こういうのをできるだけ少なくしていく。町独自で少なくしていくという考えを持っていかないと私はいけないと思うのですけれども、どうですか。ちょっと間違っているかどうか伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

町独自で町民の方にマスクをお願いするという考え方は確かにあるかと思えます。しかしながら、

国が2類から5類に変更した。どういうことかという、2類でできること、5類でできないことがございます。一番大きなのが行動の制限でございます。2類のときは緊急事態宣言であったり、感染者は今現在だと7日間の自宅療養、濃厚接触者は5日間の自宅療養を、これは行動制限ができるのですが、5類になったときにはもうこの行動制限がございません。したがって、川口議員さんがおっしゃるように、マスクをしてくださいという、行動制限でなく推奨という形ですが、5類になった時点でそういうことはできなくなるというのが5類に移行したときの行動制限になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 全国知事会の会長、鳥取県の平井知事が、マスク着用について個人の判断と言われても困るということでインタビューに答えていましたよね。確かに、これは国の方向である程度の方向づけしてほしいということではあるのですが、しかしやっぱり自治体、ここは嵐山町民に責任を負うところですから、嵐山町民の、あるいは国保会計に責任を負う立場から考えたら、嵐山町が判断しなくてどうするのですかということ。国待ちなんて。嵐山だけ増えて、ほかは大したことないということが場合によったら起きるかもしれないわけです。やっぱり町独自で、ちょっとこれは多いなというときにマスク着用を求めていくということは私は必要だと思うのですが、ちょっとこれ、もう課長と話し合っている、課長の答弁を聞いていてもしょうがないので、同じことしかおっしゃらないでしょうから、町長か副町長、どちらかに伺いたいと思います。マスク着用を町独自で求めていくということをしていくべきだと思うのですが、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 今週の月曜日に役場の中でコロナの対策本部会議を開催させていただきました。その中に、3月13日からのマスクの着用についてという議題がございました。町民に対してでなく、役場の職員としての対応についてそのときに話されたことをちょっとお話しさせていただきます。

マスクの着用については個人の判断が基本となりますということなので、仕事をしている役場の職員、してもしなくても個人の判断ですから、いいということが原則でございます。ただし、3月13日から来庁するお客様は多分ほとんど、8割以上の方がマスクをつけてくるのではないかなというふうに想定をしております。そして、窓口業務。マスクをしてきた高齢者に対して役場の職員、窓口業務でマスクをせずに対応するとなると、マスクをして行ったお客さんから言うと、いいといってもちょっと心配だよねという方もいらっしゃる、対策本部の中では、原則、中にいる職員はいいですよ、ただし窓口業務で町民と対応するときはマスクをしましょうという取決めを役場の中では設けさせていただきました。町民の方個人個人への周知というのは、国の方針もありますから、

町独自では難しいと思いますが、役場の中での取決めというのは対策本部の中で取決めをさせていただいたところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと本当にしつこくなって申し訳ないのだけれども、感染状況が悪化しても同じ考えで進めてしまうということなのですか。町独自での判断はやらない、つくらないということなのですか。それはちょっと違うのではないかなと思うのですけれども。いや、つくらないのだということであれば、一言でいいですから、東京都医師会の尾崎会長も、屋外はもう必要ないでしょうと。屋内も、換気がよければ外すこともいいでしょうということを行っているのです。だけれども、換気が悪い状況の中ではしたほうがいいということをおっしゃっているわけなのです。こういう、医師ですか、専門の。これは、東京都の医師会長ですから、東京都民に言ったことなのでしょうけれども、町としては、やっぱり流行期か流行でない時期かというのを、判断はやっぱりしていくべきだと思うのです。それができないようでは地方自治体の役割を果たさないと、大きく言えば。そういう問題であると思うのです。ぜひ私はつくっていくべきだと。その基準をどうしていくか、難しい問題でしょうけれども、基準をつくっていくべきだと思うのですけれども。

また課長。町長のほうでは難しいですか、この答えは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 では、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、論点が幾つか、ちょっとばらばらになっているので。感染爆発が起こったときには、国においても町においても、これはすぐに対応しますよと。今までの対策とは違う対応をしますよということがまず大前提です。それがまず1点。

それから、あと、今お伺いをしていると、国保会計の問題と、それから感染の問題、これは全く異質だと思うのです。これは命の問題ですから。国がこういう方向性を示した。でも、それに対して異を唱えて、嵐山町はこうですよ、そこまで言い切るには、科学的根拠、医学的根拠、治験、それを国の治験を超えるものがなければ、そこまで断言してやることはできません。だから、あくまでも国の方向性に従ってやはり嵐山町ではやりますよ。ただし、マスクを着用する、しないはあくまでも個人の自由ですから、強制して外しなさいということはないわけです。ですから、そういった点においては、今の取組の形が一番、私は今取るべき嵐山町の姿であるというふうに思っております。ぜひご理解いただきたいと思っております。

それから、あとは国の方向性と町の方角性が違った。子どもたちなんか聞いたらどうなってしまうのでしょうか。これはとても大きな混乱を招くことも想定ができますので、そのところは、議員さん一生懸命訴えていただく気持ちは私自身もよく分かります。しかし、それを違えてやるとい

うことは嵐山町は取るべき方法ではないというふうに思っています。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。そういう町の考えを持っているのかということで、分かりました。ただ、私は、ちょっと感染が多いなという時期にはマスク着用を、これは声がけで、呼びかけで済むわけですから、減少をしていく大きな手段になると思いますので、私は求めていくことが必要だと思うのです。

インフルエンザの流行期、これはあまり町民に呼びかけはしないのかな。学校では学級閉鎖、学校閉鎖という形を取りますけれども、確かにそういう不慣れな点はあるわけですが、ぜひ研究をしていっていただきたい。嵐山が増えた場合、ほかは少ないのだが嵐山が増えた場合には、そういうこともあり得るのだということをお考えいただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 菅谷公園についてです。菅谷公園の桜の木が伐採されたわけです。そこで、

(1)、伐採した理由を伺います。

(2)、今後植栽はするのか。するのであれば、どのような計画か伺います。

(3)、公園の南側歩道設置が必要と考えますが、お考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えさせていただきます。

菅谷公園の道路側の桜は、これまで近隣住民の方や公園利用者の方から、枝が落ちてくるなどのご意見がございました。また、道路にも大きく枝を張り出しており、道路法第30条の建築限界を侵している可能性があり、車に木の枝が接触する可能性がございました。桜を植樹してから長年が経過し、老木化が進んでおり、さらに枝が落ちてくるなど公園利用者に危害が及ぶおそれがあるなどを考慮し、関係者との協議を進め、伐採することとしたものでございます。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えさせていただきます。菅谷公園は春には桜が咲き誇り、利用者の憩いの場となっております。引き続き桜が咲く公園としていくため、関係者と協議し、道路に近くない箇所にカワヅサクラ4本、ジュウガツザクラ1本を植樹させていただきました。

続きまして、（3）につきましてお答えさせていただきます。町道2-21号は一部歩道がない箇所がございます。これから学校再編を進める中で、通学路の道路整備が答申の配慮事項に記載があります。今後全体的な通学路整備を進める中で検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 伐採をした理由について、なるほどというふうに思います。枝が落ちてくる。最近コンテナの車が大変多いので、あれは高いですから、3メートル50は大体あるのかな。3メートル以上あると思いますので、枝に当たるかななんて、いつも見ながら。老木も進んでいましたので。老木も進んでいるという言い方はおかしいのかな。私もいつ質問しようかなと実は思っていたのですけれども、先にやってくれたのでよかったわけですが、これ長年経過って、植えてから。これは何年かというのはわかりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

菅谷公園は昭和52年に町制施行10周年、合併22年を記念して開園されました。ですから、その前ですから、昭和50年程度に開発工事を始めておりますので、その頃に植栽されたものと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 昭和50年というと1975年。1975年だから……

〔「48年です」と言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 48年。ありがとうございます。48年であのくらいになってしまうのか。

嵐山町は都幾川沿いに桜の名所はあるわけですから、今後の植え替えの一つの判断基準になるかなと思ひましてちょっと伺ったので、参考というか、分かりました。それを聞いて、またご提案というか、質問していきたいと思ひます。

それで、(2)なのですけれども、代わりに桜を植えた。カワヅザクラ4本、ジュウガツザクラ1本。この桜を選んだ理由というのは何なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらの公園、伐採するに当たりまして桜を植樹するにつきましても関係者の方がございまして、そういうようなことで今年だけではなくて長年で協議させていただいて、やっぱり、答弁でありましたとおり、桜が咲いていて、長く町民から愛されている、そういうことを考慮して、ご希望によりカワヅザクラ。昔から嵐山町等にある桜及びソメイヨシノだけではなくて、長く桜を見たいというご希望がございましたので、カワヅザクラとジュウガツザクラを植栽させていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと（1）で伐採した時期なのですけれども、これ2月に切ったわけですね。これ、桜が咲いた後切ってくれればという、そういう方がいたのですけれども、公園で遊んでいた方が。そういうお考え、今年は楽しませて、その後切るというお考えはなかったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今年度の補正予算で予算をいただいて伐採計画をさせていただいて、植樹も計画させていただきました。年度内ということで見切る必要がございましたので、協議しましたけれども、昨年度も同じような話しさせていただいて、一回咲いてからという話で延長した経緯もございます。やっぱり桜を切るには花の咲いていない時期が一番業者も切りやすくて、咲いた後になりますと、やっぱり伐採の費用等を考えまして、早めに伐採させていただいて、加えて、植樹をするに当たりまして植樹場所を確保する部分があります。植樹をするには、今の時期ですから、3月上旬には植樹しないと木は育ちませんので、それを考慮させていただいて、1月下旬に伐採したものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） （3）に移ります。

通学路は今後も検討するというので、今回の整備では歩道整備は考えないということなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

通学路整備につきましては、ここだけではなくて全体的な整備として、菅谷区の周りもまだ歩道がない通学路はたくさんあるというふう考えております。その優先順位を見ながら考えさせていただき、確かにここにおきましても歩道はございませんので、その候補地の一部になるかなと考えているところでございますが、今回は公園を主として考えさせていただきまして、桜がやっぱり枝が出てくる、危ないということで伐採させていただいて、引き続き桜を見るということで考えさせていただきました。道路整備につきましては、この次の段階と考えているところであります。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。歩道は考えていないという答弁が来るのかなと思ってちょっと準備をしていたのですけれども、こういうことで今後考えるということなので、それはそれでよか

ったのですけれども、菅小、お墓の前から菅中までのあそこの歩道幅というのはどのぐらいなのでしょう。1.5メートルくらいあるのかな。分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えします。

菅谷小学校から菅谷公園に行くまでの歩道ですね。それはそれほど広くなくて、広いところで1.86メートルの2メートル弱で、1.5メートル程度が平均なのかなと考えているところでございます。以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、大体その幅で今後も造っていくのかなという感じを私は持っているのですけれども、あそこにもう植えたわけですよね、カワヅザクラは。その幅というのは十分取れますか。ちょっとバックはしていますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今回植えたカワヅザクラは、道路から枝が出ないような場所をとということで業者とともに選定させていただきまして、道路から4メートルは離させていただいております。どこまでの歩道かというのはまだこれからの検討でございますが、4メートルあれば十分整備ができる可能性があるかな。ただ、あくまでも可能性の話でございますので、今後整備についてはまたその都度協議させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、4メートルバックしているの、道路からは。なるほど。そうすると大丈夫なのかな。ちょっと見た目ですと、これで歩道を造って、歩道が南側に今まで設置されているから、その続きが一番いいと思いますので、公園側は車道になるのかなと思うのです。そうすると、幹がだんだん太くなって、枝も出てくる。そこを考えると、ちょっとバックが足りないのではないかな。4メートルとはいえ、ぶつかるのではないかなとちょっと心配したのですけれども、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

カワヅザクラはそれほど大きな木にならないかなと考えております。今でも菅谷区には1本カワヅザクラが植えられておりまして、あの程度が多分。植えた時期がちょっと定かではないのですけ

れども、あのくらい桜が大きくなっても続くのかなと考えておりました。今まで植えて、道路でびっちり、道路側にすれすれに植えているような木ではございませんし、4メートルもありますので、もし2メートルを下がったとします。仮に2メートル下がったとしても、2メートルございますので、十分距離があるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、そうですか。では、分かりました。次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 3番の生活道路についてです。生活道路は、センターラインのない狭い道路が多いわけです。そうした道路を車で曲がる場合、隅切りは必要であります。しかし、現状は、4メートルもない道路にもかかわらず隅切りがない道路がまだまだ見受けられます。生活道路における隅切りの設置について考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

生活道路にかかわらず、新規に道路整備をする場合は、道路構造令に基づき、隅切りを設置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 新規は当然造っていくのでしょうかけれども、現状の道路でも私は積極的に隅切りを造っていくべきだというふうに思うのですが、そういう考えはないということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路整備につきましては、多額の予算がかかるものでございまして、なかなかこの場所、この場所というのがない。確実にやるというのはなかなか難しいものかなと思います。ただ、地元から要望があつて、地権者が協力するというのであれば、ちょっと検討させていただいて、予算を確保しながら整備できるかなと思います。ただ、こちらから隅切りをとというのはなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ああ、そう。あまり積極的にやることは考えていないということなのですか。ちょっと驚きました、その考えは。そうなのですか。

これ、ちょっと私質問するに当たって、12月にブロックにちょっと接触してしまいましたので、そこが、その道路は、あそこは4メートルもない道路を曲がろうとしたので、こすってしまったわけなのですけれども、それで今回の質問をしようと思ったのですけれども、ああいうところも別に積極的には町では隅切りを造っていこうという考えにはないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

現在国も含めて、基本的には道路の維持管理をメインとして考えさせていただきます。町におきましても、橋りょうの点検や舗装の修繕を行いながら今のものを維持管理していくというのをメインで考えています。ただ、都市計画道路のような政策的な道路につきましては整備しておりますし、地域から要望があって、どうしても整備していきたいというものについては、国の補助金をもらいながら整備させていただいております。基本的には維持管理をメインに考えておりますので、新たにそのような要望があった場合は、地元でどうしても必要と、加えて地権者もぜひやっていただきたいと要望があった場合は検討させていただくかなと考えておりますが、こちら側からつながりをするというのはなかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私は、地権者の協力が得られないので、なかなか隅切りもできないのかなと思っていたのですが、そうではないということなのですね。いや、ちょっとこれは驚きました、そういう答えが来るとは思っていなかったのです。地権者の協力というのが一番私はネックになるのではないかなと。自分の家を僅かでも削るわけですから、地権者にしても難しい判断をしなければならぬ。できればそのままにしたいという思いは私も十分分かりますので、それがネックになっているのかなと思っていたら、町の政策としてそういう考えなのか。

これはどうなのだろうかと、ちょっと今聞いていて思ったのですけれども、やっぱり車で走るというのは、温暖化の中であまり私も言いたくはないですけれども、普通になっているわけですから、隅切りの必要性を積極的につくっていききたいという方針というか、政策だけは私は持っていきべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

もちろん地権者の協力が一番でございますし、それには地権者の協力があっても、なかなか整備ができなければ隅切りはできないと思いますので、両方のてんびんというか、両方があってこそかと思えます。もちろん地権者の協力がないと道路の買収はできませんし、やっていけないというも

のでございます。

隅切りにつきましては、道路を新規に整備するときはやっていかないとなかなか難しいかなと思ひまして、隅切りがない道路はかなり町内でも、全国的にも点在するかなと思ひますので、それを一つ一つやっていくというのはなかなか難しいかなと思ひます。基本的には、先ほど言いましたとおり、道路の維持管理が今のところメインとなっております。これは全国的な傾向だと思ひますので、そういうのをやりながら、そういう地権者が協力的になっていただいて、道路構造物がなかったりして、町の整備においても無理のない範囲でできるものであったらできるかもしれませんが、基本的には現状の維持管理をメインで考えて、この計画を考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 限られた予算の中だから、どこを優先かというのはあると思うのです。隅切りの予算をかなりつけても、私は一つもできない年度があっても不思議ではないと思っています。それは、先ほど申しましたように、地権者の協力が得られるかどうかですから、ただ方針上は、私は持っていくべきだと思うのですけれども、これ、どうですか。町長、副町長どちらかでもいいですが、課長とはもう、同じ答弁しか返ってきませんので。方針上、これは持てないのか。持つ気がないと言っているのですけれども、持っていくべきだと思うのですが、お答えちょっといただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

基本的には川口議員の考え方に、私も思っています。ただ、現実を考えていきますと、隅切りを造らなくてはいけない道、今ない道というのですか、これはどのくらいあるのかというのを考えたときに、そう一朝一夕に、すぐやりますという形にはならないかなというふうに思っております。あとはそこを利用する人たちの基本的な生活の環境というのですか、どうしてもここは誰が見ても隅切りが必要なのではないかなというようなところがあれば、それは予算化を図ってやっていくようになるかなというふうに思っています。いい機会でございますので、ちょっと全体的に一度考えてみたいかなというふうには思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひそういう考えで進めていただきたいと思ひます。

それで、ちょっと課長に。あそこは一旦その地権者の理解で隅切りを造ったわけなのですよね。だけれども、またブロックの建造物を造ってしまったわけなのですけれども、私は隅切りを造った段階であそこの部分の土地の購入だけ進めれば、私もぶつけなくて済んだわけなのです、今後そういう方向にすべきだと思うのですけれども、課長では駄目かな。無理かな。ちょっともう一度伺い

たいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

当時の交渉がどうだったかというのは分からないのですけれども、一般的に隅切りでも、基本的には3メートル程度の隅切りはいつも欲しいのですけれども、そうではなくて、現実的にここまでしかやらないよという場合は、基本的には買収させていただいて、やっていく必要があるかなど。当時の経緯は分からないので何とも言えませんけれども、今後やる場合は、協力していただけるものにつきましては協力していただく。ただ、基本的には道路構造令に基づいた隅切りを町は考えておりますので、そのような方針でやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ、そういう理解がある時期に。時期を逸するとそういうふうには。そういうふうになって、どうしてまたあそこを造ってしまったかという、あの隅切りを造ってコンクリートでやったら、コンクリートの隅切りの部分をぶつけていって、「黙って行っちゃうんだよ。ふざけるんじゃない」というような言い方で。だから、あそこに建造物を造ったのだと。今後花でも植えてやりたいなんてということで今も造ってありますけれども、そういうことなので、確かにぶつけて黙って行ってしまふ、それに腹が立つというのは私も気持ち的には分かりますけれども、そういう段階を、隅切りを一旦造ったわけですから、時期を見逃さずに、このときに購入しておけばよかったという、購入できるように私はしていただきたいと思いますと思うのです。

課長、いいですか、そういう方向で。町長、副町長、いや、よければ別に質問をしないですけれども。意味が分からないか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

川口議員さんご指摘のとおり、その当時で協力していただけた場合は時期を逸せずに、今後についてはやっていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 4番目、災害に強い町を目指してということで。今年は関東大震災100年となる年であります。私たちは災害に学び、災害に備えることが、犠牲となられた方への追悼になると考えるわけであります。

そこで、(1)、大規模災害が起きた場合の避難場所は何人避難できるのか伺いたしたいと思います。

(2)、昨年12月31日、山形県鶴岡市で大規模な土砂崩れが発生し、2人が犠牲になりました。この鶴岡市では土砂災害警戒区域に指定されていたわけですがけれども、地元の警戒感は薄かったということでもあります。本町にも土砂災害警戒区域があるわけです。鶴岡市の教訓から、大雨等早めの避難を促すべきと考えますが、考え方を伺います。

(3)、毛布は何人分、食料は何日分保管してあるのか。

(4)、今年は避難訓練の予定をしているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目4の(1)につきましてお答えいたします。

令和4年3月に改定しました嵐山町地域防災計画において指定避難所を9か所定めており、想定収容人数は1,669人でございます。この数字は、嵐山町での想定被害が最も大きい関東平野北西縁断層帯を震源とする地震の1日後の避難所避難者数1,565人を網羅しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。土砂災害警戒区域は、平成12年5月に制定された土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定しております。嵐山町では平成23年から26年にかけて37か所が指定されました。なお、現時点で指定箇所が増える予定はございません。

区域内には現在28世帯、68の方が住んでおりますが、台風接近時など大雨により土砂災害の発生が懸念される場合には、指定避難所を開設する前に先行して、電話等により、早めに安全な親戚、知人宅、または役場へ避難するよう呼びかけております。また、28世帯全てに防災無線の戸別受信機を設置しておりますので、チャンネル指定により、28世帯だけに放送できる体制となっております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。備蓄数につきましては、毛布1,072枚、食料7,574食でございます。

毛布の目標数は(1)でお答えした避難者数分1,565枚ですが、不足分につきましては、自宅から持ち出し、埼玉県の防災基地からの支給、災害協定により事業者や協定先自治体から提供、全国の自治体からプッシュ型で届く分などが見込めます。

食料の目標数につきましては、同じく1,565人に自宅等の避難者数1,043人を加えた2,608人の発災直後3日分9食、計2万3,472食を埼玉県と嵐山町が担う計画ですので、折半した1万1,736食分となっております。不足分につきましては、国等からのプッシュ型支援や、災害協定により事業者や協定先自治体から提供が見込めます。

しかしながら、毛布や食料に限らず、町民各自が災害に備えて必要な物資を備蓄するよう、日頃からの意識づけが大切と考えております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。令和5年度は町が主催する防災訓練を予定しております。現時点で詳細は未定ですが、これまでのような訓練シナリオがあり、自衛隊や防災へ

りが参加する大規模な内容ではなく、12の防災会が各地域で同時に訓練を行う統一訓練型を考えております。あわせて、職員による携帯型防災無線機を使用した、各地域からの連絡訓練等を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 何人避難できるかということで、関東平野北西縁断層帯を震源とする地震、これが発生すると1,565人が避難するようになると。それを超える1,669の方が避難できるということであるわけですがけれども、こういうことを想定するというのは大事ですがけれども、よく、見込みを大幅に超えてしまうということも度々あるわけですよね。その辺のことはお考えの中にあるのか、こういう災害対策の。ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

今回お答えした想定収容人数の1,669人でございますけれども、こちらにつきましては、コロナ対策を施して、各避難された方のプライベートスペースといいますか、距離を確保した状態での人数となっております。ですので、今後そのようなことを加味しないで避難所に収容するということになりますと、大幅に人数が増えるということは計算できております。さらに、学校等の各教室につきましては、全ての教室を使った計算になっておりませんので、今回あくまでこの1,565人を収容するための算出ということで計画をしておりますので、それ以上の方が避難された場合には、今予定している部屋以上を使えば網羅できるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと（3）でもちょっとお聞きしたいと思いますので、取りあえず（2）に行きたいと思います。

山形県鶴岡市の土砂崩れですけれども、ここの調査した本山功さんという方、教授なのですが、この方が調査したのがちょっと載っているのですけれども、地層の風化が引き起こしたというふうにおっしゃっているのです。もともとはかちかちの岩石だったと。それが風化して非常にもろくなっていると。手でこすっても崩れてしまうということでおっしゃっていて、これは私も吉田で、かなり固い地盤です。私も50年ぐらい前に家を造ったとき、当時はまだつるはしで基礎を掘っていたのですけれども、そのつるはしから火が出るので、土方の人がお茶休みのとき、全くここはつるはしから火が出るので嫌になってしまうわいななんてちょっと仲間で話をしていて、それを私も聞いた記憶はあるのですけれども、そういう地盤です、吉田の私の家の辺りは。実家の辺りは。似ているなど何となく感じたのです、これを読んだときに。非常に固いのだけれども、風化するとろく

なると。確かにもろくなってくるのです。日に当たって、風に当たって。そういう現象が起きてしまうと、大雨……今回の場合、鶴岡の場合は雪と雨だったのかな。雪だったかな。土砂崩れが起きたわけですが、そういうことが吉田の地域には言えるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。いきなり食って、そうですねとも言いづらいでしょうけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 お分かりになりますか。

答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

議員さんの質問にちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、土砂災害警戒区域につきましては、以前狛守議員の質問のときにもお答えしたのですが、埼玉県が指定することになっております。ですので、調査についても県のほうで行って、危ないところを指定するという流れになっておりますので、町のほうでここは危ないだろうからということで土砂災害区域に指定するということはできませんので、県の指定に基づいて町のほうとしても対応する以外はないのかなというふうに考えておまして、それ以外に、ご自宅で住んでいてちょっと危険を感じる場合には、やはり自主的に避難していただくということが考えられますので、その辺は広報してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは鶴岡でも同じだと思うのです。ところが、そういう地盤だから、ある意味安心感があった、警戒感が薄かったということなのです。やっぱり鶴岡の教訓からいかに学ぶかというのが私は大事ではないかなと。鶴岡のこの事故、災害を見てそう思ったのです。ですから、かちかちの固い岩石のような場所でももろくなってしまうということは考えられる。そういうときもあるから、早めの避難が大事ではないかなと思ったのですが、そういう判断をすべきではないでしょうか。ちょっと伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

1回目の答弁でもお答えしておりますけれども、警戒区域にお住まいの方につきましては、避難指示につきましては先行して出しておりますので、住民の方に避難してくださいという全体的に発令する前に、全てのお宅に電話をして、早めに避難をしてくださいというお話をさせていただいております。ですので、指定避難所のほうは開設しませんけれども、軒数も少ないということですので、町のほうに職員がいますので、いつでも役場のほうに避難してきてください、または近くの交

流センター等に避難していただいても大丈夫ですとか、そういったことで、当然遠くに親戚の方がいれば、そちらのほうに行ってくださいということを早い段階でお知らせをしております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） その早い段階が大事なので、ちょっと基準はあるのですか。このくらいの雨が降ったら避難指示を出そうという、それをちょっと伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

雨量を見ておりまして、埼玉県のほうへも情報を提供しております。メッシュで、危ない地域は色が変わるようなシステムがありまして、その色が変わった段階で警報ですとか注意報ですとか、そういったものが出るようになっております。ですので、その警報も早めに発令されるわけなのです。その警報が出た段階ですぐにお知らせをしております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。そうですか。色が変わってからの避難というのはなかなか厳しい面もありますから、雨量がある程度予想されることがあれば、先に私は避難を指示したほうがいいと思います。これはちょっとご検討ください。

（3）に行きます。毛布が1,072枚、食料が7,574食あるということで、足りない分は自宅から持って行ってくださいということなのですけれども、令和元年の台風19号でしたよね。あのときに避難を嵐山町でも町民もしたわけなのですけれども、自宅から毛布を持ってきた人というのは何人ぐらいいたか分かりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 申し訳ありません。そこについては把握しておりません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私も避難した人に聞いたのですけれども、とてもではないけれども、毛布を持っていくような、大雨ですから、風が吹いて、そういう中で毛布をどうやって持つていくのですかと逆に聞かれました。自宅から毛布を持っていくというのはほぼ不可能。ビニールでかなり巻いて、雨がしみ込まないように、事前に、あるいはそういう袋を用意しておけば別でしょうけれども、それでも大変ですよ、持つていくのは。車は駄目なのですから、基本的に、手で持つていかなければならないのですから、当時は。今はいいのかな。何かあるか。ちょっとでは、さっき。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

こちらの数字につきましては、地震を想定しております。大雨につきましては、1,000人を超える方が避難するという想定がございませんので、大雨、台風の場合には大雨のさなかを持ってきていただかなくても間に合うかと考えております。地震の場合、1,500人を超える方が避難するという事は相当の災害という形になりますけれども、一旦は当然着のみ着のまま逃げさせていただくということが必要なのですけれども、安全を確認できれば家に帰る方も当然いらっしゃいますし、そういったことをトータルで考えて、1,000枚あればいつきはしのげるという形になっております。当然足りない部分もありますので、それにつきましては応援をいただくか、これから先に随時備蓄を増やしていく計画もございますので、その辺は少しずつでも増やしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 地震のとき雨が降らないという予測で準備しているわけですが、地震のとき雨が降らないなんていうことは約束できないわけですから、両方あるということもやっぱり考えた準備は必要だというふうに思います。

それで、毛布をほかから応援してもらうというのは、当日なんていうのはかなり難しいでしょう。地震というのは嵐山町だけで起きればいいのですけれども、やっぱり近隣にまで及ぶということが考えられるわけですね。阪神・淡路大震災、私もボランティアで行きましたけれども、大規模ですね。神戸中があれはやられた。神戸だけではない、大阪のほうまで行ったわけですが、そういう大規模な地震、そこまで大規模はないにしても、近隣に及ぶということは十分考えられるわけですから、当日持ってくるということはかなり不可能に近いのではないかなと思うのですけれども、可能なのでおっしゃっているわけなのですか。ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、当日何時に起こるかですとか、どういった時期に地震が起こるかということは当然想定できません。なおかつ、物資がどの程度で届くかということも、大変重要なことではあるのですが、実際に起きてみないと分からないというところがあります。道路が分断される可能性もあります。今の段階では、訓練等の段階では速やかに物資が届く手はずにはなっております。なっていますが、実際には今言った状況が変わることによって物資が届かないことも当然あるかと思えます。ですので、できる限り住民の方にはそういったときのために、これを持って取りあえず逃げれば、ある程度しのげるという物を持っていただきたいということを広報して

いきたいというふうに考えています。町のほうでも当然準備はするのですが、今言ったとおり、急に、あともう500枚用意するとか、そういったことは現実的に不可能ですので、できる限り一人の方でもそういったものを持ってきていただければ、その方は町の備蓄を使わなくて済むということですので、そういったことを広報していきたいというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひ町のほうも足りない分は、やっぱり想定できる人数分はそろえてほしいということを私は要求したいので、そういう言い方をしました。

災害協定のことがちょっと書いてあるので、今何社ぐらいと協定、会社だけではないのかな、しているのかちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

ちょっと今ざっと数えたのですが、38社、40社程度、民間、それから団体含めてございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。（4）については防災訓練を行うということで、こうした訓練をしっかり見て、まずい点があったら、また質問したいと思います。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時52分)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

3月3日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 青柳賢治議員

第4番議員 藤野和美議員

第12番議員 渋谷登美子議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福島	啓太	技監
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の令和5年度施政方針についてです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 9番議員、青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問させていただきます。

1点目でございますが、令和5年度施政方針について、現時点におきましては2月の9日に提出してございますので、施政方針の内容は分かりませんが、佐久間町長としては3回目の施政方針となります。コロナ感染症の丸3年間は、ワクチン接種対策、感染症によって多様で複雑化する町民ニーズへの対応など、町政を滞りなく執行されています。そこで、施政方針の策定に当たりまして、次のことについて質問いたします。

(1) 今日の嵐山町を取り巻く現状をどのように捉えられて、織り込まれたのでしょうか。

(2) といたしまして、町民からの要望や多岐にわたる意見などを把握して反映させることはできたのでしょうか。お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)について答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、質問項目（１）につきましてお答えさせていただきます。

私が町政を引き継いだ令和２年第３回定例会において、異例中の異例とも思われる代表監査からの発言、今の嵐山町の財政状況がいかに危機的状況なのかがなされ、それを常に念頭に置いております。その立て直しを最優先に考える中、まず前職から引き継いだ事業をしっかり前進、完成させること、長期にわたる事業はその方向性を明確にしていくこと、今後のまちづくりを踏まえ、必要と思われること、可能と思われることは早期に着実に実施していくことを念頭に、毎年度策定いたしております。その時点で実施できる事業もあれば、実現させてあげたいなど思っている事業でも、総合的判断から翌年度以降になってしまう事業もございます。令和５年度施政方針も、これらの観点を基本に策定したところであります。

質問項目１の（２）についてお答えさせていただきます。青柳議員ご指摘のとおり、町民からの要望やご意見は多岐にわたりますが、それら一件一件を真摯に受け止めております。そうした現状において、可能な限り多くの方々のご要望にお応えできるよう、職員と知恵を出し合って取り組んでいるところであります。しかしながら、全てを反映させることは困難であり、またご要望やご意見の中には受け入れ難いものも少なからず見受けられます。一つ一つを精査し、国や県等の動向も踏まえ、優先順位をつけ、柔軟に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員） （１）のほうから再質問いたします。

今町長のご答弁ですと、非常に嵐山町の財政状況が危機的状況であると。やはりその辺が一番ベースになった施政方針というふうに捉えられますけれども、要するに町長就任からですけれども、今コロナの中で約２年間出てきましたけれども、今の危機的財政状況を除くと、今いろいろ出されていますが、ある程度優先順位的なものも含めて、嵐山町の取り巻く現状というものを町長自身はどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。いろいろな国からの影響、県からの影響、それからまた地域の住民の皆さんの考え方とか気持ちとか、そういったようなところを全般的になってまいりますけれども、どのように捉えておつくりになったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

もう青柳議員もこの行政のシステムというものをよくご存じでありますので、優先順位は優先順位である程度つけて、では次はこうしよう、ああしよう。ただ、県だとか国の動向がぱっと変わる瞬間もありますので、そういったときにはこれはなかなかできないかもしれないということで優先順位が低い場合もあります。しかし、国や県の動向が変わることによって、よし、これをまず先にやっ飛ばさようというような判断も当然ございます。ですから、そのときの状況、大きな枠組み

の中ではそういった優先順位というものがありますけれども、それと同時に社会の変化、それから時代の流れ、社会の流れ、国や県の動向も踏まえる中で急遽こういう形で優先的にやりましょうというような事業の進め方もあります。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁ですと、非常に国から、県からの動向もやはりいろいろと変化があるという中で、それに機敏に対応していかれたいとおっしゃっていただきました。

それで、私ここのところは、今町長がどういうふうな現状認識でこの施政方針に取り組んでいるかということを知りたかったものですから、このときに出させてもらったのですが、もう一つ戻りますと、コロナによってこの3年間というのは、働き手もそうですけれども、いろいろな全てのものが消失してしまった。嵐山町でもそうだと思うのです。いろいろと商売をやっていた方がお店を閉じたとか。そういうような状況というのは、元へ戻るといったことはかなり難しいように私も今認識しているところでございますけれども、これから5類に移っていくわけですが、コロナによって消失されたような町の財産だったり、状況だったり、いろいろな総合的なことを町長としてはどのように捉えられておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

このコロナの影響というのは、本当に議員さんご指摘のとおり、大変大きなものがございました。そして、例えばどうにかこうにか継続をしてきた団体さんが、もう活動ができなくなってしまう、そういった状況に追い込まれたものもありますし、そして職員体制の中でも急遽全課局を挙げてワクチン接種に取り組まなければいけない。これも国からの情報が一転、二転、三転、四転、五転、本当にあの当時は週ごとに判断が変わっていくというような状況でありました。しかし、そういった状況であるにもかかわらず、職員の皆さんが本当に各課を挙げて、各局をまたいで協力体制をつくっていただいて、そしておかげさまで集団接種等も含めて、また町内の医療機関も含めてご協力をいただく中で順調に接種のほうも進め、希望される方には全員接種を終えております。また、この後もそういった状況は続きますけれども、しっかりとその辺のところを踏まえて進めていく。

それから、あとは町内の特に小規模事業者、これも本当に大きな打撃を受けています。しかし、そういった状況を踏まえて、国のほうでもこれが完璧ということではないですけれども、かなり手厚いいろんな支援策を用意していただいて、今日も決裁がこんなに来ていました。もう20件ぐらい来ておりましたけれども、そういった形で国のほうの施策を通して、町のほうからそういった一事業者、一事業者にお配りすることができるということは大変ありがたいなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁から、非常に就任以来、いろいろと矢継ぎ早にいろいろなことがありましたけれども、担当課からもそのような形で全課挙げてやっているという姿勢は私も高く評価させていただきたいと思いますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。

（2）に移ります。この（2）は、コロナ禍の中で、先ほども町長もいろいろなところの会合を含めて、大勢のところにはなかなか出てくる機会は少なかったような気はするのですが、その中でもさっき答弁いただいたように、町民からのご意見が多岐にわたるけれども、一件一件真摯に受け止めていらっしゃるという答弁をいただきました。その中で、私が（2）として町長に申し上げたかったのは、非常になかなか我々議員でもそうですけれども、大勢集まったところの会合で議会報告だとか、なかなか議員、議員、難しい3年間でございました。そんな中で町長ももちろんいろいろな審議会だとかいろいろな団体があるわけですけれども、第7波前ぐらいまでは非常にそういう会合すらリモートになったり、なかなか対面式にやれるような機会というのはそうなかったのかなというような思いがしております、その辺のところからそういった場合の中でどのように情報を、町民の皆さんの要望やら集めに行かれたのか、その辺のところについてお話しください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

本年の4年度に関しましては、ウィズコロナという位置づけの中で、その3年度に関しては対面で行うような会議ですとか集まり、これはほとんどできなかつたわけでありまして、4年度は感染対策をしっかりとる中でほとんどの会合は対面形式を実現いたしました。それで、やっぱり対面形式でやるということは、本当に顔を見ながら、実際に相手の表情を見ながら、また感じながら一つ一つのことを議論できるというのは本当にありがたいことだし、やっぱりこういうところをつくらなければ、本当の意味での真意というのはなかなか伝わりづらいなということもつくづく感じさせていただきました。また、いろんな報告関係も、私自身も個人的には12月の半ばに町政報告会というのを開かせていただいて、隣近所の小さなあれでしたけれども、人数を半分ずつに分けて、そしてそういったことも最低限報告をさせていただくような取組を進めております。

また、去年の12月の半ばくらいからですか、少し例えばお酒だとか、食事を伴うような、そういった会合もだんだん出てきて、かなりそういった会合も今年に入ってから増えてきている。こういったところは現状かな。ただ、不特定多数の人たちと一緒にというのはなかなかいかないですし、また30名、40名なんていう大きな会合、そういった場というのはいまだありませんけれども、本当に日常生活をほとんど分かっているような、そういった小さなグループに関してはそういった会合もスタートしておりますので、そういった方向も含めて今度は5年度に関してはさらにアフターコ

ロナを目指す中で取り組んでまいりたいと思っております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町長の今のご答弁で、もう4年度からスタートしていらっしゃるということで何よりなことだなと思えますし、私もこのところちょっといろいろな団体といっても数多くあるわけではありませんけれども、また私の知っている団体の方からも、町長も就任して2年ちょっとになったのだけれども、よく会合に出てきていらっしゃるって、よく聞いてくださるというような話も私の耳にも入っておりますので、積極的に、なかなか大勢のところは無理かもしれませんが、今後は地区の総会だとかいろいろなこともありますので、もう嵐山町中を全域をくまなく回るような感じで町長から自ら顔を出していただいて、吸い上げていってほしいというふうに希望いたします。

2番に移ります。DXを生かした地域共生社会のまちづくりについてです。1月の比企郡町村議会研修会で自治体DXと地方議会の役割という研修がありました。そこで、我が町も積極的に取り組むことが重要と考え、質問いたします。

(1) 自治体DX推進計画について、町はどのような状況にあるのでしょうか。

(2) 2040年問題への対策、備えはできているのでしょうか。

(3) 地域共生社会への理解や推進は、今後の町政運営に重要となる。見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、私のほうから質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

現在のところ、自治体DX推進計画を策定する予定はありませんが、自治体DX推進手順書に基づき、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容について検討を進めております。町では、手順書の中で必須とされている自治体情報システムの標準化、共通化と、自治体の行政手続のオンライン化について重点的に取り組んでおります。また、重点取組事項として示されているマイナンバーカードの普及促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底等については、庁内に設置したDX推進チームにおいて情報収集、共有を図っております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。政府は、デジタル田園国家構想を掲げ、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すとしており、本町においてもこれまでの政策にデジタル技術を活用した取組が必要不可欠であると考えております。現時点では、2040年問題への具体的な対策や備えはできておりませんが、限られた人的資源で持続可能な自治体運営を行っていくために、デジタル技術ツールを活用し、業務を改善していくことが求められておりますので、ノーコードツールやAI-OCR、人工知能プラス光学文字認識技術などの最新技術について、日々情報収集を行っております。費用対効果や確信的な業務改善に転換できるかなど、今後の検討課

題となっております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。地域共生社会を実現するためには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域の誰もが役割を持つことで自分らしく活躍でき、生きがいを持って暮らせる地域コミュニティをつくり、福祉など公的サービスと協働して支え合う仕組みを構築することが必要であると認識しております。行政側も制度、分野ごとの縦割りを超えた対応がこれまで以上に重要であり、デジタル技術を活用しながら住民一人一人の日常の暮らしが穏やかで安心できるよう、誰ひとり取り残されない社会を共につくっていくため、DXを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 私も1月27日だったのですけれども、これがそのときの研修資料です。かなりいいことが書いてありましたので、この中で3つぐらい、この議会の中でお話しさせてもらえればいいかなと思って、今日取り上げさせてもらったのですが、まず今町の状況がどうなっているかとお聞きしたところ、推進計画をつくる予定がないという答弁が返ってきたのですが、その辺のところは今の国の進んでいく方向と、計画をつくることがないという中では不都合的なものは出てこないのかどうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

推進計画につきましては、まず必須のものでないということと、1回目の答弁で述べさせていただきましたけれども、手順書というものが出ておりまして、それに基づいて進めていけるというところでございます。計画につきましては、ほとんどの自治体、今策定しているほとんどの自治体も最低限やるものが載っているものになっておりまして、計画をつくって進めていくには、載せたことは必ずやらなければいけませんので、最低限やるものが載っているだけというものが多くなっています。中には、先進的な自治体においてはその先まで掲げて、それに向かって進んでいるというところもあるのですが、嵐山町につきましては国が進めている政策について滞りなく進められるよう、手順書に基づいてやっていたら、計画自体はなくても支障はないというところがございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 今の説明でよく分かりました。

私もDXのことについて詳しいわけではないのですが、ただこの先生が言うには、議会というのは力を持っていますので、ですから議会だけでは駄目なのだよと、また執行だけでも駄目なのだよという、いわゆる車の両輪のように例えますと、直径とか半径があります。この直径とか半

径がある程度執行の半径と議会の半径と一緒にないとなかなか車は走らないと、こういうことを冒頭におっしゃったのです。そこはかなりDXを推進していく上では非常に共通な大事な認識だなと思ったので、その辺のところを話しておきたいというのが一つと。

それと、今議会でもユーチューブで、今後これから上がる、アップされるそうです。そういうようなことも議会もやっているし、それから議会の議員会でもアップしていくためのパソコンを議員会で自ら購入するというのも議会のほうでもやっております。それともう一つ、前回もそうですけれども、予算の質疑の質疑書です。これも事務局からエクセルで作ってもらったやつをいただいて、我々が書いて送って、それを最終的にまとめる事務局は大変だと思いますけれども、そんなこともやっているということを報告してもらいながら、いわゆるDXというのは確かに実態のない概念なのです。だけれども、自治体の実情だとか課題、そういったものによって取り組むべきことなのだということが書いてあるわけです。そういうことで、共通することは住民の皆さんも、それから職員の皆さんも楽ができる、そして得ができるというようなところにDXの推進をしていく意味があるのだらうというふうにその先生はおっしゃったので、その辺はもう少し有効に考え方として持っていく必要があるのではないかなというふうに私は思っています。

それで、(1)はこれでいいのです。(2)に入ります。いわゆる2040年問題なのですけれども、この前にも2025年問題があったりして、団塊の世代が75歳以上に突入していくと。そして、この2040年問題は、さらにそこから15年経たときに、約1,000万人の生産年齢人口が減るといって、そこに突入するわけです。そうすると、どういうことが起きてくるかと。想像ですけれども、役場の職員も半数になってしまう。半分になってしまうということなのです。そういうことが起きてくるという、これは大変な問題だと。私も2040年問題、その後うすら、うすら聞いてはいましたけれども、大変なことが起きてくるのだなというふうに改めて認識を深めたところなのです。これは、このうちの自治体がある程度先に生き残っていけるか、生き残っていけないかぐらいの非常に大きな問題がありまして、そのためには2040年問題、今聞く具体的な対策、備えはできていない等はあるのだけれども、まず役場の職員の皆さんもそういう共通認識をやっぱり深めるということが住民サービスへつなげていく根幹だと私は思うのです。

そういう意味で、この2040年問題というのは役場の庁舎内の中では、いわゆる前に総合振興計画をつくったときいろいろあったときに、2040年の人口が1万4,260人ということできているわけです。それも一億総活躍のプランの中で、このDXの前にスマートシティがあって、そして今DXで進んできているという流れがあるわけです。その辺のところを、今地域支援課長、答弁あったけれども、改めてどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

まさに今議員さんおっしゃられたとおり、2040年問題は大変大きな問題で、職員の数が減ってきて、高齢者も増えていくということで、行政サービスのほうも増えていく。仕事が増えて、職員は減るということになりますので、この辺りはそこを見据えてDX推進、デジタル化を推進するだけではなくて、行財政改革を伴って同時にやらないと問題は解決しないというふうに認識しております。ですので、当面DX、デジタル化等やるべきことが見えておりますので、それを粛々とやりながら、その先を見据えて行財政改革もともに考えながら進めていくべきかなというふうに考えております。

今の段階でデジタル化を単純に進めると、職員の負担というのは増えてしまうのです。町民の方の利便性も上げながら、職員の業務の効率化というのも同時にやらないといけないので、その辺をうまく調整しながらやらないと、デジタル化だけを進めると大変なことになってしまいますので、その辺を考えながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今地域支援課の課長の答弁で、我々よりまさにそういった分野に精通していらっしゃる方なので、何も言うことはないのですが、いわゆる地域の課題がなかなか解決できなくなっていくのだぞという先があるというようなことは、そんなに怖がることはないかもしれないのだけれども、今課長がおっしゃっていただいたようなところを粛々と嵐山町に合ったデジタル社会というかな、をやっていくということは感じたと思うので、いろいろなことがあると思いますけれども、いろいろな機を捉えて、嵐山町が有利になるように、町民の皆さんが幸せになるように、そういう観点をしっかり持って行って進んでもらいたいと思っています。

それで、この2040年問題、確かに今郵便局が土曜、日曜日、配達ができなくなった。そして、日数がかかってしまうとか、そういうふうないわゆる今までとても便利なことが多かったのだけれども、これから先にはなかなかそうはいかないぞという社会が待っているのだということも大事なことです。過重に負荷がかかるサービスというのは、これからなかなか行えなくなってくるということだとその先生は言っているのです。

それで、今の課長の答弁の中でやれることをやっていくということで、私もそれは納得しますが、いずれにしてもそういったことがある程度うまくできている自治体になっていかないと、取り残される人、いわゆる誰ひとり取り残さない優しいデジタル社会というようなことをデジタル庁は言っていますけれども、なかなかそんなものではないということです。

それで、ちょっと（3）に入ります。取り残さないという中で、一番気持ちというか、自治体のほうでも考えてもらわなくてはならないのがデジタルデバインドです。いわゆるなかなかデジタルのところまで届かない、必要ない、分からない、そういう層の人たちがいるわけです。さて、そういう人たちにどういうことが自治体でできるのかなと、そういったことも解消できることがDXなの

だよというふうにその先生は言っていたのです。それで、私申し上げておきたいのは、韓国の例がありまして、家庭のプリンターで1枚、住民票がどんどん出てくると。何でなのですかと言ったら、そういったことを韓国の国はお国柄、儒教の国ですから、非常にお年寄りとか親の方とか、その子どもたちがやってあげるのだということで、そういうことが日常茶飯事に行われているということなので、だからそんなに抵抗がないということ。だから、私はこういったことをある程度取り組んでいく中に、今学校の子どもたちもタブレットが入ったり、もっともっとゲームがあったりしてやっていますけれども、そういったこととある程度融合させたような地域社会活動みたいなものがあったらいいかなと思うのです。

それで、これは後で一番最後の6番のところで取り上げますけれども、その中で子どもたちをそういうことがある程度デジタル脳というのかな。我々みたいにもう60、70ぐらいになった人間は、なかなかそういう脳にはならないのです。何でこうなってしまうのだろうかというぐらいの疑問が多いだけで。でも、今の若い子どもたちというか、タブレットを使っている子どもたちは、もうそれが自然にこういうふうになって、こうなって、展開にいくと、プログラミングも含めてなっていくのです。だから、そういったようなことの展開、デジタルデバインドをなくさないで、誰ひとり取り残さない社会にはならないわけです。そういうところにも光を当てていくという嵐山町になるべきだと私は思う。そうなったときに、やっぱり他の町よりも一つ頭抜けて、そういった形のいろいろな面が便利になっていって、町民も、そして公務員の皆さんも楽になるというようなところへつなげていかななくてはならないのだらうと思います。

そうしたときに、子どもたちを巻き込んだような、何かデジタルデバインド解消策、これは今ここですぐ答えろとは言いませんけれども、一つ今後のDXを進めていく。何か引っ張り方によっては、相当国もこれからは支援者を含めて、かなりお金を出してくるということを我々も千葉のアカデミーに行ったときにある担当の先生が言っていました。そういう意味では、その後小林議員が1回、デジタル田園都市構想の質問をしたことがありましたけれども、みんながそうやっていかななくてはならないのだよということなのです。それに強い人たちがやらなくてはならないということではない。みんながやらなくてはならないのだということ。そういうところにもう少し落として、気持ちと意識を落として、そして取り組んでいってもらいたいと思いますが、今は課長のほうで答弁できる範囲でいいのだけれども、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

現時点でお答えできることというのはちょっと少なくなっていますが、未来を見据えてといえますか、韓国の例ございましたけれども、日本の場合、核家族がかなり進んでおりまして、お年寄りだけで住んでいるという場合も多くございますので、そういったところを視点に入れながら、

デジタルに弱い方、障害者であったり、高齢者であったり、そういったところをフォローできるような体制がこの先構築できればいいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 誰ひとり取り残さないデジタル社会、本当に向き合っているのかという町でなくてはならぬのだろうという意味からも、我々議会も執行部の背中を押してくれと、その先生は最後おっしゃった。それはどういうことかという、今私が言ったようなことを議会で言いなさいということだと私は理解したので、今日ここで一般質問で取り上げさせてもらいました。いずれにしても、このDXがどういうふうに進むか進まないかによっても日本の国力、それから地元地域の力とかというのは相当変化するわけですから、しっかりと捉えていって、もらえる予算はしっかりもらって勉強してもらいたいと思います。

次に移ります。都市計画道路についてでございます。高規格道路整備事業として町道1—23号用地測量設計業務委託料は、令和3年度決算において次年度へ繰越しとなっています。これ業務の進捗の状況と今後の町の取組について質問いたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問3につきましてお答えさせていただきます。

令和4年度に繰越ししている町道1—23号用地測量業務委託その1及び同その2につきましては、県道深谷嵐山線から（仮称）川島地区土地区画整理事業予定地までの間におきまして、関係用地の境界確認及び補償調査を行っているところでございます。令和5年3月31に終了する工期となっております。

今後の取組とのことでございますが、令和5年度に設計と測量結果に基づき、道路部分となる場所の各地権者にお示しし、用地買収を進めることとなります。用地交渉が順調にいけば、令和6年度には同区間の工事に着手する予定でございます。その後は、土地区画整理事業において業務代行者と調整しながら整備を進める予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この件につきましては、令和5年度の予算書にも載っていますので、予算に載っている件についてはそこでまた質疑させていただきますけれども、今答弁いただいたこの中だけちょっと確認させていただきますけれども、この町道1—23号用地測量業務委託のその1とその2とあります。そうすると、今計画ができている図書館の前で止まっている道路のところから、今度開発に係る道路のところまでがその1なのでしょうか。そして、そこから先になる、いわゆる平沢川島線、それから月輪川島線という都市計画道路が分かれておりますけれども、その辺のところ

はどのようなふうな状況にあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今委託をさせていただいているところにつきましては、あくまでも先ほど答弁させていただいたとおり、県道深谷嵐山線から川島の土地区画整理事業予定地までの間を工程が多いものですから、2つに切ってやっているところをごさいます、あくまでも工業団地予定地までの測量業務と用地補償でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 理解いたしました。また、令和5年度の事業については予算の中で質疑させていただきます。

次へ移ります。マスク着用についてでございます。新型コロナウイルス感染症の5類への変更も検討されているようです。また、卒業式でのマスクなし容認を通知へと文科省、週内にもとのニュースもありました。町の見解は、昨日川口議員が大分粘り強くやられましたので、町の見解のほうは結構でございます。教育委員会の見解についてお尋ねいたします。

○森 一人議長 青柳議員に確認させていただきます。

町からの答弁は要らないということですか。

○9番（青柳賢治議員） 町からの答弁は、昨日川口議員がおっしゃっていただいたので。

○森 一人議長 教育委員会のみでよろしいですか。

○9番（青柳賢治議員） 再質問から行きますから、町には。

○森 一人議長 了解しました。

それでは、答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目4につきまして、学校等の対応についてお答えさせていただきます。

マスクの着用を含む新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、「マスク着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）」に基づき、①、児童生徒及び保護者に対し、マスクの着脱は強制するものではないということを丁寧に説明すること。②、マスク着脱についての児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図ること。③、マスクの着脱について、児童生徒等が相互に理解し合えるよう努めること。④、マスクの着脱によるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針にのっとり、適切に対応すること。⑤、不安を抱える児童生徒等については、組織的な対応を図るとともに、必要な相談先を探ることができるよう、相談窓

口等を周知することを徹底してまいります。

なお、卒業式に当たっては、令和4年度卒業式における市町村立学校の対応の変更等について、通知に基づき①、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とすること。②、保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保すること。③、必要な感染対策を講じるとともに、式典の内容や時間、参加者等工夫すること。④、斉唱や合唱等を実施するときは、マスクの着用など感染症対策を講じた上で実施すること等を踏まえ、各校の実情に応じて実施する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） このニュース、今年の卒業生はマスクなしでできるのだなんて思いながら、私も気持ちがちょっと弾みました。

それで、昨日も町の見解というか、特に町では単独なものをつくるということはないということで、私は佐久間町長の答弁で理解しておりますので、全くそのとおりで結構だと思います。ただ、むしろ子どもたちのほうが大変だろうなど。やっぱり不安を感じている人たち、それは大人、保護者含めてそうですけれども、ある程度これだけ3年間、こういうことが続いて3月からとなって、5月には5類へ移行するということになってくる中で、昨日も健康いきいき課長が答弁してくれましたけれども、役場の中の着用ということについてだけ、もう一回ちょっと健康いきいき課長、答弁いただけますか。役場の庁舎内の中での対応について。健康いきいき課長でいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 役場の中の対応についてという質問でございます。

昨日、川口議員さんからの質問のときに、今月の13日からはマスクの着用については個人の判断が基本となります、委ねますというお話をしました。国が示しているのが、この後にただし書がございます。まず、ただし書を説明した後に、町の対応についてお話ししたいと思います。周囲の方に感染を広げないためにというのがまず一つです。病院に受診するときや医療機関、高齢者施設などに訪問するとき及び、通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗降するときはマスクの着用を推奨します。まず、人にうつさないためにこういうことに協力をお願いしますというのがまず1点です。あと、自分の身を守るためにマスクの着用が効果的ですよというのがもう一つです。どういものかと申しますと、高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦さんなどは、重症化の高い方が感染拡大時に混雑をする場所に行くときには、マスクの着用を自分からお願いしますというのが国から示されている形でございます。

今週の月曜日、役場の中でコロナの対策会議を設けさせていただきました。13日からこうなるけれども、半ばどうしましょうかという中で、まず来られる町民の方、多分13日から一気にしないの

ではなくて、ほとんど8割ぐらいの人が多分してくるのかなというふうに想定をしております。そのときに、してきて、役場の対応がマスクをしないで対応されたときに、町民はどういうふうを感じるかなというのがまず一つです。そうやって考えたときに、また来た方がマスクをしていない人が来たときには、役場の職員全員がマスクをしていたらどういうふうに思うか。この2点から対策本部会議では、座席に座っている方については国の方針どおり、個人の判断に委ねますということをつけていてもつけていなくてもいいですよ。ただし、窓口対応するときについては、町民の方に不快に思われないように、そこは当分の間、マスクはつけましょうということで統一をさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 続けて、杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えさせていただきます。

今健康いきいき課長答弁のとおり、職員の対応はさせていただきたいというふうに考えてございます。その旨を町民の方、来庁者に知っていただくというところで、こちらにつきましては町としてはまず第1弾としては、ホームページ上で3月13日からはこういった取扱いで職員もさせていただきますということを周知させていただくと。また、玄関等につきましてもその旨の掲示を貼って、町民の方に誤解がないように、また不愉快な思いをさせないような形での工夫はしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町のほうの見解を先にちょっとやらさせていただきます。

私も大人であれば、自主判断ということはどういうことかという自己責任ですから、そんなにあれではないだろうと思ったけれども、町の独自のあれがあったほうがいいよという主張をされる方もいたりしますから、その辺やっぱり町民は大事ですので、どこかの機会で総務課長がおっしゃっていただいたような、それはやっていただくのは結構ですけれども、今学校の答弁もいただいたところです。かなり細かく分かれています。ですから、学校対応は学校対応の必要もあるのだろうけれども、その前にまず一般的な町民へのそういった、町はこんなふうにして取り組みますというような形のものが、ある程度私は今回それによってまた逆差別ではないけれども、何かしていないことによって大人の中でも高校生ぐらいになってくると、そういうことも起きかねない。マスクのことで大ごとになってしまったという事件もあるぐらいだから。だから、そういう扱いを町としても丁寧に扱って、各家庭に1枚でもいいですから、事例を見ていると簡単に分かるような、小さな子どもから年寄りまで分かるような理解ができるようなものでマスクの着用についてというような形で簡単なものを嵐山は作ってしまって出すというようなことも行政のお仕事かなと思ったりしますが、これについて答弁がありましたら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、町のホームページ上の中で、この3月13日からの取扱いにつきましては、もう既に3月3日の時点でホームページのほうにアップをさせていただいている状況でございます。その中には、文言での国から示された内容的なもの、また今青柳議員お話の、国からこういったチラシの中で3月13日からこういう形での取扱いになりますと、これも併せてアップはさせていただいてございます。こういったものを活用しながら、庁舎の入り口のところであったり、公共施設等に貼り出しをさせていただきまして、周知をさせていただければなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ぜひその辺も嵐山町としてできることをやっていただきたいなというのが私の希望でございますので、お願いします。

あと、学校に移ります。私がこの質問をつくったのは、学校が一番問題だろうなと思いながらこれをつくったのです。マスク、今ここに答えられたように、卒業式に当たっては大体今ご答弁いただいたような形で進めていくということですが、今の答弁いただいたことがある程度保護者の方に理解、周知というようなことが、そんなに制限かけないでできるよというような形で認識していいでしょうか。学校側として、そういう形がどんなものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

保護者の方へは、卒業式の案内通知の中に、児童生徒についてはマスクを外すことを基本といたしますが、保護者の方にはマスクの着用をお願いするという形で記載させていただくというふうに聞いておりますので、保護者の方にもご理解をいただくように配慮しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 5類への移行と絡んでいるわけでございますので、その辺をひとつ保護者に向けてもそうですし、子どもさんたちに向けてもなおさらで、小さな子どもだとなかなか1年生、2年生ではそういった理解力はないと思うのだ。自主判断というのは何なのだと。だから、そのところ辺りで、「何だ、おまえ、していないんじゃないか」とか「どうして外しているんだ」とか、そういうようなことが出ないような指導をやっていただきたいなというところが私の一番の学校への思いなのです。教育長、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、マスクの着脱によっていじめが生じるというようなことは絶対に避けなければならないことかと思えます。そのために基本的に学校の卒業式の対応はかなり一歩踏み込んで、マスクをしないことを基本とするとしています。したがって、今度の卒業式には職員はマスクはしません。子どもたちにもマスクをしないように、しないことを原則とする。ただし、マスクをしたい、外すことができない、あるいは外したくない子はそのままでいいというふうに指導していただいています。現時点で学校の様子を聞きますと、小学生についてはかなりの子がマスクをしてくるだろうと、そうは言っても、中学校については、ほぼ多くの生徒がマスクをしないで出席するのではないかなという学校の見方では見方ではなっています。

そういう意味では、やはりコロナ後の生活ということも考えますと、できればマスクをしないで生活させてあげれば一番いいと思うし、やはりこの卒業して、もう中学3年生の卒業式だと一生会わない子も出てくる可能性がある。そういうときにお友達や先生の顔をしっかりと目に焼き付けて学校を去っていくと、これも大事なことだと思います。恐らく国も卒業式の問題で随分国でも問題になりました。文科大臣の答弁等もありましたけれども、この3月13日というのは恐らくそういうことも含めて、13日以降個人の判断、それを受けて文科省ではマスクをしないことを基本とすると、そういう通知になったのかなというふうに理解しております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いずれにしても、マスクを外せるようなところまで来たということを前向きに捉えて、そしてその先へ進むということが大事だと思いますので、いい卒業式ができますように。次へ移ります。

5番目でございますけれども、コロナを超えた町民意識の啓発について。コロナ感染症を克服した町となるために、また人が宝の町に近づくためにも、コロナ後の町のあるべき姿や人としてのありようなど、みんなで話し合ってみる機会を持つことは、これからの未来のために有益なことと思います。大人も若者も子どもも生きる、学びということについて考える、コロナ克服イベントのようなものがあるといいです。町の見解をお聞きます。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目5につきましてお答えいたします。

第6次嵐山町総合振興計画では、人との関わりの中で居場所を感じられる幸せとして、交流し、学び合うことにより、自分も相手も輝ける場が生まれるとしております。コロナ禍により、大人も子どもも人とのつながりが希薄化している状況にありますので、これを打開していかなければなら

ないと考えております。今後の国、県の指針等を鑑みながら、様々な人が交流し、互いに学び合えるような機会が提供できるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この質問、何かどこから出てきたのかなという質問になるのですが、マスク着用からここに思いつきまして、いち早く嵐山町がコロナを克服した町になれたらいいな。そして、その先に続く嵐山町の将来が明るいといいなと思って考えて出してみました。

それで、これについては子どもも書いてあるわけなのですが、この辺についての教育委員会のほうでは特に何かこれ、これというようなものがあるようでしたら、お教えいただきたいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現段階では、新たな行事の創設等を学校及び教育委員会のほうで考えているものはございませんが、運動会や文化祭、合唱祭など多くの行事をコロナ前のように制限なく実施していき、そうした中で保護者の皆様及び地域の皆様と触れ合えるよう、さらに充実した内容にしていくことがコロナ克服ということにつながるかと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の教育委員会の見解が、見解というか、お考えというのは非常に前向きな考え方だと思います。

それで、私がここでさっきのDXとつなげていきたいなと思ったのは、私としてみるとこの3年間というのはなかなかやっぱりマスクをつけた中での3年間だったり、十分に、例えば変な話、遠方にある人に会いに行きたくてもコロナで会いに行けなかったり、施設に入っていて会いに行けなかったとか、そういうこともいっぱいあるわけです。同じようなことを私たち3年間経験したのではないかと思うのです。その思いは恐らく皆さん共通していらっしゃると思う。そんな中で、そういう共通していることがあるとすれば、それを先に前に乗り越えていくという仕掛けみたいなものもあっていいかなと。私としては、講演会みたいなものがどこかでできたらいいなと、このときは思っていました。ですけれども、DXのことを調べていくと、このDXのところ例えばある人の体験記のようなもの、今日ここに健康いきいき課長さんいらっしゃいます。本当に2年間、健康いきいき課長の想像が我々を絶するぐらいのものだと思うのだ。そういったような体験記です。そういったようなものをどこかで発表していく機会があってもいい。そして、実際にコロナになった人がどうだったか。今実際に言われたのは、コロナになってもその後ずっとやはり症状が思わしく

ないという人たちが何割かいるということも事実でございます。そういったようなことを併せていって、一つの検証をして、そしてその先に進んでいくというようなことが嵐山町にあってもいいのではないかなと思うのが私の考えなのです。

そこで、今教育委員会さんもいらっしゃるのだけれども、子どもさんのタブレットを使ったようなもの、それからズームを使ったようなもの、ある程度できる範囲の中でどこかでセンターで集中して誰かが講演を話す。そして、そういった機材だとか何かできない人たちはあるところに聞きに行く。ある程度ズームができる人だとか、そういったことはそれを使ってやってみるというようなこと、これはそうお金がかからないことではないかと。町がDXに真剣に取り組んでいますよと。むしろ予算を持ってくれるのではないかぐらいに私は思うのです。それで町民が元気になるというところにつなげていけたらいいと思うのですが、答弁いただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃった体験談等を皆さんに伝えていくということは大切なことかと考えております。イベントとして取り扱うかどうかというところは、今後検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いずれにしても、同じことを経験した町の町民で、それをやっぱり話し合ってみる。そして、我々が元気でこうしているということ。中にはコロナで不幸なこともあった人もいるわけですけれども、そういったことを少し、まだこれから予算が始まる前ですから、今後の予算の中に何とかそういったものを生かして取り組んでいけることがあるといいかなと思うのだけれども、町長からも答弁いただいておりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、マスクを外しての対話というのでしょうか、本当にこういうものだったかというのを改めて実感をさせていただきました。また、先ほど教育委員会のほうからも3月の13日以降、卒業式なんていうのはマスクを外すことを基本とするという、もう今までは考えられないような方向転換をし始めている。また、5月の8日からは国のほうも感染症の分類を2類から5類に引き下げていくということで、いよいよポストコロナということを見据えた中で社会が動き始めたなという感じが私はいたしております。

しかし、重要なことは、このコロナを克服したということではないということ。ここのところはしっかりとやっぱり押さえていかなければならない点かなというふうに私は思っております。様々

なコロナに対する治療法、それから薬、それから経口薬なんかもかなり出回ってきている。そういう中で、医療逼迫を回避できるような程度までコントロールができるという段階を迎えたということであって、収束したわけでも何でもありませんので、これはこの後どんな状況になるかというのはまだ誰にも分からないわけであります。ですから、そういう状況の中で町が率先してコロナ克服イベントというようなものを開催するということは、町民の方々に少し誤ったメッセージを発してしまう可能性も私はあるかなというふうに思いますので、その辺のところはしっかりと慎重に。ただ、今ご提案いただいたような関係課がどんな苦勞をして対応したのかとか、あるいは感染してしまった方たちの士気だとか、そういったものを共通の情報として持つということは、これは大変今後のことにも役に立っていくと思いますので、しっかりとその辺は時期だとか、そういった社会状況を見極める中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の町長の答弁を聞いて、私も克服という言葉を使ってしまったので、適切でなかったなと思います。どんな感染症が出てきても、それに向かっていくという姿勢がやはり大事だろうと思いますので。

以上、これで終わります。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 次に、本日2番目の一般質問は受付番号9番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の住宅リフォーム補助金制度についてです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） それでは、4番、藤野和美でございます。議長よりご指名をいただきましたので、質問をいたします。

第1番目、住宅リフォーム補助金制度について、（1）今年度の申請件数と工事額は。

（2）今後拡充していく考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えさせていただきます。

令和5年2月15日現在の数字でございますが、令和4年度の住宅リフォーム補助金の申請件数は32件、補助金額は300万円、対象工事金額は約2,848万円となっているところでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。嵐山町が令和4年度から始めました住宅リフォーム補助金制度につきましては、埼玉県内におきましても手厚い補助制度だというふうに思われます。なお、令和5年度当初予算につきましては増額し、上程させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) それでは、再質問ですが、1、2を併せて質問させていただきます。

そうしますと、このような実績が、これは令和4年度からの事業ということだと思っておりますけれども、この4年度についての全体的な評価としてはどのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、令和4年度から整備の補助を始めまして、補助金2分の1というかなり県内でもないような補助率を掲げて上限10万とさせていただきました。基本的には、商工会の建設部の方々にご案内差し上げて、年度当初は100万円ということでやらせていただきましたけれども、早々になくなって、補正いただいて300万円まで増やして、今年度末までにはなくなったということでございまして、大変ご好評いただいているというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) そういう意味では、町内の現在の活性化については大きな寄与をしたというふうに私も評価しております。

そして、今後の改善方向について、幾つかちょっとご提案をしたいと思うのですが、さらに使い勝手をよくするというのも、例えばこれは他町、これは川島町の例なのですが、方法をこのように、嵐山町ですと5年に1回ということですが、川島町においては1年に1回ということで、かなり申請をしやすくしたと。もう一つの改善点が、申請が完了後に申請と、1回でいいということで改良いたしました。そのことによって、これ川島町は2021年度が補助金の予算が250万、このときに申請件数が28件、工事額が約3,126万と。ところが、22年、そのように改善をしたことによって、22年度が650万、これは予算です。申請件数が72件、このデータは昨年のものでございますけれども、工事額が7,485万と、約2.4倍という形でかなりの工事額があったということで、このように嵐山町としても力を入れている事業だと思うのですが、改良を、改善をしていくことによって、

こういう形でさらに効果を上げることができるのではないかとということがあるわけですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

県内のリフォーム状況につきましては、埼玉県のホームページで一覧が出ておまして、それを見ますと令和4年度については川島町の住宅リフォームは補助率が5%ということで、一般世帯では10万円、ただ子育て世帯とすると補助率10%で上限20万円ということで、もともと大きな工事をしないと満額もらえないという制度になっているかなと考えてございます。よって、工事費がどんどん上がっていくとなると考えています。嵐山町は2分の1ですので、かなり手厚いかなというふうに考えておまして、今のところ幾ら多くお金をもらえるかというのを重要視すると、やはり嵐山町のほうが皆さんは使い勝手がいいし、より多くの補助金をもらえると考えているところでございます。また、やっぱりリフォームしてから申請して、これはちょっと該当にならないよというのがある場合もありますので、原則申請していただいて、この部分についてはリフォームになりますよ、該当しますよ、この部分については申し訳ございませんが、なりませんというようなコミュニケーションを取ってやらせていただきたいので、基本的には現在では事前申請をしていただいて、その額を確定するというところを取っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 確認しますと、上限は10万円ということは変わりはないですね、そういう点では。上限10万円であることに変わりはないわけですが、ただその10万円であっても、例えば20万円の工事、しかしそれがさらに10万円あることによって100万、200万の工事をリフォームしようかという、ある意味誘導には十分なると思うのです。ですから、当然少額の工事もそうでしょう。今のリフォームに関係しますと、かなりの金額が当然必要とされるわけです。ただ、それが一種のこの制度が誘導というか、言葉は正確ではないかもしれませんが、誘発していくというか、そういう効果は十分にあると思うのです。ですから、それをもう少し当然先陣を切ってやっているということで評価も当然しているわけですが、さらにそういうところを工夫の余地があるのではないかとということでご提案しているわけなのです。そういう意味で考えたときに、もう一つお聞きしなければならないのは、予算額が当然設定されます。当然申込みが増えてくるときに、補正予算を組んででも拡大していくという考え方もあるのかどうか。それもちよっとお聞きしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、補正予算については所管課ではございませんので、何とも言えないですけれども、基本的には皆さんに十分活用していただけるような、担当課としても要望させていただきたいと思います。ただ、町全体の予算もございますので、それを見ながらやっていくかなと。ちなみに昨年度は補正をいただきましたので、それも参考になるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） もう一つお聞きいたしますのは、嵐山町の要綱ですとリフォームということで、範囲がかなり広く捉えている。除外では出ていますけれども、リフォーム全般ということでなってくるわけですが、その中で例えば、これは具体的なことなのですが、手すりとか段差解消、この辺も当然対象には入ってくるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

町の要綱どおり、これ以外については、この除外以外については全て該当になりますので、議員おっしゃるとおり、手すり等の設置につきましても該当になるものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは、この事業が昨年度から開始されて、効果も上がっていると。令和4年度から開始です。令和5年度につきましてもさらに拡充をしていくと。その利用者のご意向もお聞きしながら、工夫できるところは工夫していくということを要望いたしまして、この質問を終了させていただきます。

それでは、第2番目、緊急通報システムについて、今後さらに独り暮らしの高齢者が増えてくるのが予想される中、重要な通報システムとなっている。そこで、以下の点について質問します。

(1)、現状は。

(2)、今後対象を広げていく考えは。

以上です。

○森 一人議長 (1)、(2)について答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

緊急通報システムは、65歳以上の独り暮らしで同一敷地内に近親者がおらず、心臓疾患、脳血管疾患等、日常生活上で常時注意を要する方が対象となります。本年1月末現在の利用者は43名でございます。

次に、(2)につきましてお答えいたします。緊急通報システムは、日常生活上の緊急事態における不安を解消するためには大変有効なツールです。一方、ボタンを押すと直接消防本部へつながるため、適正な運用が求められます。高齢化が進む中、地域包括ケアシステムが効率的に機能していくためには、4つの助、自助、互助、共助、公助が連携して、高齢者の生活をバランスよく支えていく必要があります。現在嵐山町における高齢者の見守り体制は、看護師による見守り訪問、配食サービスや介護サービスを含む協力事業者による見守り活動事業及び民生委員や地域の方による見守り活動が行われています。緊急通報システムは、ハイリスクの方に対しそれらを補完するものでありますので、今のところ対象を広げることは考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これも(1)、(2)を併せて再質問させていただきます。

最近独り暮らしの方が亡くなられるという大変不幸なことが続いております。私のいとも町外ではありますけれども、独り暮らしで亡くなって、翌々日に発見されたということがありました。この緊急通報システムは、そういう意味では本当に危機のときに有効な仕組みだと思っておりますけれども、実際に43件の方、設置されているということなのですが、実際にこの通報システムが使われたケースはどのくらいありますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

令和3年度の実績でございます。比企広域消防本部よりデータを頂いておまして、令和3年4月から令和4年3月までの間に出動回数が4回、誤報、間違いが8回、その他、これは恐らく通報のやり取りで解決したものだと思っておりますけれども、それが4件となっております。合計で16件です。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうすると、誤報が8件と、実際の出動が4件、かなり誤報があるということがこの仕組みの中で指摘があるかなというふうに思うのです。ただ、この辺の仕組みを考えますと、先ほどの地域ケアシステムを使うというのは、これは通常の中でのこれも非常に大事なことで、この後でまた質問する内容とも絡んできますけれども、この緊急通報システムというのは緊急のときのシステムだと思っております。やっぱり独り暮らしは病気をどうしても抱えている方、非常に不安を持ちながら当然生活されていると。そのときに、これは緊急事態ですので、電話を取ってとか、そのことができない状態。そういうことで、この対象者が心臓疾患、脳血管疾患ということで該当があると思っておりますけれども、ただ実際にこれだけではなくて、その状況の中にいっしょ

る方というのはほかにも当然あるわけです。

例えば聴覚障害者の方、そういう意味での耳が不自由な方の場合、緊急のときにどう連絡取ったらいいかというのは、非常に困難性を当然伴うわけです。総務省のほうでも電話リレーサービスとか以前からありますけれども、これは緊急のときには当然使えないと。そういったときに、この緊急通報システムがあれば対応できるということがあるのではないのでしょうか。

それから、もう一つは、複数家族と同居されている方がいても、昼間出かけてしまっていると。昼間、1人になってしまうというケースも当然考えられるわけです。ですから、そう考えますと対象をもう少し検討して広げていくということは必要なのでないかというふうに思うのです。それについてはいかががでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

高齢者の方々、いろいろな背景をお持ちの中で生活をされております。やはり緊急通報システムの対象者というのは原則決められておりますが、やむを得ない事情とか、そういう場合がある場合は現在も柔軟に対応させていただいておりますので、不安がある場合はまず包括支援センターのほうにご相談いただければと考えております。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、ケースによっては柔軟に対応していくという答弁なのですが、そうしますと今ホームページにあります対象者、これが今4項目当然あるわけです。その5に町が必要と例えば認めるものとかということを入れて、もう少しそういうふうなケース・バイ・ケースで対応していくということをごここに明記していただくことはできますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

ホームページ上には掲載しておりませんが、要綱上ではその他町長が必要と認めた者という文言がございますので、今後周知するときにはそちらのほうも載せさせていただきたいと思っております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは、そういうことでよろしくお願いたします。

もう一つ関連、これをこの中であれですが、この関連する中で相談窓口、今これが消防のところへ当然行っています、通報システムですから。もう一つ、お年寄りの方、年配者の方が相談するときに、例えば今のホームページを見ますと、相談というところを開きますと、当然いろんなケースでだあっと各項目、各課のところがあるわけです。ですから、前にもワンストップ窓口との関係であって、質問もしましたけれども、一つ相談窓口、総合窓口のような機能があれば、年配者の方も

そこに電話すれば、そこでいろいろこれは担当課はこちらですとかという形で言うていただくと非常に安心というか、助かるということが当然あると思うのです。ですから、これはちょっとまた後にも関連しますけれども、この答弁の中では地域ケアシステムの答弁がありましたので、そういうふうな考え方、例えば相談110番ではないですけれども、電話だけでもそういうものがあると非常に安心できるのではないかとということも思っているのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

長寿生きがい課のほうでは、高齢者と高齢者の方々を取り巻く方たちを中心に相談を受けております。現在やはりそういう総合的な窓口が必要なのではないかとするのはいろいろなところで言われているところでございまして、今後長寿生きがい課だけでは決められることではございませんので、役場の担当各課と相談しながら、今後の方向性については検討してまいりたいと思います。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 現在でも相談された方に関しては非常に小まめに丁寧に対応をされているというのは私も個別の例でも承知しております。ただ、そういう意味で相談窓口、長寿生きがい課だけでは当然解決はできませんので、総合的な形ということであれば、そこについて検討されると。その辺でちょっと総務課長、もしあれだったらご答弁いただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

今相談窓口で個人の方がここに相談をすれば、こういう相談をしたいのだというところは、今藤野議員ご指摘のとおり、ワンストップでそのところに相談をしていただくというのが一番早いかなというふうには考えてございます。また、多岐にわたる長寿生きがい課だけではなくて、他の課と連携をしなくてはならない相談であったり、そういったものにつきましてはまずその窓口のところ相談を受け、相談の内容に応じまして連携をして解決に向けて取り組んでいくというところが趣旨かなというふうに思います。総合窓口のほうにつきましては、これ総務課等が総合的に今電話等につきましても分からない、この相談、この業務内容はどこなものにつきましても代表のところ総務課のほうを受けてございまして、内容をお聞きして、その担当課に誘導していくというふうなシステムを取ってございますので、まずは電話等での相談につきましては総務課のほうを受けて話の内容をお聞きして、そちらに導くというふうな形を取ってございますので、ホームページ等々につきましてもそのような形で表記ができればというふうに考えてございます。また、総合的なセクションを置くかどうか、こちらにつきましては機構等の問題もございまして、また中で研究させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 当然電話対応だけでも改善をやっていけると思います。広報等で代表電話を、相談はこちらということで大きく表記をしていただいて、対応をしていただくことを要望して、2番の質問は終了させていただきます。

それでは、3番目の質問、地域医療について。嵐山町では、武蔵嵐山病院が町外に移転して以来、総合病院が存在しない状態が続いている。高齢化が進み、医療と介護の需要が併せて増大されると言われる2025年が目前となっている。そこで、以下の点について質問します。

（1）、医療と介護の連携をどう図っていこうとしているのか。

（2）、北部地域に基礎的医療を提供する診療所の開設を推進していく考えは。

以上です。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目3の（1）につきましてお答えいたします。

高齢者の医療と介護に関しましては、比企地区9市町村が共同で在宅医療・介護に関する相談窓口の設置、入退院時における情報共有、伝達ツールである連携シートの作成、インターネットシステム、MC S、メディカルケアステーションを活用した多職種連携による支援及び医療、介護関係者の合同研修等を行っております。また、医療、介護の専門職で構成された比企地区在宅医療・介護連携推進協議会においては、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制の構築に係る方策等を協議しております。引き続き比企地区が一体となって医療と介護の連携を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）について、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目3の（2）についてお答えいたします。

病気の予防、早期発見、治療による重症化阻止など、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築し、医療の確保をすることは、重要な取組として認識しております。しかしながら、町として町立の診療所等の開設は考えておりません。また、現時点で開設に関する相談もございませんが、今後開設に関する相談、計画等があった場合は積極的に検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 2025年問題、医療と介護の問題です。これは非常に大きな問題ということで、これは単年度で解決するということでは当然ありませんけれども、方向です。方向についていろいろな形でお聞きしたいなと思っているわけです。

答弁の中でもありましたけれども、在宅医療・介護連携推進協議会、これが平成28年に連携について検討を進めると、こういうふうにある。それに基づいて活動をされていると思うのですけれども、今の具体的な、嵐山町で前は嵐山病院がありまして、非常に地域の皆さん、近くて便利ということで、例えば地産団地にお住まいの方なんかは、病院があるのでわざわざ引っ越してきたということも聞いております。当然町内に病院ありますけれども、ただやはり嵐山病院に通っていた方は多くいらっしゃいます。不安を抱えているのが現実なのです。その辺のところ、在宅医療ということも当然出てくる。ですから、その辺がどういう形で嵐山町の中で病院、そういう比企全体の、現実的には比企医師会と連携をしながらとか、やらざるを得ないと思うのですけれども、その辺がちょっとバックアップ体制というのでしょうか、なかなか見えてこないというのが、そういう不安を皆さんお持ちなわけです。ですから、もう少し相談窓口を設置したということでもありますけれども、その辺の実際の機能はどのような形で機能はされていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

在宅医療・介護の相談窓口なのですけれども、比企医師会に委託をいたしまして、拠点という形で設置をしております。その中で専属の看護師さんが相談に応じております。一般の方からの相談もありますし、あとは医療関係者、それから介護関係者からの相談にも対応しております。また、バックアップ体制という形なのですけれども、拠点の中で在宅療養支援ベッドを比企管内の医療機関に確保してありまして、必要に応じてそちらのほうにつなぐ。また、往診医の登録もしておりますので、その相談に応じて往診の紹介をしたりとか、そういうような形の支援もしております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そう考えますと、そういう窓口等を利用することによって、システム的には問題なく今進められているということで、その辺はよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

相談窓口等、この事業につきましては住民の方へはホームページ、それから広報等でお知らせをさせていただいております。また、医療関係者、それから介護関係者に関しましても、この拠点を中心に研修会を行ったり、ネットワークでお知らせをしているような状況で、現在利用も進んでおりますので、ある程度有効に活用されていると考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） もう一つ、先ほど地域包括ケアの関係が触れられておりましたけれども、

厚労省のほうで介護1、2を総合事業のほうに移行していく、介護保険から外してという方向が当然今出ているわけですが、この辺の関係でどのように対応をしていこうとしているのかというのちょっとお聞きしたいのですが、

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 答えいたします。

今厚労省のほうで議員さんおっしゃられたように、介護1、介護2のサービスを総合事業に移行していこうという意見の中で今検討されているということなのですが、介護1、介護2の方はおおむね認定者の中で4割になります。この人数が、今の状態で総合事業に移されると対応ができない。やはり総合事業というのは、住民主体のサービスであったりとか、基準を緩和したサービスで実施しておりますので、なかなか受皿がそんなに大きくないものですから、もしそういう形になるとすれば、制度自体をもう少し見直していただかないと、今の現状では対応は難しいかなと考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 本当におっしゃるとおりです。今の仕組みの中でもぎりぎりで行っていらっしゃる。今後増えていくのは当然予想されているわけです。

これ非常に今後の方向については難しいところではありますが、一つ自助、互助、共助、公助と、互助というのが強調されている。自助、互助が。ということで、地域でということが当然強調されてきている。これは非常に大変なことだと思うのです。ただ、いずれにしても地域支援ネットワークが鍵だというふうに当然いろんな形で強調されているわけですが、一口に地域支援ネットワークというのは言われても、では我々の地域でそこを構築できるのかどうかというのは当然一つ一つの地域の中で考えてみて、なかなか困難な、イメージがなかなか湧いてこないことであるわけですが、今後この地域支援ネットワークをどのように構築していくかという、その辺の方向とかイメージというのは町としてはお持ちでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 答えいたします。

地域のネットワークということで、今現在地域の住民の方たちの自主的な活動での支え合いであったりとか、それから事業者とか企業の方たちのご協力をいただいた見守りネットワークだったりとかということで、少しずつ形ができてきて、やはりいろんな心配な方というのものいろいろ声を寄せていただける数が増えているような状況でございます。引き続き皆さんのお力を借りながら、でもやっぱり必要ところは行政として支援体制を整えてやっていきたいと考えております。一つ課題なのが、やはり地域の支え合いというのが、高齢者が多くなっていますので、その中

にやはり若い人たちも一緒に入っていただけるような仕組みがつけるといいなと思っておりますが、これは町全体の共生システムという部分にも関わってくると思いますので、その辺も関係各課と相談しながら形をつくっていけるといいのかなと考えております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、藤野和美議員の第3項目の(1)の再質問からになります。どうぞ。

○4番(藤野和美議員) 2025年問題というのは非常に大きな問題ということであるわけですが、厚労省の出している文書の中で当然御覧になっているというか、それに基づいて施策を進めていらっしゃると思うのですが、念のためこの中で地域包括ケアシステムの構築についてということで、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの構築を実現していくと。この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要だというふうに指摘というか、記載しているわけです。地域包括ケアシステムの姿ということで、住まいを中心に介護、それから要するに介護が必要になったら介護と、例えば住宅訪問サービスではその中で通所、入所というのがあります。それから、もう一つはいつまでも元気に暮らすため生活支援介護予防、それともう一つ大きくくりで医療と、病気になったら医療と、通院、入院ということが大きな形で書いてあるわけです。この地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定するというふうに記載されています。

これ念のため確認ですが、この地域包括ケアシステム、現在中学校区は嵐山に2つあるわけですが、これはどういうふうに、嵐山町全体なのか、各校区ごとなのかということだけちょっと確認いたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

嵐山町の圏域は、町全体で1つとなっております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうした中で、先ほどから医療との関係で考えますと、通院、入院ということで、今の地域医療構想の中では地域医療支援病院と、要するに地域一体型医療というものが行われております。

要するにかかりつけ医と地域医療支援病院との関係、要するにかかりつけ医でまずは医療を受けて相談して、そこで紹介状なりで地域医療支援病院へ行くという仕組みに、要するにかかりつけ医が非常に今重要になっているのです。小川日赤で何かの例で行きますと、直接行った場合には7,700円かかると、診療科ごとに。それから、ちょっとあれですけども、最新のところでも3,300円という形が小川日赤病院のホームページの中では明記されています。そういう意味では、いわゆるかかりつけ医のウエートがいろんな意味で大きくなっていると。当然日常の相談事が近くの病院の中で先生と相談しながらやる。これが一番重症化しない方法であることは間違いのないわけですが、そうした中で（2）のほうに入っていきますけれども、北部地域で考えますと、いわゆる高齢者の方、年々免許証返納というケースが出てきております。そして、公共交通機関が存在していません。そうしますと、実は北部地域が唐突かもしれないけれども、いわゆる僻地医療と言われる中の僻地に該当してしまってくるのではないかというふうな、思わざるを得ない状況がつくられてきているのです。将来的にもこの方向がどんどん加速化していくということを思わざるを得ないわけです。

そうした意味で、いわゆる（2）の診療所と言いましたのは、そういう基礎的な医療を提供する、要するにかかりつけ医の存在がやっぱり北部で必要なのではないかと。必要だという声を住民の方からも指摘というか、要望をいただいているわけなのですが、そうしますとこの方向が、これはもう来年すぐとか再来年すぐということではないのですけれども、すぐでないにしても、何らかの形で北部地域にそういったものが必要だと、必要になってくるのは方向としては間違いのないかなと思っているのです。それについて、先ほどの答弁の中で町立病院としては、町立としては考えていないけれども、計画があれば積極的に検討するという答弁をいただきました。それをもう少し詳しくお聞かせください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 開業するか否かは、その開業医さん、先生が造りたいと。もちろん町内にクリニックを造りたいというお話があれば、もちろん町民の方、近くに病院があったらいいよね、クリニックあったらいいよね、皆さんが思っていることだと思います。もちろんそういう話が来れば、健康いきいき課、町としても積極的に場所を探したり、協力しながら造っていく形にしますが、まずそういう話がなければ誘致もできない。その先生、開業したいという方が北部でなくて、南部に造りたい、市街地に造りたい、どこに求めるかもまず分かりませんので、そういうご相談があったときには町内のどこでも先生が開業したいという人が思うところ、どこでもいいよと言えば

医療の少ないところを探して、立地基準に合うような場所を探してどうですかというお話はしていききたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、通常の開業するときの相談という範囲内というお答えです。

私が僻地と言ったのは、国の中で僻地医療に対して都道府県が国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定すると。その中で医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、それから病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載、平成18年の医療法改正により疾病事業ごとの医療連携体制についても記載されることになり、平成26年の医療法改正により地域医療構想が記載されることになったという形で厚労省の中でも言われているわけです。

そういった中で、いわゆる僻地医療体制を通常の民間の開設とかとは別に、僻地に対する医療体制を構築していくと。補助金等を出してということがあります。当然都道府県ごとに僻地を指定しながらやっているわけですが、これが現在も嵐山がその中に指定には入っていないということですか。それをちょっと確認します。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 嵐山町、今藤野議員さんの説明の中に二次医療圏についてという言葉があったかと思います。嵐山町は、この二次医療圏というのが川越、東松山地区の医療圏になっておりますので、この地区は僻地という扱いになっていないと思います。

今まで私のほうで答弁していたのは、診療所についてとお話ししましたけれども、二次医療圏となると病院の建設について、二次医療圏というのは救急車が救急搬送できる病院ということですので、入院ができる施設ということですので、病院という扱いですので、市街化調整区域に病院を造るというのはすごくハードルの高い事業だと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この厚労省の僻地医療の現状と課題の中の文書でさらに進めていきますと、現在無医地区等の僻地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、僻地医療拠点病院から僻地診療所に対して医師等の派遣を行っている。しかしながら、僻地診療所は全国に1,111か所整備されており、僻地医療拠点病院からの派遣だけでは医師が確保できず、医師が不在のため休診している僻地診療所が51か所ある。そのため、これまで行っている僻地医療拠点病院からの医師等の派遣に加え、僻地医療拠点病院以外の都心部の医療機関から僻地診療所への医師等の派遣を推進

し、僻地診療所のさらなる医師確保を図る等々、いわゆる財政支援を含めてやっていくと。

先ほどの（１）の地域ケアもそうなのですけれども、やはり嵐山町の中において町の部分、要するに中部、北部、これは交通事情、それから病院等の設置状況が非常に格差が出ている。これも現実なわけです。人口流出というか、人口減少が北部の場合顕著だということで、学校再編等の話も当然あるわけです。やっぱり高齢化、人口減少、交通事情の公共交通のない、そうなりますと、何らかの形で将来に対して方向を考えていかないとということで質問しているわけです。僻地診療云々、そこは当然都道府県が指定したりとか、自治体全体でとか、いろいろ条件がありますので、すぐ適用できるかできないかという話は置いておいても、これを何らかの形で町としても考えていく必要があるだろうと。

もう一つの要素は、北部のほうで工業団地があります。その中で働いている方、外国人の方も含めて、いわゆる昼間人口というのはある意味では非常に多いわけです。ですから、そういう意味で医療のニーズも含めて、将来考えますとちょっと方向を町としても検討していく必要があるのではないかとということで質問しているわけです。それについてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問の回答になるか分かりませんが、まず嵐山町の太郎丸に嵐山病院がございました。平成30年11月に東松山市の上唐子に移転されました。確かに近くに住んでいた志賀2区の方等は大幅遠くになってしまった。北部の方も遠くになってしまったというふうに思われますが、嵐山町は南北に長い地形であり、南部地区の方からすれば多少は近くなったというふうに思われます。

私ごとですが、うちの母もかかりつけ医は嵐山病院でございました。免許証も返納して、今嵐山病院にかかるときは高齢者のタクシー券を利用させていただいて、便利になったねと使わせていただいております。それなので、タクシー券を使う。金額の多い少ないはありますけれども、今嵐山町にあった太郎丸でも、多分どれだけの人が自転車、歩いていくかということ、高齢者についてはある程度もう家族の人に乘せていってもらったり、タクシーを使ったりという状況なのかなというふうに思われます。

そして、嵐山町から東松山に移ったときに、嵐山町はただ、ああ、行ってしまうのですかではなくて、そのとき嵐山病院さんと協定書を結ばせていただいております。ちょっと内容のポイントだけお話しさせていただきますと、次の事項について連携、協力するものとする。項目が幾つかあるのですけれども、代表的なものだと地域の医療、保健及び福祉の充実に関する事、こちらを東松山に行っても今までどおり連携、協力お願いしますということです。あと、防災、減災及び災害時の支援に関する事ということで、東松山市さんのほうに場所は移っても、名前は嵐山病院という名前を使ってもらっていますし、その当時協定を結んでおります。場所は町外ですが、引き続き嵐

山町民、主治医にしている方が多いので、引き続きお願いしたいということで了解も受けていますので、そのようなことで移転になっております。

もう一度戻しますと、北部地域については確かにクリニックさん等はない状況で、やはり近くに病院があると南部も北部もどこの方も近くに病院があれば安心できると思います。もしそういう相談があったときは、積極的に町内にクリニックさんができるように進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれにしましても、早期にということは、これは現実的には難しい面も当然あると思うのですけれども、いわゆる再三申し上げているとおり、例えばタクシー券を利用するにしても、場所によって例えば私の住んでいる吉田地区から言えば、嵐山病院に行ったとすれば、行くだけで3,000円を超えてしまうという現実があるわけです。それは、当然移動手段の整備というものも併せて考える必要があると思うのです、総合的に。

そういった意味で、北部が無医地域になって高齢化していく。それから、単身の方がどんどん増えていく。これが近い将来というか、かなり近い状態で当然想定できるわけです。そういう意味で嵐山町として、先ほど言っている医療と介護もそうです。全体的な方策をしっかりと考えていっていただきたいということを要望して、この質問は終わらせていただきます。

では、次の質問に入ります。就学援助制度について、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などで子育ての環境は厳しさを増している。学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、就学援助制度の役割はますます重要となっている。そこで、以下の点について質問します。

(1) 周知方法は。

(2) 認定基準は。

(3) 今後拡充していく考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目4の(1)につきましてお答えいたします。

町ホームページや広報でお知らせするほか、在校児童生徒については学校経由で通知し、新入学児童については就学時健診や入学説明会時に通知の配布と説明を行っております。また、福祉課が発行している嵐山町子育て応援ガイドブックにも情報を掲載し、周知しております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。援助を受けられる方は、世帯構成、年収、家

族の方の健康状態等により総合的に審査し、認定しています。生活保護を受給中の方は申請は不要ですが、修学旅行や医療費等を支給いたします。生活保護を受けていない方が保護を必要とする状態にある方や、保護者の状況が就学に影響を及ぼす場合等は、申請をしていただいた上で世帯ごとに審査をいたします。毎年収入額が確定する6月以降に税情報を確認させていただき、世帯の収入額が需要額の1.3倍未満の方が認定となります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。就学援助事業は、町の要綱に基づき予算の範囲内で実施しております。要保護児童生徒については国庫補助を受けておりますが、準要保護児童生徒につきましては国の定めた給付限度額を基本として支給額を決定しておりますので、国の基準が拡充すれば、それに準じて予算措置をしていくことになると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 再質問につきましては関連がありますので、1から3、全体を通してお願いしたいと思います。

それでは、現在の対象者の割合、全体の児童生徒数の中の対象者の割合、それからその中での利用者の割合というのを教えていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在各学校ごとに申しますと、菅谷小学校で児童数408人に対して79人、19.4%、七郷小学校68人に対し受給者13人、19.1%、志賀小学校、児童数230人に対して対象者43人、18.7%、小学校で合計児童数706名に対し対象者135人、19.1%。菅谷中学校、生徒数209名に対し対象者40人、19.1%、玉ノ岡中学校、生徒数145名に対し対象者29人、20%、合計354名に対し69名、19.5%。小中学校合わせますと、児童生徒1,060人に対し204名認定されておまして、19.2%となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 今数字を出していただいて、全体の児童生徒数を出していただいたのです。

ちょっとここで考えなくてはいけないのは、本来受給していい方が申請をしないで、そのままというケースが相当数あるのではないかなということはあるのです。その辺についても、ちょっと数字としては教育委員会としてはつかんでいないというふうに考えていいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

この制度につきましては、(1)の中でもお話しさせていただいたように、広報やホームページ、

また在学の小中学生につきましては学校を通して年間周知しておりますので、保護者にこの制度についての周知はできているものと考えております。それでもなおかつ申請をされない方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、そういった方の人数までは把握できていない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 教育委員会が保護者の皆さんへお配りしている通知が、案内がございます。

この中で実は具体的な基準というのは触れられてはいないのです。文科省が出している、これはホームページにありましたけれども、こういうものを出しています。これはこのような悩みはありませんかと、例えば体操着にジャージ、ランドセルに通学用かばん、上履き、いろいろお金がかかるなど。給食費だけでなく、修学旅行や校外旅行もかかるのにどうしようと。このような悩みはありませんかと。就学援助制度がありますよと、これを文科省は広報しています。ある意味、考え方は同じような考え方で教育委員会としてもやっている。

これは世田谷区の例なのですが、世田谷区は認定基準を明記しています。例えばこうです。細かいことはあれですけれども、2人だと所得で302万とか、給食費のみの認定では399万とか、こういう数字を明記しています。一つ言えるのは、自分が該当するかどうかというのが、基準がないとなかなか分からないです。なかなか困っているといっても、そう困っている、困っているというのは言わないで頑張っていますという方も当然大勢いらっしゃるわけです。ですから、一定程度の基準を示すことによって、まず一つは自分が該当するとか該当しないとか、まずそれがはっきりすると思うのです。そのことが、一つは大事かなというふうに思います。だから、それについてはどうですか。基準を少し明記するという。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

基準については、確かに明記してあると分かりやすいということもよく理解できます。近隣でいいますと、東松山市や小川町もホームページ等でおおよその目安となる人数と金額を示しております。しかしながら、こちらの基準額につきましては世帯構成やその収入における控除額等におきまして、世帯それぞれの事情、ケースがございますので、それに応じた金額をお示しするのはなかなか難しい状況もあるかと思っておりますので、こうした目安を明記していない自治体も多くあると考えております。

そして、この金額を明記することによって、自分が該当するかどうかということ把握する目安として捉えることも大事でございますが、金額は示されていないけれども、もしかしたら自分は該当するのではないかということをもって申請していただければ、こちらで審査をいたしまして、認定あるいは認定できない場合もあるかと思っておりますが、一つこの金額に縛られて、それよりも多いか

ら私は該当しないなということで諦めてしまうことがないようにということも考えますと、この数字を示すことがマイナスになることも考えられるとも思いますので、嵐山町においては申請を出していただいた方の審査をしっかりとっていくという方向でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 本来受給できる方がちゅうちょして申請しないということは、まず一つなくすべきだろうと思うのです。今おっしゃいましたけれども、一つ世田谷区の例でいいますと、数字は出していますけれども、このように書いてあります。この表はあくまで目安となります。実際の支給対象基準額は世帯員の年齢等により異なりますので、支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合、まずはご申請くださいという、その辺は入れています。

嵐山町の場合は、先ほどの答弁で1.3というのが答弁の中で入っていましたけれども、この要綱の中で特別な事情があると認めるときはこの限りではないというのが入っています。私が要綱を見ましたけれども、かなり任意の判断ができる要綱にはなっています。ですから、ある基準で全部カットするとかいうことなしで、校長やその判断によってケース・バイ・ケースで判断しているということはあるなど、そういう要綱になっているなど思っているのですけれども、現状はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、現在の要綱では認定に当たって特別な事情があると認めるときには、その基準額が1.3倍未満の者でなくても認定できる制度上の基準はございますが、こちらを客観的に見てそれを判断するのがなかなか難しい状況ですので、本年度の認定に関しましてはこの特別な事情ということで認定になった者はおりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、要綱ではかなり任意のとか、判断が入る要綱になっていますけれども、実際は1.3というものが基準となって判断しているということだと思っております。現実には。

この就学援助制度を考えますと、今ももとの認識に戻りますけれども、非常に子育て環境が厳しい状況になっていると。厳しいというのは、いろんな要素ありますけれども、特に経済的な状況、これは当然あるわけです。ですから、このいわゆるセーフティーネットとして、これがいわゆる憲法のいう、ももとは教育は無償であるということはあるわけですが、学校教育法でも経済的困難によって就学、要するに教育を受ける権利が侵害されてはいけないということでこの制度が

当然あるわけです。

文科省自身もホームページの中で特にこのように言っています。令和元年の11月29日の閣議決定で、子どもの貧困対策に関する大綱というものを令和元年の11月29日に閣議決定いたしました。国としては、国庫補助事業の実施や、これは市町村が行う就学援助の取組の参考になるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用充実を図ることとしていると、こういう形が就学援助の活用充実を図ると。ただ、平成17年でしたか、これまでの国の事業から市町村に移されたと、事業移管されたということで、各市町村がこの事業をしているわけですが、これはある意味国の援助がなくなったという側面と、いわゆる自治体が自分の判断でもこの運用のところで拡大等ができるということにも、逆の面も当然あるわけです。

先ほどちょっと世田谷区の例を出しましたけれども、世田谷区では今の1.3、これは一つは給食費を基準を別にして、給食費の金額の基準を上げています。それから、そのほかの科目に対して1.3を1.4と、1.24になったのです。1.24を1.4に上げています。そのようにしたことによって、この就学援助を受けられる児童生徒が3分の1までと、33%までという形で拡充しております。どれだけ多くの人が喜んだか。ですから、やはり一番困っている人たち、やっぱり子育てを頑張っている、この方々にそういう基準を一つ広げるというやり方。それかもう一つは、本来できる申請を、できるはずなのだけれども、受給資格はあるのだけれども、ちゅうちょしている人、この人を受給してもらおうという2つの側面が当然あるわけです。ですから、今まず嵐山町でできるとすれば、受給できる資格がある、してほしい方が全員受給してもらおう。この取組がまずはできると思うのです。

その中の一つに、世田谷区ではオンライン申請を採用しています。ですから、いろんなちゅうちょする方、いろんな事情、考え方があります。そういうわざわざもらうのは恥ずかしいとか、いろんなことを考えながらちゅうちょしてしまう。しかし、そういう当然申請に行って、申請を出して、そのこと自体がなかなか時間がなくて申請できないという方も、物理的にできない方も当然いらっしゃるでしょう。そのときにやはりオンライン申請という、今ずっと議論もされてきておりますけれども、そういうやり方を導入することによって、申請を気軽にというか、申請できるようにしていくということも一つの工夫として必要ではないかと思うのです。それについてどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

まず最初に、生活保護基準に掛ける係数、倍率でございますが、嵐山町は現在1.3でございますが、埼玉県内を見まして、それより厳しい1.0ですとか1.2を設定している市町もございます。また、広い範囲で受給できるよう1.5という係数を使っている市町も4つございます。そういった中で、埼玉県内を見ても、また全国的に見ても、1.3という係数を使っている自治体数が一番多いということも

お伝えしておきたいと思います。

次に、本来申請できる人を救うため、簡単な申請、またちゅうちょなく申請できるようにするためにオンライン申請ということでございましたが、こちらにつきましては現在の段階では少し難しいかと考えておりますが、児童手当の申請等もマイナンバーカードを使って申請できるようなシステムというのは構築していくようになると思いますので、そういったものに付随しまして、この就学援助制度も同じように申請していけるかどうかということは、また今後このシステムの導入に関しまして研究してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) オンライン申請については、いろんな方法が当然今後は考えられますから、当然やっていく形にはなると思うのです。それをなるべく早く。マイナンバーカードとまたひもづけてとなってきましたと、またいろんな問題が当然起きますけれども、いずれにしても総合的に判断して進めていっていただきたいと思います。

もう一つ、先ほど要綱の中で特別な事情があると認める者という形でも指摘をしました。ただ、実際は1.3でもう基準をつくっていると、一々判断がなかなかできないと。ただ、このケース・バイ・ケースをしっかりと各学校も含めて運用していかないと、当然これ実際の審査するとき、1.3が当然独り歩きして、それが全てになってしまう。しかし、これは要綱の中でもいろんな形で、例えば各項目をかなり細かく設定しています。ある意味校長が様子を見ながら、例えば給食費が滞納しているとかいうケースとか、いろんなケースを見ながらこれが該当するような項目になっています、要綱自体が。私は、要綱自体は非常にいい要綱だなというふうに思います。機械的に判断するのではなくて、児童生徒のケース・バイ・ケースによって判断するという要綱になっています。しかし、運用的にそれができていないということは、またそれは一つの大きな問題かなと思うのですけれども、それについてはどうですか、今後の運用の。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

現在の嵐山町要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱におきましては、議員さんのおっしゃるとおり、保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる者ですとか、学級費、PTA会費等の学校納付金の減免の行われている者、また学校納付金の納付状態の悪い者、被服等が悪い者、または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、経済的理由による欠席日数が多い者、こういったものに該当する方は認定されるべきものとしておりますが、こういったものを客観的に判断するものとして収入額が需要額の1.3倍未満というものを設定しておるところでございます。この1.3倍というものを使わずに、特別な事情がある者につきま

してはできるだけ学校等に様子を聞きまして、運用していければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） わざわざいろんな例を列記しているわけですから、列記しているということは、特別な事情というものを逆に言うと列記しているというふうに判断していかないと、この要綱の趣旨からも外れると思うのです、本来は。これだけの要件を列記しているわけですから。ですから、ケース・バイ・ケースと言いますけれども、教育委員会側が、言ってみれば教育委員会側が児童生徒の様子を見て、それを逆に勧めるということもこの中では想定しているのではないかと思います、申請するだけではなくて。ですから、それが意味セーフティーネットです。やっぱり一人一人の状況を見ながら、生活や学校生活の状況を見ながら、それから家庭の状況を見ながら、そういう本来の趣旨だと思うのです。ですから、それを私は申し上げているわけですから、それを徹底していただきたいということなのです。その点で再度ちょっとお聞きします。これは教育長、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃるように、ある程度資格があると思われる者が申請しないというケースは避けて、セーフティーネットをできるだけ構築する、それはそのとおりだと思います。その意味では、議員さんのご提言のように、やはり校長先生をはじめ学校の職員に校長会等でこの規定の趣旨をもう一度徹底して、こういうこともありますよということで、こういう視点で見てくださいというようなことをお願いすることも大事なことかなというふうに思います。

ただ、最近学校納付金も結構口座振替になっているところが多くありまして、昔ほど集金の遅れとか何とかが小まめにチェックできるような状況にないのも一方であります。ただ、ご指摘のように、この就学援助制度そのものが教育委員会の認定になりますので、事務局が判断して、それを教育委員会にかけます。教育委員会にかけたときに上がってくるのを見ますと、やはり非認定というものもあります。それは当然経済的に1.3を満たしていないという、かなりの収入があるという方でも申請してくると。そういう方も実際やっぱりおります。ただ、反対に議員さんおっしゃるように、頑張っていて、そういう制度は、制度といいますか、自分で頑張るのだという、そういうお考えの保護者も少なからずあるのだらうなということは重々承知できますので、そういう方たちにこの制度の仕組みを使っただけのように、そういう意味ではセーフティーネットの構築という意味でもう一度各学校にも趣旨の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） その上で、ちょっと確認いたします。今の国からの財政措置、当然自治体で就学援助を広げていくということになります。それだけの費用を使うということになるわけです。それについての財政措置はどのようになっていますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議員さんご指摘のように、国の補助が一旦中止、廃止になってから交付税措置になっていますので、交付税措置で算定されております。したがって、最初の答弁にもありましたが、国の交付税措置の基準といたしますか、それらが上がってくれば当然見直す一つのきっかけにはなるかというふうには思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そう考えますと、要するに例えば1.3を1.4にして広がったということでも、1.3のままで運用が、要するに本来支給されるべき人が申請したということに関しては、今の交付税等の財政措置の中で当然カバーできるということは、再確認ですけれども、それはよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それは市町村の判断でできることですので、財政状況等いろいろ勘案しながら、そしてまた子育て支援策等総合的に判断した中で政策判断になるかというふうに思います。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、教育委員会がやっぱり子育て、児童生徒の教育環境を経済的な差は関係なく、平等で適用していく。そのためにこの就学援助制度を運用していくと、本来の趣旨である、そのような形で運用していただくということを要望して、私の質問を終了いたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

質問事項1、子ども基本法施行後の嵐山町についてです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、1番目から子ども基本法施行後の嵐山町についてから始めていきます。

令和5年4月1日より子ども基本法が施行される。嵐山町のまちづくりにおいて大きな分岐点に

なる。子どもの権利条約第12条の、締約国は自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保するという意見表明権が子ども基本法第3条によって定められています。子どもの意見表明権を地域社会、学校生活でどのように実現していくか、大きな課題です。

(1) として、不登校の子どもが増加しているが、不登校には家庭由来のもの、学校由来のものがあります。家庭由来のものは、スクールソーシャルワーカーを通じてある程度解決できることもありますが、学校由来のものは隠蔽されがちになります。各学校の不登校数についての公表は現在控えられており、課題が見えていません。各学校の不登校児童生徒の具体的な理由把握はできているか、そして実数の公表を求めます。

(2) として、学校由来の場合、構造的な課題を含むことがあります。解決する方向についての考えを伺います。

(3) として、学校再編について、子どもの意見などは全く考慮されていません。4月1日以降は子ども基本法によって子どもの意見を尊重し、これは子どもにとって重要なことですから、学校の再編というのは、学校の最善の利益と比較考慮して、合理的な判断で結論を求めるべきですが、考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)について答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

各校の不登校、また不登校傾向の児童生徒の具体的な理由につきましては、本人や保護者、学校においても明確な要因にたどり着いていないケースもございますが、おおむね把握することができております。実数につきましては、個人の特定につながるおそれがございますので、公表を控えさせていただきます。

続いて、(2)につきましてお答えいたします。不登校につきましては、全国的な傾向と同様、本町でも大変深刻な状況が続いております。様々なケースに迅速かつ丁寧に対応するため、また不登校が常態化する前の初期段階で改善、解決に導くため、教育相談活動の充実とともに、関係機関との連携を図っております。具体的には、教育相談活動の充実という視点から、①、さわやか相談員の配置、②、スクールソーシャルワーカーの配置、③、スクールカウンセラーの配置、④、町教育相談室の開室と室長の学校訪問を。関係機関との連携という視点からは、①、小川町広域適応指導教室への通室、②、町子ども家庭支援センターへの通所、③、アスポート学習支援センターへの通所、④、町不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインの作成、⑤、川越児童相談所や小川警察署への連絡相談体制の確立、⑥、保護者、区長会長、主任児童委員、民生委員・児童委員、保護司等との情報共有等の取組を実施しております。

今後も児童生徒にとって行きたくなる学校、保護者や地域住民にとっては通わせたい学校を

目指して、学級経営を基盤とした魅力ある学校づくりに尽力してまいります。

続いて、(3)につきましてお答えいたします。子ども基本法第3条において、全ての子どもについてその年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることと定められています。このことを踏まえて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) 1項目めなのですが、令和3年の決算のときに同じようなお答えでした。それで、各学校の実数をというふうに言っているのですけれども、実際に何が起きているのか、各学校でどのようなことが問題が起きているのか、今の学校の評価書ですか、あれでは見えてこないのです。私には少なくとも見えてこない。何が問題が起きているか、見えてこないです。各学校ができないのだったら、令和4年度で中学校、小学校の総数、そして学校由来のものと家庭由来のものと分けられると思うのですが、その点についてどのように把握されているか、伺いたいと思います。ごめん。1と2が一緒になってしまった。まず1を、実数をお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず、実数ですけれども、令和4年度はまだ終わっていません。令和3年度については、点検評価でも公表してありますけれども、小学校については10人、中学校については24人というふうなことはもう既に公表してあります。隠蔽ということではなくて、これ非常に個人情報といえますか、個人のプライバシーに係る情報ですし、学校ごとの数とかいろいろメリット、デメリットを考えた場合に、多くの市町村で恐らく学校ごとの不登校数、公表しているところはないのではないかと思います。やはりデメリットのほうがいろんな意味で多いので、現時点では学校ごとの数についてはご勘弁いただきたいと、そういうことでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 令和4年度での現在での数というのは分かるのではないですか。比較ができないですね、言われても。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 申し訳ありません。答弁申し上げます。

手元に学校ごとの全ての数字があるので、数えればお答えできるのですが、現時点では10月の時点では小学校10人、中学校20人というふうなことでございます。毎月の月例報告になっていきますので、精査すればそれはもちろん教育委員会としては個別の情報を含めて全て把握しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。先ほどいただいたのは、令和3年度の数字です。令和4年度の数字がいただけないと、どういうふうな状況になっているのか見えないのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 令和4年度は、まだ完結していませんので、公に例えば県に報告する数字等は5年度当初にならないと4年度のデータは確定しないということになります。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 確定しなくてもいいので、現状の数字というのはいただけますか。令和3年と令和4年、どのくらい違うのか、比較してみたいと思います。言っているのだから。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 すみません。お答え申し上げます。

私の手元にあるのは、現在12月までの一覧表はあります。10月までは今申し上げたところですので、基本的には10月の時点よりもそこで長期欠席ないしは不登校になったという新たな不登校が出現しているということはありませんので、基本的には継続しているというふうに考えております。ただ、これ統計がまず30日以上、そして90日以上、通算すると30日に、11月、12月で通算していくと30日になる子も当然あります。したがって、それよりは増えるであろうことは当然でございますが、大体この子たちといいますか、不登校になっている子たちの現状を見ますと、半分以上が月の半分以上を休んでいる子、つまり90日以上休んでいる子ですので、大体毎月18、11、17とか15とか、そういう数字で休んでいますので、新たに30日を超える、新たに90日を超えるという子は月が進んでいけばどんどん増えていきます。ですので、傾向としては恐らくそう変わらないのだろうというふうに思います。

令和2年度の状況を見ましても、令和2年度の場合は小学校がちょっと令和2年度から3年度にかけては6人から10人ということで大分増えましたけれども、中学校は23、そして令和3年度が24で

すので、恐らく今年度もこの近辺の、そう大きく、減ることはそうないかもしれません。大体これに近い数字に4年度の統計もなってくるのだらうというふうに推測はしております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、嵐山町では日本の傾向と同じで、日本全体の全国的な傾向と同じで、中学校は全部で197人なのですか、現在。もう少し多いのかな。すみません。中学校は全体で292人で24人だから、今の教育委員会による町立小中学校再編整備に関する基本的な考え方の中の数字からいくと、やっぱり10%ぐらいは、10%まではいかないけれども、9%か8%は不登校、そして小学生に関しては659だから10人だから7%とか、そんな感じになりますね。そういうふうなカウントでいいのかなと思って見たのですけれども、そんな感じかなと思って見たのですけれども、これは日本の全国的な傾向と同じなのか、パーセンテージ的にはちょっと今すぐ出てこないのですけれども、同じような傾向と、パーセンテージ的には同じような傾向と考えていいのでしょうか。比率的に。分からなかったらいいです。私が数字を持ってきていないだけなので、申し訳ないです。

では、次に行きます。2に行きます。そして、学校由来のもの、それから家庭由来のもの、原因に関してはある程度把握されているということですが、学校由来のものというのはどのくらいあって、家庭由来のものはどの程度あるか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 学校由来と家庭由来に分けてはございません。

ただ、不登校の理由の中で親子関係によるもの、それから家庭の不和というような、いわゆる家庭由来だろうと思う子はそれほど多くありません。大半が学校由来と言えば学校に原因があると、そういう状況にありまして、それについては嵐山町も県もほぼ同じような傾向で同じような理由。一番多いのはやっぱり不安。すみません。不登校の要因で小学校、中学校ともに一番多いのが無気力、不安、これが小学校で言えば53.6%、中学校で言えば54.6%、ほぼ同じです。次が、生活のリズムの乱れ、遊び、これもほとんど小学校が12.5、中学校が11ということで、そのほかに小学校の場合は親子の関わり方というのが3番に入ってきています。中学校の場合は、いじめを除く友人関係をめぐる問題と、そういうふうな理由のベストスリーはそんな状況になって、さらに中学校で言えば学業の不振が4番目に入ってくるということで。

先ほどの出現率の問題ですけれども、10%はとともありません。中学校で3.何%というふうに記憶しています。中学校の人数が恐らく違うのだと思います。中学校の生徒は350人。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これの小中学校再編整備に対する基本的な考え方で、これは令和4年と読むのではないのかな。令和4年の町全体の数ですけれども、通常数が292人、特学が19人だから、

310だからすごい数ではないですか、24人だったら。パーセンテージでいくと24分の310くらいになるから。それはいいのですけれども、そうすると私が問題にしているのは、この中で、不登校の中で子どもの健やかに育つ点はいろいろありますけれども、特に意見表明が学校の中でできないということが大きいのではないかな。そういうふうな権利保障がされていないというふうに考えているのです。とかく子どもの権利イコール、わがままという形で皆さん捉えるものですから、では子どもの権利というのはこの学校生活の中でどの程度保障されているかということが大きな問題になってくると思うのですけれども、それはどのようにお考えになるか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 ご指摘いただきましたように、子どもの権利条約を施行されて、子どもの意見表明権、それらも当然大事にされなければいけないということで国からの通知も来ています。ただ、学校における現状の中でそれが十分に担保されているかといえば、なかなか難しいところはあるかと思えます。今後の課題であることは一つ確かであろうというふうに思います。ただ、どこでどういうふうに子どもの意見を尊重していくかというのは、またこれから学校でも考えていかなければいけない課題であるかなというふうには思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 子どもの不登校の中で、無気力、不安が一番比率としては大きいということでしたね、理由として。その中にやっぱり自分の意見が学校生活の中で反映できない、そういうのは自分の主張が反映できない。ごく普通のこと、例えばどういうふうに言ったらいいか、ごく普通に白い靴下を履いていったとか、そういうふうなことでとがめられたりとか、そういうふうなことがあるというふうに聞いています。そういうことが自分の意見がそこで主張ができないというふうな形の意見表明ができないことが、嵐山町で大きいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

結論から言うと、そのことによって不登校になるというのはなくはないでしょうけれども、多くはないと思います。やはり自分の意見や考え方が学校に受け入れられないからという形で、ある意味能動的というか、積極的といいますか、そういう理由で不登校になるというのは現在進行中の子どもはいますけれども、そうはないです。ほとんどはやはり無気力、不安という形が小中とも半分以上を占めていますので。子どもの意見が入れられないから不登校になっていくというケースはそうはないというふうに理解しています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 無気力、不安の原因というのは何だと思えますか。私は、自分の意見とか、それから自分の主張とかが全然学校とか、そういうふうな中で相入れないものとされて考えると、そうするとそれ自体が不安になったり、もう自分の言っていることは肯定されないということ自体が不安になって、お友達ともそのところで不安になってくるわけです。そういったことがとても大きいと思うのですけれども、そういうふうなことはないと思われませんか。私は、嵐山町全体として、子どもの意見表明が全くされていないので、それが大きいなと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

無気力、不安が、議員ご指摘のように、不登校の直接的な原因になっているのではないかと、まして嵐山町ではそういう傾向があるのではないかということについて言えば、これは不登校の問題は嵐山町だけではなくて、出現率を見ても特に嵐山町が突出しているというわけでもないで、それはちょっと違うかなと思うのですが、もちろん時代の変化とともに自分の意見が入れられないということで、前は非行に走ったり、そういう意味で学校に来ないという子も多かった時代というのがあります。今はどちらかという、子どもたちが、どちらかという無気力という言葉がどうして無気力になるのかということですが、やはり議員おっしゃるように、自己肯定感が持てないというのは一番大きいと思えます。やっぱりお友達関係とか、家庭においても自分の存在感といいますか、そういうものに対して何となく自信を持てないというか、そういう精神的なもろさというか、弱さというか、そういうものが無気力につながってきているのかなというふうに感じておりますけれども。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 子どもの権利条約が制定されたのは1994年です。そして、そのときも、1994年も中学校とか、私は一番規制が強い、小中高の中で一番規制が強いところだとずっと思っていました。それは現在もそうなっているから、日本の全体の不登校の原因というのはやっぱりそっちにも、家庭由来のものもあるけれども、そういった自己肯定感が持てないような規制の多い環境だということが一つ原因だと思うのです。

それで、これはそのままにしておいて、嵐山町の中学校でも同じような傾向であるというふうには私考えているのです。ほかの方はそういうふうに見ないかもしれないけれども、私はやっぱり日本は子どもの意見表明権が今までも全く学校生活の中で閉ざされてきていると思えますので、それ

が大きいなと思っていて、そして次に行くのですけれども、子どもの基本条例のこと、これは第4条の3でしたか、第3条において子どもの意見表明権がはっきりあると。だけれども、今まで学校統合に関しては一切何も聞いてきていない、子どもに関しては。そのことについて、子どもの最善の利益を優先して、年齢、発達に応じて意見が尊重されるようにということは今までも一切されていない。これをどういうふうにしていくか。これは次の2にも行くのですけれども、どういうふうにこれから考えられていくのか。計画も見ていましたけれども、子どもの意見というのは全く取る場所がないです。それを伺って、次の項目に行きます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

児童の権利条約、また子ども基本法においても子どもの意見表明権というのは非常に大切なもので、中心的な内容になっています。ただ、文部事務次官通知で都道府県知事あるいは教育長に宛てた通知の中でも、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでも求めているものではないことというふうな通知の中にそういう一文があります。したがって、議員さんおっしゃいましたけれども、年齢相応とか、あるいは成熟の度合いによってという表現がどの程度まで生かさなければいけないかというのは、これはまさにこれから考えていかなければいけない部分だろうと思います。何でもかんでも子どもの意見を尊重しなければいけないということはないと思います。成長段階でありますので、発達の段階に応じてというふうにあくまでも書いてありますので、その時点でこの年齢、例えば中学生であれば、こういう場で例えば生徒総会などで今校則の見直し、中学校でもやっていますけれども、そういうところで子どもの意見を出して、校則の見直し、事実やっています、今。そういうこと。それから、小学校1年生、2年生に学校の再編どう思いますか。それは無理だと思います。だから、やはり発達の段階に応じてということがあると思います。ただ、やはり今の学校教育の中で欠けているというか、ないがしろにされつつあったということは事実で、今回文部科学省の生徒指導提要の改定においてもその辺が考慮されているものというふうに理解しています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） お答えをいただいて、2に移りますので。

学校再編についてです。（1）令和5年度より教育委員会事務局の事務分掌が変更になる。教育総務課として再編、施設担当、教育総務担当、指導主事に分かれます。再編施設担当は具体的にはどのような事務事業を行うのか。

（2）として、学校再編プロジェクトチームのスケジュール案によると、5月に建築計画方針を

策定することになっています。菅谷小、菅谷中の耐震度調査の進捗について伺います。これは、3月の末にやるということでしたから、その後について伺いたいと思います。

(3)として、志賀小、七郷小、玉ノ岡中についての耐震度調査はどの段階で進めていくのか、伺います。

(4)として、事業者との連絡、打合せはどのように進められているのかですが、これ綜企画というところとやっけていて、いろいろ打合せはしているようなのですが、まだこれからまた情報公開請求していきますけれども、どのような形で、実際に進んでいるみたいですから、伺いたいと思います。

(5)として、学校再編審議会への諮問は、学校数と位置であったため、全ての課題を学校再編プロジェクトチームが一手に引き受けている形になっています。財政問題は、都市構造再編集中支援事業費補助金を活用する方向がプロジェクトチーム内で検討されています。都市再生整備計画、立地適正計画をこれからつくることになっていますが、これの影響は私は大きいと思っています。コンパクトシティになっていくわけですから。市街地への町民集中は否めないです。まちづくりの決定過程は、従来の町決定後、町民説明、形式的パブリックコメント、その後決まったことだから従うという町民の諦めを予定しているようであると私は感じています。もう今までと同じやり方をしているなというふうに思っています。そして、子どもの意見表明権の保障、町民等の意見交換、町民参加による決定等の民主的な手続が必要ですが、見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)について答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

再編施設担当の所掌事務は、嵐山町教育委員会事務局組織規則別表第3条関係第8号の義務教育施設の整備保全に関する事、第9号の義務教育施設の使用に関する事、第10号の学校の設置、管理及び廃止に関する事でございます。具体的には、現在進めている町立小学校、中学校の再編整備に関する事及び現在使用している施設の適切な管理等となります。

続いて、(2)につきましてお答えいたします。菅谷小学校、菅谷中学校の耐震度調査は、3月末から4月初頭の春休み期間に実施予定でございます。

続いて、(3)につきましてお答えいたします。志賀小学校、七郷小学校、玉ノ岡中学校における耐震度調査の実施予定はございません。

続いて、(4)につきましてお答えいたします。嵐山町立小中学校再編基本計画資料作成業務委託契約における委託業者との連絡、打合せにつきましては、必要に応じて電話、電子メール、対面により実施しております。

続いて、(5)につきましてお答えいたします。渋谷議員ご質問のとおり、町民参加による決定等の民主的な手続は大変重要であると考えております。子どもの意見をはじめ、町民の方のご意見を

反映させるための仕組みを極力取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1はいいです。2なのですけれども、耐力度調査の進捗は3月の春休み中に行って、それをどのようにプロジェクトチームと話し合っていくのか。そして、これは綜企画が耐力度調査をするわけです。その綜企画というのはどこまで、どのような形で耐力度調査をしていくのか。春休みに行くということですから、子どもたちがいない間にすることだから、コンクリートをある程度壊してやってみるとか、そういうふうな形を進めていくのか。その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

耐力度調査の結果が出ましたら、こちらを基に長寿命化等の方法もあるのかということを入舎内で検討してまいりたいと思いますので、耐力度調査の結果が出ましたら、また議員の皆様にもお伝えしてまいりたいと思っておりますが、こちらを耐力度調査の結果が出ましたら、校舎を建てる場所につきましてある程度の方向性が見えてくるかと思っておりますので、教育委員会内、またプロジェクトチーム内で建設に係る補助金等をどうするかということも財政面も含めまして、建設方法に方向性が出していけると考えております。

耐力度調査の実施方法でございますが、春休み中に行うという手法につきましては、やはり議員さんのおっしゃるとおり、コンクリートの調査をいたしますので、一部その調査をするのに当たり大きな音が出たり、部分的に剥がしてみたりとかということが生じると思っておりますので、児童生徒のいない春休みを計画してございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、先ほど事業者との連絡に関してですけれども、それはメールや電話、対面によって実施しているということですから、普通何かをやるときには私は打合せ会議記録というものがあると思っております。これが、打合せ会議記録というのが取れるはずなのだけれども、どうやって情報公開で請求していけばいいのかなというふうに思っているのですけれども、必要なことだと思うのです。大きな事業をしていくわけですから。それを電話である、電子メールであるから記録にないというふうに言われると困るのですけれども、それはしっかりした記録として残っていくものなのではないでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

渋谷議員さんから情報公開請求がありました令和5年2月10日においては、打合せ記録の詳細につきまして事業者側と町との決裁が下りておりませんでしたので、お渡しすることができませんでした。実際には、打合せ記録は現在のところ、12月12日の打合せと12月22日の打合せにつきまして記録簿の作成をしておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、打合せ記録というのはメールであれ、電話であれ、対面であれ、それが会議録として出てくるというふうな形で考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

ただいまお伝えいたしました記録簿につきましては、対面での打合せの記録簿として作成しております。電話やメール等につきましては改めての記録簿を作成はしておりません。随時の打合せということで適宜行っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、対面の記録で大体のことが分かるというふうな形で概略が分かればよいので、それが分かるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 お答えいたします。

打合せ記録簿につきましては、対面での打合せをした結果を記載しておりますので、打合せの大きなものにつきましては対面で行っておりますので、こちらを御覧いただければ内容は分かると思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

学校再編審議会の諮問というのは、もっといろいろあったのです、本当は。ごめんなさい。学校数と位置だけが諮問の問題であったけれども、そのほかに要望書というふうな形で出てきていました。その中で私が今回ののは特徴的だなと思ったのは、菅谷中に菅谷小、ではない、小学校、中学校を造るという形で小中一貫であっても、小中一貫校ではないのです。そこのところがどうもこちらの全協で渡していただいた小中学校再編整備に関する基本的な考え方ではちょっと違っているなど

いうふうな感じで、嵐山町唯一の小中一貫教育を推進する学校として整備しますとなっているので、答申の要望書で言われているのとちょっと違って、あそこの中での話合いの中で私は記憶に覚えてあるのは、小学校と中1ギャップは実はなかった、あまり関係なくて、小学校は小学校でやって、そして中学校に卒業するときに、小学校6年生というとても大きな役割はあるので、それは大切にしたいというふうなことで、中学校はまた別の形というので、子どもたちの6年間と3年間のけじめというので、そこでの成長というのが大きいので、中1ギャップというのは実はなくて、それを考えていくと筑波のほうで失敗をしたというふうな例が挙げられて、そしてそれについての話合いがなされて、菅谷小、菅谷中、どちらでもいいので、どういう形になってもいいから、小学校、中学校を別々の形で造る。そして、菅谷小学校にも校長、菅谷中学校にも校長という形になっていたと思うのですが、私はそういうふうに認識しているのです。そのところの認識がちょっと昨日の長島議員の一般質問の中では、ちょっと私の認識と違ってると感じたのですが、その点はいかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

答申では、小学校6年間、中学校3年間を見通した小中一貫教育制度の導入等を検討するというふうにあります。そのときにもいろいろ審議会でも出ましたけれども、その中で小中のエリアを分けてくださいという、それが出ていました。それは主に審議会の委員の皆さんは、どちらかという中学生のあまりよくないイメージを子どもたちに与えたくないという、そういう意見が多かったように思います。一時代、そういう時代もありました。ただ、今の中学生はむしろ見せたい。それこそ中学の合唱コンクール、中学生の描いた絵、そういうのも小学生にむしろ見せてあげたいというように私は思います。今回小中一貫教育制度の導入を推進しということになっていますので、小中一貫教育はまさにこの新しい学校の肝ですので、これはぜひ小中一貫教育制度はやっていきたい。ただし、小学校、中学校の区切りはしっかりつけて、小学校、中学校という区切りの中で小学校を卒業しました、中学校に入学しましたという、そのけじめはちゃんとつけて、ただ教育の中身、いわゆる小中一貫教育の肝は9年間を見通した教育課程の編成です。これが新しい学校の最も大事な肝の部分なのです。

昨日、大野議員さんから境町の英語教育の話が出ました。実は、この再編の考え方のところにも、当初小中一貫教育制度を導入することによって、新しい教科を作ったりすることができるのです。普通ですと、小学校、中学校という普通の学校では、文科省の特例校の、文科大臣の指定がなければ、そういう学習指導要領の授業時数をいじったり、まして新しい教科を作るなんていうことはできないわけです。でも、この小中一貫校の9年間を見通した教育課程を編成した場合に、小学校1年生から英語ができるのです。なので、もちろんやるとは言っていない。そういう可能性がある

のです。なので、新しい学校には嵐山町ならではの魅力を発信、まさにそのところが結構肝になってくるところなので、小中一貫教育は推進します。ただし、義務教育学校にはしません。小学校は小学校、中学校は中学校、小学校の先生、小学校の校長先生、中学校の校長先生と、組織も別になりますよと、そういう基本的な考え方ということで示したものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私も小中一貫教育を受けているようなものですから、それはよく分かるのです。

それで、ところが小学校1校、中学校1校になると、今度は財源問題が出てくるのです。それで、ここが出てくるのですけれども、私がこれは問題だなと思っているのは、財源問題では文科省の補助金ではうまくいかないということで、長寿命化も難しい。人数的なもの、計算算出方法として文科省の補助金では難しいので、都市構造再編集中支援事業費補助金を使おうというふうになってくる。ところが、それに関しては都市整備計画と立地適正計画をつくるというふうな形になってきています。私が、これはちょっと筋違いではないかなというふうに思っているのですけれども、学校の補助金を得るために都市整備計画をつくるとか、立地適正化計画をつくって行って、そしてまた新たに菅谷地区の中をごにやごにやと都市整備を、それは道路の関係もありますから、やっていかななくてはいけないのだらうなというふうに思っているのですけれども、これはちょっとおかしな方向に向かっているなという感じがするのです。もともとそうしたものを取り入れる予定ではなかったのに、補助金のためにコンパクトシティをつくっていく形にするのですね。と私は読み上げたのです。その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

立地適正化計画は統合とは関係なく、最初から計画があったというふうに聞きました。これはまちづくりのほうでもともとそういう立地適正化計画をつくる計画はあったというふうに聞いています。文科省の補助金がうまくいくかいかないか、それは分かりません。その辺も含めて、全て長寿命化なり、改築新築なり、そして補助金も、文科省の場合は確かに議員さんおっしゃるように、必要面積から保存面積を引いて学級数がどうという係数を掛けてという、しかも補助単価が決まっています、掛ける補助対象面積ですので、補助単価も実勢価格がかなり低いのですから、実際には半分といっても半分はいかない。でも、片方の補助金はそういう面積だとか必要面積だとか、そういうのは一切出来上がった中での2分の1という形になると、そちらのほうがいいのかなという気はするのですが、ただそれはそれでまたZEB化しなければいけないとか、いろいろ新しい基準に適合する学校でなければ対象になりません。したがって、そうすると建築単価も上がりますから、果たし

てどっちが得なのかというのは、まさに昨日もジグソーパズルというふうに申し上げましたけれども、いろんな兼ね合いがあって、それを研究していくために今調査委託を出していると、そんな現状です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が問題だなと思っているのは、まず最初に第6次基本構想には都市再整備計画、立地適正計画というのは出てきていないですね、少なくとも。突然出てきたというふうに思っています。

そして、その中でコンパクトシティですから、どんどん、どんどん町に、菅谷地区に、市街地の中に居住者を増やしていくという形で、そうするとどう考えても北部地区、南部地区という方たちはこっちに出てきます。そんなに多くの人たちが、子育てをしている人たちというのはやはり歩いて行けるところに子どもを住ませたいというのが普通ですから、それが普通の感覚だと思うのです。なので、スマートシティになると、このところで北部地区と南部地区の居住者が、若い世代はうんと減っていくだろうなと感じます。

それは、一つは問題がいろいろあるのですけれども、まず学校というのは、小学校というのは地域文化の象徴であったこと。それをなくすという大きな問題があります。それに併せて、さらにここにコンパクトシティをつくっていくわけですから、藤野さんがおっしゃっていたように、北部地区には病院もないしという形で、これでますます北部地区は、これは過疎化の一步だなというふうに思うのですけれども、その点について、そういったことの住民説明とか、そういったことがなくて、勝手に、勝手にと言ってはいけないのですけれども、行政のほうは上からどんどん、どんどん決めていって、今日の青柳さんの議会の一般質問では町長がまず決まったことをやっていくという形だったので、これはちょっとまずいなと思っていまして、まず決まっていたことを粛々とやっていくという形、これは私はとつてもまずい方向に来ているというふうに思っています。

この町民参加に関しても、それから町民の意見交換に関しても、それから住民の意見表明自体も今全然できていないです。住民説明会だって大してやっていないし、何かよく分からないうちにやってきてしまったというふうな感じで、私は説明会、8月の説明会ですか、行ったら、あら、いつの間にかこういうふうな形になってきて、お知らせもないわというふうな感じで聞こえてきたのですけれども、そういうふうな形でやっていって、これは非常にまちづくりの大きなものになってくるのですけれども、この点についてはどのように考えていくのか。これすみません。プロジェクトチームのチーム長である副町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げます。

今いろいろお尋ねになりましたけれども、今ここで答えられるものはございません。いずれにし

でも、いろいろなものが出てきますので、こういうことはプロジェクトでどうしていったらいいかだとか、いろんな観点で考えていくような形とっております。したがって、先ほどの耐力度調査もそうでございますけれども、そういう結果が出て、ではこれを受けてどうしていったらいいのかというものは具体的に考えていくのかなというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、初めから町民参加はないということです。そして、これを決定したからこれに従ってねというふうな形の説明会をしていく。そういうことです。子どもの意見も聞くと、年齢に応じて聞くといいながらも、私は今までも子どもの意見は一切聞かれていなかったもので、子どもにどう考える。それは合理的な判断が必要ですから、子どもの意見に関しては。それに関しては別にしんしゃくする必要もないと思うのですけれども、このときに自分は大人になって、町民としてこのときに聞かれたなというふうな、一緒に自分も考えたなという経験というのですか、それがとても必要だと思うのですけれども、そういったこともスケジュールの中には一切ないので。大まかなスケジュール案なのだけれども、そのところで私はこれはまずいなというふうに思っていて、今子ども基本法ができていて、子ども意見表明権があつて、そして学校という一番大切なものですね、子どもにとっては。それに対して何も聞かれない、そういう状況。それから、住民に対しても何も聞かないで、あっ、こういうふうな案ができたので、これを皆さん了承してくださいという形で説明会をする。それはまずいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まず、決まったものを押しつけるということでは全くありません。説明会をこれからやるということは申し上げていますし、答申をいただいてから夏ぐらいいまでに基本計画案を作成するわけですが、昨日長島議員さんのご質問にもありましたけれども、やはりあまり時間がたってしまうと熱も冷めてしまうよと、まさにご指摘のとおりだと思います。したがって、12月議会で調査委託の予算を認めていただきました。この3月議会には、やはりどういう学校を造るのかということとそれなりに説明していかなければ、何をやっているのだという形になるかなということで3月議会までにはお示ししたいという形で基本的な考え方をまとめたものです。

したがって、最初の8月の説明会を開いたときに住民の方がおっしゃっていましたが、総振が出て、これからどうするのか、何も決まっていない、何を説明するのですかというふうな言われたのですけれども、取りあえずこういう答申が出ましたということを説明させていただいて、今後何か統合に関してご意見がありましたらという形で2日ともやって、それなりにいい意見もい

ただきました。これから説明をやっていくのに、また夏まで何もなかったら、結局こちらでアクションしない限り、意見下さいと言っても出しようがないです。だから、やっぱり基本的な考え方については大いに議論していただいて、そして町民参加ではないですけども、いろんなものを意見を基本計画案に反映していきたいというのが教育委員会の姿勢です。したがって、あれはパブリックコメントも取っていませんし、総合教育会議にもかけていません。あくまでも嵐山町教育委員会の基本的な考え方ということですので、教育委員会の議決はいただいていますけれども、幾らでもあれについては修正したり、これはまずいとかということであれば、それは幾らでも意見を反映させていくことはできます。そういう段取りを経た中で、今度は耐力度調査も決まって、ある程度建て方まで決まった段階では、当然住民説明会等を開いてご意見を聞きながら、そしてそういう意見をできるだけ多くの人の意見を反映した形で基本計画案という形でまとめていきたいというのが今の教育委員会のスタンスでございます。

子どもの意見については、発達段階に応じてというのがありますので、今後例えば中学校の制服をもし採用するとすれば、当然これは子どもの意見を聞かなければ、子どもが着るわけですから。子どもの意見や、あるいは場合によったら新しい学校の校則やそういうもの、いろんな意味で子どもたちが自分たちの学校として考えられるような、その段階で反映できるものについてはできるだけ取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今回の議案で学校運営協議会が出てきました。私はずっと調べていましたら、学校運営協議会はずっとコミュニティスクール、統廃合のところで必ず出てくるものだなというのがある程度分かってきたのです。その中に学校運営協議会、大人しかいなかったです。子どもを少なくとも1人か2人は入れていく。それが、子どもという立場で中学生というのでもいいのだらうと思うのですけれども、高校生でもいいのだらうと思うのですけれども、そういうふうな形のものを入れていくという考え方があってもいいかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 学校運営協議会に子どもの意見を反映するために入れていくということも、意見を反映させるという意味ではいいお考えだなと思います。ただ、学校運営協議会の委員さんは非常勤の特別職になりますので、果たして子どもがそれに入るのかどうかということは、私もちょっと今の質問については想定していなかったものですから。委員に入れる入れないは別にして、例えばかける議題について事前に子どもの意見を聞くとか、そういうことは可能であろうかなというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 時間がないので、すみません。これは、学校運営協議会というのものもあるみたいなのです。そういうふうな形でやっていくこともできるかなと思うのですけれども、その点についていかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

まさに来年度、令和5年度、菅谷小学校、中学校でやっていきますので、それらもいただいた意見も参考にしながら、最終的には新校の学校運営協議会、コミュニティスクールにつなげていきたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次にいきます。

3番目です。障害者権利条約国連総括所見改善勧告、インクルーシブな社会・教育の課題についてですけれども、昨年9月9日に公表された障害者権利条約の国連総括所見の主要な指摘は2つありました。1つは脱施設で、障害のある人の地域生活の保障です。もう一つはインクルーシブ教育についてです。以下、嵐山町及び我が国での課題について伺います。

（1）本町で施設入所して生活をしている方を地域生活に移行する場合の課題（介護施設を除く）を伺います。

（2）地域社会で生活していくに必要な環境の整備について、今後どのように整備していく予定か。

（3）国連勧告でインクルーシブな教育を進めるため分離教育の中止を日本政府に行いましたが、永岡文部科学大臣は特別支援教育の中止は考えていないとの発言をしたことが報じられています。昨年4月には分離教育を推進するための通達、特別支援学級に在籍している児童生徒は週の半分以上は特別支援学級で過ごさなければならないは、国連勧告と真逆になります。嵐山町の小中学校の現状として、普通学級に障害のある子どもが学んでいる人数、特別支援学級に在籍している人数、特別支援小学校、中学校で学んでいる人数を伺います。

（4）特別支援学級の子どもたちは、普通学級で1週間を過ごす時間の割合はどのぐらいでしょうか。

（5）学校での支援員の配置と業務内容について伺います。

（6）普通学級で障害のある子どもも一緒に学ぶ教育を実施するために必要な学校教育の合理的配慮について伺います。

（7）保育園、幼稚園、学童保育でのインクルーシブな環境整備について伺います。

(8) 小中学校教職員に対しての障害者権利条約に関わる国連勧告についての研修について伺います。

(9) 障害者権利条約に係る国連勧告を実現するために、嵐山町で取り組めることを伺います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(7)、(9)について、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、私のほうから質問項目3の(1)、(2)、(7)、(9)について答弁申し上げます。

質問項目3の(1)につきましてお答えをいたします。本町において、障害者施設へ入所している方は、令和5年1月末現在で18名おり、障害区分の内訳としては身体障害のみが3名、知的障害のみが10名、身体と知能の重複障害が4名、精神障害が1名となっています。いずれの方も重度の障害であり、入所者の平均年齢は54歳であります。入所者18名のうち6名の方は60歳以上であり、入所者の3割を占めています。施設入所等の方が地域へ移行するに当たっては、住み慣れた場所へ戻りたいという本人の気持ちが一番大切です。それ以外にも、医療サービスの提供、障害福祉・介護サービスの提供、住まいの提供、地域の助け合い等が一体となり、障害を持つ方を受け入れる体制の整備が必要と考えます。地域生活移行支援担当者の配置、入所施設で暮らす方のニーズの把握、移行のための社会資源の計画的な整備、地域住民による理解やインフォーマルな活動の推進などが課題であると考えております。

次に、質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。障害を持つ方が地域へ移行するには、障害に対する地域の理解のほか、医療サービスの提供、障害福祉、介護サービスの提供、住まいの提供、障害者の社会参加や地域の助け合い等が必要であります。本町では、障害福祉サービスでは就労支援事業所、ヘルパー事業所、住まいの選択肢としてグループホームが充実しているものと考えております。

また、国においては、特に精神障害の方の地域移行に関し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を掲げております。このシステムは、高齢者部門や子育て部門にも既に構築されているものと同様に、地域で生活する精神障害者に対し、医療、障害福祉・介護、当事者の社会参加等を包括的に支援していく仕組みです。本町では、令和3年度より比企地域自立支援協議会内の精神障害の安心した地域生活を支える連絡会を精神障害者に対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として位置づけ、システム構築に向け取り組んでいるところでございます。町といたしましては、保健担当課と連携をして、この取組を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目3の(7)についてお答えいたします。質問項目3の(7)の保育園及び学童保育につきましてお答えいたします。現在町内保育所では、2か所の保育所で5名の障害児をお預かりしております。保育士を専属で配置しており、保育の内容は他の子どもたちと同様にしております。学童保育室につきましては、3か所の学童で13名の障害児をお預かりしております。保

育所と同様に専属の支援員を配置しており、保育の内容も他の子どもたちと同様に保育しております。保育所、学童保育室ともにインクルーシブな保育を実施できていると考えております。

次に、質問項目3の(9)につきましてお答えいたします。令和4年8月22日から23日に実施された障害者権利条約の国連審査において、地域移行・強制入院、インクルーシブ教育の2点について改善勧告が出されました。障害者権利条約第19条は、施設から地域に出て自立した生活を送ることを定めた条文です。障害児を含む障害者が施設を出て地域で暮らす権利が保障されていない、精神科病院の強制入院を障害に基づく差別であるとし、自由を奪っている法令の廃止についても勧告をされました。国は、従来の措置制度から大きく転換し、利用者本位のサービス体系とする障害者自立支援法を平成18年に施行し、平成25年には地域社会における共生の実現に向けて、障害者総合支援法に改正をしました。町では、居宅介護、就労支援、グループホームといった障害福祉サービスを提供する事業所がございます。これまで同様に障害を持つ方個々の意思に対応した支援を継続していくことが、町での取組であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)から(8)について、高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。

通常学級に障害のある子どもが学んでいる人数についてお伝えすることは難しいことですが、嵐山町就学支援委員会で特別支援学校や特別支援学級が適との判断をいただいた児童生徒の中で、保護者の理解が得られない等の理由で通常学級に在籍している児童生徒は9名です。

次に、特別支援学級に在籍している人数は小学校46名、中学校18名となっております。

最後に、嵐山町在住で特別支援学校で学んでいる人数は、小学部7名、中学部8名となっております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。一人一人の特性に応じた教育支援計画を作成しているため、一概に割合を出すことはできません。どの児童生徒も特別支援学級において自立活動を中心にそれぞれの特性に応じた支援を受けるとともに、交流学級での授業においては社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学んでおります。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。現在各小学校に計9名の支援員、補助員が勤務しております。業務内容については、特別な支援が必要な児童に対して教師の指導がよりきめ細やかに行き届くよう、一人一人の障害に応じた支援を行っております。また、特別支援教育巡回支援員の各校への派遣を行い、個に応じた支援が的確に行われているか、よりよい支援方法はないのかななどを研究しております。

続きまして、(6)につきましてお答えいたします。通常学級で障害のある子どもも一緒に学ぶ教育を実施するための合理的配慮とは、基本的には障害のある子どもに対し、その状況に応じて提供するものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した、または過

度の負担を課さないものとされており、どの程度までが均衡を失した、または過度の負担になるのか、個別の判断になるかと考えております。

続きまして、(7)の幼稚園につきましてお答えいたします。基礎的環境整備、つまり専門性のある指導体制や施設設備の整備等、いわゆる合理的配慮がなされた環境整備について努めてまいります。

続きまして、(8)につきましてお答えいたします。小中学校教職員に対しての障害者権利条約に係る国連勧告について研修は実施しておりません。なお、インクルーシブ教育についての理解を深めるために、嵐山学園園長によるオンデマンドによる動画視聴による研修会を実施いたしました。また、県総合教育センター実施の幼保から小学校へ支援をつなぐ特別支援教育研修、発達障害の基礎理解の動画研修も活用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の再質問からになります。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 行きます。

嵐山町は収容施設が多いのですが、その施設の中にいらっしゃる嵐山町の町民の方というのは少ないということでしょうか。そして、入所者数が18名というのは私は少ないなと思ったのですが、これは入所者数18名に至ったまでは、もともとそうなのかということ伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 年齢が上がっているということから見てずっと入所しているということなのですが、実は施設ではなくてグループホームに入っている人数は結構いまして、嵐山町民の方でグループホームに入っているという方が2月末の現在で37名ほどいらっしゃいます。ですから、施設というよりもグループホームに入って地域で生活をしているという方が増えているということだと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 2のほうに移るのですが、2のほうで、やまゆり園の問題があって、これ非常に難しくなって、逆に施設から地域へというのが促進されなくてはいけないというふ

うに国連勧告でも言っているわけですがけれども、その中でも特に障害者、これ高齢者だから難しいなと思っているのですけれども、どのようなことが必要になってくると思われませんか。高齢者だから、介護のほうにも入っていくのかなと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 地域に戻すということで、一番のポイントは地域住民の意識なのです。一番は。いろんな住宅とかグループホームがいろいろできるのですけれども、ではもし皆さんの隣の家にそういった精神を持っている障害者が来た場合、どう思うかなのです、皆さん方が。地域住民の方が、精神障害を持っている方、結構地域に戻そうとするのですけれども、いろんなサービスとか住居とか、いろんなものは調整がつくのですが、住民の理解が、近隣の住民の理解が得られないという場合が多いです。また、地域に戻すのに、地域住民と交流しなかったら返す意味がないのです。何が一番大事かと、帰ったときに地域の住民の方たちがちゃんと助け合えるような、そういった環境をつくるのが一番必要なのです。

もっと言えば、それはどうすればいいかということです。教育なのです。教育でちゃんとそういった福祉教育をしていけば、嵐山町、今年から福祉事業所の連絡会を立ち上げました。先日ちょっとその会議があったのですけれども、その中でとある事業者さんが、通所の事業所なのですけれども、嵐山町の中で事業をやっているのですけれども、たまに事業者さんが来て、地域住民にちょっと疎まれたりとか、そういうことがあるのですけれども、ぜひ地域の方たちとお祭りだとか、そういったイベントをやって、交流をしたら違うのではないかと、そんなことを言っていました。だから、交流することが大事です。同じ場所にいることが。教育でもそうなのです。障害を持っている子を分けなくて、同じ教室で助け合っていく。それがインクルーシブだと思っているのです。私も文科省のニュースを見ましたけれども、文科大臣さんが言っていましたけれども、それは分断してしまっているのです。何が駄目か。やっぱり孤立してしまう、交流しない。小さい頃から当たり前のように教育の中でやっていけば、社会に出てからもちゃんとそういう子たちを見ていくようにしないと、それが一番のいろんな施設とかやっても、人間の意識を変えろというのはすごく難しいのです。それを教育でやっていくしかない。もっとちゃんと今言ったような学校教育と福祉教育、学校の中で福祉の教育もやって、そういった意識、共助の意識をちゃんとつくっていくということをしないと、どんなに地域へ返せと言っても、町民の意識が変わらないから難しいと思っています。一番地域へ返すというときにネックになっているのが、住民の方たちの理解というか、そういうことだと思っています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行くのですけれども、教育委員会のほうなのですが、私ちょっと答弁を聞いていて、あれと思ったのですが、インクルーシブの教育を聞いているのに、特別支

援学級が適との判断をいただいた児童生徒の中で保護者の理解が得られない等の理由で通常学級に在籍している児童生徒は9名ですと、これはインクルーシブに反していて、まさに文科省の文部科学大臣の言葉をそのまま答弁しているような答えだなというふうに思ったのですけれども、このように保護者の理解が得られないというふうに教育委員会が判断するのはどこにあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

就学支援委員会でその子に合った就学先を審議していただいています。その中で、この子はやっぱり特別支援学校がいいだろう、あるいは特別支援学級がいいだろうという一応の判断を下していただきます。それに基づいて学校は保護者と面談して、この子のあれには特別支援学級で学ぶこと、そして交流しながら学ぶのがいいですよ、あるいは特別支援学校に行ったほうがいいですよといったときに、いや、うちの子は通常学級で結構ですという、そういうケースという、そういう意味です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。私ずっとインクルーシブの運動をしてきたものですから、こういう言葉を聞くとちょっとこれは問題かなというふうに思ってしまうのです。

そして、今の先ほどの福祉課長の話と同じで、分離教育をしてしまっていること自体に問題があると思うのです。それで、私が実は79年に養護学校義務化があったのですけれども、皆さんが就学するようになったのです。その前に就学猶予の子どもの訪問教室をしていたことがあるのです。それで、そのときに思ったのは、大人と子ども1対1で適切な教育というのはできないぞ。子どもは子どもを模倣して初めて学ぶ力ができてくるので、これはちょっと無理だというふうな感じで、インクルーシブの教育というのをすごく大切にするようになってきたのです。なので、この考え方を教育委員会が持っているとする、嵐山町の教育委員会全てが国連のインクルーシブ教育の勧告に反するわけです。人権に反することをやっているということになるのです。これは考え直していただきたいです。伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答え申し上げます。

現行のシステムがそうなっているということです。したがって、私はやはりこれからの共生社会の中では、障害を持っている子どもたちも一緒に学んだほうがいいだろう。ただ、その場合にはやはり肢体不自由であれば、エレベーターがなくてはできません。そして、例えば呼吸に困難な者がいた場合には、やはり看護婦が常駐していなければ無理でしょう。いわゆる合理的配慮がされていなければできないのです。したがって、今の養護学校があつて、特別支援学校があつて、

小中学校に特別支援学級があって、通級の指導があって、それが今の教育制度になっているのです。だから、その制度自体を変えていこうというのが共生、インクルーシブ教育のこれからの姿なのだと思います。現状ではそうなっているということでご理解いただければと。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、今私もすごく嵐山町は各小学校に9名の支援員、補助員が勤務していて、実際に通常学級に在籍している障害のある方9人なので、1人に1人ずつ配置されているという形で、これはいいと思うのです。逆に言えば、今本当にすごいなと思って見ていたのは、この前の学校統合に関わるもので、46人、ここにも出ていますけれども、46人も特殊学級というのですか、今言う特殊学級、そこに子どもたちがいて、今の話だと文科省のシステムに従っているということですから、週の半分は特別支援学級にいるということですね、子どもたちが。今のお答えだとそういうふうに見るわけですか。それは、完全にインクルーシブに反しているわけだから、国連の勧告に反しているわけだから、ここの答弁は非常に難しくなってきた、学校の教員に対しても国連のインクルーシブ勧告を研修でもやっぱりやらなくてはいけないと思うのです。今現在していませんということでした。今日障害者差別法についての職員の研修があると書いてありましたけれども、これは国連のインクルーシブ勧告というのはどういうものか。そのために合理的配慮をするために、小学校のクラス人数をもっと増やさなくてはいけないよとか、クラスではない、人数を減らして、そして特別支援学級の担任たちをそこに配置していく。その場をつくっていくふうな運動を学校からやっていかななくてはいけないと思うのです。そのことがないなというのと、私がこの前伺っていたのは、子どもにとって最適なクラスはやっぱり特別支援学級だというふうに思って、特別支援学級に入学することにしたという方の話を聞いたのですけれども、普通学級に障害を持っている子たちも入っていいよ。それに関しては支援員をつけますよというふうなことを最初に話しておかないなといけなと思うのです。町立幼稚園では1人配置されているので、こういうふうな状況がつかないし、実際に子どもが入学してみても、自分はほかの幼稚園のお友達と違う環境にいるのだといったことが分かったときにすごくショックを受けるのです。このショックというのは自己否定感につながるようで、それを逆に戻していくというのはすごく大変なことになると思うので、そういった私はまず就学指導委員会のところで必ず、普通学級にも行けますよ、そしてその子には何としてでも嵐山町が指導員をつけますよ、支援員をつけますよというふうな形のことをやっていく必要があると思うのですが、それは町単独予算になるかと思うのですが、違います。そうしたら、その場合はやっていくべきだと思うのですが、これは町の方針として町長に伺います。予算のことですから。無理。無理だったらいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議員ご指摘のように、特別支援教育の支援員さんを町ではかなり手厚く配置して

いただいています。それはとってもありがたいことで、ただ障害のある子を受け入れるためにはそれだけでは、やはり施設の面もありますので、そちらも含めて考えていかなければいけないだろうなというふうに思います。

先ほど前田課長から教育が大事だと、まさにそのとおりです。子どもたちは非常に柔軟です。もう障害のある子が来ようが、みんなすぐ仲よくなります。そういう気持ちを大人までつなげていくというのは非常に大事なことだと。したがって、インクルーシブ教育といいますか、できるだけ統合的ということがありますけれども、文科大臣から通知が来ていることも事実です。したがって、その辺は教育委員会としてはなかなか難しい対応がありますが、理想を求めつつ、現状の中で法令違反というか、そういうことにならないようにという形で対応していくと、そういうことになるかと思えます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 人権侵害を学校教育の中で行わないように、研修等をしっかりしてお願いいたします。

次に行きます。

○森 一人議長 大項目4ですか。

○12番（渋谷登美子議員） 大項目4に行きます。そうでないと間に合わないので。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 農福連携についてです。

農福連携は、嵐山町の福祉政策の一つとして適していると考えています。現在町が間接的に関わっている農業は、観光農業としてのラベンダー園があります。ラベンダーの花の摘み取り等に障害のある方が関わっているということも聞いています。農福連携は、観光農業という視点のみでなく、多様な視点と連携が必要です。課題もありますが、現状では農福連携を試みているラベンダー園から始めて、将来的な課題が把握できると考えています。見解と方向性を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 質問項目4につきましてお答えをいたします。

農福連携とは、障害を持つ方が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを創出し、社会参加を促す取組でございます。農業・農村の課題は、農業労働力の確保、荒廃地の解消であり、障害を持つ方の課題は就労先の確保、工賃の引上げであると国は説明をしています。国では、農業生産における障害者等の活躍の場の拡大、農産物等の付加価値の向上、農業を通じた障害者の自立支援を目指しております。また、平成31年に厚生労働省がまとめた農福連携の資料では、農業活動に取り組んだ障害者施設の利用者について、精神的あるいは身体的に状況がよくなった、改善されたという報告もあります。町といたしましても、農福連携により障害を持つ方々の就労先や作業場の確保が

できるという点で、今後の施策について関係課と連携していくことが必要だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農業と福祉施設とを結ぶ関係性、コミュニケーションをつくるというのは非常に難しいと思うのですが、これについては何か農業版ジョブコーチという制度があるらしいのですけれども、その点について農業では、農政課のほうでそういった人材派遣とか、あるいは企業支援課のほうで人材を出すということはできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えします。

現在町といたしまして、特に農政サイドなのですが、正確というか、正式に農福連携、そういうマッチングをするための制度、仕組みというのは正直言って今の段階ではございません。

以上です。

○森 一人議長 続けて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからはラベンダー園に関してに限りますけれども、お答えさせていただきますと思います。

現在福祉団体がラベンダー園に関わっているというのは、マイラベンダークラブの中に会員さんとしてはデイセンターのウィズさんは加盟をしております、ウィズさん職員の方が通常の維持管理を含めて摘み取り等をやりながら、それを利用しながらやっていただいているという状況がございます。そのほか福祉施設の関わりにつきましては、ここ数年を見ても東松山の特別支援学校の方から、できれば分けていただきたいということで少し摘み取ったラベンダーを分けております。これは文化祭みたいな、そういった行事にラベンダーを利用していろいろ作ったものを何かやるというような目的でお話があって、お裾分けはしているという状況がございます。

また、長寿生きがい課のほうでは、町の事業としてラベンダーのスティック作り教室、そういったものも実施しているようでございまして、こちらにつきましては長寿生きがい課の職員のほうにも摘み取りのほうは一緒に手伝っていただきながら、それを持っていただいて事業のほうでやっていただいているというような状況が今関連としてはあります。この辺、例えば摘み取ったものにつきましては、そういった福祉施設でできるものという、例えばドライフラワーにするような作業を委託するとか、またはポプリ、そういった作業を委託することは可能かなというふうには考えておりますけれども、それをするに当たっての一番の困難な作業というのが、摘み取りというのが結構大変な作業になっていまして、そういった福祉施設の方々がそこまではちょっと厳しいのかなという感じがしておりますので、その辺でうまく課題が解消されれば、ラベンダーに対してそういった連携というのはできるのかなというふうには感じております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ラベンダーでは、私はラベンダーでやっているということでラベンダー園を出したのと、あと嵐山町では全くそういうふうな農業系のものに関して直接携わるものがない、町が関わっているものというのではないだろうなと思ったので、ラベンダー園を出したのですが、実は農福連携に関しては農水省のほうが非常に積極的です。厚労省というよりは、農水省のほうが積極的だなというふうに思っていて、それは耕作放棄地などの解消とか、就業者がだんだんいなくなってくるということもあって、農福連携でその形に持っていきたいというのがあるわけなのですが、私が見ていると、やっぱり簡単な作業というのは農福連携でできて、例えばサツマイモとか、そういう単調な作業というのですか、そういったものというのは割と向いているみたいだし、深谷のほうのネギなんかもそういうふうな形でやられているみたいなので、この場合嵐山町に農福連携で事業を行うためには、農業が動くのか、福祉課が動くのか、これどっちが動いてうまく連携をつくって、嵐山町は施設がたくさんあります。それなのに農福連携がほんのちょっとしかないというのは問題が大きいかんと思っていますので、その点について伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。発言残り時間4分となっております。

答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、農政課としてお答えいたします。

渋谷議員おっしゃるとおり、福祉と農政連携は基本、一番大切なことであるのですが、まず福祉施設が多いということで、マイラベンダークラブの件もありますけれども、まだ1施設しかマイラベンダークラブのほうに参加していらっやらないのです。農政としては、できるだけそういう障害を持つ方々に土にまず触れていただく、触れていただきたいというのが農福連携の第一歩かな。その土に触れるチャンスといいますと、ラベンダークラブに入らせていただく。そして、障害者施設がマイラベンダークラブを利用することによって、その圃場を研修の場として利用していただくことで、そして栽培に関わることによって障害者の個性、適性というのを発見して、そこにはやはりラベンダークラブに参加している団体に農政課としても関われるチャンスがありますので、施設と農政課のそこの関わったことによって、どういう方がどういう作業に向いているか、またどういったところであれば雇用が可能かというのが分かると思うので、そういった形で農政課としては関わりたいと思います。ふるさとの観光果樹園のブルーベリーの摘み取り、あとは農事組合法人のらんざん営農さんでも米以外にも大豆等も作っていますので、大豆は仕分け作業ですとか、そういったことが非常に重要なので、そういった細かい作業に適性がある方もいらっやると思うので、そういった農政課としては関わり合いを積極的に持っていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、マッチングをするためには福祉課が動くのか、ラベンダークラブに入ってくださいというふうな形をやるのか、どっちが、どういうふうな。マッチングを最初にしなくてはいけないわけです。それについて伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 先ほど答弁をさせてもらったのですが、今年度から事業所連絡会、嵐山町内にある事業所連絡会というのを立ち上げて、その中でいろんなことを話し合いをしていこうと、ざっくばらんにやっていこうというのが始まりました。なので、そういうところで農政だとか企業支援課とかからいろんな情報ももらって、お互いにやれることがありますので、そういったところでやっていこうというふうには思っています。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月6日から15日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月6日から15日まで休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時32分)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

3月16日（木）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 議案第 8号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第 9号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第10号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 5 議案第11号 嵐山町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第12号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第13号 嵐山町青少年問題協議会条例等の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第14号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を廃止することについて
- 日程第 9 議案第15号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定について
- 日程第10 議案第16号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第11 議案第17号 令和4年度嵐山町水道事業会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第12 議案第18号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第4号）議定について
- 日程第13 議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について
- 日程第14 議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について
- 日程第15 議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第16 議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第17 議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定について
- 日程第18 議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定について
- 日程第19 議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）
- 日程第20 議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）
- 日程第21 議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）
- 日程第22 嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 日程第23 議員派遣の件について
- 日程第24 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について（嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事）
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 工事請負契約の締結について（町道菅谷 3 1 号線雨水管整備工事）
- 日程第 2 7 発委第 1 号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定について
- 日程第 2 8 発議第 1 号 原発運転期間「原則 4 0 年」規定方針の遵守を求める意見書の提出について
- 日程第 2 9 発議第 2 号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出について
- 日程第 3 0 発議第 3 号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福島	啓太	技監
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
田畑	修	税務課長
贄田	秀男	町民課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長

中 村

寧

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第21日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に予算特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案6件の審査報告書が提出されました。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第25号 町道路線を廃止することについて(土地区画整理事業の換地処分)、議案第26号 町道路線を認定することについて(土地区画整理事業の換地処分)、議案第27号 町道路線を認定することについて(開発行為)、以上3件の審査報告書が提出されました。

お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。議案第28号 工事請負契約の締結について(嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事)、議案第29号 工事請負契約の締結について(町道菅谷31号線雨水管整備工事)の2件であります。3月13日に提出されておりますので、ご了承願います。

なお、本件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定について、発議第1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書

の提出について、発議第2号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出について、発議第3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出について、以上の4件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第7号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第7号につきまして議案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第7号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、議案第7号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

議案第7号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、健康保険の被保険者または被扶養者が出産したときに保険給付として支給される出産育児一時金が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

新旧対照表をお願いいたします。第7条中の出産育児一時金の金額を42万円から50万円と改めるものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和5年4月1日とさせていただくものでございます。

以上、議案第7号の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 新聞報道によると、妊娠したときの病院にかかる経費というのは、東京都では70万とか、そういうふうに言われていますけれども、実際に埼玉県のと比企郡ぐらいではどの

程度の費用がかかるのか、参考までにお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

比企郡では出ていないのですが、埼玉県の平均46万1,505円、東京都は私が見ました資料ですと56万5,092円、全施設の平均値が47万3,315円となっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第7号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第8号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第8号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第8号は、嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第8号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律、民法等改正法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う改正となります。

新旧対照表を御覧ください。7条の2は、安全計画の策定等の義務化により追加を、第7条の3は、バス送迎の安全管理の徹底に係る規定を国の基準に準じて追加するものです。

第10条は、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和に係る改正を、第13条は、民法の懲戒権に関する規定の削除に伴い、条文を削除とするものです。

第14条は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化による改正となります。

附則でございますが、施行日を令和5年4月1日からと定め、第13条の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2項では、第7条の3第2項の適用につきまして、経過措置を定めたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町で家庭的保育事業者というのはいらっしゃるのか。いらっしゃるとしたらどのくらいいらっしゃるのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 家庭的保育事業所というのは小規模になるのですけれども、嵐山町ですと、小規模ですとめぐみのその、そこが小規模です。それともう一つ、事業所内保育所になりますけれども、たいよう保育所、一応その2か所が家庭的保育事業所ということで、小規模ということで対象になると思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ただいまのめぐみのそのと、たいよう保育園の小規模保育園の人数は何人ぐらいを受け入れているのか伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 定員になりますけれども、めぐみのそのが9だったですか、それでたいよう保育所が企業所内保育所なので、定員は19なののですけれども、嵐山町とか地域枠を5名ということで受入れをお願いしています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 保育士は何名ずつ、小規模にいらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 手元に今資料はないのですが、小規模ですと、ゼロ、1、2歳の保育になります。ゼロ歳ですと3対1、1歳ですと4対1、2歳ですと6対1ですか、ということで保育士が必要になります。ただ、さっきも言いました9名と5名ですので、その割合で保育士を配置しているということになります。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第8号 嵐山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第9号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第9号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第9号は、嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。こども家庭庁設置法等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、民法等の一部を改正する法律、民法等改正法及びこども家庭庁設置法の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の第19条第2項が削られ、第19条第1項のみの条文に改正されたことにより、本条例全般において参照条文の改正を行っております。

次に、第15条第3項につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴い、学校教育法の第25条に第2項及び第3項が新設をされたことに伴い、参照条文の改正を行うものです。

第26条につきましては、民法の懲戒権に関する規定の削除により、条文を削除とするものです。

最後の附則でございますが、施行日を令和5年4月1日からと定め、第26条の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第9号 嵐山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第10号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第10号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第10号は、嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、議案第10号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、改正をするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第6条の2は、安全計画の策定等の義務化により、第6条の3は、バス送迎の安全管理の徹底に係る規定を国の基準に準じて条文を追加するものです。

第10条第4項は、放課後児童支援員の資格要件が附則で規定した経過措置の期間が満了となるため、経過措置を延長せずに本文中にみなし規定を新設するものです。

第12条の2は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画の策定等の努力義務化に係る規定を追加し、第13条第2項は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正をするものでございます。

附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日からと定め、第2項では、第6条の2の改正による安全計画の策定等の義務について、令和6年3月31日までの経過措置を定めたものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 利用者の安全の確保ということで明記されているのですが、この安全の確保というのは、衛生管理のことは13条で条文であるのですが、不審者からも守るという面も含んでいるのか伺いたいと思います。

それから、第10条の4項の放課後児童支援員にすることができるというのは、ちょっとよく分からないのです。どういう条件でできるようにするのか。保育士とか社会福祉士とか教員、小学校の教員とかはなれるわけですが、そのほかのことを言っているわけですよね。ちょっとどういうことなのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 安全計画の策定につきましては、当然様々なリスク、危険に対しての安全計画になります。

また、10条のこの規定は、実は放課後児童支援員については、県で行っている放課後児童支援員の講習会を受けなければ支援員としては認められないです。それを受けるのに、毎年やっているのですけれども、就職したときにはその資格がなくても、経過措置を2年ほど設けていまして、その2年以内を取れば支援員としてみなしますよという規定でございます。今までも附則の中では、今年度いっぱいまでに取りなさいという、この法律が平成27年に条例をつくりましたので、経過措置として今年度中に支援員の講習会を受ければ支援員としてみなしますという規定だったのですけれども、当然まだ、終わってしまいますので、正式にこの条文の中に入れて、就職してから2年以内に講習を受ければ支援員として認めるところでございます。基本的には放課後児童支援員については、県の講習を必ず受けるというのが規定ですので、そういった意味での経過措置になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 安全の確保は分かりました。

放課後児童支援員の関係なのですが、全国がそうなのかな、全県的にもそういうふうになるのでしょうかけれども、ただ全国というか、国がそういう方向性を示しているからとっていいのかなと考えると、きちんと資格を持った人が私はやるべきだというふうに前もお話したのですけれども、そういうふうに思っています。

それで、嵐山町の学童保育で働いている人は、これで資格を得ているという人はいるのでしょうか。いれば何人ぐらいなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 当然この条例ができたときに制度が変わりまして、放課後児童支援員については県で定めた放課後児童支援員の資格、それを講習しなければ認めないということがありまして、嵐山町の場合は、今いる指導員については全てその講習会は受けております。これから採用する方においても、当然ほかのところ、県内のほかのところそういった講習を受けていけば、そのままなりますけれども、もし受けていない方が新しくなった場合には、この講習が必要になりますので、嵐山町の支援員については、全て現在のところは皆さん受けていらっしゃるということでございます。

○森 一人議長 聞き取れませんでした。最後のところ。

○前田宗利福祉課長 嵐山町については、全ての支援員さんは受けていると、この資格を。県で毎年行うのですけれども、1回しか行わないので、それを逃してしまうと翌年になってしまいますので、そういった意味で、この経過措置を設けて必ず受けるということになっています。ただ、嵐山町については全ての支援員さんがもう既に受けているということでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど。保育士とか社会福祉士の資格を持っていない人が、2年の経験を経て、県の講習を受けての支援員の資格を得ている人がいるということなのですね。何人ぐらいいるのかちょっと伺いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 基本的には、嵐山町は資格を、保育士とか教員免許、資格規定を条例の中であります。この資格は児童福祉施設で2年以上勤務をして、その経験があって、その上で県でいう放課後児童支援員の資格の講習を受ければ支援員として認めるということでございますので、嵐山町の場合、基本的には保育士とかそういった資格を持っている方を雇うということでやっておりますので、ちょっと現在それ以外の方がいるというのはちょっと把握をしていないのですけれども、基本的にはそういうスタンスで嵐山町は当初から、学童保育室を始めた当初から、嵐山町は資格要件をつけていたということでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第10号 嵐山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第11号 嵐山町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第11号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第11号は、嵐山町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについての件でございます。こども家庭庁設置法の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 議案第11号の細部説明をさせていただきます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法中の子ども・子育て会議について定める条文が第72条から第76条が削られ、第77条から第85条が5条ずつ繰り上がることにより改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。第1条及び第2条中の子ども・子育て支援法の第77条を第72条に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第11号 嵐山町子ども・子育て会議条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第12号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第12号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第12号は、嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。水道法第10条の規定に基づく水道事業の変更の許可を受けるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第12号につきましての細部をご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、水道法第10条の規定により、今後新浄・配水場整備事業を進めるに当たり必要となります水道事業の変更認可を受けるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。改正に当たる部分でございますけれども、第2条の経営の基本の第3項、給水人口と第4項、1日最大給水量でございます。改正前の現在の認可でございますが、県水を導入した第3次拡張事業開始前の平成4年に変更認可を受けております。第3項の給水人口2万5,000人を1万6,741人に、第4項の1日最大給水量1万4,800立方メートルを1万400立方メートルに改めるものでございます。

なお、附則の規定につきましては、施行期日を令和9年6月1日からとするものを定めるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 附則なのですが、なぜ令和9年6月1日より施行するというのを令和5年に条例改正として出てくるのか伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

令和9年6月1日としておりますのは、新浄・配水場の施設の稼働開始予定日でございます。それまでにつきましては、現行の水道施設が稼働しているものでございますため、現状の条例や認可がそのときまでは有効であるということをご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 2万5,000人を1万6,741人に、1万4,800立方メートルを1万400立方メートルに、これちょっとどういう計算の下で、新しいこういう基準にしたのか伺いたと思います。

それから、先ほど令和9年の条例施行日なのですけれども、予定日ですよね。予定日ですから、近くなって、完成するなという段階で私はやるべきではないですか。またそこで延びてしまったりしたら、また条例改正するような形になりますよね。ちょっとその辺伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、給水人口の改正でございますけれども、こちらの算出に当たりましては、平成27年度の町人口ビジョンと社人研の推計値を根拠といたしまして算出しております。この推計値によって、令和9年度における嵐山町の人口を1万6,746人としております。その1万6,746人に対しまして、同じく令和9年度におきます水道の普及率を、現行が99.90%でございますので、9年度には99.97%と見込んでおりまして、先ほど申し上げました1万6,746人に対しまして1万6,741人としているものでございます。

続きまして、1日最大給水量の1万4,800立米から1万400立米につきましては、4,400立米の減少としているところでございますけれども、こちらにつきましては、今現在の稼働しております3つの水源井戸、それぞれ第1、第2、第3水源の井戸の自己水でございますけれども、そちらの1日にくみ上げる量を、現在は1万1,300立米でございますけれども、それを6,900立米と見込んでおります。その6,900立米と、一方県水も同じく受水しております。こちらの1日最大受水量を現状は3,500立米を見込んでおります。将来的につきましても同量の3,500立米を見込んで、自己水の6,900立米と県水の3,500立米合わせまして1万400立米に改正するものでございます。

続きまして、認可変更についてでございますけれども、こちらにつきましては認可を受けるために、今この給水人口と1日最大給水量を改正した上で認可変更の申請を来年度予定しております。ですので、先に条例の改正をした上で認可変更の手続きを取ることになっておりますので、将来的にこの数量とか、そういった場合、変更があった場合、例えば給水人口につきましては、1万6,741人と改めるわけですが、将来的にそれ以上になってしまった場合、認可につきましては、認可を受けた以上の人口に対して給水はできないというものではございませんので、あくまでも現状からの見通しの推定値でありますため、相当予想以上に乖離がない限り、認可につきましては変更の予定がないということになっております。

また、相当乖離があった場合につきましては、その時点で軽微な変更で対応が可能となっておりますので、その辺で対応を考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 人口ですけれども、社人研が想定している人口より5人少ないというのが何か私にはよく分からないのです。どういう理由で5人少ないのか。普及率99.97%を計算したら5人となったということなのですか。ちょっと5人少ないという意味を伺いたいと思います。

それから、給水量なのですけれども、なぜ県水は減らさないのか。同じにするのか。当然同じくらいの率で私は減らしていくべきだと思います。前に、前の水道課長に聞いたときに、県水がなくても全量を嵐山町の井戸の水で賄うことができるのだと。だけれども、何かあった場合、安全上、2つの方法は大事だから県水もちゃんと取っておくのですということの説明されたことがあったのですけれども、そういうことは大事だと思うのです、私も。ただ、全体の水が減るわけですから、当然県水も減らしていくべきだというふうに思うのですけれども、その辺ちょっと伺いたいと思います。

それと、変更の認可というのは、どこに求めるわけなのですか。県に提出して認可を求めるという形なのですか。国なのでしょうか。ちょっとその辺教えてもらいたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

大変失礼いたしました。社人研の推計値で令和9年度におきます嵐山の人口が1万6,746人でございます。それに対して同じく9年度におきます水道普及率は、現在99.90%でございますけれども、同じく令和9年度につきましては99.97%を見込んでおります。したがって、1万6,746掛ける99.97%により、1万6,741人と算出しているものでございます。

続きまして、県水でございますけれども、現在県水を受水しておりますけれども、こちらにつきましては現在の吉田にあります水道タンク、県水受水タンクが最大3,500立方入りますので、最大給水量につきましても変更はないということでございます。一方、自己水を4,400立方減らすところにつきましても、今度の新浄・配水場の施設整備につきましては、現行の施設に対してダウンサイジングの観点から、施設を統合するというものでございます。さらに、現状の1、2、3水源、井戸の負荷を、負担を減らすために自己水の部分だけを4,400立方減量した改正となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 答弁漏れ。もう川口議員は3回やられているので。

○10番（川口浩史議員） 3回やったっけ。

○森 一人議長 はい。答弁漏れがございますね。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 失礼いたしました。

認可につきましては厚生労働省でございますけれども、嵐山町におきましては知事の認可になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私もこの給水人口、改正前は2万5,000人でしたけれども、かなり精査された1万6,741人という数字まで出してくると、さっき課長は少しの乖離であれば許可の手続は要らないよというような話を説明されましたけれども、今現在1万7,533人ですよね。それで、ここから800人ぐらい落としているのだけれども、その辺のところ、例えばですよ、これ1万6,741人で条例を今回上げたとして、この人数がもしある程度現状維持できていたとした場合、例えば1万7,000人ぐらいだったとしたときには、その辺のことも許可の、要するに許容範囲に入ってくるのかどうかということについてお聞きしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、人口については、それ以上の人口に対して給水はできないということではありませんので、令和9年度の時点で、例えば今現状の1万7,500人を維持していた場合であっても、それほど乖離がございませんので、現行どおりの認可で対応はできるということでございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第12号 嵐山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第13号 嵐山町青少年問題協議会条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第13号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第13号は、嵐山町青少年問題協議会条例等の一部を改正することについての件でございます。教育委員会事務局組織の改編に伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、議案第13号の細部につきましてご説明させていただきます。

本年4月から、嵐山町教育委員会事務局組織を教育総務課と生涯学習課の2課体制に改編することに伴い、関連する4条例について所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。第1条の嵐山町青少年問題協議会条例及び第3条の嵐山町博物誌編さん委員会条例中にごございます協議会及び委員会の庶務の定めを教育委員会事務局から生涯学習課に改め、第2条の嵐山町奨学資金貸付基金条例及び第4条の嵐山町いじめ問題対策連絡協議会等条例中にごございます委員会の庶務の定めを教育委員会事務局から教育総務課に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日とさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第13号 嵐山町青少年問題協議会条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第14号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を廃止することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第14号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第14号は、嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を廃止することについての件でございます。嵐山町立小中学校再編等審議会の所掌事務が終了したことに伴い、本条例を廃止するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

○高橋喜代美教育委員会事務局長 それでは、議案第14号の細部につきましてご説明させていただきます。

嵐山町立小中学校再編等審議会につきまして、令和4年7月22日に小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について答申が提出されたことにより、所掌事務が終了いたしましたので、本条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めさせていただくものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第14号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を廃止することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第15号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第15号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億8,495万7,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が9件、地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第15号の細部につきましてご説明させていただきます。

一般会計補正予算（第7号）の予算書、まず6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。6ページでございますけれども、第2表、繰越明許費の設定でございます。年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、庁舎管理事業ほか8事業に繰越明許費を設定するものでございます。

7ページの第3表、地方債補正でございまして、変更2件でございます。事業費の変更等に基づきまして、それぞれの限度額を改めるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、今回の補正額の財源内訳でございまして、国県支出金、地方債、その他一般財源とその内訳を記載させていただいております。

14ページ、15ページをお願いいたします。今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに事業の実績見込み等により増額及び減額をさせていただいているものでございます。

主なものにつきましてご説明させていただきます。2の歳入でございます。11款1項1目地方交付税、普通交付税4,066万2,000円を増額しているものでございます。普通交付税の再算定により、

臨時経済対策費及び調整戻しなどにより増額をさせていただいているものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。上段でございます。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金でございます。664万円を増額するものでございます。こちらにつきましては、承認第1号でご説明させていただきました一般会計補正予算（第6号）の歳入との調整で、当初につきましては国からの補助金を県を通して町へ交付するという案が提示されておりましたが、その後、国により市町村へ直接交付すると変更になったことから、今回補正させていただくものでございます。第16款2項2目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金660万円を減額し、同額をこちらに補正するというものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。中段でございます。18款1項2目民生費寄附金の2節児童福祉費寄附金でございます。児童福祉事業に対する指定寄附1,000万円を計上してございます。こちらにつきましては、匿名によりご寄附をいただくというものでございまして、使途といたしましては、独り親家庭への支援に対する指定寄附ということで計上させていただいているものでございます。

その下段、第22款1項1目土木債の3節公共施設等適正管理推進事業債でございます。2,340万円を減額させていただくというものでございます。武蔵嵐山駅付近線路敷横断排水路除去工事につきまして、事業の実施が翌年度の見込みとなったため、補正させていただくものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。3、歳出でございます。中ほどでございます。上段の第2款1項5目財政調整基金の1、財政調整基金等管理事業でございますが、財政調整基金積立金に6,000万円を積み立てるというものでございます。財政調整基金につきましては、この積立てによりまして、令和4年度末8億3,006万1,000円ほどの残額となる見込みでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。第3款2項1目児童福祉総務費、11、ひとり親家庭臨時特別給付金事業でございます。18節にひとり親家庭臨時特別給付金1,000万円を計上してございます。先ほど児童福祉費の指定寄附というところで説明申し上げましたが、匿名の寄附により寄附金を活用いたしまして、独り親家庭への支援を行うというものでございます。おおむね112世帯程度を見込んでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。第8款3項4目都市下水路費の1、都市下水路管理事業、14節工事請負費でございます。2,600万円の減額を計上してございます。こちらにつきましては、歳入でも申し上げさせていただきましたが、武蔵嵐山駅付近線路敷横断排水路除去工事の実施見込みが翌年度となったため、減額するものでございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。13款1項1目、1、予備費でございます。財源調整のため、予備費を308万6,000円減額するというものでございます。

30ページ以降の給与費明細書等々につきましては、ご高覧をいただきたいと存じます。

以上、議案第15号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたし

ます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 21ページなのですが、住民税非課税世帯の方というのは、実際に世帯数どのくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、24ページの人工透析が減額になった。その人工透析を今受けていらっしゃる嵐山町の方はどのくらいいらっしゃるのか。これが何か大きな問題になっているようですので伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 まず、人工透析の件数なのですが……すみません。ちょっとお待ちください……

○森 一人議長 それでは、先に杉田総務課長より答弁を求めます。

○杉田哲男総務課長 私のほうからは、住民税非課税世帯に対する臨時交付金の減額につきましてご説明させていただきたいと存じます。

これにつきましては、国から100%の補助という形で支給をされるものでございます。基本的に国におきまして仮算定というところで嵐山町のほうに予算額の配分がございまして、当初につきましては、確認書の対象分ということで187世帯、そちらの世帯で見込んでおるといいますか、試算をされているようでございますけれども、実際といたしまして176世帯の申請といたしますか、確認書の対象を行ってございますので、そういった観点から今回実績に伴いまして、この金額のほうを減額させていただくというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 人工透析の人数ですけれども、見込みとしましては7名ということで見ております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 実績ということですから、実際には申請されていない方もいらっしゃるというふうに考えてよいのでしょうか。非課税世帯のほうですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

あくまでも申告に基づきます給付という形になりますので、担当課のほうといたしましては、該当する世帯につきまして、それらの申請書を送付させていただきまして、ある一定の期限の中で申

請されたものについては全てを支給しているという実績値ということでご理解をいただければというふうに考えてございます。何名か出ているかどうかということにつきましては、財政当局としてはちょっと確認をしていないということが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 15ページの一番上の交付税の調整戻しというのがあるのですが、前もあったのかもしれませんが、ちょっと記憶になくて、私としては初めて見るような感じなのですが、どういうものなのかを伺いたと思います。

25ページのコロナによる返還金なのですが、これはどういう計算の下で返還することになったのか。新聞なんかの報道で、一部自治体で多くコロナの関係で支給したというのが報道されていましたが、その点がこれもあるのかどうか伺いたと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、普通交付税の割戻しにつきましてご説明させていただきたいと存じます。

国におきましては、ある一定の税収見込み等々によりまして定めた額を基準に基づく市町村等からの財政調整需要額、そういったものが出されまして、ある一定の割合の下に交付されるものでございます。年度末等々におきまして、税収見込み等々が確定を行いますので、その増額分につきましてを割戻額ということで、ある一定の基準に基づきまして追加交付をされるという趣旨のもので、これは毎年交付されるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 25ページのコロナ返還金について説明させていただきます。

こちらは令和3年度に実施したものの返還金でございます。当初これくらい使うだろうということで交付決定を前にいただいておりまして、実際これだけ使いました。実績報告をして、その差額分を今年度支払うという形になっています。金額から申し上げますと、負担金は304万9,336円返還となっています。あと補助金192万9,000円となっております。こちらの合計金額となっております。また、多く支出したというものは、嵐山町においてはありません。適正に処理をしていました。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第15号 令和4年度嵐山町一般会計補正予算（第7号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 冒頭、答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 貴重なお時間をいただきまして大変恐縮でございます。

先ほどの川口議員の普通交付税に係る質問に対しまして、調整割戻しでございますけれども、答弁の中で毎年交付されるというふうにご答弁を申し上げましたけれども、こちらの趣旨につきましては、当該年度の税収の伸びの割合に応じまして交付されるものでございますので、減収となった場合につきましては交付等はございませんので、毎年ということではございません。おわびして訂正を申し上げさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第16号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ573万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億2,268万円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、議案第16号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の46、47ページをお願いいたします。歳入ですが、4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金は、特定健診等負担金交付申請額が確定し、6万2,000円増額し、補正後の額を14億2,400万円とするものです。

次に、6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、それぞれの繰入額の確定により866万4,000円を増額し、補正後の額を9,591万1,000円とするものです。

次に、2項1目国民健康保険財政調整基金は、一般会計繰入金等の増額分の歳入見込みに応じて1,506万7,000円減額し、補正後の額を6,540万2,000円とするものです。

次に、8款諸収入、3項6目特定健診等負担金は、特別交付金の特定健診分について、令和3年度の事業実績による精算交付額が確定したため、過年度分として60万6,000円を増額するものです。

48、49ページをお願いいたします。歳出ですが、3款国保事業費納付金、1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項1目介護納付金分は、繰入金によりその他特定財源を増額し、一般財源を減額する財源内訳の更正をするものであります。

6款保健事業費、1項1目疾病予防費は、がん検診と人間ドックの実績見込みに基づき、委託料を300万円減額し、補正後の額を1,979万3,000円とするものです。

次に、2項1目特定健康診査等事業費は、ヘルスアップ事業に要する経費を補正することに伴い、委託料を300万円減額し、補正後の額を1,721万7,000円とするものです。

48ページ下段から50、51ページをお願いいたします。最後に9款諸支出金、1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和3年度保険給付費等交付金、特別交付金額の確定に伴い、返還が生じたため、26万5,000円を増額し、補正後の額を1,795万9,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 49ページの疾病予防費なのですが、人間ドック、がん検診の委託料なのですけれども、これ見込みからして集団検診はどの程度の率で受けているのか。前、あまりよくないというようなことを聞いていますので、今回はどのくらいなのか伺いたと思います。

○森 一人議長 以上でよろしいですか。

○10番（川口浩史議員） はい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 当初予算でお願いしました人数898人のところ、確定が544人、250万1,970円で確定し、残金190万4,540円になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。個別だとどのくらいの見込みで、何人受けたのか、ちょっと教えてもらえますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 個別がん検診、当初995人の見込みのところ、結果663人、132万5,165円の残になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとこれ計算できていないのですが、そんなに集団だからといって悪くはないというふうに見ていいのですか。ちょっとそこまでのものを見ていないかな。あれば聞かせてもらえますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 集団とか個別とか、やっぱりコロナの影響があったのかと思うのですが、同じような感じの比率に大体、集団も個別もなっているのかなと思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、その下の特定健康診査事業費、国保ヘルスアップ事業委託料というのが300万減額になっておりますけれども、どのような委託の事業が減額になったのかということについてお尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 これは令和3年度と同じように令和4年度も、新年度になりまして、県のほうが中心になって契約をするということがありまして、そこに参加をさせていただいて、オプション分は別の、町独自のものはお金を支払いますけれども、そうすると契約金は、委託金は払わなくて済むということで300万円が補正させていただくという形になったものです。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 46ページの基金の繰入金が今回減ったということなのですが、そうしますと4年度末の財政基金は、金額は幾らになるのか。それだけ教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

特別委員会のときにも申し上げましたが、令和4年度当初の基金残高は2億2,644万3,383円でございます。年度当初8,046万9,000円の取崩しを予定しておりましたが、この過誤修正により6,540万2,000円になりましたので、残金は1億5,724万1,383円となります。ただ、令和5年度の取崩しの予定額が9,150万円になりますので、5年度末は6,574万1,383円になる予定です。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第16号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第17号 令和4年度嵐山町水道事業会計補正予算（第4号）議定に

ついでに、この件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第17号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第17号は、令和4年度嵐山町水道事業会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、事業収益に1,499万9,000円を追加し、総額を5億2,507万円とし、事業費用に1,259万5,000円を追加し、総額を4億8,283万9,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出から3,300万円を減額し、1,000円とし、資本的支出から2,797万8,000円を減額し、総額を3億5,280万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第17号につきまして細部をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、事業収益の本年度末見込みにより、水道料金等営業収益の増及び新浄・配水場関連委託等の減額に伴います企業債並びに建設改良費の減が主な補正の内容でございます。

補正予算書の63ページをお願いいたします。令和4年度水道事業会計予算執行計画（補正第4号）により説明させていただきます。初めに、収益的収入でございます。1項営業収益につきましては、給水収益並びにその他営業収益の法人及び個人の水道料金及び新設加入金の本年度末におきます算定見込みにより、それぞれ1,400万円、412万5,000円、合わせて1,812万5,000円を増額するものでございます。

2項営業外収益312万6,000円の減額につきましては、主に4目消費税還付金403万2,000円の減によるものでございます。あわせまして、収益的収入は、補正予定額を1,499万9,000円とし、補正後の額を5億2,507万円とするものでございます。

次に、支出でございます。64ページも併せてお願いいたします。まず、1款事業費用1,259万5,000円の増額につきましては、主に県水受水費の増額や予備費の増額によりまして、補正後の額を4億8,283万9,000円とするものでございます。

次に、資本的収入でございます。2項企業債の3,300万円の減額につきましては、水源等改修設計委託の減額と、それに係ります工事実施時期などの理由によりまして、委託に係る水源浸水事業債を全額減額するものでございます。

次に、支出でございますが、1項建設改良費の新浄・配水場関連委託を1,700万円、水源等改修設

計委託を1,100万円減額することなどにより、合わせて資本的支出を2,797万8,000円減額し、補正後の額を3億5,280万8,000円とするものでございます。

このほか59ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、恐れ入りますが、ご高覧をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 63ページの水道料金が大幅に増えた理由は何なのでしょう。

それから、加入金なのですが、事業所であれば何ミリなのか、家庭であれば13か20か、ちょっと増えた件数を伺いたいと思います。

それから、受水費なのですが、どうしてまたここで買うことにしたのか伺いたいと思います。300万というと、あと半月ですよね、半月で使い切れるのか。それを伺うのと、これだけ300万円入ると、今まで25%と、全体の、それを超えてしまうのではないかと思うのですが、これで何%になるのか伺いたいと思います。

64ページの水源浸水対策事業債ですが、そうすると、これ全額減でやるということなので、どうするのか。ほかの財源の当てがあるのか、当てはどうするのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、水道料金の増額でございますけれども、こちらにつきましては、前年度決算から申し上げて、今年度につきましては、当初見込んでおりました使用料から、ここに来て全体的にその使用料の増加が見られるため、その部分につきまして1,400万円の増加を見込んだところでございます。

次に、新規加入金でございますけれども、こちらにつきましては一般家庭の13ミリのメーターで見えております。こちらにつきましても、当初の見込みが20件ございまして、最終的な見込みにつきまして45件を見込んでおりますので、その25件分の増加分としまして412万5,000円を増加するものでございます。

次に、県水の受水費でございますけれども、こちらにつきましても県水の受水費につきましては、第1、第2系統と第3系統、県水は第3系統でございますけれども、そちらにつきましては主に花見台工業団地の範囲に給水している部分でございますけれども、4年度につきましてもかなり増加の傾向がございましたので、3月支払い分として300万円を増加するものでございます。

次に、水源浸水対策事業債の減額でございますけれども、こちらにつきましては本年度設計をいたして、今後それぞれ第1水源、第2水源、第3水源の改修工事を図る予定となっております。こちらにつきましては、来年度ではなく、再来年度から順次改修の工事を実施していく予定でござい

ます。その際には、それぞれの工事につきまして事業債を充当して工事のほうは行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 水道料金は、大幅に増えたということで、これは家庭ではなく事業所が増えたということでよろしいのでしょうか。ちょっと家庭なのか事業所なのか、分かれば伺いたいと思います。

県水の件なのですが、3月分の支払いの分を充てるから、使い切るかというのは、もう金額で払うということで、分からないわけですね、300万円分を使い切るかどうかというのは、使い切れないとどうなのだろうな、まずいのではないかなと思うのですけれども、ちょっとそれでお答えいただければと思うのです。

それで、町は前に県水は全体の4分の1、25%で考えていますよという答弁は何回もいただいていたのですけれども、これでどのくらいの率になるのか。25%をやっぱり超えるようなことは、何かあれば別ですよ。前、水源の井戸の改修で自己水が減りますから、その分を補うという、これはもう当然だなと思うのですけれども、そういうものがないのに増やすというのは、ちょっと町としてはあまりよくないなというふうに思うのですけれども、ちょっとどのくらいの率になるのか、今の考え方、もし分かれば伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、水道料金でございますけれども、こちらにつきましては事業所の使用料の向上が見られておりますので、こちらが主な要因でございます。

受水費の増につきましては、率で申し上げますと、大体25%から30%の間で県水は受水しております。そういった過去にありました自己水のトラブルと申しますか、そういった供給ができない際には、県水の受水量を随時増やして、それで第3エリアを対応しております。本年度につきましては、こちらにつきましては自己水からの補給水を制限するために、県水のほうを受水を増やしているところでございます。県水と自己水の関係性でございますけれども、基本的には25%から30%を県水、それ以外を自己水ということで考えておまして、それは毎年、毎年度いろいろ、25%から30%の間で上下することがございます。今回この300万円の補正につきましては、3月の県水の支払い分として全部使い切るという予定になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 県水なのですけれども、県がそういう強力で営業に来ているのかなと想像できるので、やはり町は自己水が確保できるわけですから、想定以上の、私は30%というのは初めて聞いたのですけれども、今までは25%くらいまでで抑えますという答弁だったのですけれども、それが5ポイントも上がるわけですか。ちょっと今後の方向性もやっぱりそれはあまりよくないなど。自己水を大事にして、自己水が十分、嵐山町では、先ほども申しましたように全量を賄えるのだということで聞いていますので、そっちを優先的にして、補助的なもので県水は考えていくべきだというふうに思うのです。どうでしょう。課長ではあれですか、町長か副町長か。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

従来より県水と自己水の割合につきましては、30%が県水で7割が自己水ということで申し上げてまいりました。県水と自己水で、県水が導入された平成6年度までは、以前は議員おっしゃるとおり自己水で全てを賄っておりました。そこで、花見台工業団地が造成されて、それでは自己水だけではとても賄い切れないので、あえて認可を取り直して県水を導入したという経緯がございます。その後、令和9年度には新浄・配水場の関係で、先ほどご答弁申し上げましたとおり、また認可を20年ぶりに取り直して、新たに県水と自己水のバランスを考えていく上で、最終的には自己水につきましても、井戸が永久に湧き出てくるものとは考えておりませんので、いざ水源が、何か水質が悪化したとか、あるいは水源が枯れ果てて全くくめなくなったときのことを考えますと、やはり県水もある程度のバランスで補充と申しますか、受水をしていかなければならないと考えております。今度の新浄・配水場につきましても、井戸が何か負担を軽減させるためにダウンサイジングして、1日の井戸のくみ上げ量をバランス取ってやっていくということになっておりますので、最終的に目標としておりますのが、自己水で何かあったら県水で、県水に何かあったら自己水でという相互の連絡を、連携して、町の水道が止まることのないように交互にいけるような方向に持っていくべきだと水道ビジョンのほうでは考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 はい。

○10番（川口浩史議員） 私は県水は別に必要ないなんて言っているのではなくて、必要だと思っているのです。ただ、30%はちょっと多いなど。この方向性はよくないなど思っているのですけれども、その方向性、25%前後で抑えていくべきだと思うのです。その考えはないのかということちょっと。町長か副町長に。ちょっとの今のあれだと、その答弁がなかったのです。

○森 一人議長 それでは、少し答弁、質疑と答弁が、あくまでも川口議員、質疑ですからね。今の

あれでお答えになれますか。考え方です。県水を取り入れる考え方の中の30%というところでお答えになれることがございますでしょうか。

○10番（川口浩史議員） 答えられない。答えられなければいいですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

30%にしなければならないということではなくて、先ほど申し上げたとおり、自己水と県水がお互いに嵐山町の水道をカバーし合えるように、後々は県水の割合も増えていくものと考えております。なぜ30%以下にしなければならないのかというところで申し上げますと、今のところ、そういった方向性ではないということ、現状で申し上げて25%から30%の受水率であるというところで、先ほども少し申し上げさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。混乱してしまったので再度伺うのですけれども、県水受水費が300万円ですよね。その受水費というのは、水道料金のほうの1,400万円のほうに新たに行くという形で、主として受水した県水は、花見台工業団地のほうに配水されるものであって、その水道料金が1,400万円というふうに見ていたのですが、新規の加入金の中で、花見台工業団地関係のものがあったり、事務所の使用料というので増えてきているというふうなことなのですが、新規加入金も結構金額的には大きいものだなというふうに思っているのですが、事業所系ですよね。そうすると、この関係をもうちょっとうまく説明していただけないですか。何と言ったらいいか分からないけれども、混乱してきました。

○森 一人議長 清水上下水道課長、加入金について先ほど答弁したのだと思うのですが、もう一回確認ということで、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

加入金につきましては、先ほど申し上げたとおり、一般家庭の13ミリの加入金を当初予算では20基分を見ておりました。

〔何事か言う人あり〕

○清水延昭上下水道課長 そうですね。当初予算で13ミリを20件見ておりました。それが4年度最終的な補正で45件に25件増加した。その部分のみの加入金につきましては412万5,000円の増加でございます。水道料金につきましても、こちらにつきましては一般家庭だけではなく、事業所もろもろ全体的な給水収益で、特に事業所の使用料が多かったために1,400万円を増加しているというもので

ございます。その県水の受水量につきましては、先ほど申し上げたとおり、県水の受水量が増えたために、県に支払うべき使用料が増えたということでございますので、町全体の給水収益が1,400万円増えまして、県に支払うべき受水料が300万円増えるということですので、1,400万円から300万円を県に支払うというお考えいただければ、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。そのうちの、水をどこが使っているかというのがちょっと分かりにくいのですけれども、そのうちにどのくらい花見台工業団地のものが入っているかというのは出てきますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 1,400万円の中に花見台工業団地部分がどのくらいあるかということですか。そちらにつきましては、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。お答えできませんので、申し訳ございません。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号 令和4年度嵐山町水道事業会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第18号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第18号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第18号は、令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額について、事業収益から433万4,000円を減額し、総額を5億8,648万1,000円とし、事業費用から1,007万8,000円を減額し、総額を5億6,830万8,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入から2,634万円を減額し、総額を2億2,778万3,000円とし、資本的支出から2,727万円を減額し、総額を2億9,406万円とするものであります。このほか債務負担行為の設定が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第18号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道使用料と連動する下水道使用料の算定見込みの増及び浄化槽設置基数の確定に伴う事業収益の減、補助金をはじめ負担金の減額が主な補正の内容でございます。

補正予算書の78、79ページをお願いいたします。令和4年度下水道事業会計予算執行計画により説明をさせていただきます。初めに、収益的収入でございますが、1項営業収益の1目下水道使用料につきましては、水道使用料と連動する下水道使用料金の算定見込みの増により600万円を増額し、2項営業外収益の2目補助金につきましては、浄化槽設置基数の確定に伴い、国県補助金の額を合わせて942万4,000円減額をお願いするものでございます。

3目他会計補助金は、補てん財源収支不足調整のための組替えにより400万円を減額し、併せまして収益的収入は433万4,000円減額し、補正後の額を5億8,648万1,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございます。1項営業費用の1目管渠費290万円の減額につきましては、花見大幹線テレビカメラ調査委託の契約金額の確定に伴う補正でございます。

2目流域下水道維持管理負担金300万円の増額につきましては、市野川水循環センターへの汚水処理に係る負担金でございますが、こちらも最終期の負担金見込みに伴い、補正をするものでございます。

3目浄化槽費1,585万4,000円の減額につきましては、実績に伴い、維持管理委託料を550万円減額し、設置基数の確定に伴い、補助金を1,035万4,000円減額するものでございます。これらによりまして、1項営業費用の補正額を1,410万6,000円減額するものでございます。

2項営業外費用では、企業債利息並びに消費税等につきまして、決算見込みの再計算により、合わせて402万8,000円増額するものでございます。

あわせまして、収益的支出につきましては、1,007万8,000円を減額し、補正後の額を5億6,830万8,000円とするものでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。資本的収入でございますが、1項企業債は1,420万円の減、2項他会計補助金は収益的収入からの組替えにより400万円の増、3項国県補助金は1,440万2,000円の減、並びに4項負担金173万8,000円の減につきましては、いずれも浄化槽設置基数の確定に伴う補正でございます。あわせまして、資本的収入につきましては、2,634万円を減額し、補正後の額を2億2,778万3,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。1項建設改良費の1目管渠建設改良費につきましては、花見台工業幹線布設替え工事を831万円減額、川島地区の基本設計委託を190万円減額させていただくものでございます。いずれも契約金額の確定によるものでございます。

2項の固定資産購入費1,706万円の減額につきましても、事業確定に伴いまして浄化槽購入費を減額させていただくものでございます。

以上によりまして、資本的支出につきましては2,727万円を減額し、補正後の額を2億9,406万円とするものでございます。

73ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、令和4年度から開始しております第2期浄化槽事業につきましては、当年度から令和13年度までの支出義務発生予定額を設定するものでございます。

このほか72ページ以降にございます予定キャッシュ・フロー計算書等につきましては、恐れ入りますが、ご高覧をお願いいたします。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、79ページ、この2の営業外費用ですけれども、支払利息及び企業債取扱諸費ということで10万円、備考欄にはそれぞれの利息として5万、5万と計上されています。先ほどの説明だと決算を見越してというふうな説明でございましたけれども、これが増減になっている理由といいますか、利率等の変化とか何かがないのかどうか確認しておきたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

こちらにつきましては、営業外費用の企業債の利息の補正でございます。当初見込んだ企業債の利息部分に関する予算に対しまして、この10万円の不足が生じたため、こちらにて補正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和4年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

畠山予算特別委員長。

○畠山美幸予算特別委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告させていただきます。

令和5年3月16日

嵐山町議会議長 森 一人様

予算特別委員長 畠山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書

令和5年3月16日

予算特別委員長 畠山美幸

1 付託議案名

議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定について

2 審査経過及び結果について

2月24日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第19号令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月8日、9日及び13日の3日間にわたり審査いたしました。

(1)、3月8日の委員会について。

10名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課・会計課、地域支援課、町民課、福祉課及び健康いきいき課の順で事前通告に従い質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

議会事務局。議会事務局に対する質疑はありませんでした。

税務課。航空写真撮影業務委託料503万5,000円の目的についての質疑に対し、固定資産税徴収のために以前は約36万円で衛星写真を活用したが、地目がはっきり判断できるように町を縦に4本・約90枚の航空写真を撮影するとの答弁でした。QRコードを利用する徴収税の種類についての質疑に対し、QRコード支払いは、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税目との答弁でした。

総務課・会計課。庁舎管理事業の492万4,000円の減額の内容についての質疑に対し、庁舎内光熱水費は500万円の増、工事請負費が1,041万4,000円の減となったが、これは令和4年度予算において庁舎中央監視装置の更新工事1,074万4,000円によるもので、5年度は、EV充電器設置工事33万円の計上のみで、庁舎管理事業としては492万4,000円の減との答弁でした。起債残高が4億3,182万9,000円の減で、普通債は1億2,776万1,000円の減になるが、令和5年度で終了する債務は何かとの質疑に対し、普通債5件、減税補てん債1件、減収補てん債1件、臨時財政対策債1件の計8件。普通債の内訳については、平成20年度借入れのまちづくり交付金事業債1件、平成23年度借入れの堂沼公園整備事業、菅谷西側線整備に充てた埼玉県ふるさと創造貸付金2件、平成25年度借入れの杉山城跡整備事業債、体育施設整備事業債の2件であるとの答弁でした。

地域支援課。嵐山まもり隊事業について前年度より15万円増額の理由についての質疑に対し、団体数は前年度と同じ21団体だが、活動人数が増えてきたことと活動も活発になっており、物品支給

が増えた。また、市街地のまもり隊のみで使用することを限定に、安価の刈払機などの支給もできるとの答弁でした。防災対策事業の気象アドバイザーによる研修についての質疑に対し、気象庁を退職した方などが、町民が正しい知識を身につけて避難できるようになる研修をする。避難を促す立場の方、職員をはじめ議員、区長、民生委員などが1回目に参加し、2回目は町民にも参加を呼びかけているとの答弁でした。

町民課。転入転出ワンストップ申請支援サービス導入事業についての質疑に対し、このサービスを導入することにより、オンラインでの転出情報は、住基システムに自動で反映され、職員が早急に漏れなく対応できるようになる。マイナンバーカードがない人は運転免許証、外国人は在留カードにより、券面OCR処理で本人確認できれば利用することができ、活用範囲は広い。申請書類に情報が入力してあるため、各課で何度も記入する手間がなくなり、今まで1時間程度かかった手続が30分程度に短縮されるとの答弁でした。

福祉課。ひとり親家庭医療の対象見込み人数についての質疑に対し、見込みは117人との答弁でした。SAITAMA出会いサポートセンター加入の効果についての質疑に対し、令和5年1月現在、町民の方の登録は男性25名、女性14名の合計39名で、これまで3組のご成婚があったとの答弁でした。

健康いきいき課。療育医療費給付金の内容についての質疑に対し、未熟児が指定医療機関において、入院治療した場合に治療費の補助をされるとの答弁でした。歯周病検診委託料について何人を見込んでいるかの質疑に対し、15から20人程度を見込んでおり自己負担はないとの答弁でした。

(2)、3月9日の委員会について。

委員10名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、環境課・上下水道課、長寿生きがい課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、教育委員会事務局の順で審査を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

環境課・上下水道課。環境基本計画策定業務委託料における町民との関わりについての質疑に対し、委員以外の町民に環境基本計画に関する事項について審議いただくのは難しいが、若い方を無作為に抽出・選定し、計画に対する意見を述べてもらう場を設定するなど、町民と関わる手法を検討したいとの答弁でした。空き家管理事業の内容についての質疑に対し、予算は少ないが、空き家管理の消耗品の購入費であり、雑草などについては職員で対応するとの答弁でした。

長寿生きがい課。高齢者外出支援タクシーの①年齢引上げによる対象予定人数と全体予定人数、②北部地域の利用状況、③障害者手帳所持者・要支援要介護者の利用についての質疑に対し、①令和5年度は、対象者を67歳から68歳に引き上げ、1,000人を見込んでいる。②申請者は増えている。③令和4年度中の申請状況を見ると、障害手帳所持者は1割程度、要支援要介護者は3割程度との答弁でした。

農政課。土地改良区施設維持管理適正化事業の質疑に対し、志賀地内の市民農園しかむらの通り

で玉ノ岡中学校側から地産団地までの区間にある水路に隣接する木柵をガードパイプに交換する工事で6か所、合計延長94.8メートルとの答弁でした。林業振興事業の風倒被害予防委託料の内容についての質疑に対し、町道1―7号の杉山公民館より玉ノ岡中学校入り口までの道路東側の間知ブロック上にある木の伐採を予定しているとの答弁でした。

企業支援課。川島地区土地区画整理組合準備会の令和5年度予定と補助金10万円の用途についての質疑に対し、川島地区産業団地整備事業は、業務代行方式の組合土地区画整理事業で実施する。業務代行予定者は、設計などの土地区画整理事業を実施するための準備、町は区域内の農地に関わる国・県との調整を進める。補助金は役務費や消耗品費などの準備会運営に必要な庶務的経費との答弁でした。

まちづくり整備課。公園整備事業についての質疑に対し、駅周辺が子育ての中心地となるよう安全な公園として再整備するため、地面部分はゴムチップと人工芝を敷き、幼児が安心して遊べる遊具の新設設置とハートフルフェンスの設置などを予定している。また公園の愛称を募集し、身近な愛着のある公園にしていきたいと考えている。幹線道路整備事業の手順・流れについての質疑に対し、令和5年度については予算計上している土地購入費及び物件補償費を実施し、令和6年度に工事を実施していく。施工箇所は、県道深谷・嵐山線から川島地区土地区画整理事業地内に接続する部分までになるとの答弁でした。

教育委員会事務局。スクールサポートスタッフの予算の詳細についての質疑に対し、スクールサポートスタッフは、教職員の負担軽減や教師がより児童生徒への指導や教材研究などに注力できるよう、学習プリントの準備や感染症対策のための消毒作業などをサポートする支援員で、令和4年度は5校で1名の配属だったが、令和5年度は、各校に1名ずつ配置する予算を計上しているとの答弁でした。図書購入手業についての質疑に対し、一般図書1,000冊程度、児童書500冊程度、購入予定の雑誌の種類は61誌で、年間購入数は797冊を見込んでいる。新聞は年間を通して9紙、視聴覚資料DVD7枚、CD10枚を購入するとの答弁でした。

(3)、3月13日の委員会について。

委員10名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、既に全課局に関する質疑が終了したので、総括的な質疑を行いました。総括質疑には、狛守勝義委員、渋谷登美子委員、大野敏行委員、川口浩史委員の4人から届出があり、その順に総括質疑を行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

町長の施政方針で、令和5年度はパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入とある。具体的にはどのような事業を行うのかとの質疑に対し、同制度については、3月1日付で「嵐山町パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定して、運用を始めている。内容は、一方または双方が性的マイノリティである2人がパートナーとして宣誓した場合、証明書と証明カードを交付するというものだ。また、未成年の子どもを養育する場合はファミリーシップ

になる。周知については、ホームページには載せているが広報紙には4月号に掲載する予定との答弁でした。

町民生活及び町政へのインフレの影響と対策についての対応はどの質疑に対して、物価高騰は、電気料の高騰、生活必需品の相次ぐ値上げにより町民生活に多大な影響を及ぼしていると考えている。町政への影響は、各種公共施設の電気料金、広報紙の印刷代の値上げや資材の値上げによる工事費の増加など、様々なところに影響が及んでいる。町民生活への物価高騰対策については、現在、政府において物価高騰への追加対策を検討しているの、国の動向を注視しながら検討していくとの答弁でした。

観光協会補助事業における観光協会のなすべきこと、町のイベントを外側に向けて発信し、人を呼び込み外貨を稼ぐ試みを知りたいとの質疑に対して、町が観光協会に期待する基本的な役割として、観光情報の発信、観光資源の発掘及びその活用、観光を通じた地域との交流や活性化と考えている。テレビやドラマ撮影のロケ地として受け入れるマスコミ対応や町外のイベントへの参加・出店など、観光協会と連携してチャンスを逃さず、PRのために取り組んでいきたい。収益事業については、大きな事業としてラベンダーまつりがある。学校橋、バーベキュー場の利益は、駐車場や利用料金が主であり、安定的な収入源となっているが、それらの施設は面積や利用人数が限られているため、爆発的な収益を見込める事業とは言い難い面がある。一方、ラベンダーまつりは、リスクもあるがPRや運営方法によっては多くの来場者を見込めると考えている。来年度は摘み取り体験時間を延長し、さらに参加率アップを目指し、収益につなげていきたいと考えている。来場者への摘み取り体験、手芸体験、お土産品の購入などで、さらに満足度を上げ、お金を使っていただく仕組みづくりを考えていきたいとの答弁でした。

財政状況について、硬直化までの予算額は、また硬直化になったら町債は借りられないのかとの質疑に対して、財政の弾力性を見る上で重要な指標と考えているものに、公債費負担比率がある。歳出総額の一般財源などのうち公債費に充てられた一般財源などの割合を示したもので、15%を超えると財政の硬直化が進む警戒ラインとされている。令和5年度当初予算を基に試算すると予算ベースでは14.8%となっている。公債費の償還について、歳入などが現在と同じと仮定した場合、財政の硬直化を招かないためには、7億円程度までが硬直化の進まない公債費の額となるとの答弁でした。

次に、渋谷委員から提出された「令和5年度嵐山町一般会計予算議定について」の議案に対する修正案について審査に入りました。修正案の内容は、歳出2款総務費、1項総務管理費、11目人権対策費、(2)人権対策推進事業、18節負担金補助及び交付金のうち部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金40万円を全額減額し、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、(20)電子自治体促進事業、11節役務費に30万円を、10款教育費、5項社会教育費、2目図書館費、(3)図書館管理事業、11節役務費に10万円をそれぞれWi-Fi通信設備設置経費として計上するものでした。

説明終了後、質疑が3名からあり、討論はなく、採決に入りました。初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決となりました。次に、原案について採決を行い、挙手多数により、可決すべきものとするに決定しました。

これもちまして議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての審査経過及び結果についての報告といたします。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、3名の議員から届出をいただいております。

今回反対、賛成の比率から、まず賛成討論を行います。

第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 議席番号1番、小林智です。議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算に賛成の討論をいたします。

2019年の暮れに始まった新型コロナウイルス感染の世界的な拡大により、今日までコロナ禍に翻弄された3年間でありました。この間、経済的な打撃、社会活動の変化、教育現場の混乱など、町政もかつて経験のなかった対応を迫られてきました。ワクチン接種、定額給付金支給、緊急経済対策など、町財政も度重なる補正予算の組成、執行を迫られ、令和2年の決算は歳入で86億9,000万、令和3年度も76億7,000万の規模に達しました。これらは国や県の交付金、交付税等による事業によるものであり、町財政が直接に毀損するものではありませんが、特筆すべきは、この間、行政の執行に携わる方々が度重なる方針の変更などに翻弄されながらも、大規模な事業を日常の業務に加えて滞ることなく執行してきたことであります。

さて、3月13日にはマスク着用も個人の判断に委ねられ、新型コロナウイルスも「コロナ2019」へと名前も変え、5月には2類から5類へとインフルエンザ相当となるとのことで、新年度予算も次のステップを目指し、町が明るく元気を取り戻す年となることが期待されています。

歳入面では、自主財源が構成比で53.1%と改善しつつあります。もちろん単純に言って交付金等が増えれば自主財源の比率は下がるわけですから、細かな数値に一喜一憂せず、長いトレンドで見る必要があります。中でも町税が前年比で5.6%伸びていること、これは花見台の工場拡張やインターランプ内の大規模施設の稼働、先を見通せば歳出面で川島地区の産業団地整備事業がいよいよ始まり、これらの事業誘致、産業立地が将来を明るく見渡せる施策が進んでいることは喜ばしいことであります。

一方で、一つの着眼点としてもう少し頑張ってもらいたいこともあります。2点申し上げます。

1つは、ふるさと納税の取組であります。予算案では一般寄附金が4年度当初予算1,000万であった

ものが、新年度予算で4,000万へと4倍へ増加しています。しかしながら、実績ベースでは、町長の施政方針でも触れられておりましたが、令和4年度は5,000万を超えると説明がありました。寄附金の予算でありますから、控え目に見積もられたのかもしれませんが、実績より低い見込みでは、ふるさと納税への取組に力が入っているようにはあまり見受けられません。

また、町長の施政方針では、企業版ふるさと納税の活用も開始するとの方針は大いに評価するものでありますが、ふるさと納税については、もっと戦略的に取り組まれていくことが望まれます。財源として不安定では、返礼品競争などであまり感心できない仕組みと思われる方も多いようですが、大野議員も提案されていたとおり、返礼品も町の広報や活性化に役立てるとか、特定目的活用事業でも、アイデアはあっても、今まで取り組めなかった事業を創出し、町をアピールしていくなど、行政の予算だからという考えではなく、しっかり達成すべき目標として予算化して、さらには地域商社として担当部門を定めるなど、積極的な取組を期待するところでもあります。

もう一点は、自治体DX推進ですが、新年度予算では転出転入手続ワンストップ申請支援サービス導入事業のような住基ネットを中心とした、いわゆる基幹系と称されるものの標準化・統一化が進められていますが、私見ではありますが、これらの基幹系は決められたことを確実に推進することが大事で、自治体の独自性や創意工夫の余地はあまりありません。DXの大事なところは、やはりトランスフォーメーションにあると思います。ロボットが車や飛行機に変身してしまうおもちゃのことをトランスフォーマーといいます。DXで求められるのは、ロボットが車や飛行機になってしまうようなことでしょうか。そう考えると、一自治体として自治体DXで一番力を発揮するのは基幹系ではなく、いわゆる従来から情報系と言われる分野です。予算では、電子自治体推進事業に含まれていますが、例えばグループウェアと言われるものをどう活用するかなどは、デジタル庁が定めた標準手順などないからこそ、制約の少ないところで創意工夫や発想が生まれ、例えば判子を押さなくしただけの判子レスではなくて、手続そのものをなくしてしまうなどといったことが可能となる分野です。基幹系のように国庫支出金がセットとなっているわけではない、自主財源によるDX推進を戦略的に取り組むことこそが今後求められるところであり、期待するところもあります。

最後に、産業団地整備事業を着実に進めながらも、町債残高を圧縮し、財政健全化への取組を行っている点、千年の苑事業や学校橋河原の活性化に取り組む観光協会の自立への厳しい視線を持つなど、メリハリを持った点を評価し、次のステップを目指し、町が明るく元気を取り戻す年となることを期待して、令和5年度予算の賛成討論といたします。

○森 一人議長 次に、反対討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 令和5年度予算について反対討論をします。

まず最初に、評価することもありますので、その点をお話しします。パートナーシップ・ファミ

リーシップ制度として嵐山町で登録制度ができたことは、国が同性婚を認めない、LGBTQ差別禁止法制定が進まない中で、地方分権の一つとして大変喜ばしいことです。先進諸国7か国のうち、日本だけが同性婚を認めていません。日本の国の否定的な方向にチャレンジして、嵐山町や他の自治体が一人一人の幸福のために制度をつくることは、人権を守るために大切なことで評価します。

次に、令和5年度からようやく町立幼稚園3年保育が実施されます。母親の立場の女性たちが、33年前に希望した町立幼稚園3年保育が、子どもの出生数が少なくなってきて実施できたということは残念で、幼児教育、子育ての認識が嵐山町の中で弱かったという結果だと思います。公立の幼児教育機関が嵐山町で存続することは大切なことで、それでも評価できることだと考えます。

その次ですけれども、これからは反対討論になります。令和4年、5年から嵐山町小中学校が菅谷小、菅谷中の敷地に1つの小学校、1つの中学校を設置する方向で動き始めています。基本計画策定資料業務委託は、菅谷小、菅谷中のみが対象で、志賀小、玉ノ岡中、七郷小が入っていません。残念で、嵐山町を一極集中にし、将来にわたっての嵐山町の持続可能性が崩れます。まちづくりの町民参加の仕組みがない現状で、北部地区の住民の一つの中心である学校を廃校にすることに危機感を私は感じています。小学校は地域自治の一つの象徴であり、生活している人の情報と文化の集中しているところであるため、学校を廃校にすることは、地域で十分に協議して進めることですが、その協議が、地域での協議が全くされず、子ども数の減少と財政問題で政策の方向性が決定していくことに、本当に危機感を感じます。

学校運営協議会が設置されましたが、令和5年、菅谷小中に設置し、次年度は志賀小、七郷小、玉ノ岡中に設置するということです。本来ならば、学校前にどのような学校教育を求めるかという議論があってこそ、それから学校再編の議論ができるのですが、嵐山町では逆に構造になっています。地域の皆さんが一定程度の議論をして、学校再編の必要性の協議に入っていくのが本来ですが、上からの議論を決定事項として形式的に住民説明会などを進めているにすぎません。

また、有利な補助金を得るために、文部科学省の補助金ではなく、国土交通省の補助金、立地適正化計画の国庫支出金を得て学校再編をするため、そのためにコンパクトシティを考えるというおかしな動きになっています。日本のコンパクトシティ政策は、成功例は少ないといえます。コンパクトシティのまちづくりに成功したヨーロッパの都市のその目的は、過度に自動車交通に依存したことで環境破壊が進行したので、気候変動を抑えるため、公共交通機関を整備し、自動車への依存を抑えることでコンパクトシティ政策が導入されました。そのために、基本的には歩く、自転車、公共交通を重視した計画で、住宅の周囲や商業地区に駐車場を造らず、徒歩、自転車、公共交通を発達させていく仕組みになっています。日本の自治体のコンパクトシティの場合は、中心市街地への投資を支えるため、国土交通省の補助金獲得がコンパクトシティの動機であることが多いというふうに研究で発表されています。

嵐山町も、本年度まさに1,000万円の予算化をした立地適正化計画策定委託がその例になろうとし

ています。中心市街地と北部地区、南部地区を結ぶ公共交通網がないにもかかわらず、コンパクトシティを進めていくために移動コスト、CO₂排出量を増やすことになり、過疎化が進み、高齢化し、自動車を運転できない人を置き去りにする形になります。誰一人残さない、持続可能性のあるまちづくりが形だけのものになります。

度々言いますが、嵐山町で町民のまちづくりの参加の仕組みができていないのですけれども、できていないにもかかわらず、形式的な審議会の決定という形でごまかしています。そのために若い人の町政参加が進まず、高齢化したままの町政で、後がありません。問題なのは、若い人のまちづくり参加を進める予算が組み込まれていないことです。若い世代は、いつの時代も政治を変えていく、時代を変えていく原動力になります。ですけれども、金を稼ぐまちづくり政策は、町政に大きなゆがみを残しています。ゆがみのある政策の形を整え直すのは時間が必要ではありますが、そのゆがみを整えるためには、若い世代の力の発揮が必要です。

コロナ禍で行政手続のオンライン化は進みました。ですけれども、デジタルを利用したコミュニケーション、それが進んでいません。デジタルを利用したコミュニケーションは、誰にでも、いつの時間でも、民主的に町政に参加する仕組みづくりをすることができます。町民の町政参加システムは、デジタルを利用すると僅かな予算と工夫で、そして町民の方の発想で一層進みますが、仕組みづくりができていないことにより進まず、古いセンスにとらわれています。僅かな予算と工夫でいろいろな世代の人のまちづくり参加ができていないのです。その仕組みをつくるためには、まず最初に町職員の中からもアイデアを出して、町民参加を進める事業を進めていただきたいと思えます。そして、そのことがゼロカーボンシティを進めることになり、何とか地球を温暖化から抑えることができると思えます。

日本でも初めて出生数が80万人を切ったということで、嵐山町でも極端に出生数が少なくなりました。どのようにしたら子どもを育てることが幸せ感につながるか、政策の立て方次第だと考えます。子どもは、どの人にとっても地域にとっても宝です。子どもを効率的に育てるのではなく、地域と一緒に楽しみながら育てることを政策としてまちづくりを進めていただきたいと思えます。

嵐山町の人々が幸福感を感じる町にするためには、まず最初に、初めからまちづくりに参加することです。学校再編は、まちづくりの方向を変えます。住民の方に情報を提供しながら、財政の効率性やハード面のみを重視するのではなくて、人の生活の在り方の原点に戻って、地域で協議して学校再編を進めていただきたい。

以上、反対討論とします。

○森 一人議長 最後に、賛成討論を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 政友会の青柳賢治です。令和5年度の一般会計予算に対しまして賛成討論を申し上げます。

令和5年度予算歳入総額64億6,000万、自主財源は34億3,000万となり、うち町税は工場新設に伴う固定資産税の大幅な増収によりまして、27億5,400万円で、過去5年間の比較においても最高額となりました。常日頃から確実な財源確保に向けて地道な努力が数字に表れた予算と言えます。本予算が第6次総合振興計画、都市計画マスタープランに沿った予算編成となっていることを次に述べます。

重点プロジェクトとして、長い間上位計画に位置づけられていました都市計画道路平沢川島線、町道1—23号の土地購入費、物件補償費が計上されました。この事業は、長い間、嵐山町の課題でありました。産業団地の業務代行業者も決定したこれよりは、地域の活性化を超えて将来の嵐山町の雇用と財源の確保に必ず資することとなる事業です。将来世代にも負担をお願いしての事業展開となります。いろいろな困難もあることと思いますが、町民の皆さんの理解、協力の下に、事業実現に向けて不退転の覚悟で取り組んでいただきたい。

嵐山町の令和4年の出生数は60人台となる中で、駅西公園を嵐丸ひろばと連携した未就学児用の公園としてリニューアルし、子育てエリアとして充実を図ることになりました。西口公園の整備を親も子ども交流できる元気な幼児の声が飛び交う、行ってみたい公園となるような利活用へ整備することは、強力な子育て支援への後押しになることでしょう。

嵐山町立小中学校再編整備に関する基本的な考え方が教育委員会から示されました。全ての町民にとって、私たちの学校として誇れる学校づくりを目指すとしております。「ふるさと嵐山を愛し 夢と志を持ち 可能性に挑戦する 心豊かで かしこく たくましい 子供」、この子ども像と、「子供たちの生きる力を育み、環境にやさしい未来を拓く学校」という学校像を満たすことのできる基本計画案が策定されることを望みます。そして、できる限り早い説明会を開催し、丁寧な説明を尽くし、多くの町民の理解の下に、嵐山町百年の計は教育にあると自負を持って進めてください。

次に、令和3年度の決算審査で、ラベンダー園の運営について議会より提言が出されました。ふるさとづくり基金を取り崩し、大幅な削減予算が計上されました。このことは、真摯な執行の姿勢を町民に示すものです。多様な意見をまとめて提言されたわけですが、町民の思いをしっかりと受け止めて、今までの事業展開の中で築かれた信頼関係をぎりぎりのところで維持しながらの予算編成がされました。これに対しまして理解を示し、これから先に期待いたします。

3点目として、近年にない積極的な予算が組まれました。そのような中で、地方債の令和5年度末残高は、前年度比4億3,000万円も減額となりました。増大傾向にある義務的経費を着実に確保した上で、健全で持続可能となる、ポストコロナを強く意識した、20年後を見据えたバランスの取れた予算となりました。丸3年間に及ぶコロナ禍は、今を生きる人たちに、マスク着用と何となく内向きになってしまう日常になってしまったのかなと感じます。でも、このコロナ感染症の体験は、耐えることのできる強い意思を持つこと、改めて気づかされたり、今まで何と幸せな日々を過ごしてくることができたのだろうと感謝の気持ちを強く持つことができました。5類への移行後も、

自治体運営は今まで以上に町民一人一人の主体性を中心とした運営が求められていくこととなります。一人一人が自分の可能性に挑戦し、自分らしくできることをやり、楽しく生きていくことができる町っていいですね。今こそ「未来へつなぐ ひと しぜん 暮らし とともに学び育むまち らんざん」、この将来像実現に向けて、執行も議会も町民も一体となった取組こそが、ポストコロナの時代の真のまちづくりに望まれることではないでしょうか。

以上、賛成討論といたします。

○森 一人議長 暫時休憩いたします。そのまま待機してください。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時06分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第19号 令和5年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は、可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第20号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第15、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程第16、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第17、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び日程第18、議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案5件を一括議題といたします。

本5議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山予算特別委員長。

○嵐山美幸予算特別委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告させていただきます。

令和5年3月16日

嵐山町議会議長 森 一人 様

予算特別委員長 嵐山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果。

議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

予算特別委員会報告書

令和5年3月16日

予算特別委員長 畠山美幸

1 付託議案名

議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について

議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定について

議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定について

2 審査経過及び結果について

2月24日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました上記予算議案5件について、3月14日に議案第20号、第21号、第22号、第23号、第24号の審査を9名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下、審査いたしました。

(1)、3月14日の委員会について。

議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

特定健康診査等事業費について、特定健康診査等委託料1,195万6,000円と検診率をどの程度に予定しているかという質疑に対し、令和5年度の2月時点で特定健康診査受診率が38.2%、前年度の同時期は37.6%で、0.6%上回っている状況。このままでいくと昨年度は最終的には40.2%だったので、若干上回るのではないかと考えられる。受診率はコロナ前の令和元年度は49%だったので、コロナ前の受診率まで回復できればと思っているとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査し、

主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

特別徴収保険料について、前年度予算額より1,875万4,000円増の根拠はという質疑に対し、県から後期高齢者医療保険料負担金の見込みが令和5年度2億4,333万8,217円、令和4年度は2億1,796万4,317円と提示があり、約2,500万円多くなっているのが現状である。平均被保険者数も令和5年度、県が見込んでいるのは3,373人、令和4年度は3,168人で、人数的にも約200人増になり、県が見込んでいる被保険者数の増加に伴い、保険料負担金も増加しているため、特別徴収、普通徴収ともに前年度よりも増える形になっているとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

居宅介護サービス給付金について、利用サービスの主な内容と見込みの人数はという質疑に対し、サービスの利用は主に訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイ、福祉用具貸与がよく使われている。訪問介護については95人を見込み、訪問看護は51人、通所介護は170人を予定している。福祉用具の貸与は件数が多く、264件を見込んでいるとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

給水収益について、前年度に比べて3.9%増と見込んでいるが、その根拠はという質疑に対し、給水収益を算定するに当たり、令和3年度及び2年度決算での1日配水量を比較した伸び率から新年度の予測1日平均配水量を算出し、これを年間として計算した年間総配水量に令和3年度決算での有収率を掛けて有収率量を算出する。この予測有収水量に令和3年度の決算数値上の立米単価180円を掛けて、給水収益を4億7,214万円とした。この額は前年より1,770万8,000円増加しているが、令和4年度予算の算出根拠となった令和2年度と元年度の決算値（1日平均配水量、有収率、立米単価など）が上がっていることを受けたものになっているとの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

最後に、議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を審査し、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

公共下水道枝線管渠築造工事詳細設計（川島地区）の範囲はという質疑に対し、本年度事業で川島地区未整備地区全体約23.5ヘクタールの基本設計を行っている。その1工区目として既成市街地部分の詳細設計となる。管延長約1,040メートルの詳細設計。範囲については、県道深谷嵐山線から

現在計画が進められている都市計画道路に係る既成市街地分で、市野川に架かる矢崎橋の手前までの答弁でした。

全ての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定しました。

以上により、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件ほか4議案について、全て審査を終了しました。

これをもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、議案第20号から議案第24号までを一括して行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに議案第20号から順次行います。

まず、議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第23号 令和5年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論の届出はありませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第24号 令和5年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、令和5年度当初予算に関する議案の審議は全て終了いたしました。

◎議案第25号～議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）、日程第20、議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）、日程第21、議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を一括議題といたします。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

伏守総務経済常任委員長。

○伏守勝義総務経済常任委員長 それでは、議長のご指名がありましたので、報告をさせていただきます。

読み上げる形で行います。

令和5年3月16日

嵐山町議会議長 森 一人様

総務経済常任委員長 伏守勝義

委員会審査報告書

本委員会は、令和5年2月24日に付託された下記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）

議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）

議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）

それでは、審査経過及び結果をご報告申し上げたいと思います。

本委員会は、3月1日午前10時から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換、採決という日程で審査を進めました。

審査経過について。議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件は、土地区画整理事業の換地処分に伴い、町道路線廃止調書に記載のとおり、町道1—11号以下63路線について廃止するものです。平沢土地区画整理事業の換地処分が行われたことに伴い、同区域内全ての道路網を見直し、当該地区内の全ての道路を一旦廃止するもの。

議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件は、土地区画整理事業の換地処分に伴い、町道路線認定調書に記載のとおり、町道1—23号以下85路線について認定するもの。平沢土地区画整理事業の換地処分が行われたことに伴い、同区域内全ての道路網を見直し、地番が改められたもの、大字が変わったもの、道路認定していなかったものなどを含め

て新たに認定するもの。

議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件は、開発行為に伴い、町道路線認定調書に記載のとおり、町道川島215号路線について認定するもの。大字川島字天沼地内において、開発行為が行われたことに伴い、新たに認定するもの。

説明後、直ちに現地確認を行い、帰庁後、質疑を行いました。質疑は内容の確認に関するものが各委員よりあり、質疑終了後、説明員に退室いただき、意見交換を行い、特に指摘事項等なく、採決に移りました。

採決の結果、議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）、全員賛成。

議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）、全員賛成。

議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）、全員賛成。

よって、本委員会は議案第25号、議案第26号、議案第27号の3議案全てを原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第25号 町道路線を廃止することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、議案第26号 町道路線を認定することについて（土地区画整理事業の換地処分）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

最後に、議案第27号 町道路線を認定することについて（開発行為）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○森 一人議長 日程第22 嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

嵐山町選挙管理委員に、遠藤幸男氏、初雁秀男氏、阿南恵子氏、松本憲一氏、以上4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4氏を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました遠藤幸男氏、初雁秀男氏、阿南恵子氏、松本憲一氏の4氏が嵐山町選挙管理委員に当選されました。

次に、同補充員には、第1順位長崎操氏、第2順位山下晴美氏、第3順位大塚晃氏、第4順位中島春美氏、以上4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4氏を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位長崎操氏、第2順位山下晴美氏、第3順位大塚晃氏、第4順位中島春美氏の4氏が、順序のとおり同補充員に当選されました。

以上で嵐山町選挙管理委員及び同補充員の選挙を終わります。

◎議員派遣の件について

○森 一人議長 日程第23、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第24、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

なお、総務経済常任委員会の特定事件について、その内容から委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、所管を超えて調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議案第28号 工事請負契約の締結について（嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事）、議案第29号 工事請負契約の締結について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）、発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定について、発議第1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出について、発議第2号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出について、発議第3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出につ

いて、以上につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よつて、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第25、議案第28号 工事請負契約の締結について（嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第28号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、工事請負契約の締結について（嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事）の件でございます。嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事の施工に関し、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 それでは、議案第28号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第28号は、嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事について請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧いただきたいと存じます。議決いただく項目につきましては、まず1といたしまして、契約の目的でございます。目的は、嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事でございます。

続きまして、2の契約の方法でございます。一般競争入札（事後審査型）でございます。

3の契約の金額でございますが、6,435万円でございます。うち消費税は585万円でございます。

4の契約の相手方でございます。埼玉県さいたま市岩槻区西原台1-1-10、株式会社サイエイ

ヤマト代表取締役社長執行役員、町田豊氏でございます。

続きまして、議案第28号の参考資料を御覧いただきたいと存じます。

1、工事名は、嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事でございます。

2の工事の概要でございます。(1)といたしまして、熱源機器撤去工事、既設空冷ポンプチラー撤去120ホースパワー(水)1台、120ホースパワー(ブライン)1台でございます。

2といたしまして、熱源機器新設工事でございます。空冷ポンプチラー新設60ホースパワー(水)2台、60ホースパワー(ブライン)2台でございます。

3といたしまして、配管自動制御設備及び電気設備更新1式でございます。

工事の概要につきましてご説明させていただきます。参考資料の最後にとじさせていただいてございます図面、空冷ヒートポンプチラー配管図を御覧いただきたいと存じます。工事の箇所につきましては、役場庁舎西側に設置してあります空調熱源機器の入替えて、図面の左の従来の仕様のもを図面右側の機器へ入れ替えるというものでございます。

冷却能力、加熱能力でございますが、R1の空冷ヒートポンプチラーは、事務室内の空調ファンコイルで室内温度を調整するための熱源となる冷温水を冷却、加熱させるためのもので、冷却能力は325キロワットで従来のものと能力に変更はございません。加熱能力につきましては、295キロワットから303キロワットと微増となります。また、R2の空冷ヒートポンプチラーにつきましては、4階の機械室に設置してございます蓄熱タンクを温冷却するためのユニットで、冷却能力、加熱能力につきましては、それぞれ変更はございません。

工事につきましての説明は以上となります。

それでは、参考資料の最初のページにお戻りいただきたいと存じます。契約までの経緯となります。3といたしまして、請負業者等審査選定委員会でございますが、令和5年2月2日に開催をしてございます。

公告期間につきましては、令和5年2月8日から令和5年3月2日まで実施してございます。

入札参加資格につきましては、官公事業の冷暖房空調設備工事で、経営事項審査における総合評価値といたしまして、総合評価値1,000点以上の埼玉県内に本店または事業所等を有することといたしてございます。施工実績につきましては、平成31年4月1日から公告日までの間に国または地方公共団体が発注した契約金額4,000万円以上の空調設備工事を履行した実績を有することとしたものでございます。

5番目といたしまして、入札参加申込み締切日につきましては令和5年2月27日でございます。

仕様書の閲覧期間につきましては、公告日と同日でございます。

質疑応答書の提出につきましては、令和5年2月14日、質疑応答回答日は、令和5年2月22日でございます。質疑につきましてはございませんでした。

開札年月日でございますが、令和5年3月3日でございます。

入札の結果につきましては、次ページの入札結果表のとおりでございます。

ページを戻りまして、落札候補者入札参加資格審査及び認定日でございますが、令和5年3月7日でございます。

入札参加者でございますが、大成温調株式会社関東支店、株式会社ケーアイ熊谷支店、株式会社サイエイヤマト本店、株式会社清水アーネット本店、昭和工業株式会社本店、ソーセツエンジニアリング株式会社本店、株式会社堀田設備工業本店の7社でございます。

工期につきましては、令和5年9月29日としてございます。

続きまして、契約保証金につきましてでございます。請負代金額の100分の10以上の額と定めてございます。

契約金の支払方法につきましては、前払金といたしまして40%以内の2,570万円を支払い、残金につきましては、完成引渡し後、一括払いとするものでございます。

参考図書でございますが、図面のほか入札結果表、建設工事請負仮契約書を添付させていただいております。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） サイエイヤマトが落札したということで、落札率はどのぐらいなのかということ、最低制限価格を下回る会社が3社あるわけですね。全部で7社、辞退していますから6社のうち。これだけあるとちょっと最低制限価格の価格設定がどうなのか。もう少し下げてもよかったのではないかなと思うのですけれども、ちょっとその考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田総務課長。

○杉田哲男総務課長 お答えをさせていただきます。

予定価格につきましては6,179万円でございますので、ちょっと落札率につきましては、ちょっと今、算定はしてございませんけれども、契約金額が5,850万円ということでございますので、その割合というふうな落札率になるかと存じます。

また、最低制限価格につきましては、5,658万1,000円ということで、ある一定の基準の数値の下に最低制限価格というものを設定してございますので、これにつきましては、こちらでの裁量によつての最低制限価格をお示しができるというものではございませんので、ご理解をいただければというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 工事請負契約の締結について（嵐山町庁舎空調熱源機器更新工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第26、議案第29号 工事請負契約の締結について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第29号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、工事請負契約の締結について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件でございます。町道菅谷31号線雨水管整備工事の施工に関し、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第29号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第29号は、町道菅谷31号線雨水管整備工事について請負契約を締結するために議会の議決をいただくものでございます。

議案書を御覧いただきたいと思っております。議決をいただく項目につきましては、まず1としまして、契約の目的でございます。目的は、町道菅谷31号線雨水管整備工事でございます。

続きまして、2の契約の方法でございます。一般競争入札（事後審査型）でございます。

3の契約の金額でございます。1億1,000万円でございます。うち消費税は1,000万円でございます。

す。

4の契約の相手方でございます。埼玉県東松山市元宿1丁目19番1号、東武谷内田建設株式会社東上営業所所長、榎本学でございます。

続きまして、議案第29号の参考資料を御覧いただきたいと思います。工事名は、町道菅谷31号線雨水管整備工事でございます。

工事の概要でございます。概算数量発注方式による発注でございます。延長107.35メートル、土工一式、函渠工104メートル、人孔工2基、仮設工一式でございます。

工事の概要につきましてご説明させていただきます。参考資料の最後のページの図面を御覧いただきたいというふうに思います。工事箇所は、武蔵嵐山駅西口駅前広場工事を実施する箇所でございます。ボックスカルバートにつきましては、900ミリメートルのものが42本で80メートル、1,000ミリメートルのものが12本、24メートルを布設させていただきます。ボックスカルバートを埋設する距離は104メートルとなっているところでございます。マンホールにつきましては2基、2か所を施工させていただきます。仮設工でございますが、高さ8,500ミリメートルの鋼矢板590枚を圧入し、工事を施工するものでございます。数量につきましては概算で積算しておりますので、施工により確定させ、今後変更にて対応させていただくことを考えているところでございます。工事につきましては説明は以上となります。

それでは、参考資料の最初のページにお戻りいただきたいと思います。契約までの経緯を説明させていただきます。請負業者等審査選定委員会でございますが、令和5年2月8日に開催いたしました。

公告期間でございますが、2月14日から3月2日に行いました。

入札参加資格につきましては、土木工事業で、経審点数が1,000点以上の関東地方に本店または事業所を有することとしました。施工実績は求めませんでしたが、工事を施工するに当たり、線路等に近接することになるため、受注資格として東武鉄道株式会社が認める鉄道主任技術者B以上を常時所有する者を輩出できる者としたものでございます。

入札参加申込み締切日は、2月27日でございます。

仕様書閲覧期間は、公告日と同日です。

質疑応答書提出日は、2月17日です。

質疑応答回答日は、2月22日でした。質疑は14点ほどあり、主に特記仕様書の内容についての確認でございました。

開札年月日でございますが、令和5年5月3日でございます。

入札結果は、次ページの入札結果表のとおりでございます。

10の落札候補者入札参加資格審査及び認定日でございますが、令和5年3月7日でございます。

入札参加者でございますが、東武建設株式会社埼玉営業所及び東武谷内田建設株式会社東上営業

所の2社でございました。

工期は、令和5年3月31日としているところでございます。先ほどご議決いただきました令和4年度一般会計補正予算（第7号）におきまして、繰越明許の議決をいただきましたので、工期の変更の契約を締結させていただきたいと考えております。工期の変更につきましては、8月末日を予定しているところでございます。なお、工期の変更は議決案件ではございませんので、何とぞご了承願いたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、契約保証金につきましては、請負代金額の100分の10以上の額でございます。

契約金の支払い方法につきましては、前払い金として40%以内の4,400万円を支払い、残金については、完成引渡し後、一括払いとするものでございます。

参考図書でございますが、図面のほかに入札結果表、建築工事請負仮契約書を添付してございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 工事請負契約の締結について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎延会の議決

○森 一人議長 ここで、延会についてお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は延会することと決しました。

◎延会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の会議は延会といたします。
ご苦労さまでした。

(午後 3時01分)

令和5年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

3月17日（金）午前10時開議

- 日程第 1 発委第 1号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定について
- 日程第 2 発議第 1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出について
- 日程第 3 発議第 2号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出について
- 日程第 4 発議第 3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福島	啓太	技監
杉田	哲男	総務課長
馬橋	透	地域支援課長
田畑	修	税務課長
贄田	秀男	町民課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
藤永	政昭	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
奥田	定男	教育長
高橋	喜代美	教育委員会事務局長

中 村

寧

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第1回嵐山町議会定例会第22日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、提案の趣旨を説明いたします。

発委第1号、令和5年3月17日、嵐山町議会議長、森一人様、提出者、議会運営委員会委員長、松本美子。

嵐山町議会個人情報保護条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となる。そこで、議会における個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるため、本条例を提案いたします。

続いて、条例の細部につきましてご説明をいたします。それでは、条例を御覧ください。本条例につきましては、全56条で構成をしています。

まず、第1章、第1条から第3条までの総則に関する規定です。第1条は本条例の目的、第2条では定義、第3条では議会の責務について規定しています。

次に、第2章は、第4条から第16条まで、個人情報等の取扱いに関する規定です。第4条は個人

情報の保有の制限等、第5条は利用目的の明示、第10条では従事者の義務、第12条では利用や提供の制限などについて規定しています。

次に、第3章は、第17条、第18条で個人情報ファイル等に関する規定です。第17条では議会が保有している個人情報ファイルの内容を記載した個人情報ファイル簿作成、公表することなどについて、第18条では個人情報取扱事務の登録について、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例中に登録簿を規定するため、本条に規定をしています。

次に、第4章は、第19条から第47条まで、開示、訂正及び利用停止に関する規定です。議会が保有する本人の個人情報の開示、提示、利用停止の権利、手続等について規定をしています。

まず、第1節、第19条から第31条までが開示に関する規定です。第19条では自己の個人情報の開示請求する権利を、第20条では開示請求の手続、第21条では保有個人情報の開示義務、第26条では開示決定等の期限で、開示決定等は開示請求があった日から15日以内と規定しています。

なお、開示請求や次節以降の訂正請求、利用停止請求の手続に関する事項については、法の規定により定める期限より短くすることを許容されており、執行部との差異が生じないように期限を統一しています。

第31条では、費用負担として開示請求に関わる手数料及び費用負担についての規定、個人情報保護の制定の目的、趣旨に鑑み、開示請求に当たる費用については無料とし、開示請求者に負担を求めないこととしています。その一方、受益者負担の観点から写しの作成に関わる経費や送付に要する実費については、開示請求者の負担としています。なお、町の条例においても同様の規定となっています。

次に、第2節は、第32条から第38条までで、訂正に関する規定です。個人情報の内容が真実でないと思料するものからの訂正を請求する権利を第32条で、第33条で訂正請求の手続を、第35条で訂正請求に対する措置、第36条から第38条では訂正決定の期限等について規定がしてあります。

次に、第3節は、第39条から第44条まで、利用停止に関する規定です。個人情報について条例の定める事項に違反して保有、訂正される場合に利用の停止、消去等を請求する権利を第39条で、第40条では利用停止請求の手続を、第42条では利用停止請求に対する措置を、第43条、第44条では利用停止決定等の期限等について規定しています。

次に、第4節は、第45条から第47条までです。審査請求に関する規定です。開示決定、訂正決定、利用停止決定またはこれらの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について規定をしています。第46条では審査請求があったとき、審査会へ諮問しなければならないと規定しています。全国町村議会議長会が示した議会個人情報保護条例では、審議会への諮問となっていますが、執行部の個人情報保護法施行条例では、個人情報保護審査会機能を持たせることとし、審議会は設置しないため、嵐山町議会個人情報保護条例でも同様といたします。

次に、第5章ですが、第48条から第51条まで、雑則に関する規定です。第48条では開示請求等を

しようとする者に対する情報の提供等を、第49条では個人情報の取扱いに関する苦情処理を、第50条では施行の状況の公表について規定しています。

最後に、第6章は、第52条から第56条までで、罰則に関する規定です。事務従事者が正当な理由なく、個人情報ファイルを提供した場合、不当な利益を図る目的で提供、盗用した場合等の罰則について規定しています。

第52条では、職員等が正当な理由がないのに個人情報のファイルを提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第53条では、保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供、盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第54条では、職員が職権を濫用して職務以外の目的で個人の秘密事項が記載された文書などを収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第56条では、偽りや不正により保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処すると最後に規定しています。なお、過料については、地方自治法第14条第3項の規定により条例で規定している要件としています。

附則ですが、本条例の施行の期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行する規定を定めています。

細部説明につきましては以上といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっとお聞きをしますが、提案理由の中に、議会は同法の適用除外になるためということで、議長のほうから諮問を受けて議会運営委員会で審議をしたのだというふうに思いますが、議運の中ではどのくらいの審議時間を置いたのでしょうか。また、何か問題点があったら教えていただければと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

松本委員長。

○松本美子議会運営委員長 2回程度だったというふうに思っています。

それと、委員会の中では、あえてこれをというような質疑応答等はございませんでした。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 議運の中では、これを皆さんが同意するというでここへ出されてきたのでしょうか。

○森 一人議長 松本委員長、お願いします。

○松本美子議会運営委員長 議運の中では、全会で委員さんが賛成ということで、諮問ですから、そのまま議長に答申という形で出させていただき、全協の中で議長が中心になりまして、この問題に

つきましては議論をしたというふうに思います。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） まず、この条例は、どちらのものを参考にされて、町村議長会のものを持ってきているのかなと思うのですけれども、どこから参考につくられたものなのか。

また、この近隣の町村でこれを制定したところはあるかお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

松本委員長。

○松本美子議会運営委員長 こちらの参考にしたものは、全国町村議会のほうから県のほうに渡りまして、それから各町村にということであつたものを参考にさせていただきました。

それから、近隣の関係につきましては、近隣だけでなく全国的に進めておると思っています。

○森 一人議長 ある程度私の知る限りでは、国から県、県からということで、各市町村において早めにこれを制定してくださいという形を取っていると思っております。4月1日からというのがスタンダードだと思います。

ほかに。よろしいですか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例の制定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、発議第1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出について、提案理由を述べます。

提案理由。東京電力福島第一原発事故から12年経過しました。原発事故で溶けた核燃料を冷やすために、毎日数百トンの水を原子炉に入れ、山側から海側に流れている地下水が原子炉建屋に流れ込んでいます。そのため、128万トン以上の放射能汚染水を太平洋に放出することを決定しました。福島原発事故により帰宅困難区域もあり、多くの人々のふるさとや人生を奪っています。また、子どもたちは健康不安を背負っています。このような事故を起こした歴史的事実がなかったかのように、原発の60年を超える運転を認める法案、原発新增設の方針を打ち出してきました。原発は運転を止めても人による管理が必要です。また、事故の被害は甚大です。原発運転期間の延長は経年劣化による事故の危険性を高めます。

人類を含めた生物の地球上の安全を求めるため、これ以上の原発によるリスクを抱えることはできず、本意見書提出を提案しますということで、裏面に移りまして、原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書を読み上げます。

原子力規制委員会は原子力発電所の運転期間「原則40年間」とした原子炉等規制法の規定を削除する意向である。

原発40年ルールは、福島第1原発事故後2012年に定めたものである。福島第1原発は運転開始40年の検査に合格したばかりの事故であるため、原子力規制法に運転期間を、原則40年間とし、原子力規制委員会の審査を経て、1回だけ20年延長できる旨の規制が盛り込まれた。

40年ルールを撤廃し老朽原発を動かすことは、地球上の生命を脅かす限りない危険を伴う。

- 1 運転により原子炉が中性子にさらされることによる劣化に加え、運転休止中も時間の経過を伴い、配管やケーブル、ポンプ等、原発の各設備部品が劣化する。交換できない部品も多く、電力会社の点検できる範囲も限定的である。
- 2 設計から時間が経過していることにより、個別の原発プラントに関わり、その特徴や故障、事故の経歴を知っている熟練技術者が既にない。
- 3 再度、我が国において原発事故が起き、大気・海洋への放射能汚染の可能性が大きい。現在、福島原発事故後の安全な廃液処理ができずに海洋放出が行われようとしているが、核廃棄物の海洋放出は海洋生物の放射能汚染を引き起こし、また、世界各国への影響は大きく、各国との友好関係を壊すことになる。

記

老朽原発の運転期間制限を緩めず、少なくとも現行の原発運転期間の「40年ルール」を厳格に運用することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、経済産業大臣、原子力規制委員会委員長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まず、この意見書、この間のNHKの何でしたか、アンケートでも40%ぐらいがよし、その50%を超えるものがちょっと考えたほうがいいよというようなアンケートが出ていましたけれども、この意見書を提出されてきた背景、いわゆる渋谷さんは原発には賛成なわけなのでしょうけれども、原則40年を守らなくてはならないという意見書なので、だけれども、ウクライナのああいふ侵攻があった状況の後の日本の電力需要というか、電力供給の状況、それから電力価格の高騰、そういったことについてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 質問事項としては、今のウクライナの後の電力状況という、エネルギー状況について聞くということで、どう考えているかということによろしいのですか。私は、すみません。NHKの放送を見ていないので、質問事項はそういうことというふうに限っていいのですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） はい。それではお話しします。

今、ヨーロッパなんかもウクライナのことによって、一時的にガスを使ったりしていますけれども、基本的には再生可能エネルギーに方向性を変えようとしていますので、これについては、私も再生可能エネルギーのほうに方向を変えていく、それが今の一番大切な、必要なことだと考えていますが、そういうふうな答えでいいですか。基本的に原発に関しては、GX推進法というのがこれから出されるそうですけども、反対していますけれども、取りあえずこれだけはやっておかないと、非常に危険なことであると考えますので出しています。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） もう少し現状の認識ですね、今日本の、いわゆる電力の消費含めて、この原発の期間を延ばさないと、なかなか追っついていけないというのが政府の考え方なのです。その辺については、そんなことはないよというふうに思われているのでしょうか、いかがですか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今、日本にある原発というのは33基なのです。そして、そのうち稼働しているのは8基なのです。その8基が非常に老朽化して危険なので、それをやっていくということなのですが、今の状況で老朽化した原発が何かあったときに、もう日本は取り返しのつかない状況になるので、これは取りあえず、取りあえずというか早急に40年ルールは守っていただきたいということです。だから、原発というのは8基で、その中の、それもどの程度運営しているかという形ですと、この原発による電力というのは非常に少ないと考えますが。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ベース電源ということで20%ぐらいが言われていますけれども、実際はそこまで届いていないのでしょうか。ただ、それは新規に原発をやはり造っていくということは、な

かなか今の日本の国政上できないから、その次の手段としては、ある程度安全性を確認しての稼働、そこにやはりつなげていくしか、今日本の電力を生み出してやっていくということが、今日本のできることなのだろうなというふうに私は判断しているのですけれども、そこを止めたとき、どういうふうにして、さっき太陽光とかいろいろおっしゃったけれども、ヨーロッパなんかでも今はもう、ドイツなんかはもう一回原子力をやっぱりやらないと駄目なのだというような考え方も出ているわけですが。その辺を併せて考えてみたときにどうなのかなというふうに私は疑問があるのですが、いかがですか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先ほども話しましたように、原発回帰というのは、ドイツで行われているのは私は聞いておりません。そして今、火力によるものを一時的に行っていて、原発は非常に危険であるというのが世界というか地球上の認識であって、日本だけがそういうふうな形ではないというふうに思っております。そのことについて、どのような報道や何かを見て、そういうふうに発言されているのか分からないのですけれども、私の知っている限りでの報道では、そういうふうなことは出ておりませんので、そういった一つの操作される報道というのは、特にNHKなんかは危険なものですけれども、そういったものを出してくるというのは、私は問題が多いかなというふうに考えていますし、今の状況でどのような形を、人々が地球の生命の安全性を考えるために運動しているかということを見ると、その持っている報道のメディアの考え方にもよると思うので、それは言えないのかなというふうに思います。私は、再生可能エネルギーをこれからも進めていくという、ドイツもそうです。うんと上がってきていますし、それから地熱なんかもそうですし、オランダなんかもそうです。そういうふうな形で上がってきているので、ちょっと今、資料を持ってきていませんけれども、そのことについては全く原発を進めていこうという動きはないと考えますが。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 以前の意見書のときに渋谷議員は、電力は足りているのだという何かお話がございました。原発を使わなくても全然電力は足りていると。今、電気代が、1月の明細を見て私もびっくりしてしまったのですけれども、1.5倍になりました。また、この4月1日から20%アップになるというお話があるのですが、どういう電力を使って今足りているというお話だったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 火力による電力だと思いますけれども。火力で、だから火力の輸入というのか、ウクライナ、ロシアとの関係で、その路線がある程度切れてしまったというのか、それで火力を得るために多く上がってきていると思います。原発に関して言いますと、原発のほうに電力

会社は、そのお金を使っているわけですから、その部分が上がってきていると思いますし、再生可能エネルギーのほうに国がお金を、原発に関わるお金ではないほうを回してくると、全然違った状況になると思います。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 原発を使っている関西と九州のほうは、確かに値上がりはしているらしいですけれども、こちらの東北や関東圏に比べると緩やかな値上げというのはご存じでしょうか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それはどの程度の緩やかさか分かりませんので、そのことについてなら、逆質問をさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 お答えになりますか。

〔「お答えにならない」と言う人あり〕

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今のお答えにならないと言ったのですけれども、あまり金額的には値上げにはなっていないというお話を伺っております。一応今のお答えに対してお答えしますけれども。

それで、先ほどオランダやドイツや地熱のほうに変えていくというお話がありましたが、今ドイツはフランスの原発から電気を買っているというのはご存じでしたか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それはあるかもしれませんが、基本的に火力の部分でやっていたものを、再生可能エネルギーが不足するのならそうでしょうけれども、今現在の状況の中で、火力の部分が足りないわけですから、その部分はあるかと思いますが、フランスにおいてもいろいろな状況にあって、必ずしも原発を推進していくという動きにはなっていないはずです。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） お聞きします。

確かに諸物価、非常に高騰しています。何でもかんでもみんな上がって、電気料金等も当然上がっているわけですが、ということになると、物を生産するのに電力使うわけですから、物は上がっています。ですけれども、私はそれについて肯定というか、それでもいいとは思っているわけではないですが、やっぱり危険な部分が原発についてはいつも付きまとっているのです。私の暮らしているこの埼玉であっても、原発が爆発したときに、あと少しでこの嵐山町もそのエリアに入るところだったのです。ですから、いまだかつて何か嵐山産といっても、いろいろなものが安心して皆さんに買っていただけるような状況なのですけれども、それがさらに60年に増えていくと、非常に危険度がどんどん、どんどん増したなというふうに思うのです。住民の方は、そのエリアの人は反対をする。そうではないところの人は肯定をするというか、仕方ないだろうというようなこと

でございます。ですけれども、40年から60年に引き上げていったときに、住民の意識も十分変わってくるかなというふうに思うのですが、渋谷さんはそのところを、今これについて反対なさっている方がいろいろ諸物価等のことについて疑問を持っていますが、将来的には変わっていくかなというふうに思いますか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさいね。おっしゃっている質問の意味が分からないのですけれども、60年になったら、それを皆さんが肯定していく方向になるだろうというふうなことから、逆に反対していく方向になるだろうというふうに思うかということなのではないでしょうか。

○森 一人議長 少し伝わりづらかったらしいので、もう一度、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 賛成する人と反対する人がいますよね、その40年から60年に持っていくときに、60年に持っていくというのはリスクがどんどん増えるということだというふうに通常では考えられます。そういう方がさらに増えていくというふうに私は思うのですけれども、渋谷さんはそうではなく、今のままで増えていっても、危険度が増すのだけれども、肯定する人、いわゆる40年で、危険は40年でも60年でもそんなに変わらないのだと、そういうふうな人がいることに対して、その人たちの気持ちがどのように変わっていくか、どのようにお考えですかというのを聞いているのです。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それは啓発の仕方だと思うのです。例えば政府のほうが発電は60年になっても安全だよというふうな安全神話をニュースで流したりすると、それはそうなのかもしれないというふうに思う方もいらっしゃるだろうし、でもこれは40年というのは、原発事故が起きて、40年でさえ原発事故が起きたので、この原発事故がまたいつ起きるかもしれないから、特に老朽化したことに関しては非常に危険であるという啓発が行われてくると、それは反対、原発は40年以内にしたほうがよいというふうな方が増えてくると思います。それは啓発の仕方だと思うのですけれども。

○森 一人議長 ほかにありますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号 原発運転期間「原則40年」規定方針の遵守を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、発議第2号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

提案理由。岸田内閣の新たな国家安全戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画には、中国、北朝鮮の軍備力増強、ロシアによるウクライナへの侵攻等による不安を一掃するため、全国の自衛隊基地を核兵器などの攻撃に耐えるように強靱化するという名目で、我が国を他国に脅威を与える軍事大国にさま変わりさせ、射程2,000キロ、3,000キロのミサイルを配備し、中国・北朝鮮の都市をミサイルの射程に入れようとしています。他国が日本を軍事的脅威と感ずることで、他国との緊張関係が悪化し、戦争のリスクを抱えることとなります。ウクライナ情勢を見ても戦争は国民に非常に悲惨な状況を強めます。このような事態を避けるため平和のための外交を行い、米国の要求する43兆円もの大軍拡を撤回することを求めるために本意見書を提出します。

裏面に行きます。

敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書

2022年12月16日、国会での審議も国民的な議論もないまま、岸田内閣は新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（安保3文書）を閣議決定した。

これまで他国を攻撃する兵器の保有は、憲法の趣旨に反するものとして保有を認めていなかったが、安保3文書には敵基地攻撃能力の保有を明記し、その費用を含み今後5年間の防衛費を総額43兆円として日本を軍事大国とするものである。

相手国に脅威を与える兵器を保有しないとされた歴代政府の専守防衛方針を転換し、日米安保体制での日本の盾としての役割を変容させる。

岸田内閣は相手国が武力攻撃に着手した時としているが、相手国が武力攻撃に着手したかの判断基準が示されておらず、実際には相手国からの攻撃がなされる前の段階から行使できる。敵基地攻撃能力の行使は、憲法及び国際法に違反する先制攻撃になりかねない。

しかも敵基地攻撃能力は我が国と密接な関係のある他国による武力攻撃が発生した場合は、敵基地攻撃能力を行使することができることになっている。

日米安保体制のもと、日本はアメリカ軍と一体となって全面戦争に引き込まれることになる。

他国の基地を直接攻撃することができる軍事力を保有することは、日本が周辺諸国に対して威嚇的効果を持つことになり、外交上の緊張が高まる。敵基地攻撃能力の保有は、日本を軍拡競争に駆り立て、相手国からの報復攻撃を呼び、沖縄、日本国土を戦争の惨禍に陥らせる。

以下、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の白紙撤回を求める。

記

1 国家予算において全面的な軍事優先で「戦争する国づくり」となる2027年度で43兆円を講ずることを直ちに撤回し、日本国の少子高齢化への対応ができる歳出を構成する政策に変更すること。

2 武力を武力によって制することはやめ、平和的外交を積み重ね、国際的秩序の維持と国際平和を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、総務大臣、財務大臣、防衛大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この意見書の内容と同じようなものが、嵐山町の議会を調べてみると、平成28年だったかな、出ていまして、私そのとき反対討論をしているのです。それで、今また政府が安保3文書を閣議決定したということで、これについてはいろいろと賛否両論があると思うのですが、やっぱり現状認識ですよ。それから、今のロシア、それから中国の習近平体制とか、そういったようなことを含めて、非常に日本の置かれている現状が、いろいろな意味で脅かされてきていると。あるローマのことを書いている作家の方が、やはりあれだよ、自分の国のことを自分で守らない人たちに、自分の若い人たちの兵士を送ることはできないよねという、ある国の意見があったということが書いてありました。やはり外交で本当に行けるのであれば、一番それは結構なことなのですが、外交で立ち行かないような状況になっている。そして、やっぱりこれは日本の国土というか、日本の国を守るという大事な内容になっているわけです。そういういわゆるあの頃からまたさらに今厳しさを増している国際情勢については、渋谷さん、どのようにお考えになっているのですか。

○森 一人議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今の日本の現状、世界の現状というのは、アメリカがグローバルリーダーシップを取りたいという形でいろんなところに攻撃をかけているというのですか、そのために結果としてロシアがそういったことをやったり、北朝鮮が行ったり、そして特に中国に対してアメリカが主導権を取りたいというふうな形があるので、中国も逆に軍拡を広げている。そういうふうな形の現状があると私は見えています。ですから、しかもアメリカはこの前、昨日でしたか、銀行破綻ですか、そういうふうな状況、2行なってきたという状況になっています。アメリカのグロー

バルリーダーシップを取ろうというふうな思いが非常に強く、それが逆に中国やロシアを刺激している。それがなければ全く、もう少し別な形ができていないのではないかというふうに考えますし、今の戦争に対しての脅威というのは、これはグローバルリーダーシップをアメリカが取りたいということにほかならないので、それに対して今の状況をはっきりどのように国際状況を見るかという考え方がある程度確立していないと、そこの表面的な部分で流されてしまって、結局若い人を、私も非常に危険だ、今は危険な状況になってきていて、戦争に駆り出す、そして日本自体も戦争の中に、戦地となってしまうというか、悲惨な状況が起きてくるようなことがあって、例えば原発に一つミサイルが落ちこちてしまったら、それでもう終わりというふうな感じの日本の現状になっていることはよくよく分かっていて、そしてそれが抑止力、今やっているミサイルで攻撃するなんていう、落ちる前に攻撃するなんていうことは実際に不可能であるから、そのために敵地に、例えば北朝鮮とかいろいろなところに、射程に届くミサイルを配置して、そこの部分で相手国がミサイルを発射しそうだというふうに感じたら、そこのところを攻撃するということが反撃能力というふうなことになってくるのですが、そんなことをしてしまったら、ますます日本はアメリカを擁護する立場になってくるので、非常に危険な状況になっていると思うのですけれども、そのような国際情勢であることをどこで考えていくかということです。そこの問題は非常に重要で、うっかり今の現状に乗ってしまうと、ここの根本の部分が分からないので危険です。

もう一つ、平成28年という2014年になりますか。それというのは、安倍晋三が閣議決定したときですよ。そういうふうに思います。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第2号 敵基地攻撃能力、反撃能力保有の白紙撤回を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、発議第3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求め

る意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書について、提案理由を述べます。

保育所の保育士による子どもへの虐待、通園バスでの置き去りなどが報道されています。保育士の虐待は、体罰によるしつけの習慣が残っていること、保育士の業務が多忙で苛酷であることがその原因であると言われていています。保育士の研修、業務の多忙さに対しては、保育士の配置基準を見直し、ゆったりとした保育ができる環境への改正が必要です。都市部における保育所の待機児童数が多い課題は、1人当たりの面積基準を緩和することで対応しました。コロナ禍において子どもの面積基準を再度見直す必要があります。保育所の保育環境をよりよいものにするために本意見書を提出します。

保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書

コロナ禍において、保育所等の重要性は広く認識され、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるためには、現在の保育所の子ども一人当たりの面積基準と年齢別の保育士の配置基準を引き上げる必要がある。

保育所の面積基準の弾力的な運用で、待機児童の多い地域では定員を超えて児童を受け入れ、待機児童の減少が実現した。

一方で、コロナ禍による密を避けなければならない、感染予防等で保育士の負担は大きい。また、保育士一人当たりが保育する子どもの数の基準は、国際的にみても低い基準である。文部科学省の2021年度公立小中学校の1学級当たりの平均児童数は22.7人となっている。

しかし、幼児を長時間生活する保育所等は、4・5歳児30人に1人の保育士配置基準で、基準制定以来70年以上見直しがされていない。

0歳児は3人に1人、1・2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人が保育士の配置基準である。

令和3年度に実施された厚生労働省の調査によると、保育士の年収は平均約382万円、国税庁が調査した令和2年度時点の民間平均給与は約433万円で、専門職でありながら民間給与を比較すると50万円ほど低い。

本年4月「子ども家庭庁」を創設し、子ども関連施策の充実、推進をめざすという。

コロナ禍での保育環境の改善、職員の処遇改善を進めるために、国においては必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く求める。

記

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と保育士の処遇を抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、参議院議長、衆議院議長、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私も渋谷さんがこの意見書を出されたときに、この基準制定以来70年以上見直しがされてこなかったということの、なぜなのだろうなというのが調べてもなかなか分からないのです。それで、現在少子化が進んでいる中で、今待機児童が出たので、面積を緩めたわけですが、その辺のところについてはどのように、70年もこれが見直しされずに来ているという背景はどういうふうに捉えているのかが1つと、それとこの意見書を、保育士の処遇、それから最低基準見直しとなると、今現在でも保育士の数が足りないわけです。配置基準がなかなか、町単独でもつけたりしながらやってきているのだけれども、実際の保育士の数が足りないということは、これいかにせん基準を緩めようと何としようと、保育士の数が足りないことにつながってくるわけです。その辺のところの2点についてどのようにお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ゼロ歳児から2歳児に関しては基準が変わってきているのです。だけれども、4・5歳児に関しては、なぜだか分からないのですが、ずっと続いてきている。それは、小学校の学級定員数が、私が知っている限りでは45人から40人になって、やっと今35人になったわけですね。それが中学校まで行くということがあって、そのところが影響しているのかなというのを感じます。それとあと、長時間保育が求められているので、長時間保育の新たな人を入れるというふうな形もあって、そのことが基準になっているのかな、そのところがあって入っていないのかなというふうに思います。それと、その70年間というのは、4・5歳児が変わってこなかった経緯というのはなぜだかというのは、こちらも分かりませんが、そういうふうなことは考えられると思います。

あと、保育士自身が足りないということは、保育士資格を持っている人は、現状ではたくさんいるのですけれども、だけれども、保育士の処遇が悪過ぎるということが一つ多いので、だから保育士は、資格を持っている人が普通の民間の企業に勤めたり、あるいは家庭の中に潜っているとかな、そういったことがあるのだと思いますから、処遇改善して行って、働き方改革をしていくと、かなり今眠っていらっしゃる保育士の資格を持っていらっしゃる方は出てくるのかなと思いますけれども。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうでしたね。ゼロ歳とか、そういったところは少し緩和されたというか、

見直しがあったわけですがけれども。

それで、この意見書が民間給与と比較すると、保育士の平均が50万円ほど低いということです。そして、今ここに書いてあるように、国においては必要な財源を確保してやってもらいたいということで意見書になっています。もし民間企業並みに保育士の給与を上げて、そして面積基準等を含めて見直したときに、配置しなくてはならない保育士の数は増えますよね。そうしたときの財源的なものというのはどのように、どのくらいの金額が必要だというふうに、この意見書を出される以上、考えていらっしゃると思いますが、いかがですか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） その金額に関しては、私は計算していません。

面積基準に関しては、多くは都内の保育園とか、そういったところで待機児童を解消するために行われてきたわけですがけれども、そのことも含めてもう少し基準を厳しくしていくと、それなりの配置基準というか、ある程度のものが、保育を希望される方が必要なわけで、だからそのための動きというのがあると思いますし、財源に関しては別の形で財源を、ほかのところの部分、例えばいろいろなところの、今やっているところを、私なんか考えると不要だなと考えるような部分を削減していけばよろしいかと思いますが。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 1点質問させていただきたいのですけれども、意見書案の本文中で、公立小学校の1学級当たりの平均児童数を出していますけれども、小学校は平均児童数で、片や最低基準ですから、この辺で平均をここに書き込んだという理由を教えてくださいなのですが。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは小学校の平均が22.7人だから、平均的には4歳児、5歳児も22人でやっているけれども、それから保育園の平均的なものというのは、私は出ていないのではないかなと思うのですけれども。保育所がたくさんあるので。保育園っていろんな形で、公立の保育園もあるし、それから民間もあるし、民間のほうが多いのですか、公立よりも。だから、出すことは難しいのではないかなと思うのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） まず、昨日の議案第8号で、ゼロ歳児は3人に1人、そして1歳児は、ここに1歳、2歳児6人に1人と書いてありますが、嵐山町においては、1歳児は4人に1人の先生、そして2歳児は6対1ということで、昨日ご説明があつて、渋谷議員も昨日の議案に対しては賛成されておりました。記のところの保育所などの最低基準の職員配置は、とにかくこの文章の中にある4歳、5歳が30人に1人というのが大変なのだという部分のことを指しているのか、また面積

基準については、さっき東京のお話されていましたが、東京都で面積を広く取ろうと思ったら大変なことになってしまうと思うのですが、これ面積は小さくする、大きくする、どっちなのでしょう
か。

○森 一人議長 面積基準についてです。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず最初に、昨日の家庭的保育所ですけれども、基本的に2人を配置し
なくてはならないのです。家庭的保育所は、保育士は2人が配置されるということなので、4人
になっても、最低4人でも2人は配置されているということなのです。

それともう一つ、面積基準ですけれども、広くするのが当然ですよ。コロナ禍で非常に密にな
っているのです、そここのところが問題になっていて、そしてそのために保育士さんたちが非常に苦勞
しているので、だから広くすることが基準で、そして建物の配置に関していえば、今の状況
の中で狭いところというのは、建物の面積が狭くても詰め込むということですから、それをもう少
し増やしていけばいいだけの話ですよ。保育所の数を増やしていくということでも可能になると思
いますけれども。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そうですよ。だから、広さというよりも数を、部屋を増やしていけばな
るということだと思うのですけれども。それで、今保育園にうちの孫も通っておりますが、大きな
保育園ですけれども、1クラスに現状、今4歳、5歳でうちは行っておりますが、30人マックスの
保育園、見る限りそうそうないのですけれども、30人マックスで取っているような保育園というの
はあるのでしょうか。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） マックスで取っている保育園がどこにあるか分かりません。そして、嵐
山町、この近辺だったらそういうふうな状況になっているのかなと思いますけれども、私はマック
スで取っているために非常に、マックスでなくても保育士が不足しているためにいろいろな虐待と
か、それから通園バスの置き去りとかということ自体が起きてくるのであって、マックスで取っ
ているところがどのくらいあるかというのは知らないです。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第3号 保育所等の最低基準の引き上げと保育士の処遇改善を求める意見書の提出

についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。執行部が入ってこられます。では、11時10分開始とさせていただきます。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時05分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は2月24日に開会され、3月17日の本日まで22日間にわたって極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和5年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、誠にありがとうございました。

私ども執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託に応える決意であります。なお、議案審議並びに一般質問等を通じまして、ご提言のありました諸問題につきましても十分検討いたしまして対処する所存でございます。

また、今年度任期満了で退任される奥田教育長におかれましては、今後数十年にわたる嵐山町教育行政の礎となる様々な事業の方向性をお示しいただきました。その教育行政の手腕からは、多くの価値あるご教訓を賜りました。その功績に対し、心から感謝申し上げます。

さて、厚生労働省より、3月13日からのマスクの着用の考え方が示され、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となりました。しかし、嵐山町役場職員は従来どおり、窓口対応する際は、マスクの着用を原則として感染防止対策を当面継続してまいります。皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は嵐山町立幼稚園で卒園式が挙行されました。コロナ禍にあり、町内小中学校も多くの学校行事が縮小を余儀なくされる中であっても、子どもたちは順応、協調、忍耐、工夫、思いや

り、様々な力を身につけたに違いありません。この経験は、将来きっと生きるときが来ると信じております。子どもたちの輝く未来のために、今後も人が宝のまちづくりを推進してまいりたいと思います。

結びに、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後ともご健勝にてさらなるご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも令和5年第1回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月24日に開会いたしました本定例会も無事に会期を終えることができました。令和5年度当初予算をはじめとする重要案件について、真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。特に予算特別委員会におきましては、畠山委員長、狛守副委員長には、委員会の慎重なるご審議にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、町職員の皆様には、議会、特別委員会運営の際、特段のご理解、ご配慮を賜りましたことと、答弁に当たり懇切丁寧にご説明をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

結びに、佐久間町長をはじめとする執行の皆様、町職員の皆様のご健勝とさらなるご活躍、そして人が宝のまちづくりのさらなる推進をご祈念し、定例会閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 以上をもちまして、令和5年第1回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員